

NIDS

転換期としての1980年代

——ベトナム戦争後のアメリカと安全保障環境

令和8年3月



NIDS

防衛省防衛研究所

転換期としての 1980 年代——ベトナム戦争後のアメリカと安全保障環境

目 次

はしがき		iii
第 I 部	総論——転換期としての 1980 年代	
第 1 章	レーガンと世界	
	ピーター・L・ハーン (翻訳：進藤 裕之)	3
第 II 部	ベトナム戦争後のアメリカ軍の変革と実践	
第 2 章	1970 年代後半におけるアメリカ陸軍指揮幕僚大学の教育 ——ベトナム戦争直後のミリタリープロフェッショナリズムの影響	木下 幸祐 15
第 3 章	1980 年代のアメリカ陸軍指揮幕僚大学における教育改革 ——学究と思索を重視する教育への変革はどのように成し遂げられたのか	木下 幸祐 31
第 4 章	1980 年代後半におけるアメリカ陸軍の低強度紛争の認識と取組 ——「平時不測事態作戦」の概念と適用を中心に	新福 祐一 43
第 5 章	1980 年代におけるアメリカ軍の LIC 研究 ——陸軍と空軍の LIC 協同研究を中心に	新福 祐一 61
第 6 章	イラン人質救出作戦（1980 年）の実相と影響 ——ゴールドウォーター・ニコルズ法の一起源？	小椿 整治 79
第 7 章	「ベトナム症候群」の払拭？ ——対グレナダ軍事作戦（1983 年）の経緯と帰結	小椿 整治 101
第 8 章	戦争プロパガンダと戦争報道 ——ベトナム戦争から湾岸戦争まで	吉田 ゆかり 125

第 III 部	アメリカ外交の展開と同盟関係の発展		
第 9 章	西欧安全保障における「包括化」の胎動と米欧関係 ——NATO「南方側面」の変容を手掛かりに	伊藤 頌文	153
第 10 章	ユーロコミュニズムと西欧安全保障 ——ヨーロッパ冷戦の一断面	伊藤 頌文	171
第 11 章	NATO 相互支援法の成立経緯と ACSA 制度の展開 ——多国間ロジスティクス支援態勢の制度的基盤	石原 明德	191
第 12 章	レーガン政権における対日政策の転換 ——同盟の負担分担問題の文脈	石田 智範	211
第 IV 部	レーガン政権期のアメリカをめぐる研究動向		
第 13 章	文献案内 ——レーガン政権期の政治・軍事を中心に	進藤 裕之	233
初出一覧			237
執筆者一覧			239
奥付			241

はしがき

——本書の射程と構成

本書は、現在に至る世界の安全保障問題の変遷とその歴史的背景を探る試みとして、1980年代を時代の転換点に位置付け、国際政治・安全保障の最重要かつ中心的なアクターたるアメリカを主軸に据えつつ、同盟国や周辺領域の動向も含めて軍事と政治の諸相を検討した論文集である。

現代世界を良かれ悪しかれ規定してきた、冷戦終結後の国際秩序の動揺が明らかとなり、国家間の大規模な武力衝突の再来と、それに連なる大国間競争の再燃を捉えて、「ポスト冷戦」時代の終焉がいはれる。ただし、その「ポスト冷戦」期がいかなる時代であったのかについて、米ソ冷戦の終焉をもって幕を開けたという起点を除けば、その共通了解を醸成する作業は緒に就いたばかりといえる。

米ソ冷戦の終焉とともに、新たな時代の到来を告げたのは湾岸戦争であった。この戦争をもってアメリカは自らの圧倒的な軍事力と政治的なリーダーシップを発揮し、国連安保理を中核とした集団安全保障のシステムが曲がりなりにも機能する時代を牽引した。しかし周知の通り、すでに世界はそうした前提が通用しない局面を迎えつつある。「ポスト冷戦」時代の終焉を憂える言説が指摘するのは、主としてこの点であろう。

かかる問題意識の背景として、先に戦史研究センター国際紛争史研究室では、湾岸戦争の態様とその国際政治上の影響を検討し、その成果を『湾岸戦争史』として刊行した。一連の取り組みを通じて、湾岸戦争における勝利をもたらし、ひいては新時代の幕開けを力強く宣言した、アメリカの強大な軍事力に支えられた同国の政治的リーダーシップは、ベトナム戦争における挫折からの再起という大きな文脈の中で培われたことを確認した。すなわち湾岸戦争の勝利は、ベトナム戦争後のアメリカが、世界との関わり方を苦悩とともに再び模索した結果であった。

そこで本書は、ベトナム戦争と湾岸戦争の狭間の時期をいわば「長い1980年代」と捉えることで、転換期としての時代性を浮かび上がらせることを試みた。すなわち、『湾岸戦争史』の前史ともいえる1980年代のアメリカの軍事と外交に焦点を当てて、「ポスト冷戦」期の到来をアメリカがいかに準備し、世界の軍事・政治といかに相互作用をおよぼしたかを探ることにした。とりもなおさず、それは「ポスト冷戦」という時代を歴史のなかで再定位する作業にもなった。

☆☆☆

本書の構成は以下の通りである。まず第I部は総説として、第1章（ピーター・L・ハーン、進藤裕之訳）でロナルド・レーガン（Ronald Reagan）政権期のアメリカと世界との関

わりを鳥瞰的に検討する。政治と軍事をめぐる同政権の取り組みをグローバルな視点から描き出し、次章以降の個別具体的なテーマを包摂する全体の見取り図を示す意味で、巻頭に相応しい論考である。

第II部では、ベトナム戦争で手痛い挫折を経験したアメリカ軍が、いかなる形で自己変革を断行し、それが1980年代に遂行された軍事作戦でどのように実践されたか、その成果と課題も含めて幅広く考察する。まず、アメリカ軍の改革や検討という点で、第2章（木下幸祐）は、ベトナム戦争後のアメリカ陸軍が同戦争の教訓をいかに引き出したか、ミリタリープロフェッショナルリズムの観点から、アメリカ陸軍指揮幕僚大学における教育の変容を題材に論じる。これを踏まえて第3章（木下幸祐）では、実際に指揮幕僚大学でおこなわれた1980年代の教育改革に焦点を当て、学術的な考究の方向性が根付く過程を論証する。第4章（新福祐一）においては、1980年代のアメリカ陸軍が低強度紛争をいかに認識し、実際にどのような取り組みがなされたのか、「平時不測事態作戦」の概念を手掛かりに論じる。続く第5章（新福祐一）は、アメリカ陸軍と空軍の低強度紛争に関する協同研究を取り上げ、その役割と意義について分析している。

また、アメリカにとって1980年代は、ベトナム戦争や湾岸戦争のように大規模な軍事力行使の機会はなくとも、軍事行動の不在を意味するものではなかった。すなわち、実際にアメリカ軍が実施した軍事作戦についての考察も、本書の不可欠な一要素であるといえよう。第6章（小椿整治）は、イラン革命に端を発するアメリカ大使館人質事件と1980年の人質救出作戦の経緯と結果を検討し、爾後のアメリカ軍に与えた影響を考察する。第7章（小椿整治）では、1983年のグレナダへの武力介入の事例を軸に、同時代のアメリカの軍事行動の実相を明らかにするとともに、それが湾岸戦争に至る次の時代の行動様式を規定する端緒になる過程を分析している。また第8章（吉田ゆかり）は、ベトナム戦争を経て喫緊の課題となったメディアへの対応を、アメリカ軍がいかに認識し実行したか、1982年に生じたフォークランド紛争の教訓という参照軸にも触れつつ、湾岸戦争までの広い射程で鳥瞰的に論じる。

そして第III部は、安全保障問題を中心に、アメリカ外交の展開と同盟関係の発展を、ヨーロッパとアジアを中心に論究する。第9章（伊藤頌文）は、冷戦期のアメリカと緊密な同盟関係を築いた西欧諸国の動向を主軸に据えて、北大西洋条約機構（NATO）を中心とする当該期の西欧安全保障の諸相を、戦略的な要衝たる地中海の政治・軍事情勢を題材に分析する。続く第10章（伊藤頌文）では、同時代のヨーロッパにおける政治的潮流として無視できない存在感を有したユーロコミュニズムを取り上げ、アメリカや西欧諸国の対応と、一連の事象が米欧関係および西欧安全保障に与えた影響を検討する。第11章（石原明德）は、多国間でのロジスティクス支援態勢を制度的に基礎付けたNATO相互支援法と、それに基づく国際的な物品役務相互提供協定の成立過程を、アメリカの動向を軸に考察している。第12章（石田智範）では、東アジア国際政治を規定する最重要の存在である日米同盟を取り上げ、同盟の負担分担をめぐる文脈から、レーガン政権期のアメリカによる対日政

策とその転換を論証する。

最後に第 IV 部では、第 13 章（進藤裕之）で 1980 年代のアメリカ政治外交、軍事、安全保障に関わる基本的な必読文献を紹介し、本書で取り上げる個別の事象に関わる研究上の手引きを提供する。当該期が歴史研究の対象となったのは比較的最近であり、今後の研究の道標としても有益なものとなろう。

☆☆☆

以上のように、本書では「転換期としての 1980 年代」という視角を導入して、国際政治や安全保障の最重要アクターであるアメリカの動向を中心に、同国の政治・軍事面の軌跡と、関係する諸アクターとの相互作用を、幅広く検討している。文官研究者と自衛官研究者が問題意識を共有しつつ、それぞれの専門と研究関心に沿って執筆された、バラエティに富む論考が、本書には収録されている。その意味で、このテーマに関する学術的な論証と政策的な示唆の両面において、本書の内容はユニークな貢献をなし得るものと自負している。

むろん、本書の内容は各執筆者の個人的見解であり、防衛研究所および防衛省、日本政府の見方を代表するものではない。また、事実関係や解釈の誤りがあった場合も、その責任は専ら各執筆者が負うものである。本書が、混迷を深める今日の安全保障環境と、その歴史的背景に対する理解を深める一助になれば、執筆者一同にとってそれ以上の喜びはない。

2026（令和 8）年 3 月

執筆者一同を代表して

戦史研究センター国際紛争史研究室 伊藤 頌文

第 I 部

総論——転換期としての 1980 年代

第1章

レーガンと世界

ピーター・L・ハーン

(翻訳：進藤 裕之)

序論

世界情勢の考え方が冷戦初期に形成された保守主義者のロナルド・レーガン (Ronald Reagan) 大統領によって、1980年代のアメリカの政策の方向性と調子が決定された。リチャード・ニクソン (Richard Nixon) 政権の下で萌芽したデタントの精神を拒否したレーガンは、ソ連との対立を受け入れ、「悪の帝国」と称した大国と協力する機会を軽視した。

ハリウッドで20年間、俳優とともに公に対するコメンテーターとして活躍した後、レーガンは1960年代に政治の場における活動を開始した。1964年に彼は超保守主義者のバリー・ゴールドウォーター (Barry Goldwater) の大統領選挙運動を支持し、1967年から1975年までカリフォルニア州知事を歴任した。1976年には現職のジェラルド・フォード (Gerald R. Ford) 大統領の対抗馬として、共和党の指名を勝ち取る一歩手前まで迫り、1980年の大統領選挙で共和党候補になると、イラン大使館人質事件をはじめとする難題の解決に難渋して追い詰められていた、民主党の現職大統領ジミー・カーター (Jimmy Carter) に勝利した。

大統領在任中、かなりの期間にわたって、レーガンは世論から幅広く支持され続けた。あたかも祖父が孫に話しかけるような雰囲気があった上に、一定の客観性も醸し出し、ユーモアに富んだレーガンは意志伝達の名人であり、彼の直観を信用し、後に着いて行くべきであると、国民の大部分に思わせることに成功した。1984年には得票率59パーセントで、選挙人票も525票を獲得し、13票に留まった民主党のウォルター・モンデール (Walter Mondale) 候補を余裕で退けて再選を果たした。

レーガンを30年も追い続けたジャーナリストであるルー・キャノン (Lou Cannon) は、レーガンは「力と愛国心と愛嬌」をもって「自らの確信と無知とに自信を持ち続けた」と1987年に記した。他方、レーガンの無知については、度々マスコミに取り上げられた。つまり、レーガンは何時間もテレビを視聴する、閣議で居眠りする、簡単な詳細事項に惑わされる、原稿なしで話せばとちる、などとマスコミに批判された。レーガンの確たる信条

* 本章は、2021年1月29日に防衛研究所戦史研究センターが開催した戦争史研究会における、ピーター・L・ハーン (Peter L. Hahn) オハイオ州立大学教授による講演「レーガンと世界 (Reagan and the World)」の原稿を、同氏の了解を得て訳出・採録したものである。

も明白であった。つまり、彼は政府による規制は最小限にすべきであり、税率は低く、軍事力は強く、そして外国のライバルとは対立すべきであることを確信していた。

レーガンが任命した外交政策の顧問は、二手に分けることができる。国務長官であったアレキサンダー・ヘイグ (Alexander Haig) とジョージ・シュルツ (George Shultz)、国務省政治・軍事局長のリチャード・バート (Richard Burt) は、モスクワと交渉することを主張した。対照的に、国防長官キャスパー・ワインバーガー (Caspar Weinberger)、中央情報局長官ウィリアム・ケーシー (William Casey)、国家安全保障担当補佐官ウィリアム・クラーク (William Clark)、国防次官補リチャード・パール (Richard Perle) は、ソ連との妥協あるいは歩み寄りを忌避した。この両派は対立し、レーガンに是認されることを求めて競い合った。対立の主役を演じたのは「二人のリチャード」と呼ばれたバートとパールの両名であった。レーガンは当初はタカ派寄りであったが、二期目には一転して急激にハト派に寄っていった。

1. 政策の支柱

1981 年 1 月に大統領に就任したレーガンは、早急に外交方針の支柱を設定した。まず、彼は連邦議会内の対立と分裂を利用する形で、大統領の権限を前面に押し出した。具体的には、1973 年の戦争権限法を無視することもあれば、自らの政策を支持するよう議会議員に働きかけることを国民に呼びかける、などの方法を取ることもあった。

第 2 に、ベトナム戦争とデタント以前の時代と同様に、反共主義をアメリカの戦略の推進力に位置付けた。レーガンは 1980 年に世界で「起こっている全ての不安定の底辺にある」のはソ連であると宣言し、ソ連に敵意を集中した。就任後の初めての記者会見において、レーガンは「いかなる罪も犯し、嘘をつき、騙す権利」がソ連の倫理に内包されていると宣言した。後にはソ連のことを「悪の力」「現代における悪の焦点」「悪の帝国」と称した。中国も一時期は非難の対象であったが、米ソ関係が極度に不安定になった後の 1984 年にレーガンは北京を訪問し、和解を果たした。

第 3 に、第三世界においてレーガンは友好国を動員し、ライバルを壊滅することを試みた。その過程において、レーガンは「権威主義国家」と「全体主義国家」の大雑把な区分けを応用した。その区分けは、政治学者であったジーン・カークパトリック (Jeanne Kirkpatrick) が 1979 年に提唱したものであった。フィリピンや南アフリカのような権威主義国家は、国内的には弾圧を実行していたものの、アメリカには友好的であり、アメリカの経済的な機会に開放的でなおかつ安定しており、さらに民主化する可能性もあった。キューバやニカラグアのような全体主義国家は、何ら肯定的な特徴がなかった。多くの学者はこのような区分けは単純すぎると考えていたが、レーガンはカークパトリックを国連大使に任命し、彼女の主張がレーガンの第三世界認識を方向付けて、カーター政権が重視し

た人権の普遍的な擁護を軽視することを可能ならしめた。

2. 軍備の増強

政策の支柱に関わる最後の要素として、レーガンはアメリカの軍備の大幅な拡大を実行した。それは平時の軍拡としては、アメリカの歴史で最大規模のものであった。1981年から1984年にかけて、アメリカの軍事予算は実ドルで40パーセント増加し、1989年までにレーガン政権は国防に2兆4千億ドルも費やした。レーガンは、ペンタゴンが提案するほぼ全ての兵器システムの導入を承認した。具体的には、ステルス性能を有したB-1およびB-2爆撃機、中性子爆弾、トライデントII型ミサイルを搭載したオハイオ級原子力潜水艦、MXミサイル、巡航ミサイル、ミゼットマン・ミサイルなどの採用と配備が承認された。レーガンは海軍の主力艦を450隻から600隻に増加することも承認し、隠密作戦および治安戦における中央情報局(CIA)の能力も増強した。そして、即応部隊を拡大し、低強度紛争に対応する能力を強化した。また、宇宙に展開した機材によってアメリカを核攻撃から守ることを目的とした野心的な計画であった、戦略防衛構想(Strategic Defense Initiative: SDI)の予算を通過させるように、レーガンは議会を説得した。

レーガンの軍拡に対するアメリカ国内の意見は分かれた。一部の論者は、大統領が国際政治を緻密・冷静に分析するよりも軍国主義的愛国心を重視し、その結果、軍拡が国際政治を不安定化させることもあるという点を理解できなかつたと批判した。つまり、ソ連との軍拡競争が惹起され、アメリカの安全保障が短期的に損なわれたとしたのである。SDIの批判者は、SDIが設計通りに機能するかについて懐疑的であり、ミサイル攻撃に対して90パーセントの成功率をあげた場合でも、アメリカの壊滅を防止し得ないと主張した。さらに、SDIは冷戦期間中、最も長続きし、重要であった軍備制限取り決めの一つであった1972年の弾道弾迎撃ミサイル制限条約(Anti-Ballistic Missile (ABM) Treaty)に違反し、相互確証破壊のドクトリンを弱体化するため、国際秩序の不安定化をもたらす懸念も指摘された。

国防予算の増大は、経済活動を短期的に骨太にして活性化をもたらしたが、アメリカの長期的な経済基盤を弱体化させた。莫大な軍事支出がレーガン政権による減税の影響と重なって、財政赤字が毎年度発生し、さらに国家の累積赤字も増加したことが、財政保守派に嘆かれた。軍拡が資金面で結果的に海外の投資家に依存したために、1984年にアメリカは1914年以来で初めて債務国となり、1988年には債務額が世界一になった。その結果、国際取引において米ドルは弱くなり、1970年以降アメリカの悩みの種子となっていた国際収支の赤字が悪化した。1986年にはアメリカはかつて経験したことがなかった「双子の赤字」問題に直面し、その後、状況はさらに悪化した。ペンタゴンとの契約は高い利益をもたらすので、アメリカの産業と科学界は民需品の生産よりも軍需品の開発と生産を重視し、

その結果、民需品の通商におけるアメリカの世界的な競争力が後退した。

レーガンの当初の対ソ方針は矛盾していた。ソ連を「悪の帝国」と名付けて、反共封じ込め政策の活性化を宣言する一方で、カーターがソ連のアフガン侵攻に対して課した対ソ穀物の禁輸措置を解除した。この矛盾は、レーガンに助言していたタカ派とハト派の壮絶な論争の表れであった可能性がある。穀物の禁輸措置の解除に、取引としての要素があったのは間違いない。つまり、禁輸措置の解除によって国際収支の赤字を減少させると同時に、アメリカの農家に 30 億ドルの利益という恩恵を与えて、その支持を獲得することが目的であった。

しかしながら間もなく、レーガン政権はモスクワとの対決を是認した。レーガンは軍拡を推進し、ソ連の不安感を高揚させ、ソ連との軍拡競争を招いた。アメリカがヨーロッパに巡航ミサイルとパーシング II 型ミサイルを配備したことにより、この傾向に拍車がかかった。戒厳令の施行により「連帯」組合運動を弾圧するように、ソ連が 1981 年にポーランドに圧力をかけると、レーガンはポーランドに制裁措置を課し、「自由の蝟燭」に対して「圧政の勢力」を差し向けたとしてソ連を非難した。1982 年には、東ヨーロッパに天然ガスのパイプラインを建設するために必要な資材の対ソ禁輸を実行するよう、ヨーロッパのアメリカの同盟国にレーガンは迫った。それらの同盟国が天然ガスの必要性を指摘してアメリカの圧力に抵抗したため、NATO 内に軋轢が発生した。

レーガンは、ソ連のアフガニスタン占領にも積極的に対抗した。1979 年以降、ソ連による占領に抵抗したアフガニスタンの武装勢力に、レーガン政権は隠密裡に武器を提供した。1989 年までに、アメリカの武器援助は累積で 30 億ドルを超えた。提供された武器には、ソ連軍のヘリコプターの撃墜に有効であったスティンガー対空ミサイルのような特化した武器も含まれた。アフガニスタンに 10 万名以上を派兵し、4 万名もの死傷者を出したにも関わらず、ソ連は同国の制圧に失敗し、1988 年に撤退した。

米ソ対立は 1983 年末に先鋭化した。9 月にソ連の領空に迷い込んだ大韓航空の旅客機 (KAL-007 便) がソ連の軍用機に撃墜された。偵察あるいは攻撃に向かう軍用機と間違えられたようである。レーガンはソ連の行動を「大虐殺」「人道に対する罪」「蛮行」として非難した。ソ連首相ユーリ・アンドロポフ (Yuri Andropov) は全世界の KGB 職員に、アメリカによる対ソ軍事攻撃の兆候を見逃さないように注意喚起した。大韓航空機事件が高めた緊張が緩和される前に、新たな事件が発生し、核戦争が勃発する直前の事態となった。1983 年 11 月に NATO 軍は「エーブル・アーチャー 83 (Able Archer 83)」と名付けられた演習を実施した。それは対ソ核攻撃のシミュレーションであった。レーガンが敵対的な発言を繰り返し、中米、レバノン、リビア、グレナダにアメリカが派兵している最中であったので、ソ連の指導者は演習に扮した実際の攻撃であることを恐れ、ソ連の核戦力を高度の警戒体制に置いた。一部の情報によると、自らの兵器が敵の攻撃に破壊される前に先制攻撃として発射するというソ連のドクトリンに基づいて、ソ連の指導者は核兵器を発射する寸前であったのを、かろうじて避けたそうである。ソ連が警戒体制に入ったのを受けて、

アメリカ側がエスカレーションしないことを決定したことにより、偶発的な核戦争が間一髪で回避されたというのが、多くの識者の見解である。

緊張が高まる中、米ソの軍備制限の試みは大きくつまずいた。大陸間弾道ミサイルを制限した SALT1 および SALT2 条約に結実した戦略兵器制限交渉の遺産を踏み台に、両超大国は戦略兵器削減交渉（Strategic Arms Reduction Talks: START）を開始し、核兵器搭載可能な中距離および短距離ミサイルと航空機の数の制限を目指した。ソ連が拒否せざるを得ないほど厳しい条件を提案するという交渉戦略に基づいて、レーガン政権は該当する兵器全てを廃棄する「ダブルゼロ」方式を提案した。アメリカがヨーロッパに巡航ミサイルとパーシングⅡ型ミサイルを配備したことにより、信頼と自信が損なわれたとして、ソ連はその条件を拒否した。大韓航空機撃墜事件の余波が残る中で、ソ連の使節はジュネーブで実施されていた交渉から手を引き、兵器制限交渉は事実上中止された。

3. レーガン・ドクトリン

レーガンの第三世界の捉え方は、反共主義に染まっていた。いわゆるレーガン・ドクトリンはソ連の勢力と影響力の封じ込めにとどまらず、その巻き戻しも追求した。つまり、政治的・軍事的手段によってソ連に抵抗する意欲がある国家と勢力を、明白に支持することが推進された。レーガン大統領は 1983 年に作成され、機密文書であった国家安全保障決定指示（National Security Decision Directive）において、そのドクトリンを承認し、1985 年の施政方針演説で同ドクトリンを公に説明した。「我々のミッションは自由と民主主義の防衛である……」と大統領は述べた。「ソ連が支援する侵略に抵抗し、生まれながらにして我々のものである権利を確保するために、アフガニスタンからニカラグアまで、全ての大陸において命を危険に晒している人々の信頼に背いてはならない。」ベトナム戦争のような大規模戦争を戦うのではなく、ソ連の影響力に挑戦し巻き戻すために、アメリカは秘密作戦と集中した軍事攻撃を実行する。通常の軍事作戦に比べて秘密作戦はリスクが低く、より経済的で、一般世論および議会に注目されないと判断されたのである。

レーガン・ドクトリンは、世界各方面の紛争地におけるアメリカの戦略の土台となった。南アフリカでは、レーガン政権は権威主義国家と全体主義国家の区分けに沿う形でレーガン・ドクトリンを適用した。天然資源と市場へのアクセス、あるいはその地域のソ連の戦力や作戦についての情報共有などの、南アフリカにおけるアメリカの経済的・戦略的利益を守るために、レーガン政権は少数白人政府に対して「建設的対話」政策を実施した。原理としてのアパルトヘイトを非難する一方で、レーガンはカーター前大統領が課し、議会の賛同も得ていた経済制裁を解除した。その際、南アフリカ政府は強制ではなく、説得によって改革に向かなければならないと宣言した。対照的に、アンゴラにおいてレーガン政権は、ソ連に支持され、キューバ兵に護衛されていたマルクス主義政府の転覆を目指して

戦っている勢力に武器を提供した。南アフリカは国際連盟から受任して第一次世界大戦後にナミビアに進出して統治するようになり、その後、合併を目論んでいたが、その動きに抵抗するナミビア側の勢力がソ連とキューバの支援を受けていた。1988年に締結された合意によりナミビア紛争は沈静化し、1990年に同地域はアンゴラに改名して独立した。その後、アンゴラの不安定な情勢は数年続き、2002年にジョナス・サヴィンビ (Jonas Savinbi) が死去するまで収まらなかった。南アフリカは1990年代初期に、多数派が支配する民主制に移行した。

フィリピンにおいても、アメリカは権威主義体制を反共の名目の下に支持した。アメリカのかつての植民地フィリピンの大統領に1965年に選ばれ、1969年に再選したフェルディナンド・マルコス (Ferdinand Marcos) は、マルクス主義およびイスラム主義勢力による武装蜂起を抑圧するために、1972年に戒厳令を敷いた。その後の10年間、マルコスは圧政を行い、反対勢力を弾圧し、公的資金から約10億ドルを着服した。東アジアにおけるアメリカの勢力の投射に必要と見做されたスビック湾海軍基地と、その近くにあるクラーク飛行場にアメリカ軍が常駐することにマルコス政権が賛同したため、レーガン政権は圧政と汚職に目を瞑り、1980年代に反マルコス勢力が勢いづいたにも関わらず、マルコスを支持し続けた。マルコスは普通選挙を1986年に実施することに同意したが、自らの政権を続けるために平然と選挙工作を行った。その結果、一般大衆の反対運動が拡大する一方となり、マルコスは権力を放棄して命からがらで亡命せざるを得なかった。レーガンは最後までマルコスを支持し、土壇場で漸く権力を手放すように奨励した。そしてハワイにおいて安住地を提供し、マルコスはそこで1989年に死亡した。マルコスの後継者コラソン・アキノ (Corazón Aquino) はフィリピンに民主主義を再建したが、レーガン政権によるアキノ政権の支持は熱心さに欠けた。

中米においては、複数の国家の不安定の背後にソ連があるという確信に基づいて、レーガンは行動した。1983年にレーガンは小さな島国グレナダへの侵攻作戦を命令した。不穏な国内情勢からアメリカ人居住者約千名を保護するという名目であったが、実際はグレナダがソ連寄りに向かっていった動きを遮るためであった。つまり、ソ連の爆撃機を配備するのに十分な規模の飛行場施設をキューバの工作部隊が建設していることが、ソ連接近の証しであるとされた。キューバ兵の抵抗を排除したアメリカ軍はグレナダを制圧し、選挙による政府の復活を後押しした。

エルサルバドルでも、レーガンは内戦の原因をソ連の干渉と診断した。その際、1979年以降の国軍による権威主義的支配や、凄まじい貧富の格差といった国内要因を見過ごした。左派勢力による武装蜂起から政権を守るために、レーガンは軍事および経済援助を提供し、やがて軍事顧問52名を派遣した。1984年に行われた選挙は左派勢力にボイコットされたが、中道寄りのホゼ・ナポレオン・デュアルテ (Jose Napoleon Duarte) が政権を握った。彼は政府を安定化させるために、アメリカからの巨額の援助に依存した。レーガンの任期の終わりまで左派反乱勢力と右派暗殺部隊の内戦が続き、非戦闘員4万名が死亡し、50万

名が避難民として海外に移住した。

隣接するニカラグアでは対照的に、親米の独裁者を失脚させたサンディニスタ政権を倒すことをレーガンは決意するに至った。サンディニスタ政権下のニカラグアが「絶対主義的牢獄」になり、ソ連の衛星になるのを警戒したレーガンは、同政権がエルサルバドルの左派反乱勢力に武器を流していると主張した。レーガンは様々な手段に訴えた。例えば、禁輸措置、援助の中止、ニカラグアの港湾に秘密工作による機雷敷設、侵攻の脅しなどを実行した。最も有意義な手段としたのがコントラ (Contra)、つまり政権の倒壊を目指した1万5千名ないし2万名の民兵の結成であった。コントラの人権侵害を理由に、アメリカ連邦議会がコントラへの資金援助を断ち切った後、レーガン政権はアメリカ法に違反する形で隠密理に、出所がいかかわしい資金をコントラに流した。武装蜂起により毅然とした対応を迫られたサンディニスタ政権は1985年に戒厳令を実施し、コントラと内戦を開始した。内戦はコスタリカが1988年に講和交渉を仲介するまで続いた。1990年にニカラグアの有権者は反サンディニスタの連合政権を選挙で選び、施政を託した。

レーガン政権は中東においても関与を拡大した。アラブ・イスラエル間の和平を重視したカーター前政権の路線を中止し、ソ連の勢力拡大に対する防波堤ならしめるために、イスラエル、エジプト、サウジアラビア、トルコなどの友好国を当事国とした「戦略的合意」の形成を重視した。しかし、この政策は間もなく、様々な問題に直面した。アメリカがサウジアラビアに武器を提供したことに對してイスラエルは怒って反発し、同時にイラクおよびレバノンにおいてイスラエルが積極的な政策を実施することをアメリカが承認したことにより、イラクとレバノンがアメリカに冷淡になった。エジプト大統領アンワル・サダト (Anwar Sadat) によるアメリカに依存する方針が、エジプト国粋主義者の間で反発を引き起こし、やがて1981年にサダトは彼らに暗殺されるに至った。

レバノンを拠点にイスラエルへの攻撃を繰り返していたパレスチナ人武装勢力を退治するために、イスラエルが1982年6月にレバノンに侵攻した後、レーガン大統領は膠着状態に陥ったレバノン内戦の泥沼にはまってしまった。キリスト教系レバノン人民兵によるパレスチナ人の民間人数百名の虐殺に、イスラエルの占領軍が加担したことが明らかになると、レーガンはベイルート市内の安定化とイスラエル軍の撤退促進のために、海兵隊に同市を占領するように命令した。しかしながら間もなく、海兵隊はパレスチナ人民兵の攻撃を受け、結局は1983年にトラック爆弾によって、300名の死者を含む相当の犠牲者を出した。レーガンはしばらくの間、アメリカの敵対勢力に対する戦闘行動を拡大したが、間もなくレバノンから海兵隊を撤退させ、同方面の政策は崩壊した。アメリカが介入したことにより、イスラエルの軍事行動がより大胆になり、アラブ系人民はより冷淡になり、アラブ・イスラエル和平工作は停滞し、レバノン内戦がより複雑になり、アメリカ兵数百名が戦死したという結果を招いただけとも言える結末であった。

ムアンマル・カダフィ (Muammar Gaddafi) に支配されたリビアにおいても、レーガンはレーガン・ドクトリンを実現する機会を見つけた。1969年に西側寄りの王政を倒したカダ

フィは反西洋アラブ人国粋主義を助長し、汎アラブ主義と革命的運動を推進するためにテロリズムに訴えることを奨励した。レーガン政権は当初、アメリカからのリビア外交官の追放、リビアからの石油輸出の非売措置の実施、リビア北岸沿いのシドラ湾への軍用機の飛行など、限定的な対抗措置を取った。しかし、カダフィはより大胆になるかのようにであった。1984年から1986年にかけてテロ事件が増加するのを受けて、レーガンはカダフィを懲罰すること決定した。世界各地において問題を起こしそうな、他の人物・勢力を牽制することも目的であった。そのために1986年4月、トリポリをはじめとするリビア内の各地を爆撃した。カダフィは生き延び、レーガン政権が終わった後も支配者であり続け、1989年12月にはアメリカの民間旅客機に爆弾を仕掛け、スコットランド上空で爆破させることにより復讐を果たした。

最後に、レーガンは1980年から1988年のイラン・イラク戦争に巻き込まれた。正式には中立であったが、レーガン政権は本質的にイラクに味方した。イラクの大統領サダム・フセイン (Sadam Hussein) は冷酷な独裁者であったが、アーヤトッラー・ルーホッラー・ホメイニー (Ayatollah Ruhollah Khomeini) の軍が1982年に主導権を握り、中東全域にわたってイスラム原理主義革命の発生を呼びかけたことにより、ワシントンの高官はイランの勝利を恐れるようになった。この状況の中で、レーガンは経済援助および軍事援助の提供と、1984年11月に国交を回復することにより、イラクを後押しした。国務省はイラン向けの武器の禁輸を調整し、実現させた。もっとも、イスラム系過激派によりレバノンで拘束されていたアメリカ人質の解放を期待して、レーガン政権自らが1985年から1986年にかけて、イランに武器を秘密裏に提供した。

1987年、レーガンは外交と毅然とした姿勢の組み合わせにより、イラン・イラク戦争の終結を試みた。7月に国連安全保障理事会による全会一致の停戦決議を確保した。ホメイニーがそれを拒否した上、戦争を拡大すると、レーガンはクウェート籍のタンカーをアメリカ籍に移し、それらがペルシア湾内を航行する際、アメリカ海軍が護衛することを命令した。イランはアメリカ船籍となったタンカーに高速船と機雷で対抗したので、アメリカ海軍は1987年から翌年にかけてイラン海軍と戦った。軍事的な圧力に対抗しきれなくなったホメイニーは、結局アメリカの要望に屈して、1988年7月18日に前年の国連停戦決議を受け入れた。

4. 冷戦の終焉

第三世界においてレーガン・ドクトリンが展開されている間に、その基礎となった米ソ対立は、安定化に向けて急激に転向した。それぞれの超大国の指導者は1984年に、米ソ関係が改善させる可能性を高めた。1983年の大韓航空機撃墜事件と「エーブル・アーチャー」事件により、レーガンは「世界が手に負えなくなると本心から憂慮した」と、後に国家安

全保障補佐官ロバート・マクファーレン (Robert McFarlane) は回顧した。国内の反戦運動が自らの再選の可能性に悪影響を及ぼすことを懸念したレーガンは、公の発言を和らげた。「お互いに相手の制度を嫌っていることは、対話を拒否する理由にならない」とレーガンは述べ、1984年を「平和（を達成する）機会がある年」とであると宣言した。

ソ連が政策の方向性を転向する機会は、指導層の世代交代によって増大した。1982年から1985年にかけて、70歳代の指導者が相次いで死去したことにより、指導層が若返り、54歳のミハイル・ゴルバチョフ (Mikhail Gorbachev) がモスクワで政権の座に就いた。スターリン主義の過去に束縛されず、比較的エネルギーであったゴルバチョフは、自国の根本的な弱点を認めた。ソ連のことを「ミサイルを保有するオートボルタ (共和国)」と自嘲したこともあった。彼はペレストロイカ (ソ連制度の全面的改革) とグラスノスチ (反対と新しい考えの許容) という二つの原則を形成し、広めた。ゴルバチョフはレーガンと交渉する機会を歓迎し、一方のレーガンも新しい構想の受け入れに積極的であった。

レーガンとゴルバチョフは、米ソ関係の新時代の幕開けを仕切った。交渉を行う決意はいくつかの首脳会談として実現した。1985年のジュネーブ会談で始まり、レイキャビク (1986年)、ワシントン DC (1987年)、モスクワ (1988年)、ニューヨーク (1988年) での会談が相次いだ。冷戦期を通して首脳会談が最も集中して開催されたのがこの時期であり、この五つの会談によって米ソの緊張関係はみるみる緩和された。ゴルバチョフはアメリカのポップカルチャーにおいて一種のセレブになり、一方のレーガンはモスクワ大学の学生集団に温かく迎えられた。二人のステーツマンは、お互いに「友人」と呼ぶようになった。

そのような友好関係のオーラを支えるものとして、両大国は核兵器の制限に向けて相当な進展を見た。1985年のジュネーブ会談において、中距離核兵器制限交渉の再開、核拡散の防止、偶発的戦争の予防策が合意された。1986年は条件を巡って厳しい外交交渉が続けられた後、1987年にワシントン会談において INF 条約が締結され、レーガンとゴルバチョフは重要な一里塚に到達した。全ての中距離ミサイルを禁止した INF 条約は、核兵器の絶対数を減らした初めての合意であり、また、一定の兵器体系全体を禁止した初めての条約であった。その結果、米ソが保有する核兵器の約4パーセントが解体された。また、1990年代と2000年代の初期には、さらに規模が大きい兵器制限条約が米ソ間で合意されたが、INF 条約がそれらの基礎となった。

5. 結論

ロナルド・レーガンが残した外交上の遺産は重大なものであった。超大国間の関係については、戦略的要因、国内政治的要因、心理的要因に対応する形で、1984年から1985年にかけて対立から和解に転向した。モスクワの指導層の世代交代もこの転向を可能にした

要因であった。第 1 期において世界を戦争に向けて発車させようであったレーガンは、第 2 期において超大国間の安定の土台を築いたのであった。

研究者によるレーガンの解釈と評価には幅がある。レーガンの厳しい方針がソ連を圧倒し、それによって冷戦の終焉が可能になったとする見方がある一方で、1980 年代初頭のソ連に改革の実行を準備する兆しがあったにも関わらず、レーガンは自らの姿勢によりその兆候を見逃してしまい、結果的に冷戦を長引かせてしまったとする見方もある。さらに、米ソ緊張関係の緩和はゴルバチョフの主導によるものであったので、アメリカの方針や政策は関係なかったとする見方もある。ところが、国際政治学者のベス・フィッシャー (Beth Fisher) が示す通り、親レーガンの解釈と反レーガンの解釈は共に、レーガンがその任期のおおよそ中間点で、自らの姿勢と方針を転換したことの証拠を看過している。

第三世界におけるレーガンの遺産は、より均衡に欠ける。レーガン・ドクトリンの下で、彼は当初、友好国を強化し、特に共産主義に支えられ、あるいは共産主義の流れを汲むライバルと対抗するための、積極的で力強い政策を実行した。しかしながら、その方針は複数の失敗をもたらした。例えば、大失敗に終わったレバノン介入である。ニカラグアやエルサルバドルのような国家においては、アメリカの方針が目的を達成できなかったどころか、アメリカの利益と評判に相当な傷をつけた。その上、現地の住民に相当な苦しみを与える結果となった。リビアに対する制裁やイラン・イラク戦争の解決のように、一見、成功したかのような場合でも、副次的な損害は相当なもので、成功も短期的なものでしかなかった。レーガン・ドクトリンの基本的な欠陥は、第三世界の活力、不安定、そして予測不可能性を、植民地であった時代の遺産、ナショナリズム、宗教、社会的変動、貧富の格差のような要因によって理解せず、あくまで冷戦のレンズを通して解釈したことである。そして、冷戦が 1980 年代末期に安定化した際に、レーガンは第三世界に対する当初の考え方を変えることがなかったのである。

第II部

ベトナム戦争後のアメリカ軍の変革と実践

第 2 章

1970 年代後半におけるアメリカ陸軍指揮幕僚大学の教育

——ベトナム戦争直後のミリタリープロフェッショナリズムの影響

木下 幸祐

序論¹

将校の育成は軍にとって重要な課題であるが、どのように将校を育成するかを判断することは簡単ではない。この重要で難解な課題に対するアメリカ陸軍の取り組みでは、いつの時代も指揮幕僚大学（Command and General Staff College）（以下、「CGSC」と表記）が議論の中心であった²。CGSC は、これから先の数年間では陸軍の原動力となり、そして将来には将官となって陸軍を背負って立つことになる、優秀な少佐を教育する高等教育機関である³。このため、長期かつ多岐にわたる将校の育成のなかでも CGSC でどのような能力を身につけさせるべきかという問題が関心を集めてきた。

CGSC の教育を歴史的に振り返ると、1980 年代初頭から現在にいたるまで、教育に関する基本的な理念（以下、「教育理念」と表記）は二つの考え方を中心に構成されていることが確認できる。一つは、政治指導者の定めた戦争目的を達成できるように一連の作戦を計画し、戦闘で得られた成果を政治的目標の達成につなげる能力を養うという考え方である。これは、政治的目的の達成に貢献することが軍の役割であるという前提に基づいている。

¹ 本章は、「将校の育成とミリタリープロフェッショナリズム——1970 年代の米国陸軍指揮幕僚大学における教育哲学の変化」（『安全保障戦略研究』第 3 巻第 1 号、2023 年 2 月）をもとに加筆修正を施したものである。

² CGSC が議論の中心となっていることが窺える代表的な研究は、次のとおり。Department of the Army, “Professional Development of Officers Study Vol. 1,” Washington, D.C.: GPO, 1985; David D. Haught, “Officer Personnel Management in the Army: Past, Present and Future,” Carlisle Barracks, Pa.: U.S. Army War College, 2003; William M. Donnelly, “Professionalism and the Officer Personnel Management System,” *Military Review*, vol. 61, no. 5 (May–June 2013). ベトナム戦争直後の苦境のなかにあっても、CGSC は重視された。国防予算の削減によって学校教育や訓練プログラムのほとんどすべてが縮小、または統廃合されたにも拘わらず、CGSC だけは「アメリカ陸軍の能力の核心」と形容され、その充実が図られた。Headquarters, Department of the Army, “A Review of Education and Training for Officers Vol. 1 An Overview,” Washington, D.C.: GPO, 1978, p. III-13.

³ 将校育成システムにおいて CGSC は、①同年代の少佐のなかから将来を嘱望される人物を選抜する機能、②彼らに必要な教育を授ける機能、③教育修了後にはひととき重要な役職に配分する機能の三つの機能を持つ。また、CGSC の卒業生には他に先駆けて中佐や大佐、そして将官に昇進する見込みがある。たとえば 1970 年代では、36 人の少佐のうち中佐に昇進できる者は 14 人、大佐に昇進する者は 4 人、准将に昇進する者は 1 人であったが、この競争のなかでは教育修了後に重要な役職に就くことが約束された CGSC に入学できるかどうか、その後の昇進を左右した。このため、CGSC に入学することは「改札口の通過 (ticket-punching)」と呼ばれていた。コリン・パウエル、ジョセフ・パーシコ著『マイ・アメリカン・ジャーニー——少年・軍人時代編』鈴木主税訳（角川文庫、2001 年）340-341 頁。

もう一つは、戦争や軍事力行使について理論的かつ学問的に思索する機会を与えることを重視するという考え方である⁴。

ここで注目すべきは、1970 年代後半の教育が、1980 年代から現代まで続く教育理念が広がっていく流れを生んだ段階として位置付けられる点である。現代まで続く教育理念は、1970 年代後半の教育に対する批判への応答として生まれた。ベトナム戦争直後の 1970 年代後半と 1980 年代の CGSC における教育を比較すると、どちらも軍のプロフェッショナル化を目指すという陸軍改革の方針に沿って教育が行われていたにもかかわらず、その教育方針には大きな違いが見られる⁵。1970 年代後半の教育では、政治や経済といった軍事に直接関係しない分野が排除され、戦闘や平時の軍務に直結する実務的な知識と技術を教え込むことが特に重視された。その結果、学問的な思索はほとんど顧みられなかった。1980 年代初頭、こうした実務偏重の教育に対して厳しい批判が巻き起こり、この批判が契機となって現代まで続く教育理念が形成され、定着していった⁶。

⁴ 1980 年代後半、1990 年代および現代における CGSC の教育は、それぞれの年代の大学要覧で確認することができる。Department of the Army, U.S. Army Command and General Staff College, “CGSC Circular No. 351-1: United States Army Command and General Staff College Catalog (Academic Year 1987–88),” Ft. Leavenworth: CGSC, 1987; Department of the Army, U.S. Army Command and General Staff College, “CGSC Circular No. 351-1: United States Army Command and General Staff College Catalog (Academic Year 1994–95),” Ft. Leavenworth: CGSC, 1994; U.S. Army Command and General Staff College, “CGSC Circular No. 351-1: United States Army Command and General Staff College Catalog (Academic Year 1998–99),” Ft. Leavenworth: CGSC, 1998; U.S. Army Command and General Staff College, “CGSC Circular 350-1: U.S. Army Command and General Staff College Catalog (2020–2021),” Ft. Leavenworth: CGSC, 2021. 1980 年代から CGSC に広まった二つの理念が最も具体化された学校は、CGSC 内に設置された高等軍事研究校 (School of Advanced Military Studies: SAMS) であった。この学校をモデルとしてアメリカ海兵隊は高等軍事学校 (School of Advanced Warfighting) を、アメリカ空軍は高等航空宇宙研究校 (School of Advanced Air and Aerospace Studies) を、英国陸軍は高等指揮幕僚学校 (Higher Command and Staff School) を新設した。Kevin C. M. Benson, “Educating the Army’s Jedi: The School of Advanced Military Studies and the Introduction of Operational Art into U.S. Army Doctrine 1983–1994,” diss., University of Kansas, 2010, pp. 114, 291. 第二次世界大戦後の CGSC の発展を論じたマイケル・ステュワート (Michael D. Stewart) は、1980 年代中盤を「大いなる覚醒」の時期と評価した。Michael D. Stewart, “Raising a Pragmatic Army: Officer Education at the US Army Command and General Staff College, 1946–1986,” Ph.D. diss., University of Kansas, 2010, p. 237. アメリカ海兵隊は 1980 年代後半における CGSC の教育について、将校が真の意味での軍事専門家になるうえで重要かつ不可欠の教育と評価した。Michael D. Wyly, “Educating for War,” *Marine Corps Gazette*, vol. 72, no. 4 (April 1988), p. 30; Richard J. Macak, Jr. and Joseph E. Noble, “The U.S. Army’s School of Advanced Military Studies: A Marine Overview and Perspective,” *Marine Corps Gazette*, vol. 73, no. 7 (July 1989), p. 70. この他、1992 年には、下院軍事委員会が CGSC の取り組みに対して最高の賛辞を与えた。House Committee on Armed Services, “Advanced Military Studies Programs at the Command and Staff Colleges, Hearings before the Military Education Panel,” 102nd Cong., 2nd sess., H.A.S.C. no. 102-80, May 12, 1992, pp. 1–2.

⁵ ベトナム戦争の末期から陸軍は苦境に直面した。軍紀は荒廃し、国内では軍に対する不信や募集難、国防予算の削減といった逆風が吹き荒れた。同時に陸軍は、戦争形態の変化への対応および戦争遂行要領の刷新を迫られた。予想された次の戦争は、それまで戦ってきた第三世界での非正規戦争 (unconventional war) ではなく、1970 年代に入って急速に戦力を増強したワルシャワ条約機構軍を相手とした欧州での在来型戦争 (conventional war) であった。また、兵力と兵器性能の両面において優勢を誇るワルシャワ条約機構軍との戦いでは、陸軍が常套としてきた、物量とテクノロジーの優位に依存した戦争遂行要領を実現できる見込みはなかった。このような苦境のなか、陸軍は次の戦争に備えるために軍の改革を開始した。改革の目標は、構成員の能力の高さによって勝利する、プロフェッショナルな軍に自分たちを作り替えることであった。John L. Romjue, Susan Candy and Anne W. Chapman, *Prepare the Army for War: A Historical Overview of the Army Training and Doctrine Command, 1973–1993* (Honolulu: University Press of the Pacific, 2002), pp. 1–2.

⁶ Benson, “Educating the Army’s Jedi,” pp. 87–90; Thomas E. Ricks, *The Generals: American Military Command from World War II to Today* (New York: Penguin Press, 2013), pp. 354–356, 362. 1970 年代に行われた CGSC 教

では、1970年代後半の教育を主導した人物たちが抱いていたプロフェッショナルリズム、とりわけ、軍の果たすべき役割や職業軍人に求められる専門的能力に対する見解は、当時の教育方針とどのような関係があったのだろうか。そこで本章は、教育を通じて修得させようとした能力の範囲、ならびに学問的思索を中心とする教育に対する姿勢の二点に注目し、これらとプロフェッショナルリズムとのつながりについて検討する⁷。この検討を通じて、現代まで継続する教育理念の批判的出発点となった1970年代の教育を、より立体的に描き出すことが可能になるだろう。

本章で取り上げる、教育を通じて修得させる能力の範囲、ならびに学問的な教育に対する姿勢は、ミリタリープロフェッショナルリズム論においても主要な論点であり、軍事専門職と非軍事専門職を区別する、前者に特有の専門的能力とは何かという議論のなかで繰り返し論じられてきた。専門的能力の範囲について代表的な見解を示したのが、サミュエル・ハンチントン (Samuel P. Huntington) とモリス・ジャンヴィッツ (Morris Janowitz) である。ハンチントンは、将校が備えるべき専門的能力を軍事力の行使に直接関係する領域に限定し、これに対してジャンヴィッツはその範囲を政治や経済、社会といった分野にまで広げて捉えた⁸。

学問的教育の必要性については、これまで多くの軍人や研究者が、表現はそれぞれ異なるが、将校は戦争遂行の技量を磨くだけでなく、戦争という社会現象や軍事力行使そのものについて、学問的な蓄積を学ばなければならないと主張してきた。しかし一方で、学問的な教育が必要だという主張は表面的なものにすぎず、実際には必要とされていないという批判的な指摘も繰り返されている⁹。

育に対する批判の代表例は、次のとおり。Guy S. Meloy, "Memorandum thru Deputy Chief of Staff for Operations and Plans for Chief of Staff, United States Army, Subject: Evaluation of CGSC curriculum," dated 1 Feb. 1982; Strategic Study Institute, "Operation Planning: An Analysis of the Education and Development of Effective Army Planners," Carlisle Barracks, Pa.: U.S. Army War College, 1982; Huba Wass de Czege, "Final Report, Army Staff College Level Training Study," Carlisle Barracks, Pa.: U.S. Army War College, 1983.

⁷ 1970年代後半のCGSCに関する代表的な先行研究には、前述のステュワートによる研究のほか、1976年のロバート・ダウティ (Robert A. Doughty) の研究がある。Robert A. Doughty, "The Command and General Staff College in Transition, 1946-1976," Ft. Leavenworth: CGSC, 1976.

⁸ ハンチントンは将校の専門的能力について、戦いを成功させるための「暴力の管理」、つまり①軍事力の編成、装備および訓練、②軍事活動の計画、③軍事作戦の指揮であると説明した。サミュエル・ハンチントン『軍人と国家 (上)』市川良一訳 (原書房、1978年) 12-14、16頁。これに対してジャンヴィッツは、核抑止や対反乱作戦 (counter insurgency) が主流となった現代で求められる専門的能力は、世界大戦の時代とは必然的に異なると考えた。彼は、軍事力の行使が国際政治や地域社会に与える影響を予測できる将校の育成が重要となっており、したがって「暴力の管理」に関する能力を高めさせるのみならず、同時に政治や経済、社会について深く理解させることが重要かつ不可欠だと主張した。Morris Janowitz, *The Professional Soldier: A Social and Political Portrait* (New York: The Free Press, 1964), pp. 417, 426.

⁹ 古くは、18世紀のフランス陸軍元帥モーリス・ド・サックス (Maurice de Saxe) 伯爵が、自分たちの戦法の来歴や思想に関心を持ち、戦争を科学として扱わなければならないと主張した。この発言のねらいは、当時の用兵を支配していた非論理的な方式の一掃および因習に拘束された心情の打破であった。Azar Gat, *The History of Military Thought: From the Enlightenment to the Cold War* (New York: Oxford University Press, 2001), p. 32; 前原透監修、片岡徹也編『戦略思想家事典』(芙蓉書房、2003年) 86頁。ハンチントンとジャンヴィッツも同様の主張を行ったが、特にハンチントンは、将校の専門的能力とは戦争や軍事問題の歴史を中心とした総合的研究によってはじめて獲得し得る、軍事的学識を基礎とする極めて複雑な知的能力であると説明した。ハンチントン『軍人と国家 (上)』14-15頁; Janowitz, *The Professional Soldier*, pp.

第一節では、1970 年代後半の教育を主導した人物たちが抱いていた、修得させる能力の範囲に対する考え方を手がかりとして、これと、軍の果たすべき役割や職業軍人に求められる専門的能力に対する彼らの見解との関連性を分析する。とりわけ、当時の軍事的、または政治的文脈がプロフェッショナルリズムに一定の偏りをもたらし、その偏りが教育方針に反映されていた可能性について検討を加える。第二節では、学問的な教育に対する姿勢を視点として、同様の分析を行う。結論では、両節で明らかになったことを重ね合わせ、1970 年代後半の教育理念と、ベトナム戦争直後に形成されたミリタリープロフェッショナルリズムとの関係の輪郭を描き出すことを試みる。

1. 修得させる能力の範囲についての考え方

(1) 範囲を狭めた CGSC の教育

1973 年 6 月にジョン・クシュマン (John H. Cushman) 少将が CGSC の学校長に就任すると、その教育内容は軍事力の行使に直接関係する分野に絞り込まれた。同時に、政治学や経済学、社会学 (以下、「社会科学」と表記) はカリキュラムから除外された。1972 年の時点でもカリキュラムの中心は軍事力の行使に直接関係する教育であったが、社会科学も一定の割合で含まれていた。しかし、プロフェッショナルな軍への転換を目指す陸軍改革のなか、クシュマンは社会科学を重視せず、教育は戦場での指揮、参謀業務、平時の戦争準備に集中するようになった¹⁰。

クシュマンが就任する以前の CGSC では、政治や経済、社会に関係する分野まで幅広く教育するという考え方が支持されていた。このことは選択科目制度の変化から確認できる。1967 年、それまですべての学生が同じ内容を学んでいた CGSC に選択科目制が導入され、社会科学は選択科目の一部として扱われた。社会科学は、文民の教授が担当するか、近くの民間大学に委託された¹¹。1970 年代初めには社会科学の課目数が急増し、選択科目の割合も大きくなった。1970 年 9 月から 1971 年 6 月までの学年度 (academic year) (以下、

428-431, 433-435. この他、カール・フォン・クラウゼヴィッツ (Carl von Clausewitz) や前原徹が、軍事理論や兵学の重要性を指摘した。クラウゼヴィッツ『戦争論 (上)』篠田英雄訳 (岩波書店、1968 年) 154-174 頁; 片岡『戦略思想家事典』378-384 頁。これに対してロイド・マシューズ (Lloyd J. Matthews) 元陸軍大佐は、軍の創設から現在まで軍の内部には反知性主義が蔓延しており、思慮深い将校にはいつも侮蔑の眼が向けられ、時には悪口雑言が浴びせられると指摘した。Lloyd J. Matthews, "Anti-Intellectualism and the Army Profession," in *The Future of the Army Profession (Revised and Expanded)*, ed. Lloyd J. Matthews (Boston: McGraw-Hill, 2005), pp. 61, 63-65. 同じ主張を、元イギリス王立空軍将校リチャード・プレストン (Richard A. Preston) や浅野祐吾が行っている。なかでも浅野は日本陸軍を、「本来冷静、かつ合理的なるべき用兵理論に、倫理的な強制を加えて狂信的な用兵に満足するような思考停止」の状態であったと評価した。Richard A. Preston, "Perspectives in the History of Military Education and Professionalism," Colorado Springs: U.S. Air Force Academy, 1980, pp. 5-7; 浅野祐吾『帝国陸軍将校団』(芙蓉書房、1983 年) 159-160 頁。

¹⁰ Donald B. Vought and John C. Binkley, "Fort Apache or Executive Suite?: The US Army Enters the 1980's," *Parameters*, vol. 8, no. 2 (June 1978), pp. 27-28.

¹¹ Doughty, "CGSC in Transition," pp. 37-38, 40, 46-47; Stewart, "Raising a Pragmatic Army," p. 226.

「1970-71年」の要領で学年度を表記)では教育時間の約8%だった選択科目は、翌年には28%にまで上昇した。また選択科目に含まれる課目数は、それまで20課目程度であったが、76課目に増加した。このうち53課目は、民間大学に委託される社会科学であった。一方で、軍事力の行使に直接関係する教育の時間は減少した¹²。

クシュマンは、教育内容を軍事力の行使に関係する分野に集中させるため、二つの新たな制度を導入した。第一の制度は、軍事力の行使に直接関係する教育に対して、特別に高いインセンティブを与えるものであり、第二の制度は、学生による選択科目の自由な選択を制限するものであった。1975-76年には、学生主体による研究活動が選択科目として新たに追加された。この研究は、陸軍が直面する軍事的問題の解決、あるいは当時のCGSCが担っていた作戦ドクトリンの開発に資する基礎研究であり、すべて軍事力の行使に直接関係するテーマで構成されていた。通常、一課目につき1単位とするのが基本であったにもかかわらず、クシュマンはこの研究に限り、4ないし5単位とすることを認めた¹³。さらに、1974-75年までは、学生が自身の知的関心に基づいて選択科目を自由に選ぶことが可能であった。しかし1975-76年以降は、卒業に必要な選択科目9単位のうち7単位を、所属兵科に関係する課目、あるいは卒業後に就くと思われる参謀職の種別、つまり作戦、情報、人事および兵站に関係する課目で取得することが義務付けられた¹⁴。

CGSCの上位組織であり、その教育を監督する責任を持つ訓練ドクトリンコマンド(Training and Doctrine Command)(以下、「TRADOC」と表記)の主要幹部は、教育内容を軍事力の行使に直接関係する分野に絞り込もうとするクシュマンの方針を支持した。むしろ彼らは、さらに踏み込んで教育内容を限定することを求めている¹⁵。1974年12月、TRADOC司令官ウィリアム・デピュイ(William E. DePuy)大將は、クシュマン宛の書簡のなかで、選択科目の重点を、旅団および師団レベルでの諸兵科協同作戦、ならびにそれに必要な訓練管理法に置くよう求めた。同時期、TRADOC副司令官オーウィン・タルボット(Orwin C. Talbott)中將は、社会科学を残した選択科目制度は陸軍にとって役に立たないと批判し、CGSCの教育に強い不満を示した¹⁶。

(2) 教育内容の選択に影響を与えた思想的背景

政治や経済といった軍事に直接関係しない分野が教育内容から除外され、軍事力の行使

¹² Doughty, "CGSC in Transition," pp. 40-41, 47, 51; Stewart, "Raising a Pragmatic Army," pp. 240, 259.

¹³ Doughty, "CGSC in Transition," pp. 112-114.

¹⁴ Ibid., pp. 98-100.

¹⁵ TRADOCは陸軍改革の推進役となることを期待された組織であり、1973年7月に新設された。設立の目的は、次の戦争で勝利するための準備を陸軍に整えさせることであり、その役割は①作戦ドクトリンの開発、②訓練の改善、③装備の改善や開発であった。また、その設立と同時にTRADOCには、陸軍戦争大学(U.S. Army War College)と陸軍士官学校(U.S. Military Academy)を除くすべての教育機関を監督する責任が与えられた。Romjue, Candy and Chapman, *Prepare the Army for War*, p. 7; U.S. Military History Institute and U.S. Army Center of Military History, *Changing An Army: An Oral History of General William E. DePuy, USA retired*, interviewed by Romie L. Brownlee and William J. Mullen III (Washington, D.C.: GPO, 1986), pp. 185-186.

¹⁶ Doughty, "CGSC in Transition," pp. 97-100; Stewart, "Raising a Pragmatic Army," pp. 245, 248.

に直結する分野に重点が置かれた背景には、陸軍は在来型戦争（conventional war）に専念すべきであるという信条が存在していた。クシュマンとデピュイは、この信条に強く共感していた。

実際、クシュマンとデピュイはともに、在来型戦争に関する教育を特に重視していた。クシュマンは、1974-75年に「軍事の専門職（Profession of Arms）」と題した課目を新設したが、彼は自ら教授計画を作成したうえで教壇に立つほど、この課目に深く関与した。この課目の内容は、陸軍将校が過去の在来型戦争で直面した、指揮や訓練に関する問題を取り上げる事例研究を中心として構成されていた¹⁷。デピュイも同様に、彼自身が監修と執筆に関わった作戦ドクトリン『作戦（FM 100-5 Operations）』の教育を積極的に推進した。このドクトリンでは、欧州でのワルシャワ条約機構軍との在来型戦争のみが想定されており、第三世界での対反乱作戦（counter insurgency）や国家建設（nation building）といった政治的任務は事実上扱われていなかった。さらにデピュイは、このドクトリンを在来型戦争の教科書として活用することを目指しており、戦場での「すべきこと」や「してはならないこと」について、図表やイラストを用いながら分かりやすく、かつ詳細に解説していた¹⁸。

ベトナム戦争後、多くの高級将校が、陸軍の役割を伝統的な任務、すなわち在来型戦争での軍事力の行使に限定すべきであると強く主張した。その代表的な例が、元ベトナム軍事援助コマンド司令官であり、当時は陸軍参謀総長を務めていたフレデリック・ウェイアンド（Frederick C. Weyand）大将であった。1976年に発表した論文においてウェイアンドは、すべての戦争には政治的、経済的および心理的な要素が含まれるものの、軍が担うべきはあくまで軍事的な任務であり、政治や経済、心理に関する任務は、それぞれの分野を所管する連邦政府の機関が担うべきであると主張した¹⁹。

このような主張の背景には、ベトナム戦争で経験した政治的任務への強い嫌悪感が存在していた。これらの任務では、国内外政治や地域社会への影響に配慮しながら慎重に軍事力を使う必要があり、高級将校たちは、そうした政治的な任務に二度と陸軍を関与させてはならないと強く信じていた。彼らは、ベトナム戦争の敗因は、政府が軍事的な必要性よりも政治的な配慮を優先して軍を過剰に管理したこと、そして政府が国民の支持を獲得できなかったことにあると考えていた。彼らは、在来型戦争であれば、ベトナムでは抑制しなければならなかった本来の軍事行動、すなわち敵の後方連絡線を断つことも、敵の領土に戦いを持ち込むことも、圧倒的な軍事力を投入することも制限なく実施できると主張し

¹⁷ U.S. Army Command and General Staff College, “R9005 Training,” Ft. Leavenworth: CGSC, 1974, pp. P1-1 to P1-3; U.S. Army Command and General Staff College, “R9007 The Chain of Command,” Ft. Leavenworth: CGSC, 1974, pp. P1-1 to P1-8-8; Doughty, “CGSC in Transition,” pp. 90-91; Stewart, “Raising a Pragmatic Army,” p. 243.

¹⁸ Headquarters, Department of the Army, *FM100-5 Operations* (Washington, D.C.: GPO, 1976), pp. 1-2, 3-9 to 3-17; Henry G. Gole, *General William E. DePuy: Preparing the Army for Modern War* (Lexington, Ken.: The University Press of Kentucky, 2008), pp. 261-262.

¹⁹ Fred C. Weyand and Harry G. Summers, “Vietnam Myths and American Realities,” *Commanders Call* (July-August 1976), pp. 5-8.

た²⁰。

この他にも、組織防衛的な動機や内向きの理由が、陸軍の役割を在来型戦争に限定すべきだとする主張の背景にあったと指摘されている。具体的には、国防予算の削減から陸軍を守るため、陸軍内部から高級将校に向けられた批判を和らげるため、そして陸軍を改革に向けて団結させるためである。1970年代中盤に行われた研究では、高級将校たちは陸軍の存在意義を示すために、在来型戦争での軍事力の行使に焦点を当てたという見解が多く示されている。ワルシャワ条約機構軍との戦いは、陸軍の必要性とその維持を訴えるために作られたモデルであるという主張も少なくない²¹。さらに、1970年に行われた陸軍将校へのアンケート調査では、ベトナム戦争の長期化の責任は高級将校たちにあるという批判が寄せられた。ひととき高い地位と階級にあるにもかかわらず、それに見合った軍事的な能力を欠いているという批判や、自身の勤務成績が下がらないようにするため、または上司の歡心を買うために虚偽の報告を行うほど倫理観に欠けているといった批判が高級将校たちに向けられた²²。一方、中堅および若年の将校の多くは、ベトナム戦争後においても政治的な任務は重要であると考えており、陸軍の役割を在来型戦争に限定すべきだという高級将校たちの主張には賛同していなかった²³。

クシュマンとデピュイの考え方とアプローチが一致していたため、CGSCにおける教育内容は急速に限定されていった。しかしその一方で、複数の中堅将校がすでに指摘していた、戦闘の成果を戦争全体の勝利や政治的目標の達成につなげる能力を修得させる必要性には、十分な注意が払われなかった²⁴。この点は、近年になっても厳しく批判されている。

²⁰ 松岡完『ベトナム症候群——超大国を苛む「勝利」への強迫観念』（中公新書、2003年）77-79、83-88頁；Vought and Binkley, “Fort Apache or Executive Suite?,” p. 25. 1973年には陸軍参謀総長クレイトン・エイブラムス（Creighton W. Abrams Jr.）大将も、陸軍は未来永劫、対反乱作戦に関与しないと宣言した。Ricks, *The Generals*, p. 337.

²¹ Donald F. Bletz, “The ‘Modern Major General’ (Vintage 1980),” *Parameters*, vol. 4, no. 2 (June 1974), p. 46; Vought and Binkley, “Fort Apache or Executive Suite?,” pp. 26-27.

²² U.S. Army War College, “Study on Military Professionalism,” Carlisle Barracks, Pa.: U.S. Army War College, 1970, pp. iv, 19, 30, B-1-1 to B-1-28, B-3-3; Ricks, *The Generals*, p. 341.

²³ John Moellering, “Future Civil-Military Relations,” *Military Review*, vol. 53, no. 7 (July 1973), pp. 79-80.

²⁴ 戦術の成果を戦争目的や政治的目標の達成につなげる能力を修得させる教育が必要だと主張していた若手および中堅将校たちは、1980年代にCGSCの教育を躍進させる原動力となった。大尉としてベトナム戦争を経験し、のちに、1983年に設立された前述の高等軍事研究校（SAMS）の創設者、兼ねて初代校長となったワス・ド・セーゲ（Wass de Czege）大佐は、ベトナム戦争について、高級将校たちは爆撃目標を選びすぎることや共産ゲリラの遺体を数えることに熱心だったけれども、これらを複雑な戦争を解決するための手がかりに変えていくことはできなかったと評価していた。彼は、高級将校の軍事的能力を問題視しており、諸会戦の成果を戦争目的の達成に繋げる能力を修得させる教育がCGSCでは必要だと主張した。Benson, “Educating the Army’s Jedi,” pp. 15-16; Gole, *Preparing the Army for Modern War*, p. 265. 同様に、セーゲとともにSAMSの設立に貢献し、そして第二代SAMS校長となったリチャード・シンライク（Richard H. Sinnreich）大佐も、ベトナム戦争のような戦術的な成果だけが考慮される地獄のような場所に逆戻りしてはならない、戦争目的の達成に繋げていくという文脈を見失ってはならないと指摘した。U.S. Army Military History Institute, “Senior Officer Oral History Program: Project 2001-12, Colonel (Ret.) Richard Sinnreich” Interviewed by Lieutenant Colonel Steven G. Fox, Carlisle Barracks, Pa.: U.S. Army Military History Institute, 2001, pp. 14-16. この他、陸軍戦争大学（U.S. Army War College）で教鞭を執ったハリー・サマーズ（Harry G. Summers）大佐も、ベトナム戦争において戦場では勝利しながら最終的に敗北した要因の一つとして、政治家が定めた戦争目的と、システム・アナリストが考案した戦術や戦法とを軍人が結びつけることに失敗した点を指摘した。サマーズは、軍人のなかでも戦略家と呼ばれる高級将校たちが、戦争目

陸軍中佐のスザンヌ・ニールセン (Suzanne C. Nielsen) やジャーナリストのトーマス・リックス (Thomas E. Ricks) は、陸軍がベトナム戦争後の混乱から自らを立て直したといくら誇ってみせても、政治指導者を支える、あるいは国家のために奉仕するといった軍が果たすべき本質的な社会的責任を見失っていたことは否定できないと論じている²⁵。

2. 学問的な教育を行うことについての考え方

(1) 学問的な教育をめぐる対立

プロフェッショナルを育成するには学問的な教育が欠かせないという考え方は、TRADOC の主要幹部、特にデピュイによる圧力によって消滅寸前となった。彼らは、卒業後すぐに役に立つ知識と技術だけを教え込む、まるで職業訓練校のような機関に CGSC を作り替えようとした。これに対して、クシュマンと教官たちは抵抗した。

学問的な教育の必要性に関して、CGSC と TRADOC は正反対の立場を取っていた。TRADOC の主要幹部は、そうした教育は理屈ばかりで行動力に欠ける将校を産み出すものであり、プロフェッショナル化を目指している陸軍には不要だと主張した。一方、クシュマンと教官たちは、体系的知識に基づいて深く考える力を養う教育こそが陸軍改革に不可欠だと主張した。まず、戦いに関する知識を体系的に整理させる。次に、体系化された知識をもとに歴史上または現代の軍事的課題を分析し、論拠に支えられた妥当な解決策を導き出させる。これを繰り返すことによってこそ、戦いに関する分析力や洞察力、想像力、判断力が磨かれ、最終的には優れた問題解決能力を備えた卒業生を輩出することができる。クシュマンたちはこのように信じていた。この考え方に基づいて、クシュマンは、①作戦ドクトリンおよび状況に応じたその適用方法に関する討議、②ソ連軍の戦術や第四次中東戦争についての研究、③電子戦の脅威下でも活動を継続できる司令部を創り出すための実験的な兵棋演習を導入した²⁶。

1970 年代初頭、CGSC では、学問的な教育が重要かつ不可欠であるという考え方が広く支持されていた²⁷。これをよく表しているのは、CGSC が 13 年にわたり、民間の大学院と

的を達成するために戦術の成果をいかに活用するかという視点を閑却し、代わりに、物資の配分の決定にのみ努力していたと批判し、高級将校を厳しく批判した。Harry G. Summers, *On Strategy: A Critical Analysis of the Vietnam War* (Novato, Ca.: Presidio Press, 1982), pp. 1-3.

²⁵ Ricks, *The Generals*, pp. 361-362; Suzanne C. Nielsen, "An Army Transformed: The U.S. Army's Post-Vietnam Recovery and the Dynamics of Change in Military Organizations" Carlisle Barracks, Pa.: U.S. Army War College Press, 2010, p. viii.

²⁶ Doughty, "CGSC in Transition," pp. 67-69, 75-78, 91-93, 111-113.

²⁷ 学問的な教育の必要性は 1940 年代の終わりから陸軍内で指摘され始めた。1949 年に初めて、陸軍省教育改革委員会がその必要性を指摘した。その後、委員会は、学問的な教育が必要であるという主張を徐々に強めた。Department of the Army, "A Report of the Department of the Army Board on Education Systems for Officers," Washington, D.C.: GPO, 1949, pp. 4-5; Department of the Army, "A Report of the Department of the Army Board to Review Army Officer Schools," Washington, D.C.: GPO, 1966, pp. 299-314; Department of the Army, "Review of Army Officer Educational System Vol. 1 Summary Report," Washington, D.C.: GPO, 1971, pp. 6-1 to 6-11; Doughty, "CGSC in Transition," pp. 20-21, 126.

同等の高等教育機関として認められるために努力を続けていたという事実である。1961年、CGSCは「軍事学修士（Master of Military Art and Science）」課程を試験的に開始した。これは、希望する学生が通常のカリキュラムに加えて追加で課目を履修する制度であった。しかし、修士課程という呼び名をつけたにもかかわらず、当時のCGSCには修士号を授与する権限が与えられていなかった。このためCGSCは、教育省が認可する地域教育認証機関による査察を毎年受け入れ、教育内容の見直し、博士号を保有する文民教授の雇用、論文審査体制の整備および修学環境の改善を進めた。こうした努力の結果、CGSCは1974年に正式に修士号授与権限を獲得した²⁸。

軍事学修士課程では学問的な教育が実現していたものの、CGSC全体で同様の教育を行うには、教官の能力と人数が不足していた。学問的な教育を成立させるためには、教官が体系的な知識や理論、論理的な研究方法、そして熟慮を促す教育技法を備えている必要がある。しかし、当時そのような能力を持つ教官は少なかった。当時、教官職は、誰にでもできる、二流の将校の指定席と見なされており、昇進にも不利とされていたため、人気は低かった。その結果、優秀な将校が教官職に就くことはほとんど無く、教官の人数不足と頻繁な人事異動が当たり前になっていた²⁹。

CGSCが学問的な教育の実現に向けて取り組んでいた1973年7月、TRADOCは、卒業後すぐに役立つ知識と技術の教育に専念するよう、ほぼ強制的に要求した。デピュイはCGSCから教育に関係する決定権を剥奪することすら辞さない姿勢を示した。その結果、CGSCでは、必修科目では全学生に共通する実務的な内容が増え、選択科目では兵科や職域ごとの専門的な教育が拡充された。TRADOCの主要幹部たちは、現代戦や卒業後の実務を教室のなかで疑似体験させることにより、実践的な知識と技術を身につけさせるのが最も効率的だと主張した³⁰。

さらにデピュイは、教育を任務としてきたCGSCを、新しい技術とその訓練方法を研究する機関へと再編しようとした。この改編は「訓練工場」構想と呼ばれ、1975年10月から実行に移された。その結果、CGSCには①新しい戦術や戦法の研究、②陸軍改革にとって重要な業務とそこで必要な技術の特定、③新しい訓練方法や練度評価要領の開発、④実戦を想定した訓練プログラムの開発、⑤訓練器材やシミュレーターの開発といった新たな任務が加えられた。これにより、教官には教育以外の業務も課されるようになり、授業の準備に使える時間は減少した。しかも、これらの業務は教育とは無関係なものが多く、教育の質の向上や教官としての技量の向上にもつながらなかった³¹。

²⁸ House Committee on Armed Services, “Advanced Military Studies Programs at the Command and Staff Colleges, Hearings before the Military Education Panel,” 102nd Cong., 2nd sess., H.A.S.C. no. 102-80, May 12, 1992, pp. 2–3. 北中部大学学校協会高等教育委員会（Commission on Higher Education of North Central Association of Colleges and Schools）が、民間大学院の修士課程相当であると認定した。

²⁹ Doughty, “CGSC in Transition,” p. 21; Stewart, “Raising a Pragmatic Army,” pp. 115, 251–253, 256, 276–277; Edward B. Bankston, “Boards versus Bureaucracies: Field Grade Officer Education in the United States Army, 1946–1985,” Ft. Leavenworth: CGSC, 2013, pp. 18–20.

³⁰ Doughty, “CGSC in Transition,” pp. 61–62, 99–100, 103, 119–121; Stewart, “Raising a Pragmatic Army,” p. 249.

³¹ Doughty, “CGSC in Transition,” pp. 117–119.

デピュイは、自身の方針に強い自信を持ち、異なる考え方や手法を認めようとしなかった。彼は CGSC を監視し、クシュマンに対して再三にわたり、学問的な教育は気に入らないと警告を発した。CGSC を訪問した際には、デピュイはクシュマンを差し置いて、学生に直接、君たちに期待されていることは哲学的な思索ではなく、優れた技術を備えた大隊長になることだと訓示した³²。さらに彼は、人事面から間接的に学問的な教育を排除しようとした。クシュマンは、学問的な教育の実現に向けて、優秀な将校を教官に任命することや、教官の人数を増やすこと、教官の任期を長くすることを陸軍省に求め続けていた。しかし、CGSC の上位組織の司令官であったデピュイが、陸軍省に対して、クシュマンの要望に応えるよう掛け合うことはなかった³³。

クシュマンと教官たちは、学問的な教育をおろそかにする TRADOC の方針に対して強く抵抗した。クシュマンは改革案に繰り返し異議を唱え、TRADOC が推進する施策の実施を意図的に遅らせた。教官たちは、実用的な知識と技術の修得に偏った教育は陸軍の将来を危うくすると警鐘をならし、TRADOC は目先のことに執着するあまり、陸軍の将来を担う優秀な学生から長期的な成長の機会を奪っていると公然と批判した³⁴。

最終的に、CGSC からは学問的な教育は排除された。しかし、陸軍省が CGSC と TRADOC の対立に折り合いをつけるような報告書をまとめたことで、学問的な教育は必要という考え方は辛うじて残された。CGSC と TRADOC の関係が悪化したため、CGSC の改革は、陸軍省内に設置された教育改革委員会の管轄となった。委員会は、中堅将校向けの教育機関では実用的な知識と技術の修得を重視すべきとしながらも、将来を嘱望される少佐を対象とする CGSC では、知的な能力を高めることを目的とした教育と、その目的にかなった特別な教育法も一定程度必要であると結論づけた。さらに、委員会は、優れた判断力を備えた高級将校を育成するには、少佐の時期から知的成長を促す教育を始め、これを継続的に積み重ねていくことが不可欠であると説明した³⁵。

(2) 即応性向上という共通の目標と教育上のアプローチの分岐

クシュマンとデピュイの間に見られる学問的な教育をめぐる対立は、即応性の向上という共通の目標に対する教育上のアプローチの違いに起因するものであった。両者は、平素から臨戦態勢を確立しているか否かが、次なる戦争の勝敗を左右する決定的な要因であると考え、その態勢を整えるための教育を行わなければならないと考えた点において一致し

³² Ibid., p. 56; Stewart, "Raising a Pragmatic Army," p. 245; Ricks, *The Generals*, pp. 343, 346; B. J. C. McKercher and Michael A. Hennessy, eds., *The Operational Art: Developments in the Theories of War* (London: Praeger, 1996), p. 152.

³³ Stewart, "Raising a Pragmatic Army," pp. 254–255; Headquarters, Department of the Army, "A Review of Education and Training for Officers Vol. 2 Career Progression," Washington, D.C.: GPO, 1978, pp. E-4-7 to E-4-8, E-4-13 to E-4-14. 陸軍省は、1980 年代に入ってようやく CGSC の教官職に関する要望に応じた。

³⁴ Doughty, "CGSC in Transition," pp. 103–104, 120–121; Stewart, "Raising a Pragmatic Army," p. 250; Ricks, *The Generals*, pp. 342–343; Matt Schudel, "John H. Cushman, Army general who brought new flexibility to military planning, dies at 96," *Washington Post*, November 11, 2017.

³⁵ Stewart, "Raising a Pragmatic Army," p. 255; Department of the Army, "A Review of Education and Training for Officers Vol. 1," pp. III-13 to III-19.

ていた。ただし、即応性向上のための教育の内容ややり方については、彼らは見解を異にしていた。クシュマンは、即応性向上のためには思考力や判断力を涵養する学問的な教育が欠かせないと考え、その推進に力を注いだ。一方、デピュイは、卒業後の実務に必要な知識や技術を現場で一から学ぶようなことがあってはならないと主張し、役に立つ知識と技術を教え込むことを重視した³⁶。

ベトナム戦争後の陸軍においては、従来と比較にならないほど、危機に即応できる態勢の維持が重視されるようになった³⁷。これは、果たして陸軍は次の戦争に勝利できるのだろうかという、高級将校たちの危機感の表れであった。特にこの危機感を高めた要因としては、志願制への移行と第四次中東戦争が挙げられる。危機が勃発した際には時間をかけて国内で動員と訓練を行い、その後、遅れがちになるものの戦地に大兵力を投入するという従来の基本戦略は、志願制への移行により見直しを迫られた。第四次中東戦争では、兵器の殺傷力が飛躍的に向上した結果、最新兵器を装備した軍同士の戦いでは極めて短時間のうちに甚大な損害が発生することが明らかになった。こうした認識に基づき、次の戦争は短期間で決着がつくと判断した陸軍は、「初戦の勝利 (Win the First Battle)」が戦争全体の勝利に不可欠な条件であると結論づけた。その結果、戦力の前方展開、予備役に対する訓練、服務、軍需品の配置といった平時の軍務のあらゆる分野で臨戦態勢の確立が急務となった³⁸。

クシュマンとデピュイの思想を深く分析するにあたっては、当時の陸軍では学問的な教育と実用的な教育が概念上で明確に区分されていたこと、そして彼らがこの区分に基づいて議論を展開していた点に注目することが、両者の教育観の違いを理解する手がかりとなる。彼らは、学問的な教育を指す語として「education」（以下、「高等教育」と表記）を、実務的な知識と技術の修得を目的とする教育には「training」（以下、「職業訓練」と表記）を用いていた³⁹。

当時の定義によると、概念上、高等教育と職業訓練は、互いに両立しない性質を有している。職業訓練は、既知の業務への熟達を目的とし、その業務に関連する知識と技術を身につけることを目標とする。一方、高等教育では、特定の業務は想定されておらず、知的成長そのものが目的となる。そのため、分析や総合、推理に関係する能力を高めることが教育における中心的な目標となる。教育方法においても両者は対照的である。高等教育では、教官と学生の対話を通じて、学生を主体的な学習へと導く、啓蒙的で思考を促す教育方法が採用される。これに対し、職業訓練では、教官が学習のほとんどすべてを統制し、

³⁶ Doughty, "CGSC in Transition," pp. 102, 121–122.

³⁷ この当時、臨戦態勢の確立が重要であることを端的かつ印象的に示すため、次の戦争を言い表す際には「平素の態勢で戦う戦争 ("Come as you are" War)」という呼び名が一般的に使用された。

³⁸ Doughty, "CGSC in Transition," p. 60; Stewart, "Raising a Pragmatic Army," pp. 237–238; U.S. Military History Institute and U.S. Army Center of Military History, *Changing An Army*, p. 183; Saul Bronfeld, "Fighting Outnumbered: The Impact of the Yom Kippur War on the U.S. Army," *The Journal of Military History*, vol. 71, no. 2 (April 2007), p. 471.

³⁹ Bankston, "Boards versus Bureaucracies," pp. 22–23; Department of the Army, "A Review of Education and Training for Officers Vol. 1," pp. III-13 to III-21, IV-1 to IV-7.

多人数を対象に知識と技能を教え込む、指示型の与える教育方法が中心となる⁴⁰。(表 1 を参照)

このような概念上の区分は、当時のアメリカ陸軍に特有のものではない。英語の語源をまとめた『オクスフォード英英辞典』によれば、「training」という語は 16 世紀半ばから、特定の技術を身につけさせることを目的とした、秩序立った指導という意味で使われてきた。他方、「education」の語は 19 世紀半ば以降、単なる技術を教えるだけでなく、知的能力の涵養や人間性を育成するという意味を含む語として使用されるようになっていく⁴¹。

クシュマンと教官たちは、高等教育が唯一の教育であるとは考えていなかった。彼らが問題視していたのは、教育が職業訓練に偏りすぎることであり、高等教育の重要性が見過ごされてしまうことだった⁴²。彼らは、実務に役に立つ知識と技術の修得だけでは不十分であり、それらを支える体系的な知識、ならびに健全な思考力や判断力を養うことが不可欠だと認識していた。クシュマンは、戦場では同一の状況が繰り返されることはなく、ましてや戦争の形態や戦況が変化するペースが増大している現代においては、状況に応じて自ら判断し、柔軟に対応できる将校を育成する必要があると信じて疑わなかった。彼は、特定の業務に役に立つ知識と技術がまるであらゆる状況に通用するかのようにつまみ食いされ、それらの修得に教育が偏ってしまうことに強い懸念を示した。

彼は、そうした教育に専念すれば、思考力や判断力に乏しい世代を生み出すことになりかねないと警告し、デピュイの教育方針を批判した⁴³。加えて、教官たちは、実務的な教育の実現可能性そのものを疑っていた。彼らは、将校が担う職務の内容が多様化し、変化のペースも加速している現代においては、すべての将校にとって役に立つ知識や技術をあらかじめ特定することは困難であり、たとえ役に立つ技術を特定して学校で教えたとしても、短期間で時代遅れになる可能性が高いと主張した⁴⁴。

一方、デピュイは、高等教育と職業訓練の概念上の境界を取り払い、自身の教育理念にしたがって、高等教育を独立した教育形態としてではなく、職業訓練の延長として捉え直そうとしていた。これは、デピュイが実用的な知識と技術の修得に専念してさえいればおのずから人間の思考力は伸びていくと繰り返し主張していた点に端的に表れている⁴⁵。

⁴⁰ Department of the Army, “Review of Army Officer Educational System Vol. 1 Summary Report,” pp. 9-2 to 9-6; Department of the Army, “A Review of Education and Training for Officers Vol. 1,” pp. III-16 to III-17, III-21. 高等教育と職業訓練の概念区分は、1962 年に初めて陸軍の公文書上で定義された。この他、1978 年に教育改革委員会が作成した報告書は、1980 年代の CGSC 改革の基礎となった。

⁴¹ J. A. Simpson and E. S. C. Weiner, *The Oxford English Dictionary Second Edition Vol. V* (Oxford: Clarendon Press, 1989), p. 74; Simpson and Weiner, *The Oxford English Dictionary Second Edition Vol. XVIII* (Oxford: Clarendon Press, 1989), p. 372.

⁴² Doughty, “CGSC in Transition,” pp. 87, 102–103.

⁴³ Doughty, “CGSC in Transition,” pp. 67, 77; Ricks, *The Generals*, pp. 341–343.

⁴⁴ Doughty, “CGSC in Transition,” pp. 5–6, 20–21, 126. 30 年間にわたり CGSC で教鞭を執った文民教授のイバン・ビルラー (Ivan J. Birrer) 博士も、技術の修得を目標にしてはならないと指摘した。CGSC の歴史をたどると、同じ指摘が繰り返されていることが分かる。例えば、1956 年から 1960 年まで CGSC 学校長を務めたりオネル・マクガール (Lionel C. McGarr) 少将も同じ指摘をしている。

⁴⁵ Romjue, Candy and Chapman, *Prepare the Army for War*, p. 23; Robert E. Shea Jr., “An Examination of Credibility in Military Education,” *Military Review*, vol. 55, no. 3 (March 1975), pp. 84–85.

学問的な教育をめぐる対立の根底には、高等教育と職業訓練という、概念上では矛盾対立する二つの教育形態をどのように位置づけるかに関する思想的な違いが存在していた。クシュマンは、両者の違いや緊張関係を認めたくえで、これらを相互に補い合うものとして捉え、両者を発展的に統合することを目指していた。一方、デピュイは、両者の違いを活かした教育を行おうとはせず、実用的な知識と技術の修得を優先する立場から、高等教育を職業訓練の枠組みに吸収したのである。

結論

軍の果たすべき役割および職業軍人に求められる専門的能力に対する認識は、1970年代後半のCGSCにおいて、教育の重点を軍事に直接関係する分野と技術的領域へと向けさせ、政治や社会に関する教育、ならびに学問的な教育の扱いを次第に縮小させる要因となった。CGSCの教育は、将来を嘱望された少佐を教育する場であると同時に、ベトナム戦争直後に特有のミリタリープロフェッショナリズムが、教育内容や教育への姿勢といったさまざまな側面で表れてくる場でもあった。

ベトナム戦争直後のアメリカ陸軍では、軍の果たすべき役割の再定義が進み、その役割を在来型戦争での軍事力行使に限定すべきだとする信条が支配的になった。この信条は、政治的目的の達成に貢献することが軍の役割であるという前提に立脚するものではなく、むしろ戦争の政治的側面に関わることを避けようとする姿勢や、組織防衛的な動機の表れであった。

こうした役割認識と、実務的な知識と技術の修得を重視するという考え方が重なり、職業軍人は、思考や判断を担う主体というよりも、むしろ技術的任務を遂行するだけの実務的な実行者としてみなされるようになっていった。その結果、CGSCの教育内容は、軍事力の行使に直接関係する実用的な知識と技術に重点を置くようになり、思考力や判断力の涵養を目的とする学問的な教育は、教育の中心的な位置から徐々に後退していった。

最後に、軍事プロフェッショナルに求められる専門的能力とはどのような種類や性質の能力なのかという問いについて、研究や議論を重ねることの意義は、現代においても依然として大きい。もともと西洋において「プロフェッショナル」や「プロフェッション」という語は、高度な学識に裏打ちされた知的能力と技術を、公益のために行使する職業人を指しており、聖職者や弁護士、医師がその代表とされてきた⁴⁶。しかし現代では、この語はより広い意味で用いられ、単に高い技量を有する者も含むようになっていく⁴⁷。日本にお

⁴⁶ J. A. Simpson and E. S. C. Weiner, *The Oxford English Dictionary Second Edition Vol. XII* (Oxford: Clarendon Press, 1989), pp. 572–574.

⁴⁷ 石村善助『現代のプロフェッション』(至誠堂、1969年) i-ii、1-3、17-19頁；野村秀樹「プロフェッションによる教育と自律のありかた」『日本内科学会雑誌』第99巻、第5号(2010年5月) 202–204頁。

いても「軍事のプロ」という言葉が用いられることは少なくないが、その意味と内容を改めて問い直す必要がある。プロフェッショナルな軍を目指すという目標は一貫していたにもかかわらず、プロフェッショナルに対する見解の違いによって、最も重要と位置付けられていた CGSC の教育が揺れ動いた歴史は、現在の日本における安全保障をめぐる議論にも多くの示唆を与えるものである。

表1 高等教育と職業訓練に関する概念上の区分

		高等教育 (education)	職業訓練 (training)
目的 (目標)		○ 特定の業務を想定せず、知的な成長のために抽象化能力、分析力および洞察力の向上を支援するプロセス。	○ 特定の業務の遂行に熟達させるため、技術の修得およびその技術に関連する知識の獲得を支援するプロセス。
教育方法	期間、場所	○ 職業訓練と比べて長期間かつ正式な学校教育が必要。	
	教官の資格要件	○ 高い教養と特別の資格を持った教授が教育する。(修士以上)	
	教官と学生の比率	○ 教官一人が担任する学生の人数は少ない。(通常、6名以下)	○ 教官一人が担任する学生の人数は多い。
	教官の役割	○ 教官は、①学生間で行われる討議の促進、②学生が行う研究に対してそれぞれの能力や関心に応じた誘導を実施する。 ○ 教官には自身の専門分野や担当する教育に関する研究を行う時間が多く与えられる。	○ 教官は、①知識の伝達、②技術面の指導を行う。 ○ 教官が教室にいる時間が多い
	指導法	○ 学生主体であり、教官によるコントロールが少ない。 ○ 個人もしくは少人数のグループにより、それぞれのペースで研究する。 ○ 学生が教室内で授業を受ける時間が少ない。	○ 教官主体であり、教官のコントロールのもとで教育する。 ○ 教官が同一の内容を一律のペースですべての学生に教育する。 ○ 学生が教室内で授業を受ける時間が多い。
	学生評価	○ 教官が研究成果や論文、あるいは教育中の発言や姿勢を通じて、それぞれの学生の知性を主観的に評価する。	○ 主に学科試験による。

(出所) Department of the Army, "Review of Army Officer Educational System Vol. 1 Summary Report," Washington, D.C.: GPO, 1971, pp. 9-2 to 9-6; Department of the Army, "A Review of Education and Training for Officers Vol. 1 An Overview," Washington, D.C.: GPO, 1978, pp. III-16 to III-17, III-21.

第3章

1980年代のアメリカ陸軍指揮幕僚大学における教育改革

——学究と思索を重視する教育への変革はどのように成し遂げられたのか

木下 幸祐

序論¹

ベトナム戦争後に始まったアメリカ陸軍の改革では、軍人一人一人の能力を覚醒させ、これによって軍全体をプロフェッショナルな個人の集団へと成長させることが喫緊の課題とされた²。これは、兵力量と兵器性能の両面においてワルシャワ条約機構軍に劣る状況と、個人の能力の高さで補うためであった³。そうした改革のなかでとりわけ重要とされたのは、今後の陸軍改革を牽引し、将来的には将官として陸軍を背負って立つことになる若手少佐を教育するアメリカ陸軍指揮幕僚大学（U.S. Army Command and General Staff College）（以下、「CGSC」と表記）の改革であった⁴。

なかでも1980年代に実施されたCGSCの教育改革では、それまでの方針が大きく見直された。1970年代末までのCGSCでは、卒業後の職務に直結する知識と技術を教え込むことが何よりも優先された⁵。ところが、1980年代に入ると、そうした実用重視の教育に代わって、学問的な方法にしたがいながら戦争や軍事力の行使について思索させることを重視

¹ 本章は、「1980年代のアメリカ陸軍指揮幕僚大学における教育改革——学究と思索を重視する教育への変革はどのように成し遂げられたのか」『安全保障戦略研究』第4巻第1号（2023年12月）をもとに加筆修正を施したものである。

² 1973年、徴兵制が廃止され、アメリカ軍は兵力維持に困難をきたした。このため、志願兵の部隊を中核としながら、予備役を十二分に活用することにより、小規模かつ高品質の軍に作り替えることが改革の方針となった。この方針は「トータル・アーミー（Total Army）」構想と呼ばれた。松岡完『ベトナム症候群——超大国を苛む「勝利」への強迫観念』（中央公論新社、2003年）28-33、162-165頁。

³ 1970年代の中盤には、ワルシャワ条約機構軍は、伝統的に優勢であった兵力量のみならず兵器性能の面においてもNATO軍を上回るようになっていた。これに対してアメリカ陸軍では、同じ頃、国防予算の削減を受けて、兵員や装備品の充足率低下、ならびに装備品の不稼働と旧式化が進んでいた。アメリカ陸軍がワルシャワ条約機構軍と同等以上の兵力や高性能兵器を投入できる見込みは無かった。Frank N. Schubert and Theresa L. Kraus, eds., *The Whirlwind War: The United States Army in Operations Desert Shield and Desert Storm* (Washington, D.C.: GPO, 1995), pp. 25-26; The International Institute for Strategic Studies, *The Military Balance 1979-1980* (London: The International Institute for Strategic Studies, 1979), p. 110; U.S. Bureau of the Census, *Statistical Abstract of the United States: 1978 (99th edition)* (Washington, D.C.: GPO, 1978), p. 370.

⁴ CGSCの改革が重要と考えられていたことが分かる研究は次のとおり。Department of the Army, “Professional Development of Officers Study vol. 1,” Washington, D.C.: GPO, 1985; David D. Haight, “Officer Personnel Management in the Army: Past, Present and Future,” Carlisle Barracks, Pa.: U.S. Army War College, 2003; William M. Donnelly, “Professionalism and the Officer Personnel Management System,” *Military Review*, vol. 61, no. 5 (May-June 2013).

⁵ 木下幸祐「将校の育成とミリタリープロフェッショナルリズム——1970年代の米国陸軍指揮幕僚大学における教育哲学の変化」『安全保障戦略研究』第3巻第1号（2023年2月）121-122頁。

する教育（以下、「学究と思索を重視する教育」と表記）が教育の中心となっていった⁶。学究と思索を重視するという考え方は、その後も一貫して教育の基本方針として採用されており、現在に至るまで受け継がれている⁷。

では、それまでの教育をひっくり返すような教育改革は、どのように成し遂げられたのだろうか。とりわけ、一見すると実用性に乏しく、またプロフェッショナルな個人の育成とは関係ないようにも見える学究と思索を重視する教育は、どのような教育理念に支えられながら CGSC の隅々にまで行き渡り、どのような方法によりながら揺り戻しを招くことなく定着していったのだろうか。

先行研究において 1980 年代の CGSC 改革は、教育水準を段階的に高めていく多層的な構造へと変化していった CGSC の内部における、特定の教育コースに焦点を当てるかたちで論じられてきた。1980 年代、国防予算の増額を背景として、CGSC 内に複数の新しいコースが相次いで設けられた。1981 年 4 月には、伝統的な指揮幕僚将校課程（Command and General Staff Officer Course）（以下、「CGSOC」と表記）の下位に、諸兵科協同幕僚校（Combined Arms and Services Staff School）（以下、「CAS³」と表記）が設立された。さらに 1983 年 6 月には、CGSOC 修了に引き続き 1 年間の追加教育を授ける、いわば修士課程に相当する高等軍事研究校（School of Advanced Military Studies）（以下、「SAMS」と表記）が新設された。これまでの研究では、これらのコースのうちいずれか一つに焦点が当てられることが多く、例えば、1980 年代を通して CGSOC の教育内容がどのように改められたのか、あるいは新設された SAMS ではどのような教育が行われたのかといった点が論じられてきた⁸（図 1

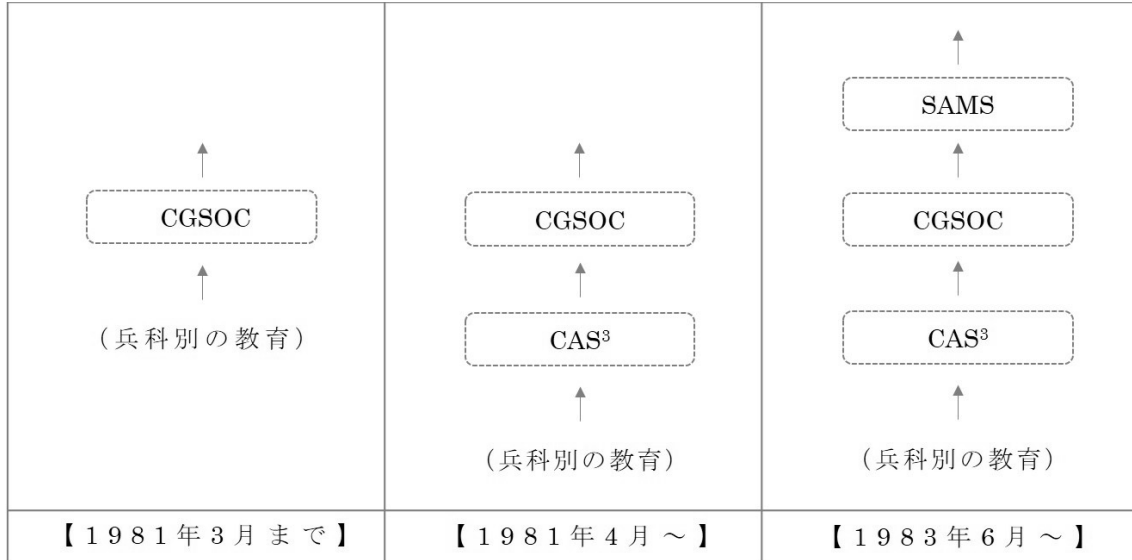
⁶ CGSC, “A Report of the United States Army Command and General Staff College 1984–85 Institutional Self-Study,” Ft. Leavenworth, Kans.: CGSC, 1985, pp. 18–19; Department of the Army, U.S. Army Command and General Staff College, “CGSC Circular 351-1: United States Army Command and General Staff College Catalog (Academic Year 1987–1988),” Ft. Leavenworth, Kans.: CGSC, 1987, p. 4.

⁷ 冷戦終結から現代までの期間、アメリカ陸軍の役割、ならびにその作戦のあり様や進め方など、戦争にまつわる事柄は時間の経過とともに移り変わった。それにもかかわらず、学究と思索を重視するという考え方は CGSC の基本方針として採用され続けている。Department of the Army, U.S. Army Command and General Staff College, “CGSC Circular No. 351-1: United States Army Command and General Staff College Catalog (Academic Year 1987–88),” Ft. Leavenworth: CGSC, 1987; Department of the Army, U.S. Army Command and General Staff College, “CGSC Circular No. 351-1: United States Army Command and General Staff College Catalog (Academic Year 1994–95),” Ft. Leavenworth: CGSC, 1994; U.S. Army Command and General Staff College, “CGSC Circular No. 351-1: United States Army Command and General Staff College Catalog (Academic Year 1998–99),” Ft. Leavenworth: CGSC, 1998; U.S. Army Command and General Staff College, “CGSC Circular 350-1: U.S. Army Command and General Staff College Catalog (2020–2021),” Ft. Leavenworth: CGSC, 2021.

⁸ 1980 年代の CGSOC について論じた代表的な研究は次のとおり。Michael D. Stewart, “Raising a Pragmatic Army: Officer Education at the U.S. Army Command and General Staff College, 1946–1986,” Ph.D. diss., University of Kansas, 2010; Janine Davidson, *Lifting the Fog of Peace: How Americans Learned to Fight Modern War* (n.p.: University of Michigan Press, 2011); Richard M. Swain, “Filling the Void: The Operational Art and the U.S. Army,” in B. J. C. McKercher and Michael A. Hennessy, eds., *The Operational Art: Developments in the Theories of War* (Westport, Conn.: Praeger Publishers, 1998). SAMS についての代表的な研究は次のとおり。Kevin C. M. Benson, “Educating the Army’s Jedi: The School of Advanced Military Studies and the Introduction of Operational Art into U.S. Army Doctrine 1983–1994,” diss., University of Kansas, 2010; Kevin C. M. Benson, “School of Advanced Military Studies Commemorative History 1984–2009,” Ft. Leavenworth, Kans.: CGSC, 2009; Jeffrey J. Goble, “Wants and Needs: SAMS Relationship with the Army,” Ft. Leavenworth, Kans.: CGSC, 2008; Huba Wass de Czege, “The School of Advanced Military Studies: An Accident of History,” *Military Review*, vol. 89, no. 4 (July–August 2009). 厳密に言うと SAMS という呼び名が用いられたのは 1985 年以降であり、1983 年には高等軍事研究プログラム（Advanced Military Studies Program）と呼ばれていた。本章は、広く使用されている SAMS

を参照)。

図1 1980年代のCGSCにおける教育構造の多層化



CAS³ : 少佐昇進前のすべての将校が履修

CGSOC : 任官年度が同じ将校のなかから選抜された40パーセントが履修

SAMS : CGSOCを履修中の将校のなかから選抜されたごく一部が履修

(出所) 筆者作成。

しかし、こうした先行研究のアプローチでは、1980年代におけるCGSCの教育の変化が、CGSC内部のすべてのコースを見渡したかたちで捉えられてこなかった。この点に議論の余地が残されている。

そこで本章では、教育構造が多層化していく過程において区切りとなるそれぞれの時期に注目し、それぞれの時期で、どのような考え方がすべてのすべてのコースに共通していたのか、あわせて、どのような方法によって学究と思索を重視する教育がCGSC全体に広げられたのかを明らかにする。第一節ではCAS³とCGSOCの二層構造で教育が行われた時期を、第二節では、CAS³からSAMSまでの三層構造が構築された時期を検討する。結論では、両節で明らかにした事項をひと続きのものとして捉え直し、これにより1980年代のCGSC改革を支えた教育の理念と改革の方法論を、CGSC全体を見渡したかたちで描き出すことを試みる。そのうえで、この改革が示唆することについて、いくつかの考察を提示したい。

の名称を用いる。Benson, "Educating the Army's Jedi," p. 103.

1. 1980 年代初頭：その後の基礎となった教育理念と方法論の誕生

(1) 1970 年代への反省からの出発

1981 年 4 月の CAS³ 設立を境として、CGSC の教育は CAS³ と CGSOC による二層構造で行われるようになったが、この時期、CGSC 内部では二つの新しい考え方が広まりつつあった。一つは、CGSC では論理的に考える能力を何よりも優先して修得させなければならないという考え方である。もう一つは、教育法に関する内容であり、単に知識や技術を授けるだけの教育法では論理的に考える能力を修得させることはできない、したがって CGSC ではそうしたやり方とは異なる教育法を用いなければならないという考え方であった。

これらの新しい考え方は、1970 年代後半に CGSC に広められた教育方針への反省にもとづいており、その方針への批判がきっかけとなって広がっていった。知識と技術を修得させておけば自然と考える力は伸びていくとする、1970 年代後半の考え方は間違っていた。この誤りのために、現在の CGSC の教育は、論理的に考える力を身につけさせることをおざなりにしているのも同然となっており、プロフェッショナルな将校を育成する教育とは言えない。このように考えられるようになった。

1970 年代後半の教育は、訓練ドクトリンコマンド (Training and Doctrine Command: TRADOC) 初代司令官ウィリアム・デピュイ (William E. DePuy) 大将によって制度化されたものであった。彼は、戦闘の指揮や平時の業務に直接的に役立つ知識と技術こそが、将校がプロフェッショナルとして身につけなければならない専門的能力のなかで最も優先すべきものであると位置づけた⁹。さらに、彼は、そうした実用的な知識と技術の修得に専念させておけば、特別な働きかけをせずとも学生の思考力は自然に伸びると主張し、自身の教育観を CGSC に押しつけた¹⁰。デピュイが CGSC にもたらした影響は、彼が 1977 年に退役した後も残り続けた¹¹。

しかし、1980 年代に入ると、デピュイの方針にもとづいて行われていた CGSC の教育が批判され始めた。1982 年 2 月、陸軍省のガイ・メロイ (Guy S. Meloy) 少将は陸軍参謀総長に宛てた報告書のなかで、CGSC の中心的なコースである CGSOC が、10 ヶ月の教育期間で教えることができる限界に無頓着な詰め込み教育となっており、学生が能動的に考えをめぐらせる時間がまったく無いと指摘した。1970 年代後半に実用重視の教育に

⁹ 木下「将校の育成とミリタリープロフェッショナリズム」111-115、117、120 頁。

¹⁰ John L. Romjue, Susan Candy, and Anne W. Chapman, *Prepare the Army for War: A Historical Overview of the Army Training and Doctrine Command, 1973-1993* (Honolulu: University Press of the Pacific, 2002), p. 23; Robert E. Shea Jr., "An Examination of Credibility in Military Education," *Military Review*, vol. 55, no. 3 (March 1975), pp. 84-85.

¹¹ 1978 年に陸軍省が実施したアンケート調査の結果は、①陸軍将校の間には事務処理に秀でる人物を高く評価する気風が広がっていること、②多くの高級将校が CGSC は実用的な知識と技術を教え込むことに専念すべきだと考えていることを示しており、デピュイが退役した後も彼の考え方は広く支持されたことが伺える。Headquarters, Department of the Army, "A Review of Education and Training for Officers vol. 1 An Overview," Washington, D.C.: GPO, 1978, pp. L-2-10 to L-2-12.

重点が置かれた結果、CGSOCのカリキュラムには役に立つとされる知識や技術を教え込む授業が毎年追加され、教育内容は増加の一途をたどった。メロイは、そのような教育を「1マイルの幅と1インチの深さ」と表現した¹²。このほか、授業のほとんどが1人の教官が60名の学生を相手にする講義形式で行われ、それぞれの授業では、基礎的な知識や物事を行う際の決められた手順を暗記したかどうかを確認するテストが繰り返されていた¹³。

こうした教育を見直したのは、皮肉にもデピュイの在職中に彼のもとで手腕を振るい、ついにはその後継者となったドン・スターリー (Donn A. Starry) 大将であった。TRADOC 第二代司令官に就任したスターリーは、陸軍の将校は既知の業務を要領よくこなすことはできるが、その一方で、未知の問題、例えば、次の戦争をどのように戦うかという問題や、軍の改革で何を成すべきかといった問題を解決する能力が欠けており、このことが軍の改革を停滞させる要因になっていると判断した。スターリーは、そうした能力は論理的に考え抜くことによってはじめて獲得できるものであり、今後のCGSCの教育では、学生に思考を促す教育を行い、これによって彼らを知的に鍛えなければならないと繰り返し主張した¹⁴。スターリーは、自身も一翼を担ったデピュイの改革を省み、CGSC教育を抜本的に見直さなければ陸軍の将来は危ういと危機感を抱いていた。

(2) CAS³を起点とした教育理念の制度化

スターリーが自身の教育理念をかたちにする場所として選んだのは、新たに設立されたCAS³であった。当時のCGSCでは、大学内の教育方針に対する外部からの干渉を拒む教官が少なくなかった。スターリーは、彼らが公式の場面だけでなく非公式な場面においても、デピュイの教育改革に抵抗したことを知っていた¹⁵。そこで彼は、CGSCの中心的なコースであるCGSOCには直接介入せず、これを学校長以下に委ねる一方で、新設校CAS³で自身の理念を具体化し、そこから数年間をかけてCGSC全体に教育改革を広げていく方法

¹² Guy S. Meloy, "Memorandum thru Deputy Chief of Staff for Operations and Plans for Chief of Staff, United States Army, Subject: Evaluation of CGSC Curriculum, Tab C," Washington, D.C., Office of the Deputy Chief of Staff for Operations and Plans, dated 1 February, 1982, pp. 1, 3.

¹³ Stewart, "Raising a Pragmatic Army," pp. 276, 294, 308. このほか、①教官陣の能力がおそらく低い、②教育者としてふさわしくない将校が教官職に配置されている、③学生が教官を尊敬していないという指摘がある。Meloy, "Evaluation of CGSC Curriculum, Tab C," p. 2; Huba Wass de Czege, "Final Report: Army Staff College Level Training Study," Carlisle Barracks, Pa.: U.S. Army War College, 1983, p. 8; Stewart, "Raising a Pragmatic Army," p. 258.

¹⁴ スターリーは、自らの主張を、陸軍戦略大学 (Army War College) での研究会や陸軍機関誌『ミリタリーレビュー』誌で繰り返した。Lewis Sorley, ed., "Press On!: Selected Works of General Donn A. Starry vol. 1," Ft. Leavenworth, Kans.: Combat Studies Institute Press, 2009, pp. 111–112; Donn A. Starry, "To Change an Army," *Military Review*, vol. 63, no. 3 (March 1983), p. 26.

¹⁵ Stewart, "Raising a Pragmatic Army," pp. 301–302. スターリーは退役後のインタビューで、1970年代後半にCGSC学校長を勤めたジョン・クシュマン (John H. Cushman) 少将、ならびにクシュマンのアドバイザーであり、30年にわたりCGSCで教授を勤めたイバン・ビルラー (Ivan J. Birrer) 博士について、デピュイやTRADOCに対して非協力的であったのみならず、話し合いさえも受け付けられないほどに独善的であったと苦々しく回顧している。Lewis Sorley, ed., "Press On!: Selected Works of General Donn A. Starry vol. 2," Ft. Leavenworth, Kans.: Combat Studies Institute Press, 2009, pp. 1111, 1125–1127.

を採用した¹⁶。

スターリーは、CGSC を監督する TRADOC 司令官としての立場から、CAS³ が開校するまでの過程に積極的に関与した。そこでスターリーは、二つの指針を出した。第一の指針は、論理的に考える力の修得と向上に専念せよという内容であり、第二は、考える力を伸ばすという目標に見合った教育法に集中せよという内容であった。

第一の指針に関して、CAS³ は幕僚を養成する学校であったが、スターリーは、論理的に思考する能力を、幕僚業務を遂行するうえでの基礎中の基礎、かつ幕僚としての良し悪しを左右する重要な要素と位置づけた。同時にスターリーは、知識や技術の修得を教育の中心的目標とはさせなかった¹⁷。この結果、講義形式の授業は CAS³ から取り除かれた。知識や技術を授ける教育はすべて、入学前に学生が自習形式で履修する通信教育によって行われた。CAS³ は、当時の CGSOC のような詰め込み型の教育にはならなかった¹⁸。

第二の指針にもとづき、スターリーは、CAS³ を、学生一人一人が自主的に思考し、他の学生との共同作業や討論を通じてさらに深く思考する、能動的かつ双方向的な学習の場所とすることを目指した。彼は、①教官の指導のもとで少人数の学生が主体的に発表や討論、研究を行うゼミナール形式の授業の導入、②そうした教育方法にふさわしい見識と人格を備えた教官の選抜と配置を命じた¹⁹。その結果、CAS³ ではすべての授業が 12 名の学生で構成されるグループを単位として行われ、それぞれのグループには、過去に大隊長として高い評価を受けた中佐が専属教官として配置された。9 週間の教育期間を通してグループの編成は固定され、学生たちには問題の所在を明らかにし、解決策を検討し、その解決策の妥当性を論理立てて説明することが毎日のように求められた。専属教官の役割は、学生の考える力を伸ばすことであり、CGSOC の教官のように教壇のうえから知識や技術を授けることではなかった。専属教官は、すべての授業で討論の進行役やまとめ役となり、学生の様子を毎日つぶさに観察して一人一人の思考力のレベルや性格にあわせた質問や助言

¹⁶ Ralph Ekwall and Roland D. Griffith, "Constructing a Cube: A History of the Combined Arms and Services Staff School," Ft. Leavenworth, Kans.: Combined Arms and Services Staff School, CGSC, 1994, p. 1-7; Sorley "Press On! vol. 1," pp. 111-112; Sorley "Press On! vol. 2," pp. 1127, 1212-1213.

¹⁷ 幕僚としての基礎的な能力について、スターリーは、①複雑な現実の事象を、それを構成する要素に分けて解明する分析的思考力、②分析的思考で得られたいくつかの要素によって、別々のものをまとめる総合的思考力、③抽象的な思考によって物事の本質を理解し、かつ個別の事象や経験の持つ意味を解釈する概念化能力、④個別の特徴と物事の本質、あるいは末端と全体を要約する説明能力と定義した。Ekwall and Griffith, "Constructing a Cube," p. 1-7. 知識や技術を教えることは目標ではなく、思考する能力を伸ばすことが目標であるというスターリーの考え方は、その後も長く受け継がれており、1990年代になってもCAS³の教官陣は「思考することについて学ぶ場所」あるいは「何を考えたらいいかではなく、どのように考えるのかについて教える学校」という表現で、自分たちの学校を『ミリタリーレビュー』誌で説明している。J. Steve Patterson, "CAS³: Investment in the Future," *Military Review*, vol. 74, no. 5 (May 1994), pp. 25-26; Albert E. Bryant and Joan Dietrich Silver, "CAS³: Fifteen Years Later," *Military Review*, vol. 76, no. 6 (November-December 1996), pp. 67-68.

¹⁸ Robert Van Steenburg III, "What's a 'Cass Cube'?" *Military Review*, vol. 61, no. 5 (May 1981), pp. 25-26; Michael R. Anderson, "Evaluating CAS³ Instruction," *Military Review*, vol. 64, no. 7 (July 1984), pp. 28, 34. 新しい知識や技術の教育をカリキュラムに追加したほうが良いという意見は、CAS³の教育に関する基本的な考え方は矛盾するという理由で却下された。

¹⁹ Ekwall and Griffith, "Constructing a Cube," p. 1-7.

を与えた²⁰。

スターリーの考え方は、1980年代中盤以降のCGSC改革に大きな影響を与えた。スターリーのもとでCGSC学校長を務めたウィリアム・リチャードソン（William R. Richardson）中将や副校長ロバート・フォーマン（Robert H. Forman）少将は、1980年代後半までCGSCを監督するポストを歴任し、スターリーの理念をさらに広めていった²¹。

2. 1980年代の中盤から終わりまで：スターリーの教育理念の普及

（1）予測困難なほど変化のペースが増大した時代への危機感

1983年6月にSAMSが設置され、CGSCの教育構造は三層体制へと改められた。この時期には、スターリーの理念をさらに発展させた考え方が広まりつつあった。それは、CGSCでは論理的に思考する能力をさらに高い水準まで引き上げなければならないという考え方であった²²。

この考え方の背景には、このままだと陸軍が科学技術の進歩や社会の変化がもたらす戦争の変化に適応できない組織になってしまうのではないかという危機感があった。スターリーがTRADOC司令官を務めていた当時、CGSC学校長のリチャードソンと、彼のもとで教官を勤めていたフーバ・ワス・ド・セーグ（Huba Wass de Czege）大佐は、戦いが進むテンポや兵器の性能が発展するスピードが過去とは比較にならないほどに速くなったこと、そして戦いの様相の変化が年々激しさを増していることに注目していた。彼らは、予想もできないほどにダイナミックに、かつ目まぐるしく戦争が変化するなかでは、戦場での指揮においても平時の業務においても、判断の誤りが壊滅的な結果を招きかねない、したがって将校一人一人の考える力をもっと高めなければ、次の戦争に勝利することは困難であ

²⁰ Steenburg III, "What's a 'Cass Cube'?" pp. 26–27; Anderson, "Evaluating CAS³ Instruction," pp. 27–28. 少人数制の教育が特に重視されたことは、教育施設の設計や教官の資格要件からも伺える。CAS³の校舎には収容人数が12名の教室だけがあり、それ以上の人数の学生を収容できる教室や、講義形式の授業に使用できる大講堂は無かった。また、教官には、学生にとっての憧れの存在となることが要求された。Bryant and Silver, "CAS³: Fifteen Years Later," pp. 67–69.

²¹ フォーマンは、1979年から1981年6月までCGSC副校長を勤めたが、この期間中、CAS³設立の責任者であった。彼は、スターリーとともに少人数制の教育の実現に力を尽くした。リチャードソンは、1979年10月から1981年8月までCGSC学校長を勤めた。CAS³についてブリーフィングを受けたリチャードソンは強い関心を持ち、フォーマンを積極的に後押しした。Ekwall and Griffith, "Constructing a Cube," p. 1-6. リチャードソンは、CGSC学校長を離任した後は、1983年3月まで陸軍省でCGSCの監督責任を持つ作戦担当陸軍参謀次長（Deputy Chief of Staff for Operations and Plans）を、そして1986年6月に退役するまでCGSCを直接監督するTRADOC司令官を歴任した。リチャードソンはCGSC学校長就任から数えて7年連続でCGSCの改革に関与できる役職に就いてリーダーシップを発揮した。同様、フォーマンは、CGSC副校長を離任した後は、1983年7月から1985年7月まではTRADOC参謀長の立場から、1985年7月から1987年8月まではTRADOC副司令官の立場からCGSC改革を後押しした。Romjue, Candy, and Chapman, *Prepare the Army for War*, pp. 151–152, 162, 167–168, 173, 180, 186.

²² CGSC, "1984–85 Institutional Self-Study," pp. 45–46. このほか1985年に陸軍省が作成した報告書も、将校の育成においては、その判断力を向上させて戦争の進化に対応することが重要であると結論付けている。Department of the Army, "Professional Development of Officers Study vol. 1," p. IV.

ると結論付けた²³。

リチャードソンとセーゲは、論理的に思考する能力をさらに高い水準に引き上げるためには、もう一度 CGSC の教育を見直し、自らの頭脳で考え抜くという意味でこれまで以上に厳しく学生を鍛えなければならないと考えた。これをはっきりと言い表したのはリチャードソンであった。1983 年 3 月に TRADOC 司令官に就任したリチャードソンは、CGSC の教官たちに向けて、学生たちの思考力の質を高めることが最も重要な課題であり、そのためには基礎的な知識や型通りのやり方を教え込むだけの機械的な教育を取り除かなければならないと訓示した²⁴。

彼らが CGSC 教育の刷新において重視した点は二つあった。第一は、戦争や軍事力行使を学問としての作法に則って学ばせ、そして、その学問（以下、「用兵学」）を修めさせることであった。第二は、CGSC をこれ以上はできないというほどまでに能動的で双方向的な学習プロセスに作り替えることであった。

用兵学について、リチャードソンとセーゲは、軍事的事象を解釈し、分析し、総合するための枠組みであり、将校の判断力を強化するものと位置付けた²⁵。その内容は①軍事力の行使に関する理論や概念を用いて事実を観察し、観察によって得られた知識を体系立てて事実を解釈し、最終的には個々の事実を説明できる理論や抽象的に思考するための概念を創り出す研究、②どのような軍事的、または社会的な条件のもとでどのような戦いの進め方が奏功したのか、そして、条件がどのように変わったときにその戦いの進め方が効力を失ったのかに焦点を当てた軍事史の研究の二つに要約できる。セーゲは、用兵学を修めることにより、従来の戦い方を変えなければならないタイミングを察知する力や、状況の変化にあわせて新しい戦い方を生み出す力が養われると説明した²⁶。

このように用兵学は、理屈ばかりで実際の業務では役に立たない将校を産み出す教育とは見做されず、むしろ、戦争の変化が加速する時代において、次の戦争を勝利に導くことができる運用者や、陸軍改革をけん引する実務家を育てる教育として位置づけられたのである。この点についてセーゲは「いつの時代も真に優れた実務家は、きまって用兵学によ

²³ CGSC 学校長に就いていた時、リチャードソンは、①CGSC の教育は知識や技術を教え込むだけでは不十分であり、それらを現実に応用する能力を向上させなければならない、②卒業後の業務を要領よくこなす将校を育てるのみならず、将来の将官としてふさわしい思考様式を備えた将校を育てなければならないと述べている。William R. Richardson, “The Leavenworth Influence on Today’s Army,” *Military Review*, vol. 61, no. 5 (May 1981), p. 17. 同様に、セーゲは、CGSC のみならず陸軍省や TRADOC でも広く読まれた研究報告書のなかで、CGSC がより高い思考力を備えた卒業生を毎年送り出すことによってはじめて、陸軍は素早く、かつ柔軟に戦争の進化に対応できる組織になることができると説明している。Czege, “Final Report,” pp. 4, A-6 to A-8.

²⁴ Stewart, “Raising a Pragmatic Army,” p. 270.

²⁵ William R. Richardson, “Kermit Roosevelt Lecture: Officer Training and Education,” *Military Review*, vol. 64, no. 10 (October 1984), p. 33; Huba Wass de Czege, “How to Change an Army,” *Military Review*, vol. 64, no. 11 (November 1984), pp. 34, 45–46.

²⁶ Czege, “Final Report,” pp. A-6 to A-8; Czege, “How to Change an Army,” pp. 34–35, 39–40. セーゲは、CGSOC の卒業生を例に挙げて、彼らは知識や技術を授けるだけのやり方で育てられたため、まるでクッキーの抜き型のような教条的な解決法しか持ち合わせておらず、状況に応じて自身の頭脳で考えて判断する能力がまったく欠けていると説明した。Benson, “Educating the Army’s Jedi,” pp. 89–90.

く通じている」と述べている²⁷。

CGSC をさらに能動的で双方向的な学習プロセスに作り替えるにあたり、リチャードソンとセーゲは、CGSOC における教官 1 人あたりの学生数をもっと少なくすること、そして、見識と人格の面で優れているだけではなく学問的な訓練を受けた教官を集めることが不可欠であると判断した。1983 年初頭には、CAS³ の教育が高く評価されたことを受けて、CGSOC でも少人数制教育がゆっくりと導入され始めていた。講義形式の授業は減り、代わって、1 人の教官が 12 名ないし 15 名の学生を担当する討議形式の授業が増加した²⁸。リチャードソンとセーゲは、1 人の教官が 5 名ないし 6 名を教育する形式が CGSOC に最も適していると考えていた。さらに、セーゲは、教育の良し悪しを決定づけるのは、何を教えるか、つまりカリキュラムの内容ではなく、誰が教えるかであると信じて疑わなかった。彼は、教官の資格要件として、①修士号以上の学位を有すること、②過去の教官および部隊指揮官としての勤務において優秀と評価されていること、③少なくとも向こう 3 年間継続して教官として勤務できることの三つが必要だと考えていた²⁹。

(2) 既存の制度から離れた SAMS

リチャードソンとセーゲは、自らの教育理念を中心的なコースであった CGSOC ではなく、その外部に新設された SAMS で具体化した。この手法は、かつてスターリーが CAS³ で自身の教育理念を実現した方法と同じであった³⁰。

当時、リチャードソンとセーゲが CGSOC で教育理念を実現することは極めて困難であった。その障壁となっていたのは、CGSOC が担っていた選抜と配分の機能、すなわち、同年代の将校のなかから必要な人数の優秀な人物を選び出し、そして、教育修了後には彼らを要職に配置するという制度的な役割であった。CGSOC の学生数は、彼らを卒業後に配置するポストの数にあわせて、陸軍省によって毎年約 900 名と決められていた。1981 年と 1983 年には、CGSOC における少人数制教育の推進を目指して学生数の削減が検討されたが、実現には至らなかった³¹。というのも、そうした大所帯のコースで教官 1 人に対して 6 名の学生という態勢を確保するには、相当数の優秀な教官を配置する必要があったが、当時の陸軍省にはその余裕がなかったためである。当時、徴兵制の廃止と募集難に対応するため、リクルート部門や予備役将校訓練課程 (Reserve Officer Training Corps)、新規入隊者の訓練所にも優秀な将校を配置する必要があった³²。

²⁷ Czege, "How to Change an Army," p. 45.

²⁸ Czege, "Final Report," pp. 52, D-2. リチャードソンは CGSC 学校長在任中に、CGSOC での少人数制教育の実現に努力していた。Richardson, "The Leavenworth Influence," p. 17.

²⁹ Benson, "Educating the Army's Jedi," p. 103.

³⁰ リチャードソンとセーゲはともに、SAMS について、組織立てた検討によって設立されたコースではなく、二人の発案で設立されたと述べている。Interviewed by Michael W. Ackerman, "Senior Officer Oral History Program, Project 1987-18, General William R. Richardson, U.S. Army Retired," Carlisle Barracks, Pa.: U.S. Army Military History Institute, 1983, pp. 318, 335; Czege, "An Accident of History," pp. 102, 104.

³¹ Stewart, "Raising a Pragmatic Army," pp. 292-294; Richardson, "The Leavenworth Influence," pp. 16-17.

³² Czege, "Final Report," pp. 57, B-1-34. 陸軍省は 1982 年 5 月に CGSC の教官職に優秀な将校を優先して配

こうした制約を踏まえ、リチャードソンとセーゲは、CGSOC の外部に設立した SAMS を既存の人事制度から独立させることによって、自分たちの教育理念を忠実に具体化した³³。リチャードソンは陸軍省と粘り強く交渉し、SAMS では教官 1 人あたりの学生数を 6 名に維持すること、そして特に優秀な教官を配置することを認めさせた³⁴。CGSOC と異なり、SAMS の学生数は小規模だった。学生数は初年度には 13 名、翌年度には 25 名、3 年目には 48 名と年々増加したが、その人数は、確保できた優秀な教官の人数によって決定された。SAMS の学生には教育修了後に師団や軍団の作戦幕僚に就くことが約束されていたが、そうした卒業後のポストの数に入学者数を合わせることはなかった³⁵。この他、SAMS の教育は、CAS³ と同様、12 名の学生で構成するグループを単位として行われたが、各グループには 1 年間の教育期間を通して専属教官が配置されるのみならず、授業内容に関して高い専門性を有する博士号保有者が加わる態勢が整えられていた³⁶。

また、リチャードソンとセーゲは、SAMS にふさわしい学生を集めるために、CGSOC とは異なる、入学選抜と卒業後補職に関する制度を陸軍省に認めさせた。当時の CGSOC では、入学者の選定は陸軍省が一括して行っており、勤務成績だけが選抜の基準となっていた。これに対し、SAMS では、はじめに校長と教官が選抜試験を行い、その後、学校側が適格と認めた候補者のなかから陸軍省が入学者を決定するという方式が採用された。選抜試験では、ジレンマを含む軍事的な問題に対する解決策を論じる小論文の作成と面接が行われ、①論理的に考える力、②自身の主張を論理立てて説明する力、③たとえ階級が上位の相手であっても反対意見には論じ返すことができる意思の強さが評価された³⁷。卒業後の補職についても、CGSOC 卒業生にはその後の昇進を有利にするポストに配置されることが約束されていたのに対し、SAMS 卒業生は、CGSOC 卒業生と比較すると 1 年間多く教育を受けていたにもかかわらず、補職の面では CGSOC 卒業生と同等に扱われた。こ

置するという方針に改めたが、その効果は翌年になっても現れなかった。Czege, “Final Report,” p. 8; Stewart, “Raising a Pragmatic Army,” p. 258. このほか、TRADOC は 1980 年の部内改編の際、装備開発や訓練の改善を所掌するポストを増やすために CGSOC 教官の定数を削減していた。Stewart, “Raising a Pragmatic Army,” p. 256.

³³ Czege, “An Accident of History,” pp. 103–104; Ackerman, “Senior Officer Oral History Program, William R. Richardson,” pp. 310–311.

³⁴ Stewart, “Raising a Pragmatic Army,” p. 306. リチャードソンからの強い要請を受けて、陸軍省は 2 年間という条件付きで、陸軍戦略大学 (Army War College) への入学が決まっていた 3 名ないし 4 名の中佐もしくは大佐を、毎年 SAMS に配置した。セーゲは、彼らを、その 1 年目には SAMS の学生と同じ内容をすべて学ばせ、その 2 年目には学生たちのグループの専属教官に任命した。Benson, “Educating the Army’s Jedi,” p. 92; Romjue, Candy, and Chapman, *Prepare the Army for War*, p. 37; Bankus, “Senior Officer Oral History Program, Leonard Donald Holder,” p. 319.

³⁵ 実際、1986 年に学生数を増加する計画が持ち上がったが、この計画は、優秀な教官が足りないという理由により中止された。Interviewed by Brent Bankus, “Senior Officer Oral History Program, An Oral History of Leonard Donald Holder, Jr., U.S. Army Retired,” Carlisle Barracks, Pa.: U.S. Army Military History Institute, 2015, pp. 59–60; Benson, “Educating the Army’s Jedi,” pp. 103–105.

³⁶ Benson, “Educating the Army’s Jedi,” pp. 92–93; Interviewed by Steven G. Fox, “Senior Officer Oral History Program, Project 2001-12, Colonel (Retired) Richard Sinnreich,” Carlisle Barracks, Pa.: U.S. Army Military History Institute, 2001, pp. 36–37.

³⁷ Benson, “Educating the Army’s Jedi,” pp. 26–28; Fox, “Senior Officer Oral History Program, Richard Sinnreich,” p. 37.

の結果、キャリアを有利にすることを動機とする学生はSAMSへの進学を避け、代わって、論理的に考える力を伸ばすことを渴望する学生が集まった³⁸。

教育の側面では、SAMSはCGSOCを基礎としつつ、段階的に教育の水準を高めていくように設計された³⁹。例えば、作戦ドクトリンに関する教育では、CGSOCでは現行のドクトリンが定める方法論とその背景にある軍事理論を理解し、ドクトリンを欧州でのワルシャワ条約機構軍との戦いに応用することが目標とされていた。一方、SAMSでは、現行ドクトリンの学習のみならず、結果的にその改定につながるほどの、軍事力の行使について深く考え抜く研究が行われた⁴⁰。SAMSの学生たちは、近代以降の軍事理論や概念を用いながら大規模な陸上戦役に関する軍事史を研究し、その成果をもとに次の戦争をどのように戦うかを検討した。1986年に陸軍の作戦ドクトリンが改訂されたが、その草稿は、SAMSの学生たちが代々引き継ぎながら4年間をかけて書き上げたものであり、そのなかには作戦術（operational art）という新たなコンセプトが盛り込まれていた⁴¹。

結論

1980年代、学究と思索を重視する教育がCGSCに定着していった背景には、二つの教育理念があった。第一は、プロフェッショナルな将校を育成するうえでCGSCが果たさなければならない最も重要な役割は、論理的に思考する能力を伸ばすことであるという考え方であった。第二は、論理的に思考する能力は学究と思索によってはじめて育まれるものであり、知識や技術を教え込む教育法では決して向上しないという考え方であった。この教育理念は、1980年代を通じて一貫して維持され、教育構造が複層化するにつれて、よりはっきりと強調されるようになった。

この教育理念が有効であることを実証したのは、CAS³の教育であった。スターリーの理念を忠実に具体化したCAS³は高く評価され、1980年代中盤以降のCGSC改革の基礎となった。スターリーは、未知の問題を論理的に検討し、解決策を導き出す能力こそが、次の戦争に備えるうえで最も重要であると考えた。そのため、彼は、能動的で双方向的な教育

³⁸ Michael D. Wyly, "Educating for War," *Marine Corps Gazette*, vol. 72, no. 4 (April 1988), p. 28. 学生のなかには、CGSOCで受ける教育は重要ではなく、CGSOC入学者に選抜されること、ならびに卒業証明書を得ることの二つだけが重要であると考える者が少なくなかった。Stewart, "Raising a Pragmatic Army," pp. 306, 308.

³⁹ Christopher L. Baggot, "The School of Advanced Military Studies in the 21st Century," Ft. Leavenworth, Kans.: CGSC, 1998, pp. 27-28. アメリカ陸軍の教育改革を注意深く観察していたアメリカ海兵隊のマイケル・ウィリー（Michael Wyly）大佐も、1988年、SAMSでの最高水準の教育を可能にしている理由はCGSOCがSAMSの基礎となっているからであると述べている。Wyly, "Educating for War," p. 30.

⁴⁰ Czege, "Final Report," pp. 4, F-4 to F-5.

⁴¹ Swain, "Filling the Void," p. 164; Bankus, "Senior Officer Oral History Program, Leonard Donald Holder," pp. 47-49. 作戦術については、齋藤大介「戦争を見る第三の視点——『作戦術』と『戦争の作戦次元』」戦略研究学会『戦略研究12』（2013年1月）；齋藤大介「AirLand Battle 再考——軍事思想の観点から」航空自衛隊幹部学校『鵬友』第37巻第6号（2012年）を参照。

にふさわしい見識と人格を備えた教官を CAS³ に集め、そこで自身の教育理念を制度化した。その後、スターリーの理念を受け継いだ高級将校たちが、さらに高い水準にまで論理的に考える力を伸ばすことを目指し、SAMS を設立した。

1980 年代を通して、学究と思索を重視する教育を CGSC 全体に広げる際に使用された方法は、例外なく、CGSC の中心的なコースである CGSOC に直接手を加えるのではなく、その周縁部に新しい教育コースを設け、そこから学究と思索を重視する教育を広げていくという迂回的な方法であった。このような方法が選ばれたのは、教育の理念を損なわずに制度化するためであった。周縁部に設けられた新しいコースでは、理念を忠実にかたちにすることが可能であった。

CGSC にはそれまで続いてきた状態を維持しようとする側面があり、このため、その中心的なコースである CGSOC から改革を広げていくという方法を選択した場合、新しい教育理念とその実践が中和されるおそれがあった。とりわけ、CGSOC の学生数は彼らが卒業後に配置されるポストの数にあわせて毎年約 900 名と定められており、この規模が少人数制教育の導入を困難にしていた。こうした背景があったことから、高級将校たちは CGSOC ではなく、その周縁部に新設されたコースを選び、そこで自分自身であれこれ力を尽くしながら、次の戦いに勝利するために必要不可欠と信じる教育理念を実現し、それを広げていったのである。

1980 年代の CGSC 改革は、教育理念をまず周縁部で制度化し、そこでの成功を足がかりとして改革を拡張していくというやり方で、少しずつ丁寧に進められたものであった。軍人の保守的な気質を言い表す言葉に、「いつの時代も軍人は次の戦争は前の戦争と同じようになると考える」という言葉がある⁴²。また、軍の構造が複雑になった現在、軍の改革はますます一筋縄ではいかなくなっている。1980 年代の CGSC 改革で採用された改革の手法は、現代にも通じる、次の戦争に備えるための教訓を示唆していると思われる。

⁴² Michael C. Thomsett and Jean Freestone Thomsett, *War and Conflict Quotations: A Worldwide Dictionary of Pronouncements from Military Leaders, Politicians, Philosophers, Writers and Others* (North Carolina: McFarland and Company, 1997), p. 112.

第4章

1980年代後半におけるアメリカ陸軍の 低強度紛争の認識と取組

——「平時不測事態作戦」の概念と適用を中心に

新福 祐一

はじめに¹

アメリカ陸軍はベトナム戦争後の1970年代後半から1980年代にわたり、欧州正面におけるソ連との通常戦を重視した²。湾岸戦争の勝利は、その成果ともいわれる。一方でアメリカは、大規模な戦争に至らない紛争を、低強度紛争（Low-Intensity Conflict: LIC）という概念で捉えていた³。アメリカ陸軍は、通常戦重視のなかでこのLICをどのように理解していたのか。本章の目的は、陸軍のLIC検討を踏まえ、アメリカ陸軍がLICのなかに、通常戦と親和性の高い平時不測事態作戦（Peacetime Contingency Operations: PCO）を含めた経緯とその位置づけを確認し、当時のアメリカ陸軍におけるLIC認識の一端を明らかにすることにある。

LICとは、ソ連との大規模紛争（High-Intensity Conflict: HIC）や中規模紛争（Mid-Intensity Conflict: MIC）には至らない状況を指した軍事用語である。LICは1970年代後半からアメリカの一部シンクタンクや研究者の間で使用され始め、1980年代に流行した。特にLICはその対象として、国家だけでなく非国家主体と称される、反乱集団やテロ組織などとの紛争に目を向けており、重要な概念といえる。

陸軍は1986年にLICを「政治的、社会的、経済的、心理的目的を達成するための限定的な政治・軍事闘争で、しばしば長期化し、またその範囲は外交的圧力、経済的圧力、心理・社会的圧力からテロや反乱にわたる」もので「特定地域に限定されやすく」「武器や戦術および暴力のレベルに制約がかかる」と定義した⁴。しかしこの定義は曖昧で、議論の混乱も見られた。アメリカのLICに関する先行研究の論点は大要以下の3つにまとめられる。

¹ 本章は「1980年代後半におけるアメリカ陸軍の低強度紛争の認識と取組——『平時不測事態作戦』の概念と適用を中心に」『安全保障戦略研究』第5巻第1号（2024年12月）をもとに加筆修正を施したものである。

² 福田毅『アメリカの国防政策』（昭和堂、2011年）63–64頁。

³ LICについては、Low-Intensity Warfareの語を使用している論考がある。また日本語訳として「低烈度紛争」を使用している場合もある。ここでは加藤朗『現代戦争論』（中公新書、1993年）に沿って、それらをすべてLIC「低強度紛争」として使用する。

⁴ Headquarters, Department of the Army, *FM100-1, The Army* (Washington, D.C.: U.S. Army, 1986), p. 9. 翻訳は加藤『現代戦争論』25頁を参照した。

- ① LIC の主対象は第三世界（発展途上国）における対反乱（Counterinsurgency: COIN）、または反乱支援であり、軍事だけでなく非軍事手段の併用により解決するものであること⁵。
- ② 国家が支援しているテロについては LIC の対象とすること⁶。
- ③ LIC は、ソ連の共産主義拡大の阻止を主眼とすること⁷。

特に①の言説は、アメリカ軍の LIC への関心や対応および、アメリカ各省庁間の連携が不十分という、サム・サーケジアン（Sam C. Sarkesian）やリチャード・シュルツ（Richard H. Shultz Jr.）など研究者からの批判である。2000 年代の COIN に関する研究でも同じ文脈で批判がなされていることから、LIC は COIN の潮流といえる。一方、アメリカ政府および軍は③の観点から LIC への対応に注目することが多かった。この理由は、ベトナム戦争における COIN に専念した間に、ソ連の軍事的脅威が増大したことに対応しなければならなくなったためである。つまり、欧州以外の地域でのソ連の間接侵略という形で LIC を捉えようとしていた。加藤朗は LIC という用語が使われるようになった理由について、ベトナム戦争に対する忌避感と、1980 年代の親ソ勢力による反米テロへの対処の必要性を挙げている⁸。このように、先行研究において LIC は、冷戦下の COIN や反乱支援および対国際テロが分析の主体であった。

しかし、テロや米ソ冷戦の文脈と異なる LIC も発生していた。アメリカの権益や在外アメリカ人などが所在する第三世界、特に中東や中南米地域は不安定で、内戦や革命とともにアメリカ国内への麻薬流入対処など紛争が絶え間なく生じていた。遠い将来におけるソ連との戦争と比較して、LIC は現在進行形の危機として注目されていたのである。このためアメリカ陸軍は、ソ連との通常戦重視と言いつつも、これらを見捨てることはできなかった。

1980 年代のアメリカ陸軍の LIC に関する認識は、1981 年と 1990 年に作成された LIC 教範 FM100-20 Low Intensity Conflict から読み取れる。特に 1990 年版では、LIC の種別が細分化され、①反乱の支援および対反乱（Support for Insurgency and Counterinsurgency）、②対テロ戦闘（Combatting Terrorism）のほか、③平和維持（Peacekeeping）、④平時不測事態作戦（PCO）まで含まれるようになった⁹。LIC の主体である①②のほか、③が含まれたのは、細々ながら国連が主催する平和維持活動が起点と考えられる。一方、④の PCO には通常戦

⁵ Sam C. Sarkesian, *America's Forgotten Wars* (Westport: Greenwood Press, 1984), chapter 5; Richard H. Shultz Jr., "Low-intensity conflict: Future challenges and lessons from the Reagan years," *Survival*, vol. 31, Issue 4 (1989), pp. 359-360; 片山善雄「低強度紛争概念の再構築」『防衛研究所紀要』第 4 巻第 1 号（2001 年 8 月）70 頁。

⁶ 加藤『現代戦争論』121-125 頁；福田『アメリカの国防政策』73-74 頁。

⁷ 加藤『現代戦争論』102-111 頁；宮坂直史「低強度紛争への米国の対応」『国際安全保障』第 29 巻第 2 号（2001 年 9 月）69 頁。

⁸ 加藤朗「LICs 再考——秩序形成から見た非正規戦」『平成 29 年度戦争史研究国際フォーラム報告書』（2018 年 3 月）15 頁。

⁹ Headquarters, Department of the Army, *FM100-20 Low Intensity Conflict* (Washington, D.C.: U.S. Army, 1990), Chapter. 1-1.

的な物理打撃を伴う軍事行動が含まれる（細部後述）。しかし、どのような経緯で PCO が LIC に含まれることになったのか、先行研究では管見の限り注目されていない。これが本章の問題認識である。

問題認識を解明するために、次の 2 つを明らかにする。1 つ目はアメリカ陸軍における LIC 検討の深化、特に PCO 概念が含まれた経緯である。2 つ目は、1980 年代の戦争においてアメリカ陸軍が参加した軍事行動と LIC の関連性である¹⁰。アメリカ陸軍が 1980 年代に参戦した例は、1983 年のグレナダ侵攻作戦と 1989 年のパナマ侵攻作戦があるが、グレナダ侵攻作戦は陸軍内において LIC の検討途上に起きたものであり、先ほどの 4 分類が確立する前である。グレナダ侵攻作戦がその後の陸軍内の LIC 概念に影響を与えたのは確かであるが、本章では LIC 検討が活発になった 1980 年代後半を主とすることから、パナマ侵攻作戦を取り上げる。

パナマ侵攻は陸軍兵力を用いた武力攻撃であり、COIN、反乱支援および平和維持とは異なる。本章では陸軍における LIC 概念の検討、パナマ侵攻作戦立案過程と LIC 概念を対比しつつ、LIC の主軸である対反乱および反乱支援とは別に発展した、PCO の意義とその誕生に至った原因を考察し、当時のアメリカ陸軍の LIC 認識と取組の特徴を明らかにしたい。1980 年代に流行した LIC を分析することにより、その後の「戦争以外の軍事作戦」の前身である Operations Other Than War（以下 OOTW）の概念の誕生や、イラクやアフガニスタンにつながる、現代に続く紛争形態との関連性を見ることができよう。

1. LIC 検討の深化：1980 年中期から後期

（1）当初の陸軍の LIC 検討

1981 年、ロナルド・レーガン（Ronald Reagan）がアメリカ大統領に就任した。レーガンは、強いアメリカと特に欧州におけるソ連への強硬姿勢をとったことが注目されるが、米ソ全面戦争に至らない小規模の紛争である LIC についても、脅威として認識していた。

ではその頃アメリカ陸軍は、この情勢をどのように捉えていたのか。1981 年、陸軍は FM100-20 を制定している。これは LIC を主題とした陸軍部隊の行動の準拠にあたる教範であり、陸軍はアメリカの当時の状況に対応しているように見える。しかし教範の中身は、ベトナム戦争後の 1974 年に制定された「国内防衛および開発（Internal Defense and Development）」の教範 FM100-20 に、憲兵の行動や基地防護の他教範の内容を加えて 1 つに集めたものであった。確かに教範には、LIC の概要および平和維持や在外アメリカ人

¹⁰ パナマ侵攻作戦は Operation Just Cause とされるが、後述するように、それぞれの作戦は攻撃計画のみに特化したもので、戦後の安定化については別計画となる。本章ではパナマの開戦から戦後安定化までの作戦をパナマ侵攻作戦と称し、攻撃作戦をジャスト・コーズ作戦と称する。

避難に関しては言及しているものの、冒頭の数頁にとどまっている¹¹。ベトナム戦争から約 7 年のブランクがあるにもかかわらず、対反乱や反乱支援について教訓が反映された形跡は見当たらないため、LIC について十分検討したものとはいえないと考える。

その後、アメリカ陸軍訓練教義コマンド（United States Army Training and Doctrine Command: TRADOC）は、LIC に関する研究報告を民間研究機関に委託した。国際テロと危機管理の専門家であるロバート・クッパマン（Robert H. Kupperman）によってまとめられた報告書（以下「クッパマン報告」）では、陸軍が「起こり得そうにない欧州における大規模通常戦による超大国の対立がまだ陸軍の考えや訓練、そして資源配分において優越している」ことを指摘し、小規模だが緊急性の高い LIC、それも「ソ連またはソ連に教唆を受けたゲリラ」以外の敵について注目すべきと述べている¹²。

そして、陸軍は LIC について、ベトナム戦争で行った「国内防衛と開発」よりも幅広く考察すべきであり、ドクトリン、人材育成および訓練、編成装備（軽歩兵師団）等、通常戦とは異なる方法で対応しなければならない課題を明らかにしている。特に注目すべきは LIC における「同時または連携して幅広い範囲の任務」の例として、情報収集、民軍行動、対テロ、治安支援、サボタージュや反乱支援、対反乱支援だけでなく、後の PCO に含まれる「長距離の物理的打撃（シャバ州モデル）」と「襲撃」が含まれていることである¹³。後述する陸軍の LIC 検討の深化で、クッパマン報告と類似した整理がなされたことを踏まえると、本報告が後の LIC 検討の下敷きになったことは確実であろう。実際、陸軍はクッパマン報告にある軽歩兵師団を陸軍編制に復帰させている。

（2）陸軍の LIC に関する本格的検討

1980 年中頃になると、LIC 取組は熱を帯び始めた。国防総省は国務省や研究者を招待して 1986 年 1 月 15 日に Conference on Low Intensity Warfare を主催し、LIC 対応の必要性について認識を一致させている¹⁴。このカンファレンスに先立つ 1985 年 4 月、陸軍省は TRADOC に対して LIC の成功と失敗例について分析することを指示した。7 月 1 日に TRADOC 司令官のウィリアム・リチャードソン（William Richardson）大將は、これに基づき具体的な検討要領と組織編成について通達を出した。この検討は、LIC に関する認識不一致を解消するための研究や戦訓分析を通し、「LIC における国家戦略と軍事作戦への影響

¹¹ Headquarters, Department of Army, *FM100-20 Low Intensity Conflict* (Washington, D.C.: U.S. Army, 1981), pp. 1, 13–14. なお、「国内防衛および開発」とはアメリカが支援する国家および政府が、共産主義から防衛できるように行う軍事および非軍事活動で、ベトナム戦争における COIN の主軸であった。

¹² Robert H. Kupperman, *Low Intensity Conflict Volume I, Main Report, Prepared for U.S. Army Training and Doctrine Command, June 30* (Hampton, VA: Fort Monroe, United States Army Training and Doctrine Command, 1983), p. vi, <<https://apps.dtic.mil/sti/pdfs/ADA137260.pdf>>. [2025 年 10 月 30 日最終アクセス、以下同様]

¹³ *Ibid.*, p. 60. なお、シャバ州モデルとは、1960 年代のザイール（現コンゴ）動乱の際、シャバ州の分離独立運動に対し、フランスが空挺部隊を投入して阻止した例のことを指す。

¹⁴ Jochen Hippler, “Low-Intensity Warfare, Key Strategy for the Third World Theater,” *MERIP Middle East Report*, No. 144 (January–February 1987), p. 33.

を明らかにする」ことを目的としたものであった¹⁵。

その際の地域の焦点は中央アメリカであり、検討にはアメリカ南方軍 (United States Southern Command: SOUTHCOM) の要員も参加した。さらに統合参謀本部の後押しもあり、これらの検討は陸軍のみならず各軍種および民間シンクタンクも含める大規模なものとなった。報告書は、1986年1月、つまりカンファレンスと同時期までに完成する予定であったが、実際は8月までかかった。

この統合 LIC プロジェクト報告書 (Joint LIC Project Final Report : 以下「J-LIC 報告」) において、冒頭で述べた LIC の定義とあわせ、LIC のカテゴリーが対反乱および反乱支援、対テロ、PCO、平和維持に整理された¹⁶。これは冒頭で述べた区分と同様の内容である。また、重点的に分析されているのは対反乱および反乱支援であり、それらへの陸軍の関与が不十分であると指摘している点は、クッパマン報告と同じである¹⁷。以上のように、1985年を境に盛んとなった LIC 研究は、その後のアメリカ陸軍の LIC 検討を深化させ、1990年の FM100-20 に結実した。

(3) PCO の意義

ではこの検討において、PCO はどのように定義されたのか。J-LIC 報告を見ると、PCO は TRADOC が 1986年2月に発行したパンフレット PAM525-44 から引用されている¹⁸。具体的には「通常、短い通常戦という条件の下、短期間で部隊を派遣し運用する、政治的に注意を要する軍事作戦」(傍点筆者) であり、「大抵、簡潔かつ迅速に実行される」とされている¹⁹。対反乱、反乱支援および対テロが、政治的性格を持っており軍事的対処のみに限らないのに対し、PCO は基本的に期間が短いなどの特性はあるものの、通常戦の範疇に整理される軍事作戦となっている。

具体的に PCO は以下の分類の軍事行動に区分されている²⁰。

- ・ 人道支援 (Humanitarian Assistance)

¹⁵ Joint Low-Intensity Conflict Project, *Joint Low-Intensity Conflict Project Final Report Volume 1, Analytical Review of Low-Intensity Conflict* (Hampton, VA: Fort Monroe, United States Army Training and Doctrine Command, August 1, 1986), Appendix A and B, <<https://apps.dtic.mil/sti/pdfs/ADA185971.pdf>>.

¹⁶ Joint Low-Intensity Conflict Project, *Joint Low-Intensity Conflict Project Final Report Executive Summary* (Hampton, VA: Fort Monroe, United States Army Training and Doctrine Command, August 1, 1986), p.4, <<https://apps.dtic.mil/sti/pdfs/ADA185970.pdf>>; *J-LIC*, vol. 1, p. 1-3.

¹⁷ 本プロジェクトには、ウィリアム・オルソン (William J. Olson) 博士のほか、『陸軍とベトナム』の著者であるアンドリュー・クレピネビッチ (Andrew J. Krepinevich) 中佐、エルサルバドルの軍事顧問団長のジェイムス・スティーレル (James J. Steel) 大佐など陸軍の LIC 専門家が加わっている。 *J-LIC* vol. 1, pp. i-ii.

¹⁸ *Ibid.*, p. 1-3. 正式名は *TRADOC PAM 525-44, US Army Operational Concept for Low Intensity Conflict* (Hampton, VA: Fort Monroe, United States Army Training and Doctrine Command, February 10, 1986). 本資料は非公開であるため、内容は不明。

¹⁹ *J-LIC* vol. 1, p. 1-3.

²⁰ *Ibid.*, p. 6-2. なお平和構築は、政情不安定な国において武力で法と秩序を強制執行するもので、冷戦後に行われた平和強制と類似している。

- ・ 在外アメリカ人の緊急避難 (Noncombatant Emergency Evacuation: NEO)
- ・ 軍の示威 (Military Presence, Show of Force)
- ・ 平和構築 (Peacemaking)
- ・ 打撃作戦 (Strike Operation)

このうち、人道支援は、災害時の救援を念頭に置いたもので、戦闘ではなく物資支援や救護および復旧などであるが、それ以外については、戦闘を念頭に置いた行動である。このように PCO は、人道支援を除いて、一定の制約下で通常戦の能力や装備を使用し、戦闘することを予期したものであることから、戦闘行動そのものが主軸となっている。

最たるものは、打撃作戦である。これはアメリカ国民や施設の救出や懲罰的な行動のため、攻撃作戦を行うものである。打撃の方法には、陸軍による限定的な攻撃の他に、空・海軍の爆撃なども含まれるが、地域・時期・兵力を限定して政治目的を達成するとされた。ある研究者が、LIC を「わずかのアメリカ軍が関与するため、死傷者が少なく、動員も必要なく、国民も気づかない」「小規模の戦いで比較的安上がりな戦争」と述べた論評は、これの皮肉ともいえる²¹。

そしてこの成功のためには「すべての戦闘力を決定的な時期と場所に集中させた、迅速で激しく、正確かつ大胆な行動」が求められ、特に陸上での作戦は「通常戦に関する高い練度を保持した部隊がよく達成できる」とされており、通常戦遂行の能力が重視されていることがわかる。特に注目すべき点は、「打撃作戦は PCO の中でも別個のもの」であり、「一旦開始されると他の LIC ミッションよりも政治の勘案を受けづらい」ものとされていることである²²。さらに着意事項として、メディアを通じた国民感情対応への過敏性も見取れる。このように打撃作戦に関しては、明らかに LIC というよりも MIC、HIC と共通する通常戦指向が窺取される。

PCO は、さらに人質などの救出および回復 (Rescue and Recovery)、非通常戦 (Unconventional Warfare)、治安支援の増援 (Security Assistance Surges)、他省庁への協力 (Support to US Civil Authority) が加えられ、1990 年の FM100-20 に引き継がれている²³。このように、LIC の主軸とは異なる性格の PCO が含まれることにより、LIC は対反乱および反乱支援という、軍事と非軍事双方を必要としたものであったはずが、通常戦に親和性の高い傾向をもったといえる。

²¹ Hippler, "Low-Intensity Warfare, Key Strategy for the Third World Theater," p. 33.

²² *J-LIC vol. 1*, pp. 6-9 to 6-12.

²³ *FM100-20*, 1990, chapter 5.

2. パナマ侵攻作戦と LIC 概念の適用

(1) パナマの状況とアメリカの姿勢の変化

1980年代の中米およびカリブ海では、キューバの共産主義を中核とした、ソ連の間接侵略の可能性が懸念されていた。パナマには、アメリカの重要な国益であるパナマ運河があり、SOUTHCOM など駐留軍やアメリカ人の安全確保は懸念事項であった。しかしパナマは1960年代末期からパナマ国防軍 (Panama Defense Forces: PDF) の力を背景にした、軍人による右派的独裁政権であり、ソ連との親和性は低かった。

しかし1981年に政権をとったマヌエル・ノリエガ (Manuel A. Noriega Moreno) 将軍は、アメリカが自分を重要視していると過信しており、アメリカとの取引や自身の政権維持を図る際に、国民の反米感情や PDF を利用した²⁴。加えて、アメリカとパナマにおいて決定的な問題となったのは、イデオロギーや政体といった冷戦の要素よりも、アメリカの麻薬問題であった。その中継先の1つにノリエガがいた。レーガンは反共の観点からノリエガを利用していたが、次の大統領となったジョージ・ブッシュ (George H. W. Bush) は違った。ブッシュは副大統領当時、外交上慎重な路線を自認していたが、フロリダ州に入る麻薬がパナマ経由であることについて地元警察から陳情を受けてからは、パナマに対して強硬な姿勢に変化した²⁵。パナマ侵攻の決断はブッシュの主導指針によるところが大きい。

(2) SOUTHCOM のパナマでの取組：ワーナーの更迭と限定的武力行使

では、アメリカ陸軍のパナマでの対応はどのようなものであったか。これについて、終始取り組んでいたのが SOUTHCOM であった。1980年代における歴代 SOUTHCOM 司令官は、ニカラグア、ホンジュラス、エルサルバドルなどで COIN や反乱支援を行っていたが、特にパナマの安定化に注力したのは1987年6月に司令官に就いた、フレデリック・ワーナー (Frederick F. Woerner Jr.) 大将である。ワーナーはスペイン語が堪能なラテンアメリカのエキスパートであり、軍歴もグアテマラやエルサルバドルの軍事顧問団長、パナマ駐留の歩兵旅団指揮官を歴任し、アメリカ陸軍治安支援センターのラテンアメリカ部門に従事しており、LIC の専門家であった。特にエルサルバドル駐在中には、現地政府軍の能力に悲観的な報告を行ったことでも、名を知られた²⁶。

ワーナーは、SOUTHCOM 司令官に就いてから、自身の経験を生かしつつ、在パナマのアメリカ国益に損害が出ないように、慎重に取り組んだ。特に重視したのは、中米の民主

²⁴ Lawrence A. Yates, *CMH55-1-1, The U.S. Military Intervention in Panama: Origins, Planning, and Crisis Management June 1987–December 1989* (Washington, D.C.: Center of Military History, United States Army, 2008), p. 13.

²⁵ Ivo H. Daalder and I. M. Destler, *In the Shadow of the Oval Office* (New York: Simon & Shuster, 2009), pp. 172–173. ブッシュの豹変についてはコリン・パウエル、ジョセフ・E・パーシコ (訳: 鈴木主税) 『マイ・アメリカン・ジャーニー——コリン・パウエル自伝』(角川書店、1995年) 458–459頁。

²⁶ Raymond Bonner and Phillip Taubman, “Salvador Ability to Win Doubted in Report,” *The New York Times* (April 22, 1983), <<https://www.nytimes.com/1983/04/22/world/salvador-s-ability-to-win-doubted-in-report.html>>.

化を視野に入れた各種施策である。パナマについて、ワーナーは軍事独裁となっていることを問題視する一方、権力の源泉となっている PDF の存在を無視した施策は混乱を招くと認識していた²⁷。このため、民衆による独裁反対の運動にあわせて、PDF がそれを支援し、最終的に「軍が徐々に文民政府の下に入る」流れを考えた²⁸。そこで注目したのが、PDF の改革である。PDF に軍事訓練を行う一方で、民主的な考え方を教育し、自国民を保護するという原点に立ち返らせることで、政治から分離しようとするものであった。

ワーナーが PDF に注目したのは、権力のバックグラウンドとしてだけではない。PDF 内が一枚岩でなく、現在のノリエガに対して不満を持っている者も存在することを知っていたためである。実際、1988 年の 3 月には PDF がクーデターを起こしている。ワーナー自身も、ノリエガを好ましい人物とは考えていなかった²⁹。

また、PDF のアメリカに対する悪感情が増大しないように、在パナマアメリカ軍の増強を慎重に行った。一方で、ノリエガが反米を扇動するための偽情報を無効化するための宣伝や情報戦を行った³⁰。このような対応は、国務省のパナマへの強硬姿勢に反対する国防長官のフランク・カールッチ (Frank Carlucci) およびアメリカ軍統合参謀本部 (Joint Chief of Staff: JCS) 議長のウィリアム・クロウ (William Crowe) 提督も同意したものであった³¹。

一方で、PDF のクーデターについてノリエガはアメリカの関与を疑い、アメリカ人排斥運動とともに運河条約に反する取締をした³²。PDF の一部による、パナマ在住のアメリカ人に対する嫌がらせや事件は、マスコミを通じてアメリカ国民の懸念や不満につながった。ワーナーはクロウの指示により、①在パナマアメリカ人の退避「クロンダイク・キー」、②アメリカのパナマ施設および住民防護のための部隊増強「ポスト・タイム」、③PDF 撃破ではなく無力化のための攻撃「ブルー・スプーン」、そして④攻撃作戦後の復興など民軍作戦「ブラインド・ロジック」の 4 つの作戦計画を立案し、それぞれの事態について個別に対応しやすくした³³。また、アメリカ軍施設への無断侵入事案を踏まえ、1,500 名ほどの陸軍の歩兵および憲兵の増援をうけ、警備強化を図った。

しかし 1989 年 1 月に対パナマ施策の必要性を訴えたワーナーのインタビューが、ブッシュ政権に対する批判として記事にされたこともあり、ワーナーおよび彼を弁護したクロウは、ワシントン中枢での立場が悪くなっていった³⁴。新たに国防長官についたディック・チェイニー (Richard B. Cheney) は、ワーナーに、ブッシュ大統領の意向であり「政治的な

²⁷ Yates, *The U.S. Intervention in Panama*, p. 20.

²⁸ Ibid., pp. 15–18.

²⁹ Ibid., p. 21.

³⁰ Ibid., pp. 51, 107–108.

³¹ Ibid., p. 40; Ronald H. Cole, *Operation Just Cause: The Planning and Execution of Joint Operations in Panama* (Washington, D.C.: Joint History Office, Office of the Chairman of the Joint Chiefs of Staff, 1995), p. 7.

³² 一例として、アメリカ管轄のラス・ミナス港における軍の荷下ろしの妨害や、車のナンバープレート取得に必要な証明書を急ぎ追加して罰金を取り立てた。Yates, *The U.S. Intervention in Panama*, pp. 139–143.

³³ これら 4 つの作戦命令をまとめた作戦計画は「プレイヤーブック」と称された。

³⁴ 新聞にワーナーは「ワシントン内に真空が生じた」といったが、それは「国務省のラテンアメリカ補佐官の不在」を指していた。しかし掲載したニューヨーク・タイムズは「政策不在と将軍は見た」という見出しになっており、誤解されたとワーナーは回想している。Ibid., pp. 138–139.

決定」であるという理由で、10月に解任されることを伝えた³⁵。

SOUTHCOM 司令官の後任は、麻薬対策についてもっと積極的にやるべきという意見の持ち主であったマクスウェル・サーマン (Maxwell R. Thurman) 大将に決まった。サーマンは第18空挺軍団長のカール・スタイナー (Carl W. Stiner) 中將に「ブルー・スプーン」作戦の修正と、戦闘の指揮を依頼した³⁶。この結果、作戦目的はノリエガを逮捕するとともに、PDFを撃滅することにシフトした。その際、5日間で段階的に部隊を増強することなく、兵力を当初から集中して夜間攻撃で奇襲を行い、短期間の制圧を企図した。作戦は第18空挺軍団司令部基幹のJTF-Southを編成し、規模も約27,000人となった³⁷。このような修正は、JCS作戦部長のトーマス・ケリー (Thomas W. Kelly) 中將や、新たにJCS議長となったコリン・パウエル (Colin L. Powell) 大将も同意するものであった。

作戦名は「ジャスト・コース」となり、12月20日に開始された。陸海空軍と海兵隊による政府およびPDF重要施設の占領とPDFへの攻撃は成功し、戦闘は42日間ですべて終わった。ノリエガの逮捕とPDFの撃破により、パナマに親米の「市民民主反攻連盟」のギレルモ・エンダラ (Guillermo Endara) 他2名の指導者によるパナマ政府が樹立し、すべてうまくいったかに見えた。

(3) パナマ侵攻作戦と LIC 概念の関係 : LIC 成功の認識

PDF撃滅とノリエガ逮捕を目的としたジャスト・コース作戦は、各種作戦(空爆、占領、人質救出など)を同時に実施する複雑なものであり、これらが成功裏に終わったのは、明らかにサーマンのリーダーシップとスタイナーの指導による綿密な計画と訓練によるものである。一方、パナマ侵攻の目的に立ち返って見ると、ブッシュが明示したのは①在パナマアメリカ人の生命を守る、②パナマの民主主義を守る、③麻薬流通の遮断、④運河条約の遵守の4つであった³⁸。陸軍のLIC研究者ジョン・フィッセル (John T. Fishel) は、②について達成されておらず「作戦的には成功といえるが、戦略的には不明確」と評価している³⁹。特に民主主義を根付かせるためにどうすべきかという点には、軍内の関心は低く、このため腐敗が除去されず、さらにエンダラ政権の指導力不足もあって作戦前と同じく国内荒廃が続いたことを指摘している。「警察はできたが、とてもよくない。働いてはいる。政府機関もできてはいる」という現地パナマ人の発言のとおり、パナマの戦後は、形は整ったが中身が伴っていない状況であった⁴⁰。

³⁵ ボブ・ウッドワード (訳: 石山鈴子、染田屋茂) 『司令官たち』 (文藝春秋、1991年) 92、96、98頁。

³⁶ 同上、95-96、102-105頁。

³⁷ Lawrence A. Yates, *CMH 55-3-1, The U.S. Military Intervention in Panama: Operation Just Cause December 1989-January 1990* (Washington, D.C.: Center of Military History, United States Army, 2014), p. 52.

³⁸ George H. W. Bush, "Fighting in Panama: The President; A Transcript of Bush's Address on the Decision to Use Force in Panama" *The New York Times* (December 21, 1989), <<https://www.nytimes.com/1989/12/21/world/fighting-panama-president-transcript-bush-s-address-decision-use-force-panama.html>>.

³⁹ John T. Fishel, *The Fog of Peace: Planning and Executing the Restoration of Panama* (Carlisle Barracks, PA: Strategic Studies Institute, U.S. Army War College, 1992), p. vii.

⁴⁰ *Ibid.*, p. 63.

また、R・シュルツも、ジャスト・コース作戦は入念に準備されて実行された一方、戦後の民事作戦については、治安の不安定化、PDF に代わる国内治安維持担当組織の設立および育成、社会インフラ復興について円滑に実行できていなかったと指摘した。この原因として、エンダラ政権への楽観論、軍のみによる短期間の復興、戦後計画のビジョンおよび計画の不十分、民事作戦を実行する要員の不足、パナマの歴史に関する無理解、暫定自治の実行主体が不明確である点が挙げられると述べている⁴¹。このように、パナマ侵攻作戦に至る経緯と結末について確認すると、敵の撃滅に関心が寄せられる一方、戦後の安定化はアドホックな対応で不十分であったといえる。

ここで、1980 年後半に検討された LIC の概念をもとに、パナマ侵攻作戦について振り返る。LIC は J-LIC 報告において反乱支援、対反乱鎮圧、テロ対応行動、平時不測事態作戦、平和維持に整理されており、これが 1990 年の FM100-20 につながっていることは先述した。これらのカテゴリーに沿って、パナマ侵攻作戦は LIC のどのカテゴリーに基づいているものか、ワーナー、サーマンおよび当時の陸軍高官の認識を確認していく。

ワーナーは「パナマ人の問題をパナマ人で解決させる」ため PDF を訓練しつつ、民主的な考えも教育させることで、PDF の意識改革を行おうとしていた⁴²。さらに、アメリカ権益の保護にも注力し、SOUTHCOM の範囲で事態をエスカレーションさせず、PDF を教育しつつそこからの情報を活用していた。

この点は、R・シュルツが指摘した、パナマの歴史の文脈の理解と合致する。R・シュルツは、パナマは歴史的に一定の武力集団が背景にあって政治を行う「近衛兵主義 (praetorianism)」であり、PDF をなくすことは国内の不安定化を招き、「短期および長期的問題を生じさせる」と分析していた⁴³。ワーナーの姿勢は、パナマ国民のアメリカに対する反感を高めないように現地民衆主体で改革を行うものであった。

確かに R・シュルツが指摘しているように、ワーナーの計画でも戦後の安定化作戦における省庁間協力の着意は不十分であった⁴⁴。ただし、ワーナーは着任後から、パナマについて省庁間で足並みがそろわないことを問題視し、政府としてパナマに対して関心を持って一体的な取組をするよう求めていた⁴⁵。この点を踏まえると、省庁間協力はワーナーの望むところであったものの、ワシントン内における不統一が妨げとなり、陸軍のみで対応せざるを得ないのが現実であった。以上を鑑みると、パナマにおけるワーナーの対応は、アメリカへの反乱の沈静化と、民衆の反乱に PDF が加担することを期待し、軍事だけでなく

⁴¹ Richard H. Shultz Jr., *In the Aftermath of War: US support for Reconstruction and Nation-Building in Panama following Just Cause* (Maxwell Air Force Base, AL: Air University Press, 1993), chapters 3 and 6.

⁴² Yates, *The U.S. Intervention in Panama*, pp. 20–21.

⁴³ Shultz, *In the Aftermath of War*, p. 21.

なお、近衛兵主義という言葉は、ローマにおいて、近衛兵が皇帝選出の実権を握ったことから、軍による政治干渉を表す造語。Ibid., chapter 2.

⁴⁴ Ibid., p. 18. なお「ブラインド・ロジック」では、安定化作戦は SOUTHCOM の J-5 部門で実施する計画であった。

⁴⁵ Yates, *The U.S. Intervention in Panama*, pp. 98–100, 105–106.

非軍事手段の併用により解決するという、LICの軸に沿ったものといえる。

一方サーマンは、パナマの攻撃、特にノリエガの逮捕、PDF撃破ならびに在アメリカ人の救出および保護に注力した。これはPCOの打撃にあたる。しかし、戦闘終結後の安定化については、既存の計画を検討した形跡はなく、また実行段階においても問題を残している。サーマンはジャスト・コーズ作戦後にPDFの解体を進める一方で、エンダラがPDFの元大佐全員と中佐の8割等を除いた残りのPDFを治安維持隊として使うことに反対しなかった。さらに陸軍憲兵がパナマの治安維持機関の教育訓練をすることを引き受けている。これに対し、国務省は軍が警察を教育することは法令に違反しており、1986年に創設した「国際犯罪捜査訓練支援プログラム」に基づく、文民警察の訓練を求めた⁴⁶。しかしサーマンは、憲兵は「警察の運用は熟知している」「国際犯罪捜査訓練支援プログラムは新規に警察を作る組織として準備不足」とみなした⁴⁷。これらから、PDFに関する歴史的経緯についてのサーマンの理解はワーナーよりも単純であり、省庁間横断の処置についても消極的であったことがわかる。以上、サーマンが着任してから期間が短かったことや、政府の要望である攻撃計画の準備ということを勘案しても、PCO以外の関心は低かったといえる。実際サーマンは「紛争の終結のために、戦後の復興よりも戦闘の要素が主関心事であった」と回想している⁴⁸。

このような対照的な2名の司令官の認識に対し、陸軍の高官はパナマ侵攻作戦をどう捉えていたのか。結論を先に述べると、主要な高官は攻撃の成功に関して高い関心と賞賛を示す一方、戦後の安定化については管見の限りほとんど発言していない。さらに、ワーナーの解任に異議を唱えたのは海軍のクロウだけであり、陸軍高官には誰もいなかった。

パウエルは戦後の回想で、パナマ侵攻作戦は「最小限の流血で民主主義の勝利をかちとった……われわれは成功を掌中にした」と評価し、パナマの教訓として「必要な力をすべて使い、それがどうしても必要ならば、大規模になっても弁解するな」と、通常戦に偏重した認識を持っていることがわかる⁴⁹。また、元々ワーナーの計画に批判的であったケリーは「2年間の綿密な計画と3か月の『細部調整』の間」でジャスト・コーズ作戦の計画作成のために努力したと述べており、明らかに後者の攻撃計画に偏重したことがうかがえる⁵⁰。

さらに陸軍参謀総長カール・ヴォノ (Carl E. Vuono) は1990年1月5日、陸軍将官に宛てた当たったメッセージでパナマ侵攻作戦を説明しているが、作戦の企図は「敵に対し重要な地点で圧倒的な戦闘力を送り込み、短期間かつ可能な限り最小限の被害(味方、敵、非戦闘員や施設)で、敵を降伏させるか戦闘を終える」ことにあったとし、戦闘の成功により陸軍は「質の高い部隊(重装部隊、軽装部隊、特殊部隊、現役および予備隊)、優れた近

⁴⁶ Shultz, *In the Aftermath of War*, pp. 45–46, 48.

⁴⁷ Ibid., pp. 46, 49.

⁴⁸ Ibid., p. 19.

⁴⁹ パウエル『マイ・アメリカン・ジャーニー』513頁。

⁵⁰ Cole, *Operation Just Cause*, p. 72.

代装備、有能で自信のある指揮官、そしてすべての戦闘スペクトラムにわたって勝利できるドクトリン」(傍点筆者)を証明したと述べている⁵¹。

ここで重要なのは、ヴォノがパナマ侵攻作戦について戦闘の成功にしか言及していないにもかかわらず、これをもって LIC を含むすべての戦闘スペクトラム、戦闘の強度に陸軍は対応できたと認識している点である。このようにパナマは通常戦的な PCO の適用により LIC を解決できた例と捉えられた。

3. PCO が含まれた原因の再考

(1) 陸軍が PCO を採用するに至った環境

以上を踏まえると、LIC の PCO 概念は、陸軍内の検討で内容が整理され、その後パナマ侵攻作戦で適用されたことがわかる。この項では、どのような要因で PCO、特に打撃と襲撃も含めた雑多なカテゴリーが LIC に含まれることになったのかについて考察する。

PCO が含まれるようになった要因は、陸軍を取り巻く環境と、陸軍自体の戦争に対する考え方の 2 つがあると考えられる。まず、陸軍を取り巻く環境についてであるが、海外における物理的打撃を主体とした作戦を求めた政府の意向がある。イラン人質救出作戦の失敗以降、レーガンおよびブッシュは基本的に強いアメリカ像を追求した。レーガンとブッシュの期間、それぞれの状況と認知は異なるものの、1980 年代の中米における政情不安定は、国民およびメディアの不安を喚起し、対外政策に疑問を抱くものも多かった。例えば、1983 年に『ニューズウィーク』が実施した世論調査では、レーガンが強調するソ連の間接侵略よりも、経済の貧困や人権の蹂躪が中米の不安定化の原因だとする意見が多数を占めている⁵²。

この背景には、在外アメリカ人がテロや紛争に巻き込まれる事件報道と、それらへの対策に関する国民の不満があった。レーガンは 1984 年 4 月、テロに対しても軍事力の行使を認める「国家安全保障決定指令第 133 号」に署名している。軍事テロ支援国家と名指したリビアに対して空軍による攻撃がなされているのは国民の目を意識したものであり、また加藤のいうように「軍事力による攻めのテロ対策」への転換を表している⁵³。このように、テロやアメリカ人が所在する国々での不安定化による被害極限や防止の観点から、打撃や NEO などの実行について政府の要望があったことは、PCO を LIC に含める前提となっていた。

次に、国務省の強硬な姿勢、特に軍事的な圧力や手段を背景にした外交の推進である。国務省長官のジョージ・シュルツ (George P. Shultz) は、「1980 年代以降は、全面戦争か完

⁵¹ Carl E. Vuono, *General, United States Army Chief of Staff, June 1987–June 1991, Collected Works of the Thirty-first Chief of Staff, United States Army* (Washington, D.C.: U.S. Army, 1991), p. 218.

⁵² Donald D. Garrido, “A Newsweek Poll: No Mandate,” *Newsweek*, May 9, 1983, p. 23.

⁵³ 加藤『現代戦争論』108–111、121–128 頁。

全な平和かという二分法的な状況はない。我々の権益に対し、幅のある不明確な挑戦に直面している」ことを念頭に、軍事力による制裁まで視野に入れた積極外交を主張した⁵⁴。これは、軽々に軍事力を行使することに否定的であった国防長官のキャスパー・ワインバーガー (Caspar W. Weinberger) との論争に発展した。福田毅は両者の主張には一長一短があるとしているが、このような認識の食い違いは、レーガン政権における安全保障政策の揺らぎにもつながったと考えられる⁵⁵。

特にパナマに関する G・シュルツ長官の姿勢は先鋭化し、1988年3月にはノリエガを逮捕するため拉致作戦が必要と主張した。また国務次官補であるエリオット・エイブラムス (Elliot Abrams)、後任のバーナード・アロンソン (Bernard W. Aronson) も、対パナマ強硬路線をとっていた⁵⁶。国務省の姿勢に、軍の派遣に慎重であったワーナーや、カールッチおよびクロウは反対した⁵⁷。しかし、このような要求は、陸軍が不測事態対処を検討する契機となったと考える。

(2) 陸軍における PCO 受容の要因

陸軍が LIC に PCO を含めた要因は 3 つに分かれる。1 つは、通常戦指向の考え方である。これはすでに先行研究で、陸軍がベトナムの失敗に学ばず、COIN を忌避して通常戦の方法ですべての紛争に対応しようとしたことについて批判されている⁵⁸。事実、ベトナム戦後の陸軍は「空っぽの陸軍 (Hollow Army)」と称されたことや、志願制への変更ともあいまって、ソ連との欧州戦域における通常戦を念頭に、人的および物的な改革に力を注いだ⁵⁹。1983年まで陸軍参謀総長であったエドワード・マイヤー (Edward C. Meyer) の関心は、欧州におけるソ連との通常戦遂行能力のギャップであり、そのための能力向上や装備開発などの必要性を述べている一方、LIC に関しての言及はわずかである⁶⁰。次の参謀総長ジョン・ウィッカム (John A. Wickham Jr.) は特殊部隊の能力強化や軽歩兵師団の新編で、LIC 対応の必要性を述べるなどマイヤーより踏み込んでいるが「陸上の通常戦力は戦争の全スペクトラムにおいて重要な役割を果たす」(傍点筆者) と発言しており、LIC でも通常戦を念頭に置いていることがわかる⁶¹。実際、TRADOC は、欧州での通常戦を念頭に置い

⁵⁴ Secretary of State, George. Shultz, "Power and Diplomacy in the 1980s, April 3, 1984," *Current Policy*, No. 561 (Washington, D.C.: Bureau of Public Affairs, United States Department of State, date unknown), <<https://babel.hathitrust.org/cgi/pt?id=umn.31951d00822900d&seq=2>>.

⁵⁵ 福田『アメリカの国防政策』71-72頁。

⁵⁶ Yates, *The U.S. Intervention in Panama*, p. 57; ウッドワード『司令官たち』78、80頁。

⁵⁷ Yates, *The U.S. Intervention in Panama*, pp. 40, 58.

⁵⁸ Richard H. Shultz Jr., "The Low Intensity Conflict Environment in the 1990s," *The Annals of the American Academy*, vol. 517 (September 1991), p. 122.; 福田『アメリカの国防政策』57-61頁; 宮坂「低強度紛争への米国の対応」71頁。

⁵⁹ Brigadier General Robert H. Scales Jr. ed. *Certain Victory* (Washington, D.C.: Office of The Chief of Staff, U.S. Army, 1993), chapter 1.

⁶⁰ E. C. Meyer, *General, United States Army, Chief of Staff, June 1979-June 1983* (Washington, D.C.: U.S. Army, 1983), pp. 61, 74, 83, 90. なおマイヤーは特殊部隊の充実の観点で LIC に言及している。Ibid., p. 343.

⁶¹ John A Wickham Jr., *General, United States Army Chief of Staff, June 1983-June 1987, Collected Works of the Thirtieth Chief of Staff, United States Army* (Washington, D.C.: U.S. Army, 1987), p. 80.

たドクトリンであるエアランド・バトルは「あらゆるレベルの戦争やあらゆる強度の紛争に適用できる」とし、LIC にも対応できることを報告している⁶²。

また、ハリー・サマーズ (Harry G. Summers Jr.) を持ち出すまでもなく、ベトナム戦争の批判や忌避は従軍経験者に広がっていた。パウエル、ノーマン・シュワルツコフ (Norman H. Schwartzkopf) はその端的な例といえる。サーマンも、ラテンアメリカを視察した際に「現地での LIC に関連する事項について我々が適切な部隊を戦闘展開しているか」(傍点筆者) という視点で見えており、通常戦の視点を基本としていることがわかる⁶³。このような通常戦を基準とした思考は、LIC に PCO を含める土台になった。

2 つ目は、不測事態対処の必要性である。アメリカ政府は、不測事態発生時における失敗で世論の批判が強まることを懸念していた。実際、マイヤーは議会において陸軍の通常戦能力の増強に対して、特に中東における不測事態対処は大丈夫なのかと質問を受けている。しかしながら、基本的にマイヤーの考える不測事態とは大規模または小規模のソ連との戦いであり、場所は欧州または中東であった⁶⁴。そしてその部隊は緊急展開部隊として指定されている第 18 空挺軍団であった。

ウィッカムについても「軽歩兵師団は中および高強度紛争にも使用できる」と認識しており、マイヤーと同様にソ連を意識したものであった。ただ、彼は軽歩兵師団をコンパクトだが攻撃力は遜色ない「エリート歩兵師団」とすることを目指し、「付加能力の追加や削除により、世界中で戦える」ことを期待している⁶⁵。次の参謀総長のヴォノはさらにこれらを発展させ、「万能でどこにでも展開でき、かつ戦闘力が高い陸軍」構想を推進していく。ヴォノにとってパナマ侵攻作戦は不測事態対処の成功例であり、「万能で、迅速に展開でき、決定的パワーを持つ地上軍が必要」であることを証明するよい例となった⁶⁶。

このように、不測事態対処では、陸軍に迅速な部隊の展開と物理的打撃が可能な能力が求められた。この結果、LIC の文脈である COIN のほかに、軍の示威、在外アメリカ人救出や敵への限定的攻撃が含まれることになった。そして、これらの不測事態は、後述する戦争スペクトラムに組み込まれることで、通常戦の文脈による LIC 理解につながっていく。

最後に、戦争のスペクトラムと抑止概念の混交である。マイヤーは「1980 年代はテロや反乱、そして高強度の通常戦まで紛争のスペクトラムが広がる」と指摘している⁶⁷。さらに、陸軍の役割と使命を明記した教範 FM100-1 では、ソ連との大規模紛争を予期したうえ

⁶² MG Donald R. Morelli and MAJ Michael M. Ferguson, *Airland Battle and Low Intensity Warfare* (Hampton, VA: Fort Monroe: Office of the Deputy Chief of Staff for Doctrine, United States Army Training and Doctrine Command, January 12, 1984), p. 13.

⁶³ Faris R. Kirkland, "Maxwell R. Thurman Interview Tape 1," p. 518, United States Army Heritage Center Foundation, last updated Apr 15, 2024, <<https://www.armyheritage.org/wp-content/uploads/2023/02/Thurman-Transcript.pdf>>.

⁶⁴ Meyer, *Chief of Staff*, pp. 64–68.

⁶⁵ Wickham, *Collected Works*, p. 20. これは後に陸軍が、軍事の革命 (RMA) をもとにしたフォース 21 構想の下敷きになる。

⁶⁶ Vuono, *Collected Works*, p. 244.

⁶⁷ Meyer, *Chief of Staff*, p. 52.

で、平時と戦時を通じた3つの役割として、紛争の予防、紛争の管理、紛争の終結を挙げている。特に「平時においては陸軍の任務は抑止である」とし、戦時に「十分に準備された戦闘部隊の打撃および火力」を発揮できるようにするとされている⁶⁸。このように、陸軍は、平時の抑止により戦争の発生を予防し、もし発生した場合は拡大を防止、そして解決を行うという紛争の事態推移、いわば時系列的な軸を持っている。そしてこれは明らかにソ連など国家との通常戦が前提であり、軍事力の行使方法もこれらで規定されていることがわかる。

一方で、FM100-1には、紛争の幅が広がり、スペクトラム化することも述べられている。その捉え方はサーケジアンなどが提示したものよりも概略的であり、全面戦争（General War）、限定戦争（Limited War）、そしてLICに区分されている⁶⁹。すなわちHIC、MIC、LICというカテゴリーにあるように、紛争の幅を単純かつ直線的な強度の軸で理解していることがわかる。

ここで、先述した陸軍の通常戦指向を踏まえると、紛争の時系列と強度の軸は、一対一に対応する。つまり、通常戦を主体とした紛争の事態推移は、相手国の予期せぬ対応（不測事態）への対応如何で、平時から戦時の段階を経て逐次規模が拡大する一方で、紛争の強度についても同様に、LICからMIC、HICへと、時間を経るにつれて拡大する。その結果、地域性や環境の異なるLICは、小規模の武力行使が含まれることで、時系列的に紛争の初期段階と重複することになる。一方PCOは、災害救援を除くと、軍の示威、NEO、平和構築、打撃および襲撃であり、これらは平時における紛争防止から小規模の通常戦で適用される作戦であることから、抑止段階での軍事的方策と整理できる。LICは本来通常戦と異なる軍事・非軍事が関連する複雑な紛争であるにもかかわらず、単に強度を基準とすることで通常戦遂行の初期段階に変換されるのである。

実際、1980年代の陸軍参謀総長は、ソ連との大規模紛争を念頭に置いた抑止とそのための迅速な部隊展開を強調していた。ウィッカムは戦争スペクトラムの低強度側において、陸軍戦力は「抑止として働く」と述べている⁷⁰。またヴォノは、LICが「ほとんど警告なしにアメリカが軍事的対応を求められる、最も公算の大きい安全保障上の挑戦」であることを認識したうえで、陸軍はアメリカの国益を守るために「幅広い潜在的脅威に小規模の部隊で対応するために万能性を保有する必要がある」と強調している⁷¹。ヴォノは通常戦の遂行能力を基準とした万能性を重視し、LICも含む紛争のすべてのスペクトラムに対応することを考えていたことがわかる。このように、LICが平時、すなわち抑止の段階と一致するのであれば、TRADOCの報告にあるように「LICで勝利するためには、発生を阻止す

⁶⁸ Headquarters, Department of the Army, *FM100-1 Army* (Washington, D.C.: U.S. Army, 1986), p. 8.

⁶⁹ *FM100-1*, 1986, pp. 8-9.

⁷⁰ Wickham, *Collected Works*, p. 68.

⁷¹ Carl H. Vuono, *A Strategic Force: For the 1990s and Beyond* (Washington, D.C.: U.S. Army, January 1990), pp. 9-12.

るに限る」という主張が出てくるのも当然であろう⁷²。

元々LICには、曖昧な質的概念と量的概念が併存するという点を残したまま使われたという問題点がある⁷³。よって、陸軍が量的概念を基準にLICを解釈したのは、やむを得ないところもある。だが、陸軍はLICを取り入れる段階でPCOを含めたことにより、LIC本来の意義を失わせてしまったといえよう。

(3) 陸軍のLIC認識が生み出したもの：戦争とそれ以外の作戦の区分

このように陸軍には通常戦指向、LICを不測事態対処とみなす傾向、そして戦争のスペクトラムと戦争推移の合一により、通常戦の抑止段階とLICを同一視した。それでは、この陸軍の考え方が、1990年代にどのように影響を及ぼしたのか見ていきたい。

冷戦終結後、LICという用語は次第に姿を消した。その理由は元々の用語の曖昧さもあるが、冷戦が終結し、さらに湾岸戦争を経て、アメリカの一極体制が出来上がったことにある。加藤は、アメリカと対照的に、ソ連側が1980年からLIC介入に慎重となったため、LICが冷戦の文脈から脱していったことを指摘している⁷⁴。そしてその最大の変化は、国家対国家の大規模な通常戦の蓋然性が、冷戦期よりも著しく下がったことである。

アメリカ陸軍においても、将来の脅威は国家以外の組織によるテロや反乱とするものが増えるとし、全方位作戦（Full Dimensional Operation）の必要性を挙げた。しかし、全方位とは言いつつも、戦争スペクトラムについての整理は、戦争とOOTWの2つに分類された⁷⁵。下の図の通り、以前はLICに含まれていたPCOは、紛争時における武力行使の中に区分され、さらに平時の軍事行動とともにそれらがOOTWに含まれているのがわかる。戦争とそれ以外という二分法的な整理は、LICの時よりも単純な思考といえる。

⁷² Morelli et al., *AirLand Battle and Low Intensity Warfare*, p. 19.

⁷³ 加藤『現代戦争論』26-34頁。

⁷⁴ 同上、175-178頁。

⁷⁵ Headquarters, Department of the Army, *FM100-5 Operations* (Washington, D.C.: U.S. Army, 1993), pp. 1-4, 2-0 to 2-1.

図 アメリカ陸軍教範における戦争スペクトラムと軍事作戦

FM 100-5 Operations (Aug. 1986)		FM 100-5 Operations (Jun. 1993)	
HIC	通常戦（非線形的、流動的）、核・生物・化学戦、破壊工作やゲリラ活動対処	War	大規模戦闘行動、攻撃、防御
MIC		O O T W	Conflict
LIC	外国国内防衛※ 対テロ戦闘 平和維持 平時不測事態作戦(PCO)		Peace-time

(注 1) ※は「反乱支援及び対反乱」と厳密には異なるが、ほぼ同義。

(注 2) 下線は PCO に区分されていた軍事行動。

(出所) Headquarters, Department of the Army, *FM100-5 Operations* (Washington, D.C.: U.S. Army, 1986), p. 2-5 および *FM100-5 Operations* (1993), pp. 2-0 to 2-1 をもとに、著者調製。

OOTW の登場と整理がなされた経緯に関する詳述は、本章の主題から離れるため避けるが、かいつまんで述べると、当時の陸軍の中には LIC を作戦教範に含めることに批判的な意見があり、さらにヴォノの次の参謀総長ゴードン・サリバン (Gordon R. Sullivan) が、戦闘を基準とする教範に LIC が記述されることに不安を感じ、戦争という語を中に含めたとされる。サリバンはヴォノが目指した陸軍の万能性をさらに強調するとともに、「十分な訓練とリーダーシップを持つ通常戦用の軍隊は、どのような任務もこなせる」という確信のもと、通常戦を基準とした準備で OOTW への対応を進めたのである⁷⁶。

1994 年の陸軍教範 FM100-1 にはグレナダ侵攻作戦およびパナマ侵攻作戦について「戦争と呼ぶには小規模であるが、危険性は劣らない作戦で国家の期待に応えた」ことを賞賛している⁷⁷。このようにパナマ侵攻作戦は通常戦の方法で OOTW が遂行できる例となった。冷戦後に主敵を失ったアメリカ陸軍が、存在意義を明らかにするために OOTW に目を向けたのは妥当である。しかし、その背後には通常戦を基準とした考え方が継続し、それによって OOTW も解決できるという認識が見える。これらを総括すると、COIN や反乱支援から始まった LIC は PCO を入れることにより、陸軍の忌避する COIN ではなく、通常戦の物差しに変えられた。OOTW にもその考え方は引き継がれ、陸軍内に通常戦を基準とし

⁷⁶ Walter E. Kretchik, *U.S. Army Doctrine: From the American Revolution to the War on Terror* (Lawrence, KS: University Press of Kansas, 2011), pp. 224–225. なお、TRADOC の教範起草者は OOTW に「高強度の戦闘に同時に準備できる必要性」を含めた。Benjamin M. Jensen, *Forging the Sword: Doctrinal Change in the U.S. Army* (Stanford, CA: Stanford University Press, 2016), p. 113.

⁷⁷ Headquarters, Department of the Army, *FM100-1 Army* (Washington, D.C.: U.S. Army, 1994), p. 3.

た思考が続いていった。これらはボスニア、コソボを経て、イラクなどで問題に直面することになったのである。

おわりに

本来、LIC はベトナム戦争の COIN の反省を踏まえて検討がなされるべきものであったが、PCO が入ることにより、それらは捨象されてしまった。そして冷戦後、陸軍の考える戦争スペクトラムはさらに単純化し、戦争と OOTW になった。この結果、陸軍の通常戦指向はイラクおよびアフガニスタンにおける対反乱作戦の再注目まで継続することになった。

LIC という用語はすでに役目を終えた。しかし、OOTW のほか、ウィリアム・リンド (William S. Lind) のいう「第四世代戦 (Fourth Generations Warfare)」や、フランク・ホフマン (Frank G. Hoffman) のいう「ハイブリッド戦争 (Hybrid War)」のほか、非正規戦、非対称戦という用語も生まれた。これは非国家主体や国家が支援するテロ、そして平時と戦時の境目が不明確なグレー・ゾーンなど、国境・経済・民族および宗教を原因とした紛争は続いていることを示す。加藤も、世界のグローバル化とともに分断化、従属化、西欧化が進み、人種や貧富の格差などの構造的な問題や宗教的・地政学的な確執を原因とした紛争が続くことから、LIC について再注目すべきと述べている⁷⁸。また福田は、1980 年代の国防政策には、冷戦後の政策の萌芽が数多く含まれていると指摘した⁷⁹。福田の文脈を紛争形態に適用すれば、1980 年代の LIC は現代の紛争形態の萌芽といえよう。

あわせて LIC は戦争の特徴と軍隊の役割の変化について考える契機になる。アメリカ陸軍は、ベトナム戦争後に通常戦遂行能力の低下を危険視して、人的および物的な通常戦遂行能力の向上に努めた。そしてアメリカはイラクやアフガニスタンで COIN に切り替えたものの、根本的な改善に至らず、国家対国家の通常戦遂行能力の低下を懸念して、通常戦重視に再回帰した。本来の軍の役割が敵の撃破であることは言うまでもないが、それだけに執心していいのか、戦争で軍はどのような役割を果たすべきかについて考える上で、1980 年代の LIC を考察する意義は、多少なりともあるように思える。

⁷⁸ 加藤「LICs 再考」18-19 頁。

⁷⁹ 福田『アメリカの国防政策』80 頁。

第5章

1980年代におけるアメリカ軍のLIC研究

——陸軍と空軍のLIC協同研究を中心に

新福 祐一

はじめに¹

ベトナム戦争後、1970年代後半から1980年代にかけて、中東及び中南米における政権の不安定化や国際テロが多発した。アメリカ軍は欧州正面においてソビエト連邦の戦力拡大を懸念し、通常戦遂行の能力を重視したが、アメリカ国民は、将来起きるかもしれないソ連との大規模戦争よりも、海外にあるアメリカの権益やアメリカ国民の生命に対する目の脅威に注目し、その対処を求めた。低強度紛争（Low-Intensity Conflict: LIC）という概念が生まれたのは、このような状況を反映していた²。研究者たちは、ベトナム戦争における対反乱（Counterinsurgency: COIN）作戦の延長線上にLICを位置づけ、COINの教訓を軽視して通常戦に注力する軍の姿勢を批判した³。

アメリカ軍は1980年代後半からLIC研究を本格化させた。特に注目されるのは、軍種間の連携である。1979年の在イランアメリカ大使館人質救出作戦や、1983年のアメリカ軍のグレナダ侵攻は、軍種間の連携不足が問題視され、やがて統合運用及び特殊作戦司令部の独立に関する議員立法制定の契機となった。LICにおける軍の関与は地上兵力をもつ陸軍が主体になるとはいえ、介入の形態や作戦の種別によっては、陸軍のみでLICに対処することは困難であった。

このような中、アメリカ陸軍はアメリカ空軍と協同でLIC検討のための組織を設立した。陸軍・空軍LICセンター（Army-Air Force Center for Low-Intensity Conflict: CLIC）は、1986年から10年間、軍のLIC及び「戦争以外の軍事作戦（Military Operations Other Than War: MOOTW）」に関する研究を牽引した。25名前後の小さな組織であったが、1989年のパナマ侵攻作戦における対麻薬作戦においてアメリカ南方軍や関係省庁と連携するとともに、

¹ 本章は「1980年代におけるアメリカ軍のLIC研究——陸軍と空軍のLIC協同研究を中心に」『安全保障戦略研究』第6巻第1号（2025年12月）をもとに加筆修正を施したものである。

² LICについては、以下を参照。Frank Kitson, *Low Intensity Operations: Subversion, Insurgency and Peacekeeping* (London: Faber and Faber, 2010, first published 1971); George Tanham, et. al, *U.S. Preparation for Future Low-Level Conflict* (Washington, D.C.: Rand Corporation, 1976) 及び加藤朗『現代戦争論』（中央公論新社、1993年）。

³ たとえば以下を参照。Sam C. Sarkesian, *America's Forgotten Wars* (Westport: Greenwood Press, 1984), chapter 5; Richard H. Shultz Jr., “Low-intensity conflict: Future challenges and lessons from the Reagan years,” *Survival*, vol.31, Issue 4 (1989), pp. 359–360.

LIC や MOOTW の研究会を開催する等、アメリカ軍内における LIC の中心として役割を果たした⁴。

注目すべきは、空軍が陸軍と連携して CLIC を設立したということである。対テロ戦争として始まった 2001 年のアフガニスタン侵攻及び 2003 年のイラク侵攻作戦後、治安の安定に悩まされたアメリカ軍は、ベトナム戦争以降注目していなかった COIN をよみがえらせ、一定の成果を上げた⁵。そのとき、陸軍はアメリカ海兵隊と協同で、COIN に関する教範『FM3-24/MCWP3-33.5 対反乱 (Counterinsurgency)』を作り上げるとともに、COIN センターを設立して軍内に教育及び普及を行った⁶。COIN は地上兵力が主体となり、また海兵隊には『FMFRP 12-15 対反乱戦マニュアル (Small Wars Manual)』教範のように外地での治安維持に関してのノウハウがある⁷。よって、海兵隊と陸軍が協同することは自然といえる。しかし LIC、特に COIN において空軍が果たす役割は陸軍より限定されるにもかかわらず、協同でセンターを設立している。なぜ、陸軍は空軍と協同して LIC 対処のための組織である CLIC を立ち上げたのか、そして CLIC は両軍における LIC 研究や普及にどのような役割を果たしたのか。本章の目的は、陸軍及び空軍の LIC 研究における CLIC の役割と影響を比較し、1980 年代における陸軍と空軍の LIC の研究の取組の差異について明らかにすることである。

このため、本章では陸軍と空軍それぞれで、CLIC を活用した LIC 研究と、軍内への普及について、対応を比較する。なお、先行研究では CLIC について言及しているものはあるが、CLIC 自体に焦点をあてた研究は、管見の限り見当たらない。そこで本章では、CLIC が軍向けに発行した LIC に関するモノグラフ（以下「CLIC ペーパー」）や、LIC のシンポジウム等における CLIC の発表資料をもとに、CLIC の概要（設立経緯、任務、組織等）及び研究成果を確認した上で、陸軍及び空軍においてどの程度 CLIC を活用していたかを明らかにして、それぞれの LIC に対する関心度を比較する。なお、活用度については CLIC ペーパーへの執筆数や引用数、そして CLIC が行った企画のうちシンポジウム主催や教範作成への協力をもとに評価する。そして陸軍と空軍で差異が生じた要因を検証したい。

⁴ Air Force Link News Article, “The Center for Low Intensity Conflict closes after 10 years,” AFNS, June 26, 1996, <https://irp.fas.org/news/1996/n19960626_960615.html>. [2025 年 10 月 30 日最終アクセス、以下同様]

⁵ 福田毅『アメリカの国防政策』（昭和堂、2011 年）249–261 頁。

⁶ Bill Ackerly, “Army Irregular Warfare Center (AIWC) completes mission”, U.S. Training and Doctrine Command, June 23, 2014, <https://www.army.mil/article/128670/army_irregular_warfare_center_aiwc_completes_mission>. 陸軍非正規戦センター (AIWC) は、2010 年に COIN センターが改称されたもの。

⁷ Department of the Navy, Headquarters United States Marine Corps, *FMFRP 12-15 Small Wars Manual* (Washington, D.C.: U.S. Marine Corps, 1990, reprint edition). 直訳は「小戦争」だが、内容は在外権益保護のための軍事支援及び軍事力行使であり、COIN とほぼ同義のためこのように訳した。

1. CLIC の概要と研究成果

(1) CLIC の設定経緯と概要

CLIC が設立されたのは 1986 年 3 月、ヴァージニア州ラングレー空軍基地内であった。陸軍と空軍が協同で CLIC の設立にサインしたのは 1985 年 9 月であるが、CLIC の発案元は陸軍ではなく、空軍であった。空軍参謀総長であったチャールズ・ガブリエル (Charles A. Gabriel) 大將は、将来の挑戦への解決策と空軍内にイノベーションを起こすため「空軍イノベーションタスクフォース (Air Force Task Force on Innovation)」を組織させ、空軍の改革をすすめていた⁸。そして 1985 年 2 月にガブリエル空軍参謀総長は、空軍内に CLIC を設立することを決め、当時の陸軍参謀総長であったジョン・ウィッカム (John A. Wickham Jr.) 大將も同意した⁹。CLIC は、1986 年 1 月 30 日から実質的に活動を開始している。

CLIC の任務は「陸軍・空軍の LIC に対処するための態勢を強化するため、両軍全体の LIC における軍事力の役割 (役割を実現するために必要な能力を含む) に対する認識を高め、最終的には統合、場合によっては省庁間活動に移行するための基盤を提供する」となっており、具体的には次の通りである¹⁰。

- ・ 陸軍・空軍の意思決定者に助言するとともに、LIC における戦闘及び非戦闘時の役割双方における軍の運用の原則を軍関係者に教育する。
- ・ LIC の現行能力を磨き上げ、新たな能力を検証するため、陸軍メジャーコマンドの作戦検証及び評価活動を調整する。
- ・ 統合及び省庁間の LIC フォーラムに、陸軍と空軍の代表として参加する。
- ・ 既存の陸軍及び空軍の作戦や分析成果及び学術成果を協調的に活用することにより、努力の重複を最小限にする。

このように CLIC は、LIC に関する軍事作戦や、民軍活動のための集約点となることを目指すとしている。また CLIC は陸軍と空軍の協同機関とはなっているものの、実質的には統合、省庁横断で活動することを念頭にしていることがわかる。

CLIC は大佐級を指揮官とした 30 名程度の小規模な組織であり、将官級実行委員会 (General Officer Executive Council) の監督下に置かれた。CLIC の内部組織は作戦 (通常戦と特殊作戦)、情報、支援に区分され、それぞれ LIC 遂行に関する機能支援、情報提供、

⁸ Richard G. Davis, *CMH Pub 106-1, The 31 Initiatives: A Study in Air Force-Army Cooperation* (Washington, D.C.: Office of Air Force History, U. S. Air Force, 1987), p. 82.

⁹ Army-Air Force Center for Low Intensity Conflict, *The Joint Staff/J-5 and A- AF CLIC Planning and Policy in Low Intensity Conflict Conference Report* (Hampton, VA: Langley Air Force Base, December 15, 1988), p. A-23, <<https://apps.dtic.mil/sti/pdfs/ADA209358.pdf>>.

¹⁰ Studies, Concepts, and Analysis Division, J-4 Directorate, Joint Chief of Staff, *A Seminar Report: Logistics in Low Intensity Conflict* (Washington, D.C.: United States Department of Defense, Joint Chief of Staff Office, November 19, 1986), Appendix F-1, <<https://apps.dtic.mil/sti/pdfs/ADA240002.pdf>>.

LIC ドクトリンの検討及び教育訓練を担当した¹¹。例えば、ドクトリンについては教範に関して陸軍・空軍協同で LIC 教範を作成するとともに、JCS Pub 3-07 Doctrine for Joint Operations in LIC の起案にも尽力した¹²。また後述するように、LIC に関する検討を深化させる材料として CLIC ペーパーを発行し、LIC に関するフォーラムを主催する等、積極的に活動した。1991 年の湾岸戦争の勝利後、LIC の代わりに MOOTW が 1993 年代以降に注目されると、CLIC は MOOTW に関する検討を引き継ぎ、陸軍や空軍の指揮幕僚大学や戦争大学の教育カリキュラムの更新を行った。このように CLIC は LIC の概念を MOOTW に引き継ぐ役割まで担った。

(2) CLIC の LIC 研究と情報発信

では、CLIC は LIC に関する概念や具体的な作戦などについてどのような検討を行い、軍内に情報発信していたのであろうか。アメリカ軍の防衛技術情報センター (Defense Technical Information Center) に登録されたものを確認する限り、CLIC は 1987 年から 1995 年まで 40 本の CLIC ペーパーを発行している。その中には参考文献集、または高官などの LIC に関するスピーチ集のような、便覧的な性格もあるものの、LIC 対処や作戦遂行の機能別テーマ、教育訓練の参考及び地域研究もあり、LIC の研究や普及を念頭にしている。CLIC ペーパーの一覧は表のとおりである¹³。これらは CLIC メンバーによる研究成果の発表が約 60%で、ほかの軍人、軍所属の研究者等による投稿が約 40%である。

特に No. 8 『LIC の優先事項 (LIC Imperatives for Success)』においては、陸軍と空軍の作戦ドクトリンが、敵の撃滅にあることにあることを念頭にしつつ「LIC における米軍の最も可能性の高い運用形態は友好国や同盟国を支援するという間接的な役割」であること、これらの作戦が「本質的に非常に人目に付きやすく、政治的に敏感な活動であり、国際法、米国内法、ホスト国の法、多国間協定、二国間協定、議会の承認と予算支出に特に注意を払う必要」があるとしている¹⁴。そのうえで、要則として「政治の優先」「政治・経済・軍事・心理の努力統一」「順応性」「正統性の担保」、そして「忍耐」が重要であると提案している¹⁵。

また、国務省の職員からの投稿である No. 34 『第三世界における紛争の政策とアメリカ (The U.S. and the Politics of Conflict in the Developing World)』では、「今日の LIC は脱植民

¹¹ Army-Air Force Center for Low Intensity Conflict, *The Joint Staff/J-5 and A- AF CLIC Planning and Policy in Low Intensity Conflict Conference Report*, pp. A-26 to A-27. 将官級実行委員会は陸軍 TRADOC、空軍の TAC 及び MAC から各 1 名の少将が主催した。

¹² Ibid., pp. A-31 to A-32; U.S. TRADOC Military History and Heritage Office, *Victory Starts Here: A Short 50-Year History of the US Training and Doctrine Command* (Fort Leavenworth, KS: Combat Studies Institute Press, US Army Combined Arms Center, 2023), p. 85.

なお、JP 3-07 草案は軍内の批判を受けたため、修正されて発行された。Colonel David A. Fastabend, “Categorization of Conflict,” *Parameters*, vol. 27, no. 2 (Summer, 1997), pp. 77-78.

¹³ 以降、CLIC ペーパーの脚注引用については、表中の連番、英語タイトルで略記する。

¹⁴ No. 8, *LIC Imperatives for Success*, pp. 2-3.

¹⁵ Ibid., pp. 3-5.

地で現地の野心や怒りが優越」しており、守るべき植民地がない大国の直接的関与や介入は困難になるとした上で「紛争の当事国解決を超えた、[米ソ冷戦の] 勢力均衡のために介入するとしても紛争当事国内の要因と外部からの介入がどのような影響を与えるかを理解することが成功のために極めて重要」と述べている¹⁶。そのうえで政策上の観点から介入すべき基準と、作戦を遂行する上で省庁間協力の必要性を強調している。

CLIC の研究成果を概観すると、LIC に関するカテゴリー区分のうち、平和維持、対テロリズム、平時不測事態にも言及されているが、全般的に COIN や反乱支援に基づく研究が多い。例えば No. 8『LIC の優先事項』に書かれている「努力の統一を確立」「情報の最大限化」「武力行使の最小限化」「[ホスト国の] 統治の改善」については、1974年版の陸軍教範 FM100-20『国内防衛及び発展 (Internal Defense and Development)』にある作戦遂行のガイドラインと共通している¹⁷。この背景にはベトナム戦争における介入の失敗についての問題認識があったためと考えられる。当時の軍は「軍事的側面と非軍事的側面のバランス」という難問を解決できなかった¹⁸。CLICはこの点を踏まえ、COIN や反乱支援における具体的対処を主体としつつ、地域研究やテロリズムなども含め、LIC の検討や深化を進めていった。

(3) 空軍と陸軍の軍種連携の背景

CLIC は空軍主導で立案され、その後陸軍と協同設置に至ったことは前述した。ではなぜ海軍や海兵隊を含めず、空軍と陸軍だけでこのような協同が進んだのであろうか。これは空軍種の独立時から陸軍との連携が当然となっていたことにある。もともと陸軍に航空部隊があった頃は、近接航空支援などの戦術行動を行う際に、地上部隊との密接な連携が不可欠であった。そして空軍創設時に戦術航空司令部 (Tactical Air Command: TAC) が編成されたあとも、アメリカ大陸陸軍司令部と協同関係にあった。1973年に陸軍訓練教義コマンド (U.S. Army Training and Doctrine Command: TRADOC) ができると、当時の陸軍及び空軍参謀総長は、空地作戦のさらなる具体化のために TAC と TRADOC 間で対話ミーティングを開催し、1975年には空地部隊連携機関 (Air-Land Forces Application Agency: 後の Air Land Sea Space Application Center) を設立した¹⁹。

そして陸軍が作戦ドクトリンであるエアランド・バトル (Air-Land Battle) を具体化していく際、ソ連軍の後続梯隊がある縦深への攻撃の必要性や、近接航空支援の問題点が浮かび上がった。このため、1983年にエドワード・マイヤー (Edward C. Meyer) 陸軍参謀総長とガブリエル空軍参謀総長はエアランド・バトルに基づく訓練や軍種間の協力について覚

¹⁶ No. 34, *The U.S. and the Politics of Conflict in the Developing World*, pp. 19–20.

¹⁷ Headquarters, Department of the Army, *FM100-20 Internal Defense and Development* (Washington, D.C.: U.S. Army, 1974), chapter 5, p. 18.

¹⁸ 松岡完『ケネディとベトナム戦争——反乱鎮圧戦略の挫折』(錦正社、2013年) 138–142、246頁。

¹⁹ John L. Romjue, *Prepare the Army for War: A Historical Overview of the Army Training and Doctrine Command 1973–1993* (Hampton, VA: Fort Monroe, Office of the Command Historian, USTRADOC, 1993), pp. 65–66.

書を交わし、それが「31 条の取り決め (31 Initiatives)」に結実した²⁰。このように、陸軍と空軍はベトナム戦争後に通常戦分野での連携を深化させていった。

そこに前述した CLIC が加わることになった。そして「31 条の取り決め」に加え、1986 年 1 月に CLIC 設立を第 35 条として追加規定した。LIC を取り決めに追加しようとした理由については、「軍種自体というよりも、軍種の参謀総長同士が、あらゆるレベルの統合戦闘の協力を促進しようとする熱意があった」ためとしている²¹。TRADOC の公刊組織史によれば「空軍と陸軍の計画立案者たちは LIC が第二次世界大戦以来アメリカ軍にとって顕著な形の紛争であり、その傾向は続くと信じていた」とあり、陸軍も LIC への対応の必要性は理解していたことがうかがえる²²。ただ陸軍よりも、空軍の方が LIC 研究のための組織設立に前向きであった。

2. CLIC 研究の軍種への反映（陸軍、空軍）

陸軍と空軍は同様に LIC への関心をもっていたとある。両軍は、CLIC を中心とした LIC 研究について、何に注目し、どう活用したのか。本節では、軍種における CLIC の活用について、研究成果である CLIC ペーパーへの貢献度、CLIC ペーパーの将校雑誌等への引用、そして CLIC が主導した教範やシンポジウムなどの活用について確認し、LIC に関する両軍の関心度を比較する。

(1) CLIC ペーパーへの貢献度

CLIC ペーパーは 40 本あるが、これに陸軍と空軍どちらが積極的に貢献していたか、それを知るために CLIC ペーパーにおける陸軍及び空軍軍人の掲載本数を確認する。確認したところ、CLIC ペーパーの陸軍軍人のみ執筆の論文は 7 本、空軍軍人のみは 16 本で、陸・空軍軍人の共著となっているものは 4 本あった。また、執筆者の延べ数でみると、陸軍軍人は 17 名に対し、空軍は 27 名である。他に陸軍は研究者との共著論文があり、空軍はイギリス空軍軍人の寄稿があるが、全体的に空軍軍人による執筆が多いことがわかる。さらにいえば、先ほど述べた軍人単著の論文執筆者でみると、陸軍はすべて CLIC 所属であるのに対し、空軍は CLIC 所属以外の論文が 4 本となっている²³。よって、陸軍よりも空軍のほうが CLIC ペーパーに貢献している。

²⁰ U.S. TRADOC Military History Office, *Transforming the Army: TRADOC'S First Thirty Years 1973–2003* (Hampton, VA: Fort Monroe, Office of the Command Historian, USTRADOC, 2003), chapter 6, p. 3.

²¹ Davis, *CMH Pub 106-1, The 31 Initiatives*, pp. 81–82.

²² U.S. TRADOC Military History Office, *Transforming the Army*, chapter 6, p.4.

²³ CLIC 所属者の判定は、以下を参考にした。Army-Air Force Center for Low Intensity Conflict, *The Joint Staff/J-5 and A- AF CLIC Planning and Policy in Low Intensity Conflict Conference Report*, pp. A-27 to A-38; Studies, Concepts, and Analysis Division, J-4 Directorate, Joint Chief of Staff, *A Seminar Report: Logistics in Low Intensity Conflict*, Appendix F-3.

また、陸軍及び空軍の CLIC ペーパーの論文の主題をみると、LIC への関心の相違がわかる。陸軍軍人の CLIC ペーパーは、平和維持、テロリズムなど大きなカテゴリーもあるが、そのほかは治安維持、医療、広報、心理戦及び軍用犬など、機能的なもの、すなわちテクニックや工夫、手順に特化している。一方、空軍の CLIC ペーパーは、LIC 全般に関するもの（LIC の優先事項、LIC における技術、LIC での競争的戦略、LIC 概観）、LIC の教育（国防総省内における教育訓練）、LIC カテゴリーに関するもの（フィリピンでの COIN、ホンジュラスでの民軍活動、平時不測事態作戦における運用）、地域研究（アフリカ沿岸の安全保障、第三世界の武器輸出）、機能的なもの（兵站、予備兵力）であり、包括的なテーマを主体としている。

特徴的なのは、CLIC 以外の空軍軍人による寄稿 4 本のうち、ベトナム戦争に言及しているものが 3 本あることである²⁴。これらは、ベトナム戦争における戦略・戦術上の問題点を指摘しており、ベトナムにおける軍の反省について言及している民間の LIC 研究者の主張と、共通している。

当然、CLIC 所属の空軍軍人もベトナム戦争における問題点に注目している。CLIC の副所長であるハワード・ディクソン（Howard L. Dixon）空軍大佐による No. 30『LIC の概観及び定義』は、シンポジウムにおける発表原稿ではあるものの、過去の戦争と現在直面する問題点について論じている。特徴的な点は、ベトナムにおける COIN について、作戦ドクトリンの未熟と軍内における非軍事活動の拒絶を問題視していること、そして LIC が政治・外交・経済など多面的なものであるにも拘わらず、省庁間協力が不十分であることを訴えていることである²⁵。ただ、CLIC の陸軍軍人もベトナム戦の失敗に言及しているので、これは CLIC として共通の関心事であったと思われる²⁶。

このように、空軍は陸軍よりベトナム戦争における問題点について関心が高く、その反映を念頭に置いていたことがわかる。言い換えれば空軍は、LIC についてベトナム戦争での失敗と COIN の内容と実施における問題の延長線として理解していたといえる。

（２）CLIC 研究成果の引用

次に、CLIC ペーパーを陸軍・空軍がどれだけ参照していたか、確認する。この指標となるのは、各軍種内における大尉～大佐級の将校向けの軍内雑誌や研究報告論文において、CLIC ペーパーがどの程度引用されたかである。よって陸軍は『ミリタリー・レビュー（Military Review）』及び陸軍戦争大学における研究報告、空軍は『エア・パワー・ジャーナル（Airpower Journal）』及び空軍大学の研究報告を対象とした。

CLIC 研究について引用した論文の数であるが、1986 年から 1997 年までの間で、空軍は

²⁴ No. 21, *U.S. Military Civic Action in Honduras*; No. 26, *African Coastal Security*; No. 35, *LIC Education and Training Within the DOD Using Counterinsurgency Tactics in the Domestic War on Drugs*.

²⁵ No. 30, *LIC Overview, Definitions, and Policy*, pp. 14–17, 40–42.

²⁶ No. 14, *U.S. Armed Forces Public Affairs Roles in LIC*; No. 22, *Psychological Strategies in LIC*.

3 本（雑誌 1、研究報告 2）で、陸軍は 5 本（雑誌 2、研究報告 3）確認できた²⁷。引用本数では陸軍がやや上であるが、引用の趣旨について違いがある。

まず、陸軍将校においては、ピーター・ボンド (Peter A. Bond) 中佐の CLIC の紹介以降、LIC に関する技術的関心が主にあり、そのなかで CLIC ペーパーを引用している。例えば、ジェームズ・フレッチャー (James M. Fletcher) 陸軍中佐の研究報告では、No. 16『平時不測事態作戦におけるエア・パワー運用上の考慮事項 (Planning Considerations for the Combat Employment of Air Power in Peacetime Contingency Operations)』について参照とあわせて著者にインタビューを行っており、また州兵のウェイン・ゴスネル (Wayne Gosnell) 陸軍中佐の LIC における予備兵力の在り方では、No.4『LIC における予備部隊の役割 (The Role of Reserve Forces in LIC)』を引用している²⁸。

一方、空軍は終始一貫してエア・パワーの運用と LIC というテーマが論題に上がっている²⁹。例えばバンス・ベートマン (Vance C. Bateman) 空軍大尉は LIC におけるエア・パワーの戦術的役割について、No. 30『LIC の概観、定義及び政策 (LIC Overview, Definitions, and Policy)』を援用しつつ、LIC の 4 つのカテゴリーでの運用のあり方を提言しており、エンリク・オティ (Enrique A. Oti II) 空軍中佐は No. 21『LIC における心理戦略 (Psychological Strategies in LIC)』と上記 No.30 を用いて、LIC の重要性と空軍の役割を論じている³⁰。以上を比較すると、陸軍軍人が LIC におけるテクニカルな適用に関心を持っているのに対し、空軍軍人の場合はエア・パワーの在り方と LIC について議論を深めており、ベトナム戦争などの反省も含めて考察しようとする姿勢がうかがえる。

また、陸軍の CLIC 引用論文では、LIC とベトナム戦争をリンクさせることはなく、多様かつ新たな形態の脅威と対処に注目している。このなかでは COIN は LIC の一要素にとどまっている。しかし、空軍論文は何れも COIN におけるエア・パワーのあり方が論点となっている。

²⁷ 空軍論文は次の通り。Cap Vance C. Bateman, “The Role of Tactical Air Power in Low Intensity Conflict,” *Airpower Journal*, no. 5 (Spring 1991); Enrique A. Oti II, *Air War College Research Report: The Air Force Role and Low Intensity Conflict* (Maxwell Air Force Base, AL: Air University Press, 1992); Col Phillip S. Meilinger eds. *The Path of Heaven: The Evolution of Airpower Theory* (Maxwell Air Force Base, AL: Air University Press, 1997). 陸軍論文は次の通り。LTC Peter A. Bond, “In Search of LIC,” *Military Review*, no. 8 (August 1986), pp. 79–88; LTC P. Wayne Gosnell, “The Reserve Component Role in LIC,” *Military Review*, no. 2 (February 1989), pp. 65–73; LTC James M. Fletcher, *Campaign Planning in Low Intensity Conflict* (Carlisle Barracks, PA: U.S. Army War College, 1989); Col Richard G. Johnson, *Learning Unfamiliar Ground: Terrain Knowledge for Contingency Operations* (Carlisle Barracks, PA: U.S. Army War College, 1992); LTC William J. Leszczynski Jr., *The Board for Low Intensity Conflict: Is It Functioning?* (Carlisle Barracks, PA: U.S. Army War College, 1993).

²⁸ Fletcher, *Campaign Planning in Low Intensity Conflict*, p. 3; Gosnell, “The Reserve Component Role in LIC,” esp. pp. 67–68. なお、William J. Olson, “Organizational Requirement for LIC,” *Military Review*, no. 1 (January 1988), pp. 7–16 でも CLIC について言及している。

²⁹ エア・パワーという用語は狭義の意味では「本来エア・フォースが保有する軍事力に限定されたもの」であるが、敵に対する戦闘効果を得るため「空と宇宙の手段を利用している様々な軍種が展開するすべての多様なアセットの巧みな利用」という広義の意味をもつ。石津朋之、山下愛仁編『エア・パワー——空と宇宙の戦略原論』（日本経済新聞社、2019年）ii–iii 頁。しかし本論では空軍を主体とした戦力運用についての文脈であるので、狭義の意味でのエア・パワーとして用いる。

³⁰ Bateman, “The Role of Tactical Air Power in Low Intensity Conflict”; Oti II, *The Air Force Role and Low Intensity Conflict*.

なお、LICに関する論文は『ミリタリー・レビュー』内に多数あるが、CLICペーパーを引用したものは、管見の限り上記以外に見当たらなかった。陸軍将校が寄稿したLIC論文の中には、LICの定義についての問題や、LICは戦争とみるべきかのように、そもそも論で終始しているものがある³¹。これらもLIC対処に関心を持っている証左ともいえるが、空軍のように軍事力の行使と紛争の解決という難しい命題に向かい合おうとする姿勢とは異なっている。この点は、ハリー・サマーズ（Harry G. Summers Jr.）元陸軍大佐のLIC理解のように、「戦いの原則」のみで結論付けようとする姿勢を見れば明らかであろう³²。以上から、大尉～中佐クラスの陸軍将校でCLIC研究成果を活用しようとする意識は、それほど高くなかったと推定される。

（3）CLIC主導企画の活用（教範、概念普及、シンポジウムなど）

最後に、CLICの各軍種の活用度について確認するため、LIC概念の普及のためシンポジウムや、LIC教範の作成、教育訓練の支援などCLICが主導で行った企画への各軍種の関与について確認する。

CLICが他機関と協同開催したシンポジウムは管見の限り、1988年12月13日から15日に行われた統合参謀本部作戦計画部（J-5）と行った「LICにおける計画作成とポリシー会合」、及び1991年6月6日から7日に陸軍コンセプト分析庁（U.S. Army Concepts Analysis Agency）とともに行われた「LIC分析ワークショップ」であった³³。「LIC分析ワークショップ」参加者34名のうち、陸軍将校は陸軍コンセプト分析庁のほか、陸軍省、諸職種協同センター、指揮幕僚大学、戦争大学から計7名が参加し、空軍は、CLIC参加者のほか前者が2名参加している³⁴。一方、「LICにおける計画作成とポリシー会合」では、陸軍組織からは文民研究者のみ参加しており（ただし国防総省、地域コマンドや統合参謀本部所属の陸軍将校は除く）、空軍はCLIC参加者のほか1名が参加している³⁵。協同開催の実績と参加人数を見ると、空軍より陸軍の方がCLICとの連携に対して積極的に見える。

ただ、ここで注意すべきは、2つの開催時期の違いである。「LICにおける計画作成とポリシー会合」はCLIC設立設定2年後にあたる1988年であり、LIC研究がピークに向かいつつあるところであったが、「LIC分析ワークショップ」が開催されたのは1991年で、CLICペーパーの本数からもわかるとおり、CLICの活動が縮小していく時期である。つまりLIC

³¹ 例えば、“MR Dialogue on Low-Intensity Conflict,” *Military Review*, no. 8 (August 1986), pp. 78–99を参照。

LICと類似する用語である「戦争未満（Short of War）」については、紙幅の都合上、別途検討したい。

³² サマーズのLICに関する主張については以下を参照。COL Harry G. Summers Jr., “Principles of War and Low-Intensity Conflict,” *Military Review*, no. 5 (March 1985), pp. 43–49.

³³ 陸軍コンセプト分析庁は、陸軍参謀本部第8部の下にある組織で、統合・連合・諸国協同の観点から紛争を分析し、現在及び将来の国家安全保障に関する問題に関して助言する機関。現在の陸軍分析センター（Center for Army Analysis）。<<https://www.caa.army.mil/AboutUs.html>>.

³⁴ U.S. Army Concepts Analysis Agency and Army-Air Force Center for Low Intensity Conflict, *Report of Proceedings of the Low Intensity Conflict Analysis Workshop (LICAWS)*, 6-7 June 1991, List of Participants, <<https://apps.dtic.mil/sti/pdfs/ADA240469.pdf>>.

³⁵ Army-Air Force Center for Low Intensity Conflict, *The Joint Staff/J-5 and A- AF CLIC Planning and Policy in Low Intensity Conflict Conference Report*, pp. iii–v.

から MOOTW 概念への過渡期にあたる。なぜ、陸軍は LIC 研究のピークではなく、縮小期にシンポジウムを共催したのか、考える必要がある。

ちょうど 1991 年は 3 月に湾岸戦争の大規模戦闘が終結し、クウェートの安定化作戦である Operation Provide Comfort が 7 月末に終わっている。ソ連やイラクなきあとに大規模な通常戦が起きる可能性は低くなったと言われるが、その中で陸軍は将来あり得る戦争を分析する上で LIC に再注目したものと推測される。実際、このワークショップにおいては LIC を取り巻く問題とともに、分析モデルとそのため必要な事項について検討しており、今後 LIC を主体にした紛争分析を予期していることが読み取れる³⁶。言い換えると、陸軍は湾岸戦争を境にして LIC の関心に差があったと言えよう。

次に、教範検討であるが、この時期制式化されたのは、1990 年の FM100-20/AFP3-20『LIC における軍事作戦 (Military Operations in Low-Intensity Conflict)』である³⁷。この LIC 教範は陸空協同で作成され、そのとりまとめは CLIC のドクトリン検討部門にて行われた³⁸。これらに対して、各軍種はどのように貢献し、成果を活用していたであろうか。

陸軍及び空軍は、教範作成に関して協力的であった。陸軍は、1986 年 2 月に LIC の解説として TRADOC が発出したパンフレット TRADOC PAM 525-44 と、準教範というべき参考資料 FC100-20 Low-Intensity Conflict を出している。フィリップ・ヤン (Philip S. Yang) 少佐はこれと統合 LIC プロジェクト報告書のあわせて 3 つの文書が「陸軍空軍の LIC マニュアル [FM100-20/AFP3-20] の最終案に発展」したことを強調している³⁹。

教範作成で CLIC に協力していたのは TRADOC に所属する陸軍指揮幕僚大学の LIC オフィスであった。LIC オフィスの囑託となっていたジョン・ハント (John B. Hunt) 元陸軍中佐は、LIC 教範にある「LIC の優先事項 [政治の優越、正統性、努力の統一、忍耐、適合] を名付け、それを作戦ドクトリンのガイドラインとした」と述べている⁴⁰。このように、陸軍は教範作成にあたり積極的であった。

この点は空軍も同じであった。LIC における空軍の役割を明記した教範が不在であったことから、LIC における基本的な要則と空軍の役割について、軍内に教育する必要性に迫られていた⁴¹。そのため陸軍の LIC 研究成果を踏まえ、空軍の役割を考察し、LIC における空軍の役割と行動基準を明確にした教範を必要としていた。以上の点を見る限り、陸軍においては時期の揺らぎがあったものの、各軍種は CLIC の活動には概して協力的であった。

³⁶ U.S. Army Concepts Analysis Agency and Army-Air Force Center for Low Intensity Conflict, *LICAWS*, Working Group Results Move 1: LIC Issues.

³⁷ Headquarters, Departments of the Army and the Air Force, *FM100-20/AFP3-20 Military Operations in Low Intensity Conflict* (Washington, D.C.: U.S. Army and Air Force, 1990).

³⁸ Army-Air Force Center for Low Intensity Conflict, *The Joint Staff/J-5 and A- AF CLIC Planning and Policy in Low Intensity Conflict Conference Report*, pp. A-27 to A-31.

³⁹ No. 22, *Psychological Strategies in LIC*, pp. 4-5.

⁴⁰ LTC John B. Hunt, Retired, "Emerging Doctrine for LIC", *Military Review*, no. 6 (June 1991), p. 57.

⁴¹ Oti II, *The Air Force Role and Low Intensity Conflict*, pp. 27-28.

3. 陸軍と空軍で差異が生じた要因

(1) 軍を取り巻く環境に対する認識（存在意義）

以上をまとめると、空軍は一様に CLIC の研究成果の貢献や活用に前向きであったのに対し、陸軍は CLIC の取り組みに対して積極的とはいえなかった面が目立つ。

一般的に陸軍は、COIN を忌避し、通常戦を重視したとされている⁴²。しかし、陸軍よりも物理的打撃に特化した航空機装備やミサイル・爆弾などの弾薬をもつ空軍のほうが、通常戦指向であるはずである。その空軍が通常戦とともに LIC に対しても積極的に取り組んだ背景には、何らかの必要性があったからと推定される。この背景には、両軍のベトナム戦争経験が影を落としていると思われる。すなわち、軍の外側にはベトナム戦争における国民や議会の批判があり、軍の存在意義を証明するため、COIN を含む新たな脅威に有効に対し得ると証明する必要性があり、軍の内側ではベトナム戦争後の軍組織の再生のため、向かうべき方向について葛藤があった。よって、当時の軍を取り巻く環境についての認識と、軍組織内におけるベトナム戦争の受容の観点から、陸軍及び空軍で LIC 研究の姿勢に差異が生じた要因を検討する。

まず、軍を取り巻く環境についてである。先述した 1980 年代後半の軍による LIC 検討の本格化については、当時のロナルド・レーガン（Ronald Reagan）政権において、LIC 対処の必要性を政府、特に国務省が強調していたことが背景にあった⁴³。この点は陸軍及び空軍とも同じ状況であった。陸軍と空軍で違いが生じるのは、特殊作戦部隊（Special Operations Force : SOF）の扱いである。

1952 年に陸軍で創設された SOF は、ベトナムでの COIN 遂行のため、ケネディ大統領の鶴の一声で拡充されたが、各軍種はその状況に反感と疑念を持っていた⁴⁴。そのような中、イラン大使館人質救出作戦及びグレナダ侵攻作戦の反省や対テロの手段として、レーガンは LIC 解決の手段として、SOF による解決を重視し、その拡充を進めた⁴⁵。実際、国防総省年次報告によれば、1981 年段階で予算規模 4.4 億ドル、陸・海・空軍特殊部隊の総数は 23 であったが、1988 年には予算が 20 億ドル、部隊数も 33 に増えている⁴⁶。しかしながら、これらの SOF は各軍種内の指揮下にあった。連邦議会は、軍種毎に SOF を運用する非効率を問題視し、反対する国防省（特に統合参謀本部会議）を押しきって、統合特殊

⁴² 福田毅「米国流の戦争方法と対反乱（COIN）作戦」『レファレンス』第 59 巻第 1 号（2009 年 11 月）84-85 頁。ベトナム戦争に対する陸軍批判については、次を参照。Andrew F. Krepinevich Jr., *The Army and Vietnam* (Baltimore, MD: Johns Hopkins University Press, 1986).

⁴³ 新福祐一「1980 年代後半におけるアメリカ陸軍の低強度紛争の認識と取組」『安全保障戦略研究』第 5 巻第 1 号（2024 年 12 月）143-144 頁。

⁴⁴ 松岡『ケネディとベトナム戦争』214-215、227-228 頁。

⁴⁵ 加藤『現代戦争論』110-111 頁。

⁴⁶ Secretary of Defense, Casper W. Weinberger, *Annual Report to the Congress Fiscal Year 1987* (Washington, D.C.: Department of Defense, February 5, 1986), p. 53; Secretary of Defense, Frank C. Carlucci, *Annual Report to the Congress Amended Fiscal Year 1990* (Washington, D.C.: Department of Defense, January 9, 1989), pp. 177-178, <<https://history.defense.gov/Historical-Sources/Secretary-of-Defense-Annual-Reports/>>.

作戦司令部と、国防総省内に特殊作戦と LIC を管轄する次官補を設定する法案「ナン・コーエン修正法 (Nunn-Cohen Amendment)」を可決した⁴⁷。本法案により、各軍種の SOF は、ほかの主要司令部と同列の統合特殊作戦司令部 (U.S. Special Operations Command: USSOCOM) のもとに集められた。

この状況に対して、陸軍はあまり大きな影響を受けなかった。元々、陸軍のなかで独立的に編成されていたグリーンベレーなどの陸軍 SOF は、指揮系統が USSOCOM に変更されただけで、陸軍の部隊削減に至らなかった。しかし、空軍の SOF をまとめて、1983 年に編成された第 23 空軍は、軍事空輸軍司令部 (Military Airlift Command: MAC) 内の主要部隊の 1 つであり、これが空軍から削除されることは、大きな影響であった。デビッド・ディーン (David J. Dean) 空軍中佐は、MAC が SOF を束ね、新たに部隊を編成したことで「特殊航空戦の再誕」になったことを評価している⁴⁸。このような状況を踏まえると、TAC が「31 条の協定」に CLIC を追加したのは、MAC からの要望に基づくものと見受けられる。LIC に関して空軍が有効に対処する能力がないと見なされれば、SOF や他軍種にその予算が回されることになるのは予想に難くない。この点で空軍は陸軍よりも、LIC 対処について危機感を持っていたと考えられる。実際、1992 年には MAC は航空機動司令部 (Air Force Mobility Command: AMC) に縮小されている。

(2) 軍組織内のベトナム戦争の受容

軍内のベトナム戦争の問題への取組について、空軍はベトナム戦争と LIC をリンクさせる提言が陸軍よりも活発であった。例えばディーン空軍中佐は、シナイ半島における平和維持やレバノンの事案は、ベトナム戦争初期における軍の役割と類似していることを指摘し、「空軍は小規模な戦争に参加するためのコンセプトとドクトリンの開発において、主要な役割を果たすべきである」が、欧州の高強度な戦場やペルシャ湾への大規模介入の戦力開発のため「小規模な戦争で航空兵力を使用するためのドクトリンや手段の開発から思考が離れている」と述べている⁴⁹。ほかにもオティ空軍中佐は、湾岸戦争後の空軍でも LIC 能力が不十分であることについて「ベトナム戦後の低強度な非通常戦の現実を受け入れることに失敗したことが、革命戦争〔反乱・対反乱〕の戦略や能力の発展の欠如につながった」と論じている⁵⁰。

特に重要なものは、空軍大学のデニス・ドリュー (Dennis M. Drew) 空軍大佐の指摘である。ドリュー空軍大佐は、空軍大学教官に在職中、アカデミックな教育の導入 (修士号授与) 及び空軍のエア・パワー研究所設立への助力、そして指揮幕僚課程より上級の課程

⁴⁷ 塚本勝也「米国の特殊作戦部隊の組織的基盤の形成」『安全保障戦略研究』第 5 巻第 1 号 (2024 年 12 月) 143-144 頁。

⁴⁸ LTC David J. Dean, *The Air Force Role in Low-Intensity Conflict* (Maxwell Air Force Base, AL: Air University Press, 1986), pp. 109-110.

⁴⁹ LTC David J. Dean, *CADRE PAPERS Airpower in Small Wars: The British Air Control Experience* (Maxwell Air Force Base, AL: Air University Press, 1985), pp. 1, 15.

⁵⁰ Oti II, *The Air Force Role and Low Intensity Conflict*, pp. 25, 29.

(School of Advanced Air and Space Studies) の設立を促した人物で、1992年に退役後も引き続き同教育に従事しており、空軍の将校教育に尽力した貢献者である⁵¹。ドリュー空軍大佐は、エア・パワー全般や戦略のほか、ベトナム戦争と COIN、LIC 対処の必要性についても言及している。特徴的なのは、LIC に関する民間研究者のサム・サーケジアン (Sam C. Sarkesian) 教授の説と同様、LIC の主体は COIN 及び反乱支援であるとしていることである⁵²。1988年のエア・パワー研究所モノグラフ『反乱と対反乱：アメリカの軍事的ジレンマとドクトリンの提案』において、ドリュー空軍大佐は、ベトナム戦争を例にして対反乱作戦と欧州正面の通常戦の違いを明らかにして「将来の反乱戦がベトナム戦争のように、純粋に反乱戦のみに限られると信じる理由はない」として、現実即した対反乱ドクトリンを提言している⁵³。また COIN の教訓として、航空輸送や心理戦 (宣伝ビラ) の重要性を強調し、最新装備により火力発揮が効果的になっても、COIN における主役にはならないと主張した⁵⁴。

ただし、ドリュー空軍大佐の意見は、空軍内の主流にならなかった。空軍は FM100-20/AFP3-20 を発出したものの、作戦ドクトリンのキャップストーンとなる 1992年版 AFM1-1『アメリカ空軍航空宇宙基本ドクトリン (Basic Aerospace Doctrine of the United States Air Force)』では、長期の革命戦はエア・パワーにとって重要ではなく非生産的な事項と見なされていた。その理由として 1998年のエア・パワーをめぐる論考において、ジョン・ワーデン (John M. Warden III) 空軍大佐の『航空戦役：戦闘のための計画 (The Air Campaign: Planning for Combat)』の影響が強かったことを、ドリュー空軍大佐は取り上げている⁵⁵。しかしながら、ベトナム戦争に向き合い、LIC に取り組もうとする論調は空軍内で無視できないものであったと考える。

これに対し、陸軍では LIC を多様な紛争形態と理解していた。ハント元陸軍中佐は、LIC について COIN に代表されるような「政府を転覆しようとする貧しい反乱勢力のイメージは実際、LIC の一部分しか示していない」と述べ、この定義から拡大した「上限と下限：国家間の戦争よりも下で、平和時の競争よりも上」であると主張している⁵⁶。つまり、COIN を主体とした LIC は古いものと見なし、政治的問題の解決のため外交・経済のほか制限さ

⁵¹ “Honoring Our Heroes,” *Alabama Gazette*, January 1, 2024, <<https://www.alabamagazette.com/story/2024/01/01/news/honoring-our-heroes/2711.html>>.

⁵² Col Dennis M. Drew, *CADRE PAPERS Insurgency and Counterinsurgency: American Military Dilemmas and Doctrinal Proposals* (Maxwell Air Force Base, AL: Air University Press, 1988), pp. 4–6. ただし、ドリュー空軍大佐は、LIC という呼称自体に否定的である。

⁵³ *Ibid.*, p. 34.

⁵⁴ Col Dennis M. Drew, Retired, “Airpower in Peripheral Conflict: From the Past, the Future?,” in *The War in the Air: 1914–1994 American edition*, ed. Alan Stephens (Maxwell Air Force Base, AL: Air University Press, 2001), pp. 285–287.

⁵⁵ Col Dennis M. Drew, Retired, “Air Theory, Air Force, and Low Intensity Conflict: A Short Journey to Confusion,” in *The Path of Heaven: The Evolution of Airpower Theory*, ed. Col Phillip S. Meilinger (Maxwell Air Force Base, AL: Air University Press, 1997), pp. 343–346. ドリュー大佐はワーデン大佐が「通常戦と長期化する革命戦 [反乱支援または対反乱] との根本的な違いを認めようとしなかった」ことを残念と評している。 *Ibid.*, p. 343.

⁵⁶ Hunt, “Emerging Doctrine for LIC,” pp. 51–52.

れた武力手段を用いて解決する紛争を LIC と認識している。実際、ハント元陸軍中佐はこれを「対反乱戦の洗練された理解」と称し、このおかげでリビア空爆のような新たな紛争形態も LIC に含めることができたと述べている⁵⁷。実際、LIC には平時不測事態作戦という雑多なカテゴリーが追加されている⁵⁸。

さらにハント元陸軍中佐は、LIC の優先事項として「政治の優越」を解説する際、平時か戦争かという二分法的な解釈をおこない「[LIC の] 目的は戦争にエスカレートさせないことと、問題を政治領域で解決させること」であると述べている。上記の言説には、陸軍における LIC の捉え方の特徴が見受けられる。政治領域での解決の場合、軍は「二義的な支援」の位置づけだが、戦争に近づく状況下では軍事的手段、すなわち敵の撃破を果たす一義的な役割になることを示している⁵⁹。すなわち、LIC は戦争の勃発を防ぐ段階であり、抑止に該当することとなる。欧州におけるソ連軍との通常戦を念頭にした作戦ドクトリンのエアランド・バトルについて「状況に合わせて適切な修正を行えば、エアランド・バトルは LIC にも適用できる」と述べているのも、この現れといえる⁶⁰。そもそも、アンドリュー・クレピネヴィッチ (Andrew Krepinevich Jr.) 少佐がベトナム戦争の研究を出版した後に、陸軍内で批判されてポストを追われた例や、1970 年後半における陸軍士官学校内の兵科選択で歩兵よりも戦車や砲兵に人気があったように、陸軍において COIN やベトナム戦争研究には関心が集まらなかった⁶¹。陸軍が LIC において COIN に注目しなかったのは、当然の帰結であろう。

このように、空軍においては、エア・パワーの在り方を考える際に、COIN や LIC における教訓として、ベトナム戦の問題を取り上げていることが特徴である。陸軍は LIC の多様性に注目し、通常戦に親和性のあるカテゴリーに関心を寄せていたが、空軍は LIC における COIN またはそれに至る以前における、軍事力使用の在り方に問題提起していることは、陸軍との相違点といえるであろう。空軍が LIC に関心を持った背景には、通常戦のような軍事力の直接行使で失敗したベトナム戦争の経験から、軍事力の間接行使をどうすべきかについて問題意識をもったことが、背景にあると推測される。

おわりに

CLIC は、アメリカの脅威として注目された LIC に対処するため誕生したもので、その根源にはベトナム戦争における失敗の記憶があった。当時の軍を取り巻く厳しい環境の中

⁵⁷ Ibid., p. 55.

⁵⁸ 新福「1980 年代後半におけるアメリカ陸軍の低強度紛争の認識と取組」136-137 頁。

⁵⁹ Hunt, “Emerging Doctrine for LIC,” pp. 57-58.

⁶⁰ Ibid., pp. 59-60.

⁶¹ Fred Kaplan, *The Insurgents: David Petraeus and the plot to change the American way of war* (New York, NY: Simon & Schuster, 2013), pp. 14, 33.

で、陸軍と空軍は、この脅威に取り組む姿勢を示す必要があった。両軍にとって CLIC は、存在意義をアピールするためにも有用な組織であったといえる。

そして空軍は、エア・パワーの在り方とともに LIC における役割について、ベトナム戦争における COIN の教訓を引き合いに出しつつ、論議を行った。LIC や COIN の再考を促す論調は、空軍における主流とはならなかったものの、CLIC に対する貢献や活用からみる限り、相応の地位を占めていたものと考えられる。

一方陸軍は、LIC を多義的にとらえ、ベトナム戦争の COIN は LIC の 1 つとみなした。そして LIC において平時不測事態における作戦などに注目すると共に、COIN や反乱支援を二義的に取り扱った。すなわち COIN は LIC のなかで埋没した。確かに陸軍も、CLIC が行う教範作成への貢献やシンポジウムの協同開催をしたものの、LIC の実務的対処に関心を持ち、LIC に関する議論は深化しなかった。このようにみると、空軍と陸軍の CLIC、そして LIC 研究に対する相違は、ベトナム戦争に対してどう向き合ったか、であるといえる。

その後、LIC の代わりに MOOTW が注目された。手短ながら、LIC が MOOTW に代わる過程で、CLIC が解散に至る推移について言及したい。1991 年の湾岸戦争においてアメリカ軍は勝利した。その結果、情報技術の優越による「軍事の革命 (RMA)」が喧伝されるとともに、アメリカと大規模な通常戦が可能な国家が消滅したことにより、軍の新たな役割を再考する必要に迫られた。空軍は、精密誘導と目標情報の標定により、敵を撃破できる自信を持ったことで、エア・パワーが戦争で決定的な力をもつことを確信した⁶²。実際、メリル・マクピーク (Merrill A. McPeak) 空軍参謀総長やジョン・ロー (John M. Loh) TAC 司令官は、航空機の性能向上もあいまって、戦略・戦術による目標区分や航空機の運用が意味をなさなくなっていると述べている⁶³。空軍が SAC、TAC、MAC の区分を廃止したことも、これとつながる。これは、ワーデンの『航空戦役』の考えが空軍内に席卷したためであった。RMA の進展によりピンポイント攻撃が可能になれば、LIC にも対応できると考えられるようになったのではないかと考えられる。

一方、陸軍は大規模通常戦の蓋然性がなくなったため、新たな役割を考える必要に迫られた。そこでゴードン・サリバン (Gordon R. Sullivan) 陸軍参謀総長は、RMA により高い戦闘力を持ちつつ、迅速に戦力投射が可能な小規模な部隊を編成し、高強度から低強度の紛争すべてに対応しようと考えた。その際の区分は War または MOOTW となった⁶⁴。すなわち、LIC を含む戦争スペクトラムは二分法に単純化されていった⁶⁵。先述したように、CLIC と陸軍が協同でシンポジウムを開催した 1991 年は、LIC から MOOTW に関心が移り

⁶² ベンジャミン・ランベス「米国とエア・パワー」『平成 17 年度戦争史研究国際フォーラム報告書 エア・パワーの将来と日本——歴史的視点から』(2006 年 3 月) 116、125 頁。

⁶³ James W. Canan, "Washington Watch: No More SAC, TAC, and MAC," *Air and Space Forces Magazine*, October 1, 1991, <<https://www.airandspaceforces.com/article/1091missions/>>.

⁶⁴ Gen. Gordon R. Sullivan and Colonel James M. Dubik, *War in the Information Age* (Carlisle Barracks, PA: U.S. Army War College, 1994), p. 14. 当初陸軍は Operations Other Than War (OOTW) と称していたが、本章では便宜上 MOOTW と同義とした。

⁶⁵ 新福「1980 年代後半におけるアメリカ陸軍の低強度紛争の認識と取組」148-149 頁。

つつある時期であった。このように陸軍及び空軍とも、それぞれが LIC に対する関心が低下した結果、CLIC は注目されなくなり、役割を終えることにつながったといえる。なお、CLIC は MOOTW に関する教育を行っていたとあるものの、1993 年以降の活動成果は明らかではない。この点は今後明らかにしていきたい。

最後に、1980 年代における陸軍と空軍の LIC 対応からわかることは何か。1 つは国家対国家の通常戦まで至らない事態における対応の必要性である。ベトナム戦争後、アメリカ軍はソ連との大規模通常戦に集中したものの、顕在する脅威は小規模かつ戦争に至らないものばかりであった。冷戦終結から 25 年以上たった現在も、大規模通常戦よりも地域における紛争や衝突の数が明らかに多いことを踏まえると、これら事態の呼び名はともかくとして、このような小規模紛争の対処をどうすべきか、という課題は残っている。過去の流行語とはいえ、LIC の有効性や問題点について考えることは無駄ではないと考える。

もう 1 つは、大規模通常戦と LIC (特に COIN) 双方に軍が対応することの困難性である。1980 年代、陸軍はこのジレンマを解決するため、早期展開が容易な軽歩兵師団 (Light Infantry Division) を編成した。しかしながら、これら部隊は不測事態に対応するための戦略展開が主となり、LIC だけでなく大規模通常戦争の場面でも用いられることが予期された。このように相反する任務を同じ部隊で遂行することが可能であるのか、結論が出ないまま冷戦は終結した。ベトナム戦争や 2000 年代のアフガニスタン及びイラク戦争でわかる通り、反乱組織などの非国家主体に対して武力のみで解決することは困難であった。一方、COIN の任務を戦闘部隊が行った結果、陸軍は通常戦を遂行する能力の低下に悩まされた。このような二律背反を解決するために、LIC における軍事力の運用、特に通常戦と COIN の切り分けについてどう整理するかを考えていく必要があるだろう。

表 CLIC ペーパー一覧

連番	発行月年 DTIC 連番	シヨートタイトル(英語)	連番	発行月年 DTIC 連番	シヨートタイトル(英語)
1	Jun-87 ADA185972	Operational Considerations in LIC★	21	Oct-88 ADA205085	U.S. Military Civic Action in Honduras
2	Jul-87 ADA185973	Logistical Considerations in LIC★	22	Oct-88 ADA205086	Psychological Strategies in LIC★
3	Jul-87 ADA185974	Security Assistance and LIC★	23	Dec-88 ADA209358	Low Intensity Conflict Conference Papers
4	Aug-87 ADA185975	The Role of Reserve Forces in LIC★	24	Jan-89 ADA208614	LIC Policy and Strategy Statements★
5	Aug-87 ADA185976	LIC References and Bibliography, Vol. I ★	25	Apr-89 ADA209047	Peacekeeping TTPs★
6	Aug-87 ADA185977	Army Medical Department Roles and Functions★	26	Apr-89 ADA209048	African Coastal Security
7	Sep-87 ADA185978	Operational Art in LIC★	27	Apr-89 ADA209049	A Theater Approach to Low Intensity Conflict
8	Sep-87 ADA186280	LIC Imperatives for Success★	28	Apr-89 ADA209050	Reserve Component Support to LIC Strategy
9	Nov-87 ADA198670	Potential for Increased Terrorism Lethality★	29	Jun-89 ADA209072	Liberation Theology, Two Views
10	Dec-87 ADA198668	Democratic States Facing Revolutions	30	Jun-89 ADA209046	LIC Overview, Definitions, and Policy★
11	Feb-88 ADA193702	LIC Logistic Support Air Force Perspective	31	Sep-89 ADA215365	Key LIC Speeches, 1984-1989★
12	Feb-88 ADA198669	Technology Guidelines in LIC★	32	Oct-89 ADA226242	Counterinsurgency in the Philippines
13	Apr-88 ADA193703	Competitive Strategies Development in LIC★	33	Feb-90 ADA224049	The Role of Military Working Dogs in LIC★
14	May-88 ADA193704	U.S. Armed Forces Public Affairs Roles in LIC★	34	Aug-90 ADA229716	The U.S. and the Politics of Conflict in the Developing World
15	May-88 ADA193705	LIC Education and Training Within the DOD★	35	Oct-90 ADA229717	LIC Education and Training Within the DOD Courses and Instructional Period

16	May-88 ADA193706	Planning Considerations for the Combat Employment of Air Power in Peacetime Contingency Operations★	36	Sep-91 ADA252212	An Annotated Bibliography on Military Involvement in Counterdrug Operations ★
17	Jul-88 ADA207890	Arms Transfers and the Third World★	37	Mar-92 ADA252211	The LIC Planner's Guide (LPG)
18	Aug-88 ADA199026	Understanding Latin Americans	38	May-92 ADA294216	Century Twenty-One: An Age of Terror and Violence
19	Sep-88 ADA203707	The Literature of Low Intensity Conflict	39	Jun-92 ADA260808	LIC Instability Indicators Study
20	Sep-88 ADA205084	LIC References and Bibliography, Vol. II★	40	Apr-95 ADA294367	The Gulf War: An Analysis of Cross- Cultural Encounters

(注) ★は CLIC 所属軍人等による執筆

(出所) アメリカ軍防衛技術情報センター (United States Defense Technical Information Center) より、著者調べ。<https://apps.dtic.mil/sti/pdfs/ADA*****.pdf> (*は表中 DTIC 連番の数字)

第6章

イラン人質救出作戦（1980年）の実相と影響

——ゴールドウォーター・ニコルズ法の一起源？

小橋 整治

はじめに

1991年の湾岸戦争は42日間継続したが、そのうち38日間は航空作戦のみが実施され、最終盤の地上戦は開始4日目にアメリカのジョージ・H・W・ブッシュ（George H. W. Bush）大統領が停戦を宣言したことで幕引きとなった。数万名と言われるイラク軍の戦死者に対し、アメリカ軍の戦死者は行方不明者を含めても150名足らずであった¹。クウェート解放という戦争目的の達成はもとより、キルシオの観点からも、湾岸戦争はアメリカ軍を中核とした多国籍軍の圧勝であった。

一方、1973年まで続いたベトナム戦争はアメリカ軍の敗北に終わり、その後、湾岸戦争の勝利に至るまでの間、アメリカはいわゆる「ベトナム症候群」に悩まされることとなる。しかし、この20年足らずの間にアメリカ軍は大きな変革を遂げ、その結果として湾岸戦争での勝利を引き寄せたといえる²。ブッシュ大統領の言葉を借りれば、湾岸戦争の勝利によってアメリカは「ベトナム症候群を完全に払拭」したのである³。

ベトナム戦争後、湾岸戦争に至るまでの間、アメリカは大規模な戦争を行わなかった。しかし、1980年代においても、イラン人質救出作戦、グレナダおよびパナマへの軍事侵攻、リビア空爆等の小規模な軍事作戦は行っている。それらは短期間かつ小規模なものであり、日本での認識度は低い。これらの1980年代におけるいくつかの実戦経験が、アメリカ軍のあり方に重要な変化をもたらしたのではないかというのが本章の問題意識である。

本章では、1980年のイラン人質救出作戦に焦点を当て、その実態（計画、準備、実施と結果、結果の要因）を明らかにするとともに、作戦の実施がアメリカ軍のあり方に与えた影響について考察する。トム・克蘭シー（Tom Clancy）は、イラン人質救出作戦が失敗した結果、軍種間の統合が検討の対象となり、1986年のゴールドウォーター・ニコルズ法

¹ ボブ・ウッドワード『司令官たち——湾岸戦争突入にいたる「決断」のプロセス』石山鈴子、染田屋茂訳（文藝春秋、1991年）486頁。

² ベトナム戦争以降、訓練・ドクトリン軍（TRADOC）に焦点をあてて、アメリカ陸軍でどのような改革が成されたか（現場からの改革）については、北川敬三『軍事組織の知的イノベーション——ドクトリンと作戦術の想像力』（勁草書房、2020年）第6章を参照されたい。

³ 松岡完『ベトナム症候群——超大国を苛む「勝利」への強迫観念』（中央公論新社、2003年）10頁。

制定につながったと述べている⁴。その通説的理解についても、その妥当性を含めて検討したい。

1. 作戦の背景

(1) イラン革命とアメリカ大使館人質事件の発生

モハンマド・レザー・シャー・パーレーヴィ (Mohammad Reza Shah Pahlavi) 国王が統治していたイランは、中東におけるアメリカの最も重要な地域的同盟国であった。イランはパーレーヴィ国王の下で莫大な石油収入により 1970 年代までにめざましい経済成長を遂げていた⁵。一方でインフレの激化や都市部と農村部の格差の増大、石油価格の安定化による不況の到来によって、国民の間で広く政権批判が高まった。1978 年末になるとイランでは大規模デモが頻発し、1979 年 1 月にパーレーヴィ国王は国外へ脱出した。同時にフランスから反体制派のルーホッラー・ホメイニ (Ruhollah Khomeini) 師が帰国し、反体制派が政権を掌握した⁶。

当初アメリカは、イラクがイランを攻撃しようとしていることを警告するなど、新政府と協力しようと最大限の努力をしたが、イランの急進派はアメリカとの良好な関係を望んでいなかった⁷。革命後も、アメリカは以前と同様にイランをソ連に対する防波堤と見なして、同盟関係の維持を望んでいた⁸。1979 年 11 月、亡命中のパーレーヴィ元国王に対してアメリカは、病気治療を理由としてアメリカ入国を認めた。この決定に対して反発したイランの学生たちはテヘランのアメリカ大使館を占拠し、52 人の大使館員を人質にした⁹。

ホメイニは、元国王への対応でアメリカを非難すると同時に、イラン政府内の穏健派や世俗派を批判した。以前にもあった同様の危機に関しては¹⁰、イランの外務大臣が介入して解決したが、今回は外務大臣の権限が急進派に奪われていた。急進派のリーダーは、「アメリカが介入すれば、人質を全員殺す」と脅迫した。危機が長引くと、ジミー・カーター (Jimmy Carter) 大統領は軍事行動ではなく経済制裁を選択したが、人質はテヘラン中心部にあるアメリカ大使館内に留め置かれた¹¹。

⁴ トム・克蘭シー『トム・克蘭シーの海兵隊 (上)』橋本金平訳 (東洋書林、2006 年) 50 頁。

⁵ 永田雄三編『西アジア史Ⅱ——イラン・トルコ』(山川出版社、2002 年) 443-444 頁。

⁶ 斎藤眞、古矢旬『アメリカ政治外交史』第二版 (東京大学出版会、2012 年) 270-271 頁；永田編『西アジア史Ⅱ』446-447 頁。

⁷ James Stejskal, *Special Forces Berlin: Clandestine Cold War Operations of the US Army's Elite, 1956-1990* (Havertown: Casemate Publishers, 2017), p. 153.

⁸ H・R・マクマスター『戦場としての世界——自由世界を守るための闘い』村井浩紀訳 (日本経済新聞出版、2021 年) 308 頁。

⁹ 斎藤、古矢『アメリカ政治外交史』271 頁。

¹⁰ Peter Huchthausen, *America's Splendid Little Wars: A Short History of U.S. Engagements from the Fall of Saigon to Baghdad* (New York: Penguin Group Inc, 2003), p. 32. この 9 か月前の 1979 年 2 月にもアメリカ大使館にイラン人が乱入した事件が発生していたが、この時は 24 時間で大使館員は解放された。

¹¹ Stejskal, *Special Forces Berlin*, p. 153.

事件発生当初は、アメリカではベトナム戦争が記憶に新しく、カーター大統領も翌年の選挙を控えており、イランに対する軍事力投入の可能性は極めて低かった。しかし、イランが人質の裁判や処刑を予告し始めると、軍事的な対応策を考えなければならなかった。懲罰的な攻撃として、ホメイニの自宅やイランの油田を目標とすることが検討されたが却下され、人質の救出作戦が計画されることとなった¹²。

1980年1月にアボルハサン・バニサドル（Abolhassan Banisadr）がイランの大統領に就任すると、事件の解決のため水面下の交渉が始まった。彼は人質問題解決の意志をアメリカに伝えてきており、2月から3月にかけて人質解放が実現するかと思われた。しかし、人質のイラン政府への移管に反対する最高指導者ホメイニの発言で、当面の平和的な解決の期待は消え去った。3月10日にカーター大統領は、ホメイニが明らかに理性を失ったと考えた。4月に入っても状況が好転しないため、アメリカはイランに対しさらなる経済制裁と外交関係の断絶を決断した。同時期、イランが人質の殺害を仄めかしたため、外交交渉に頼ることはできなくなった。カーター大統領は救出作戦を決意し、4月11日に国家安全保障会議のメンバーを招集し、作戦の再検討を実施した。24日には準備が完了することがわかり、カーター大統領は救出作戦の実行を決断した¹³。

（2）救出作戦計画の策定指示

この危機発生当初から救出のために軍事力を使用するオプションに対して、国務長官サイラス・ヴァンス（Cyrus Vance）を除き、政府中枢ではほとんどが肯定的だった。ヴァンス国務長官は、軍事行動は双方に死傷者が発生するであろうこと、そしてイランへの軍事行動は他のイスラム諸国の反発を招き、国際的にアメリカが大きな損失を被ると考えたのであった。しかし1979年11月6日には、カーター大統領が国家安全保障担当大統領補佐官のズビグニュー・ブレジンスキー（Zbigniew Brzezinski）を通じて、国防長官ハロルド・ブラウン（Harold Brown）に人質救出作戦計画の策定を指示した¹⁴。

人質はアメリカから遠く離れた敵意のある地域にいるため、その任務は困難を極めることが予想された。このような困難な任務は、1970年11月にアメリカ軍が北ベトナムのソン・タイ（Son Tay）から捕虜を救出しようとしたときに、一度だけ試みられたことがあった。イランでのミッションは、イラン国外からヘリコプターを使用する場合、テヘランがその航続距離をはるかに超えていること、人質が敵対する国家の大都市の真ん中にあることから、より難易度が高いと考えられた¹⁵。

¹² Bill Walter, "AC-130s in Operation Rice Bowl and Eagle Claw 1979–1980," *Air Commando Journal*, volume 3, issue 2 (Summer 2014), p. 9.

¹³ ジミー・カーター『カーター回顧録（下）——キャンプ・デービッドとイランの影』日高義樹監修（日本放送出版協会、1983年）279–287頁、299–315頁。

¹⁴ Jerry L. Thigpen, *The Praetorian Starship: The Untold Story of the Combat Talon* (Alabama: Air University Press, 2001), pp. 181–182.

¹⁵ Stejskal, *Special Forces Berlin*, p. 153. ソン・タイ救出作戦は捕虜救出を目的としたが、襲撃時に捕虜はソン・タイから移動させられており、作戦目的は果たせなかった。

ブラウン国防長官は、統合参謀本部議長デビッド・ジョーンズ (David C. Jones) 空軍大將に救出計画立案を命じた。ジョーンズ大將は統合参謀本部 (Joint Chief of Staff: JCS) J-3 の特殊作戦局 (Special Operations Division: SOD) に計画を任せた。また、救出作戦が不可能な場合に、イランに人質を解放させる別の選択肢を考えさせるため、特別の計画作成グループ (Operations Planning Group: OPG) を設立し、ボブ・テイラー (Bob Taylor) 空軍少將をその議長とし、危機解決のための軍事オプションの検討も始めた¹⁶。SOD は、救出作戦における航空作戦指揮官として、ジェームズ・カイル (James H. Kyle) 大佐を指名した。カイル大佐は連絡を受けた 11 月 11 日から 24 時間以内にペンタゴンに到着し、初期計画の進捗状況について説明を受けた。12 日には、人質救出を実施する統合任務部隊指揮官ジェームズ・ヴォート (James B. Vaught) 陸軍少將とデルタ・フォースの精鋭テロ対策部隊指揮官チャールズ・ベックウィス (Charles A. Beckwith) 大佐も参集し、統合任務部隊の核が形成された¹⁷。また後述するヘリコプター部隊の指揮官には、エドワード・シーファート (Edward Seiffert) 海兵隊中佐が任命された¹⁸。

1970 年代半ば以降、非正規の脅威 (テロリスト) に対処するため、特殊部隊の創設が検討されていた。後にデルタ・フォースとなる部隊は 77 年 11 月に立ち上げられたが、任務に必要な戦術や手順の開発には 2 年が必要であり、イラン人質事件が発生した時、この部隊は能力点検の実施中であつた。個々の隊員は優秀であつたが、この部隊に欠けていたのは指揮組織、幕僚、支援部隊であつた。このことから、1980 年当時において、組織戦闘力の発揮に問題が発生することは明白だつた。さらに、このケースでは、救出作戦に必要な情報収集網がイランに存在しないことも問題だつた¹⁹。

初期に国防総省で作成されていた救出作戦計画は、デルタ・フォースがパラシュートで大使館の敷地に突入するというものであり、ベックウィス大佐にとって自殺行為にしか見えなかつた。また JCS もパラシュートによる攻撃に興味を示すなど、当初の計画は現実的とは思えないものであつた²⁰。

11 月 12 日に SOD は、陸軍参謀総長とヴォート少將に最初のブリーフィングを実施した。SOD による当初案は陸軍のデルタ・フォースによる大使館への直接攻撃であつた。トルコからのヘリコプターによるデルタ・フォースの輸送が検討されたが、給油の問題や政治上の問題等から却下された。結局、受け入れ可能な中継基地としてはエジプトとディエゴ・ガルシアの 2 つとなつたが、デルタ・フォースの輸送には MC-130 の他に、大使館への往復に回転翼機が必要とされた。デルタ・フォースを長距離飛行によって送り込むのは

¹⁶ Thigpen, *The Praetorian Starship*, p. 182.

¹⁷ Ibid.

¹⁸ Dwight Jon Zimmerman and John D. Gresham, *Beyond Hell and Back: How America's Special Operations Forces became the World's Greatest Fighting Unit* (New York: St. Martin's Press, 2007), p. 111.

¹⁹ トム・克蘭シー、カール・スタイナー、トニー・コルツ『アメリカ特殊部隊 (上)』伏見威蕃訳 (原書房、2003 年) 14-15 頁。

²⁰ John T. Carney, Jr. and Benjamine F. Schemmer, *No Room for Error* (New York: Ballantine Publishing Group, 2002), p. 68.

空軍の責任範囲となった²¹。しかし特殊部隊に使用するヘリコプターの選択肢は少なく、カイル大佐は海軍の RH-53D「シー・スタリオン」を選定した。このヘリコプターは掃海用であったが、当時としては最高の積載量と航続距離があった。この機体は空中給油機能もあったが、レーダー回避のために低空飛行でイランに侵入する場合は、空中給油は困難とされ、地上での給油が不可欠となった。また RH-53D は、多くの機体が使い古されており、経費の問題から整備もおざなりになっていた。さらに作戦に参加予定の搭乗員、特に海軍所属の者は、任務に不可欠な暗視ゴーグルの使用に習熟している者が少なく、掃海と今回の任務での暗視ゴーグルによる複雑な地形に沿った飛行を比較すると、その性質が全く異なっていた。結果的に操縦士（正・副）は海兵隊 12 名、海軍 3 名、空軍 1 名となった。これは実際の作戦に大きな影響を及ぼすこととなった²²。

（3）最終計画

救出作戦の最終計画は、以下のようなものであった（次頁に載せた作戦計画の概略図を参照されたい。なお、点線は未実施部分である）。

参加航空機は回転翼機 RH-53D 掃海ヘリコプター 8 機、固定翼機は全 12 機で、内訳は輸送機として MC-130（コンバット・タロン：特殊作戦用改修機）が 4 機、給油機として EC-130 が 3 機、AC-130「スペクター」ガンシップ 3 機、C-141「スターリフター」戦略輸送機 2 機であった。作戦の先鋒はデルタ・フォースが担い、グリーンベレーがその支援にまわることとなった²³。

作戦発動第一夜、3 機の MC-130²⁴がオマーンのマシラ（Masirah）島からイランの砂漠の荒地へ飛び、そのうち 1 時間先行離陸した 1 機が基地「デザート・ワン（Desert I）」を確保する²⁵。「デザート・ワン」があるのはイラン北中部の高原地帯に位置する砂と塩の砂漠である。荒涼とした無人地帯であり、近くの町からは 60 マイル離れていた。そのため、秘密裏の救助活動を実施するには最適な場所と考えられた²⁶。3 機の MC-130E のうち 2 機は救助部隊と機材を降ろした後、すぐにマシラ島へ引き返す²⁷。引き続き、3 機の EC-130 が²⁸、到着するヘリコプターへの給油のため「デザート・ワン」へ着陸する。8 機の RH-53D ヘリコプター²⁹が空母「ニミッツ」を発艦し、「デザート・ワン」で給油後、翌朝夜明け前までに救助部隊をテヘラン近郊の「デザート・ツー（Desert II）」に運ぶこととなっていた

²¹ Thigpen, *The Praetorian Starship*, pp. 182–183.

²² Zimmerman and Gresham, *Beyond Hell and Back*, p. 106.

²³ ナイジェル・カウソーン『世界の特殊部隊作戦史 1970–2011』角敦子訳（原書房、2012年）69–70頁。

²⁴ Thigpen, *The Praetorian Starship*, p. 216. コールサインはドラゴン（Dragon）1～3。

²⁵ James H. Kyle, *The Guts to Try: The Untold Story of the Iran Hostage Rescue Mission by On-scene Desert Commander* (Phoenix: American Traveler Press, 1995), p. 178.

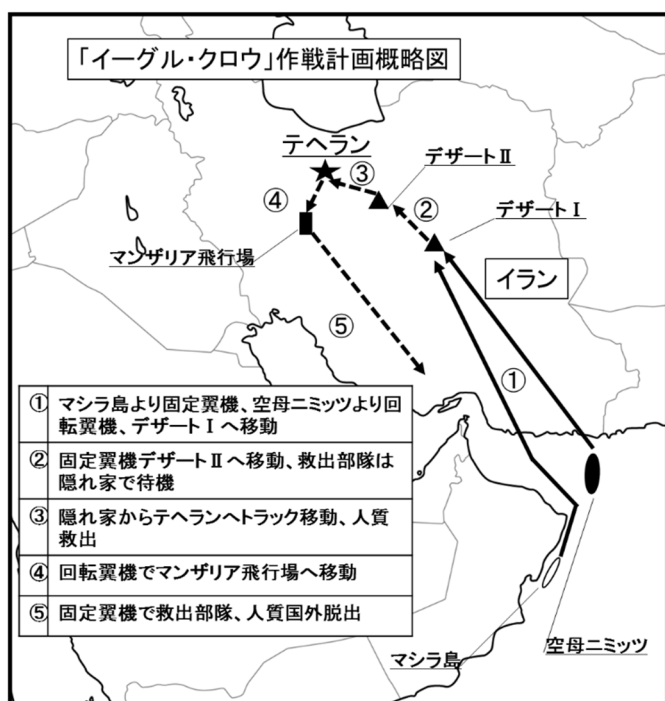
²⁶ Zimmerman and Gresham, *Beyond Hell and Back*, p. 100.

²⁷ Kyle, *The Guts to Try*, p. 179.

²⁸ Thigpen, *The Praetorian Starship*, p. 216. コールサインはリパブリック（Republic）4～6。ヘリコプター用燃料を搭載していた（計 18,000 ガロン）。

²⁹ Thigpen, *The Praetorian Starship*, p. 233. コールサインはブルーベアド（Blue Beard）1～8。

³⁰。救出部隊はここで事前潜入していた工員リチャード・メドウズ (Richard M. Meadows) らとおちあい、工員によって隠れ家へと案内され、翌日夜の攻撃まで身を隠す。ヘリコプターは、翌日のデルタ・フォースによる要請まで待機する³¹。「デザート・ツー」はテヘランの南東 60 マイルにある丘陵地帯で廃塩鉱である³²。作戦 2 日目 (4 月 25 日) の夕刻にメドウズその他、複数名のデルタ・フォース隊員と通訳がテヘラン郊外の倉庫でトラック 6 台を受領、これを隠れ家まで運転し、デルタ・フォース隊員全員を乗車させ、先ほどの倉庫まで輸送する。また、ベクウィス大佐は大使館周辺の偵察も実施する³³。



作戦 2 日目の夜に MC-130 および EC-130 が、統合任務部隊指揮官が所在するワジ・ケーナ (Wadi Kena) から、当時使用されていないイランのマンザリヤ (Manzariyeh) 飛行場 (テヘランから 185 キロ南西) へ、今度は約 100 名のレンジャー隊員を乗せて向かう。レンジャー部隊は到着後、急襲により飛行場を制圧する。この際、飛行場制圧支援のため、AC-130 ガンシップがレンジャー部隊の地上行動を掩護する。この飛行場は、解放された人質を運ぶための 2 機の C-141³⁴も着陸することになっていた。また AC-

130 はデルタ・フォースの大使館突入を掩護し、テヘランのメヘラバード (Merabad) 空港付近でイラン空軍の妨害を押さえ込むこととなっていた³⁵。アメリカ大使館への強襲はデルタ・フォースの部隊が実施するが、別に 3 人の人質がいたイラン外務省ビルへの対処は、デルタ・フォースに割ける人員がないため、ベルリンに駐留していたアメリカ軍の特殊部隊が対応することとなった。この部隊は、スタンリー・オルチョビク (Stanley Olchovik)

³⁰ 資料によっては、ヘリコプターは救助部隊を降ろした後、近隣の隠匿場所まで飛行することになっており、その隠匿場所を「デザート・ツー」としているものもある。

³¹ Justin W. Williamson, *Operation Eagle Claw 1980: The Disastrous Bid to End the Iran Hostage Crisis* (Oxford: Osprey Publishing, 2020), p. 32; Stejskal, *Special Forces Berlin*, p. 161; カウソーン『世界の特殊部隊作戦史』70 頁。事前潜入工員はメドウズを含めた 3 人と、その他に通訳兼運転手として採用された 3 人のイラン系アメリカ人が出迎えることになっていた。

³² Alan Hoe, *The Quiet Professional* (Kentucky: The University Press of Kentucky, 2011), p. 145.

³³ Williamson, *Operation Eagle Claw 1980*, p. 32; Stejskal, *Special Forces Berlin*, p. 161.

³⁴ Thigpen, *The Praetorian Starship*, p. 212. 1 機が負傷者の治療が可能な救護機とされた。

³⁵ カウソーン『世界の特殊部隊作戦史 1970-2011』70 頁; Thigpen, *The Praetorian Starship*, pp. 211-212; Kyle, *The Guts to Try*, pp. 66-68. ガンシップは 1 機がテヘランで援護射撃、1 機が空軍基地からの反撃阻止、1 機がマンザリヤ飛行場周辺の航空支援を実施し、残りの 1 機は予備とされた。

大佐が指揮をとることとなった³⁶。

イラン外務省ビルにいた3人の人質解放は13人の強襲チームが実施、主力のデルタ・フォース2個中隊80名が大使館を確保、別のチーム13名が大使館横の通りを確保することとなっていた³⁷。アメリカ大使館への強襲は、全面的な攻撃を行い、防御側を素早く排除しようとしていたが、分遣隊の外務省での計画は、大胆なものであった。近くに駐車した車両から地図を手にした隊員が、質問するように警備員に近づき、拳銃で警備員を排除する。その後、分遣隊はアメリカ人を救出する。途中、ロックされたゲートやドアがあれば、それを開けるために侵入用の道具を携帯する。シンプルな計画だが、成功させるためには不意打ちとスピード、そして行動の激しさが必要だった³⁸。

デルタ・フォースは大使館強襲により人質を解放し、近くのサッカー・スタジアムでヘリコプターと落ち合った後、マンザリヤ飛行場へ移動し、さらに待機するC-141で国外へ脱出することとなっていた。なお、マンザリヤ飛行場に到着したヘリは破壊することとした³⁹。一方で外務省強襲チームは、隣接した公園からヘリコプターでマンザリヤまで移動する予定だった⁴⁰。

（４）事前の現地情報収集と訓練

軍は、テヘランの街のレイアウト、アメリカ大使館の敷地、イラン外務省などの正確な情報を求めていた。当時の国務省は、海外のアメリカ関連施設の詳細な建設データさえ管理していなかった。直ちに必要だったのは古典的な目標に関する情報（ターゲティング・インテリジェンス）であり、救出部隊を突入させ、人質を安全に救出する襲撃計画を立てるために不可欠なものだった。そのため、ベルリンに所在していたアメリカ陸軍の特殊部隊員2名が、別々に3月末に出発し、イラン入国後に事前の情報活動を実施した。彼らは大使館やイラン外務省、強襲ルートや脱出ルートに関して、1週間で様々な情報（イラン外務省内部にも潜入した）を収集して帰国した。彼らの情報は、計画策定者や強襲部隊に知らされた⁴¹。

中央情報局（Central Intelligence Agency: CIA）は、現地情報の取得および支援のために、イランで活動経験のある引退した工作員を現役復帰させた。彼は政変で混乱していたイランに容易に入国し、トラック5台とバン数台を購入するとともに、これらを保管する倉庫も確保した。これらの車両は救出部隊を「デザート・ツー」から輸送することとなってい

³⁶ Stejskal, *Special Forces Berlin*, pp. 156, 164.

³⁷ Williamson, *Operation Eagle Claw 1980*, p. 33. 外務省強襲チームをはじめ各攻撃隊の人数は、資料により異なっている。

³⁸ Stejskal, *Special Forces Berlin*, pp. 176–177.

³⁹ カウソーン『世界の特殊部隊作戦史 1970-2011』70–71頁。

⁴⁰ Williamson, *Operation Eagle Claw 1980*, p. 33. 資料によっては、サッカー・スタジアムでのピックアップとするものもある。

⁴¹ Stejskal, *Special Forces Berlin*, pp. 158–162.

た⁴²。また、作戦で必要となる HF 無線のトランシーバーを持ち込むことにも成功した⁴³。

ベックウィス大佐はコロラド州フォート・カーソン (Fort Carson) での完全な模擬演習を要望していたが、叶わなかった。それでも彼のデルタ・フォースは、アメリカ国内各所で大使館を破壊突入するリハーサルを 92 回も実施した。救出作戦に関係する各構成部隊は、1980 年の冬から春先にかけて個別の訓練を実施した。使用されるヘリコプターやその保守・支援要員は、海軍の第 16 掃海飛行隊から空母「ニミッツ」へ移乗した。一方でヘリコプター操縦員の訓練は、アリゾナ州ユマにある海兵隊航空基地で実施された。ここでは暗視ゴーグルによる編隊飛行訓練を実施したが、現在と異なりゴーグルは非常に重い上に性能も良くなかったために、天候が良好であったとしても相当なストレスを伴うものだった。それに比較すれば、空軍の固定翼機部隊には大きな困難はないように思われた⁴⁴。

SOD のリー・ヘス (Lee Hess) 空軍中佐は、MC-130 が救出作戦に使用されることを見越して、知己の嘉手納にある空軍第 1 特殊作戦飛行隊 (1st Special Operations Squadron) 指揮官と 11 月 7 日に連絡を取り、MC-130 による無灯火着陸訓練を依頼した。同飛行隊では、選抜隊員がその後 1 か月にわたって無灯火着陸訓練を実施した。空軍の特殊作戦機 MC-130 の訓練飛行隊として第 8 特殊作戦飛行隊があり、アジアに駐留する第 1 特殊作戦飛行隊と、ヨーロッパに駐留する第 7 特殊作戦飛行隊のために、パイロットを養成してきた。11 月 21 日、第 8 特殊作戦飛行隊のボブ・ブレンシー (Bob Brensi) 大佐はワシントンへ招集され、MC-130 で夜間の暗視ゴーグル使用による着陸を実施するための準備を指示された。同じ部隊のジェリー・ティグペン (Jerry L. Thigpen) 大尉は暗視ゴーグルを調達し、ブレンシー大佐、ティグペン大尉を含む数名のクルーが訓練を実施した。当初は暗室で暗視ゴーグルの慣熟に努め、早くも翌週の 26 日にはエグリン (Eglin) 航空基地を使用して、第 8 特殊作戦飛行隊による暗視ゴーグルを用いた MC-130 の初飛行を実施した。その後 3 週間の訓練で、その技量は大きく向上した⁴⁵。

規模は大きくないが、救出作戦参加部隊の指揮系統は複雑で、各軍種の部隊が入り混じっていた。また、関係する部隊や組織も広範にわたっていた。建前上は統合部隊であったが、実際には顔を合わせたこともない各軍種の寄せ集めであった。これらを有機的に結合するために必要な総合リハーサルは、それほど多くなく、それも完全な形態のものはなかったため、各級指揮官が十分に意思交換する機会も多く与えられなかったようであった。

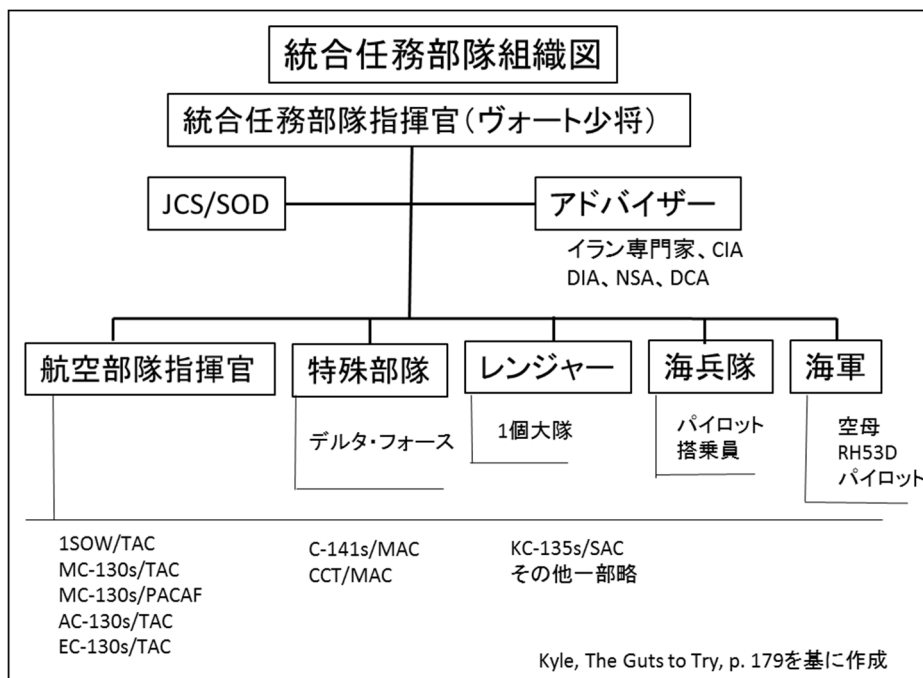
⁴² Zimmerman and Gresham, *Beyond Hell and Back*, pp. 111–112.

⁴³ Stejskal, *Special Forces Berlin*, p. 161.

⁴⁴ Zimmerman and Gresham, *Beyond Hell and Back*, pp. 114–115; Carney and Schemmer, *No Room for Error*, p. 82.

⁴⁵ Thigpen, *The Praetorian Starship*, pp. 179–180, 182.

図 作戦時の組織体系



2. 作戦の推移

(1) 作戦直前の事前偵察

1980年4月1日の夜半、CIAパイロットの操縦する小型双発機により、ジョン・カーニー (John Carney) 空軍少佐がイラン国内へ送り込まれた。彼の任務は、「デザート・ワン」と呼称された砂漠内の全長 900メートルの簡易滑走路の地取りだった。「デザート・ワン」は、救出チームの積み替えと空母からのヘリコプター部隊の給油地点とされていた⁴⁶。しかし、海軍のヘリコプターと海兵隊のパイロットに対する信頼度は、全体的にさほど高くなかった。ヘリコプターにはメンテナンスの問題があり、誰もが2~3機のヘリコプターが故障すると予想していた⁴⁷。

4月17日から19日にかけて、以前イランに情報収集で潜入した2人の作業者とメドウズら現地受け入れチームが、それぞれイランに入国した。彼らの任務は、情報収集や作戦の準備から、救出部隊を受け入れて目標である大使館や外務省に移動させることへと変わっていた。しかも、約100人の兵士を相手に気づかれないように連れて行くという、より重大な任務が課せられた⁴⁸。彼らはテヘランに入ってから5日間で全ての拠点を再確認し、

⁴⁶ クランシー、スタイナー、コルツ『アメリカ特殊部隊 (上)』17頁；Carney and Schemmer, *No Room for Error*, pp. 77-79. カーニー少佐はこの時、作戦に参加する航空機の着陸が可能かどうか、土のサンプルを採集し、作戦実施時の着陸に必要なビーコンを埋設した。

⁴⁷ Stejskal, *Special Forces Berlin*, p. 176.

⁴⁸ *Ibid.*, p. 170.

ルートを移動して、計画が上手く行くかどうかを確認した。メドウズは、救出部隊の本隊を率いて目標に向かうため、テヘランからヘリコプターで運ばれた急襲部隊の一時的な隠れ家までのルートと、そこからの大使館構内までのルートを把握していた。他の 2 人の作業員には、吸収できるだけの情報がメドウズから与えられた⁴⁹。

(2) 作戦決行

長期間の様々なルートでの外交交渉も、人質解放にはつながらなかった。4 月 16 日にはジョーンズ、ヴォート両将軍、ベクウィス大佐によりホワイトハウスで最終的なブリーフィングが実施された⁵⁰。作戦名はそれまで「ライス・ボウル (Rice Bowl)」であったが、ここで「イーグル・クロウ (Eagle Claw)」に変更された⁵¹。

ヘリコプター部隊は空母「ニミッツ」へ秘密裏に搭載され⁵²、その他の部隊はエジプトのワジ・ケーナの飛行場へ集結することとなった。統合部隊指揮官ヴォート将軍の作戦本部も、この地に設定された。ヘリコプター部隊を除き、ベクウィス大佐のデルタ・フォース部隊、レンジャー部隊、空軍の戦闘管制官、イラン人の運転手などが、世界各地から合流した。そのため、ベクウィス大佐が望んだような、作戦の完全な予行演習は困難だった⁵³。イランへの救出作戦参加者はワジ・ケーナに集合し、ヴォート将軍の最後の訓示を聞いた後、航空機に搭乗した⁵⁴。4 月 23 日、ワジ・ケーナを発進した 6 機の EC-130 (給油機)、MC-130 は、オマーンのマシラ島に到着した。翌 24 日、MC-130 等は荷物の積載および給油を終え、「デザート・ワン」へ向け離陸した。「デザート・ワン」ではこれらの固定翼機が最初に到着し、ヘリコプターの受け入れ準備を実施する予定だった。同じ頃、セイファート海兵隊大佐の率いる 8 機の RH-53D が空母「ニミッツ」を発艦した⁵⁵。

現地時間 0725、ヘリコプター部隊と固定翼機部隊はイランの海岸へ到達した。低空を飛行するヘリコプター部隊は上空に MC-130 を視認した。約 1 時間後、固定翼機部隊は予期せぬ靄 (砂嵐) の中を 15 分間にわたって飛行したが、それを突き抜けた後、さらに大きな靄に遭遇した。先頭機に搭乗していた航空部隊指揮官のカイル大佐は、部下のカーニー少佐から、イランでこの現象はハブーブ (haboob) と呼ばれていることを聞いた。ハブーブは視界を悪化させるだけでなく、航空機のエンジンに影響を与える可能性があった。カーニー少佐は、このハブーブへの対処方法を無線でヘリコプター部隊へ知らせようとしたができなかった⁵⁶。

給油機を含む固定翼機部隊 6 機は、全機「デザート・ワン」へ無事着陸した。着陸地は

⁴⁹ Ibid.

⁵⁰ Zimmerman and Gresham, *Beyond Hell and Back*, p. 118.

⁵¹ Stejskal, *Special Forces Berlin*, p. 159. アジアでの作戦ということで当初「ライス・ボウル」と命名されたが、実際の作戦ではより攻撃的な姿勢が求められたため「イーグル・クロウ」となった。

⁵² Zimmerman and Gresham, *Beyond Hell and Back*, p. 119. 特にソ連の偵察衛星からの隠蔽を配慮した。

⁵³ Ibid., pp. 118–120.

⁵⁴ Stejskal, *Special Forces Berlin*, p. 177.

⁵⁵ Zimmerman and Gresham, *Beyond Hell and Back*, p. 121.

⁵⁶ Ibid., p. 122.

カーニー少佐が3週間前に事前偵察した時と異なり、地面はベビーパウダーのような埃で覆われていた。「デザート・ワン」で全航空機は、エンジンの再始動が困難となることを防ぐため、着陸以降もエンジンを動かすこととしていた。この地面の埃は、航空機のエンジンが作動することで容易に空中に巻き上げられることとなり、爾後の「デザート・ワン」での作業に大きな影響を与えることとなった⁵⁷。

「デザート・ワン」を警備する道路チームは、最初に到着した航空機に乗って、すぐに着陸地点の安全を確保するために配備された。しかし、早くも着陸後10分で、隊員はこの地域を疾走するトラックを発見し、ロケットランチャーで対処した。そのトラックは破壊されたが、運転手は炎上した車から脱出し、後続の車に乗って逃げ去った。さらに農民や学生などの旅行者を乗せたバスが通りかかり、道路チームに拘束された⁵⁸。バスは想定外のこと、国防総省やホワイトハウスと衛星無線で協議した結果、バスの観光客は全員MC-130でオマーンに運び、作戦終了後に送還することとなった⁵⁹。

着陸した固定翼機部隊6機の内、2機は人員機材等を降ろした後、再び離陸し、オマーンのマシラ島へ戻った。ヘリコプター部隊が到着したときには、輸送機4機（うち3機は給油機）が「デザート・ワン」に待機し、給油の準備を実施していた⁶⁰。

ヘリコプター部隊の6番機は、離陸後2時間でブレード関連の警告灯が点灯した。当該機のパイロットは海兵隊だった。海軍機だったRH-53D（海兵隊では派生型のCH-53を使用）について、メーカーから海軍には、この警告灯が点灯しても79時間は安全な飛行が可能と伝えられていたが、海兵隊へは周知されていなかった。そのため6番機は砂漠地帯に緊急着陸し、乗員は他機に收容させた。つまり、実際には任務続行可能であったヘリコプター1機を放棄することになったのである。さらに、5番機は「デザート・ワン」まで45分の地点で、計器の故障により「ニミッツ」へ引き返した。この時点で、ヘリコプター戦力は必要最低限の6機となった上に、ハブーブの影響で編隊を組めず、50～85分の遅れが生じていた⁶¹。しかも「デザート・ワン」では、機数の減少とは別に、次の目的地まで夜間飛行するための出発時間を過ぎていることに、誰も気づかなかった⁶²。

「デザート・ツー」に前進するために、予定では0040に離陸し、メドウズたち現地受け入れチームが救出部隊を迎えに来る地点には0250に到着する予定だった。しかし実際には時程に狂いが生じ、既に2時間近く遅延していた⁶³。このままでは、ヘリコプターが給油後すぐに離陸しても「デザート・ツー」到着は午前5時前後が予想され、日の出が0520であるため、救出部隊の隠れ家への移動は夜明け後になり、作戦の継続は部隊行動の秘匿

⁵⁷ Carney and Schemmer, *No Room for Error*, p. 89.

⁵⁸ Stejskal, *Special Forces Berlin*, pp. 177–178.

⁵⁹ Zimmerman and Gresham, *Beyond Hell and Back*, p. 126.

⁶⁰ Kyle, *The Guts to Try*, pp. 274–275.

⁶¹ Zimmerman and Gresham, *Beyond Hell and Back*, pp. 124–125.

⁶² Stejskal, *Special Forces Berlin*, p. 178.

⁶³ U.S. Department of States, *Foreign Relations of the United States, 1977–1980, Vol. XI, Part 1, Iran: Hostage Crisis, November 1979–September 1980* (Washington, D.C.: Government Printing Office, 2020), pp. 724–725.

という面で、リスクが大きくなる可能性があった。

表：「デザート・ワン」到着以降の計画と実際の行動

計画		実際の行動	
現地時間	行動	現地時間	行動
2400	「デザート・ワン」到着 給油	～0125	「デザート・ワン」到着
0040	「デザート・ツー」へ向けて 離陸	0240	作戦中止
0250	「デザート・ツー」到着 救出部隊降機	0313	ヘリコプターと給油機衝突、 炎上
0250～	徒歩で隠れ家へ移動 (日出 0520)		

(出所) *FRUS, 1977-1980*, pp. 724-725 を基に筆者作成。

ヘリコプター部隊の着陸直後、パイロットたちはハブーブの中での飛行で疲労困憊し、作戦中止を言い出すほどだった。バックウィス大佐は彼らの戦意のなさに悪感情を持ったが、カイル大佐が双方を落ち着かせた。何とか作戦は続行できそうだったが、2 番機が油圧システムの故障でエンジンを停止させた⁶⁴。この時点で、運用可能なヘリコプターは 5 機となり、前進に必要な最低機数を下回った。「デザート・ワン」に降り立っていた空軍のカイル大佐、陸軍のベクウィス大佐、オルチョビック大佐（ベルリンの特殊部隊分遣隊指揮）、海兵隊のシーファート中佐ら指揮官グループが集まり、事態の悪化を話し合った。その間も、隊員たちは機材の積み込みとチェックを続けていた⁶⁵。カイル大佐はバックアップの油圧装置での 2 番機ヘリコプターの作戦続行を提案したが、パイロットに却下された。また彼はバックウィス大佐に対して、救出地上部隊の規模を縮小して 5 機での作戦続行を提案するも拒否された。カイル大佐はワジ・ケーナのヴォート将軍に状況を伝えた。最終的にカーター大統領が作戦中止を決断し、予期せぬ撤収作戦が実施されることとなった。全ての航空機はエンジンを動かし続けていた。固定翼機はマシラ島へ戻らなければならなかった。さらに、運用可能な 5 機のヘリコプターは燃料を補給後に、空母へと戻す必要があった⁶⁶。

作戦が中止され、固定翼機が再び離陸するためには、ヘリコプターを移動させる必要があった。1 機のヘリコプターが移動のためエンジン出力を上げると、ローターで巻き上げられた粉塵で視界が遮られ、パイロットは視界を失った。ヘリコプターはホバリングしな

⁶⁴ Zimmerman and Gresham, *Beyond Hell and Back*, pp. 126-127.

⁶⁵ Stejskal, *Special Forces Berlin*, pp. 178-179.

⁶⁶ Zimmerman and Gresham, *Beyond Hell and Back*, p. 127.

がら、前方に駐機していた EC-130 にゆっくり近づき、ローターが EC-130 に触れて炎上した⁶⁷。2機とも爆発し、8名が死亡した。カイル大佐は至近距離での炎上と多くの死傷者が出た状況を見て、すぐにヘリコプターの放棄を決定した。全ての人員は固定翼機に収容され、人質となっていたイラン人たちは離陸直前に解放された⁶⁸。MC-130 等はすぐに炎から離れて、離陸に向けて動き出した。現場に残されたヘリコプターには、武器、爆薬、金品、書類などが残されていたが、それを処置する余裕もなかった⁶⁹。カイル大佐はヴォート将軍に連絡を取り、放棄したヘリコプターを破壊するため、空母「ニミッツ」からの空爆を要請した。しかしカーター大統領は、イランの民間人に犠牲が出ることを恐れて、空爆を許可しなかった⁷⁰。カイル大佐は後に、この時にヘリコプターに機密書類があったことを知らなかったと述懐している⁷¹。部隊は慌てていたために、最後の1機が離陸準備で滑走路の端に移動した時、まだ地上に取り残された隊員たちがいた。残された隊員がバイクを飛行機の前に走らせることで、ようやくパイロットは彼らの存在に気づいた。数人しか搭乗者がいなかった飛行機は、離陸時には約40人の隊員を乗せていた。そして、イランを離陸した航空機は、負傷者を降ろすためにマシラ島へ立ち寄った後、エジプトに帰還した⁷²。

その頃、「デザート・ワン」からのヘリコプターを待ち受けるメドウズら現地受け入れチームは、高台に登ってヘリの到着を待っていた。彼らは270マイル離れた「デザート・ワン」での惨事を全く知らなかったが、作戦が予定より大幅に遅れていることだけは認識していた。ようやく無線で連絡が入ったが、受信状態が悪く、彼らが聞いたのは、作戦が中止されたのではなく、延期されたということだった。彼らは、荷物をまとめてテヘランに戻った。彼らは翌日の夜も同じことが繰り返されると覚悟していたが、自分たちが非常に危険な状態にあることを知らなかった⁷³。

翌朝になって彼らは、ラジオによって作戦失敗を知った。この状況は、チームにとって最悪なものとなった。現地の治安部隊が事件の真相を掌握し、現場から計画の詳細を記した書類を回収するのは時間の問題だった。その中には、倉庫の位置や、受信チームが国内にすることを示す無線コールサインカードも含まれていた。彼らは、情報漏洩の程度を知らなかったが、最悪の事態を想定し、すぐに国外に脱出しなければならないと考えた⁷⁴。現地受け入れチームが出国の準備をしている間に、作戦の秘匿に無頓着なペンタゴンのスタッフがジャーナリストに対して、ミッションの計画やテヘランでのチームの存在などを、作戦が中止になった翌日に詳しく説明してしまっていた。ワシントン・ポストや英字新聞テヘラン・タイムズがこの記事を取り上げて掲載したため、チームはさらに危険な状態に

⁶⁷ Stejskal, *Special Forces Berlin*, pp. 179–180.

⁶⁸ Zimmerman and Gresham, *Beyond Hell and Back*, pp. 128–129.

⁶⁹ Stejskal, *Special Forces Berlin*, p. 180.

⁷⁰ Zimmerman and Gresham, *Beyond Hell and Back*, p. 129.

⁷¹ Kyle, *The Guts to Try*, p. 320.

⁷² Stejskal, *Special Forces Berlin*, pp. 180–181.

⁷³ *Ibid.*, pp. 182–183.

⁷⁴ *Ibid.*, p. 183.

陥ってしまった。しかし、現地受け入れチームは危ない状況を何とか脱して、4月29日に民間航空機で出国することに成功した⁷⁵。

一方、母基地へ帰還した救出部隊は新たな救出作戦を検討し、短距離での離着陸を可能にするように改修した MC-130 を、テヘランに直接向かわせることが考えられたが、改修航空機が試験飛行で失われ、即座の実行は困難となった。また、「イーグル・クロウ」作戦の失敗でイランは人質の分散を図ったため、計画成功は極めて困難なのが実情だった⁷⁶。

3. 失敗の要因：ホロウェイ委員会による報告書

作戦終了の直後から、作戦参加者たちは上下両院の軍事委員会による聴聞会等で証言に立った。これらは2週間にわたって実施されたが、委員会は十分な結論を出すことができなかった⁷⁷。たとえばベックウィス大佐は、後述するホロウェイ委員会が開始される前段階で、上院議員から将来への提言について尋ねられ、テロ対策の恒久的な統合任務部隊の設立が必要であることを力説した。雑多な軍種の中で、さらに異なる部隊から数名を引き抜いて合流させ、使用する装備も他人の装備を与える（今回は特にヘリコプターが該当）ことでは一流の戦闘部隊はできない、すなわち寄せ集めの組織ではテロに対処できないと主張したのである⁷⁸。

JCSは1980年5月下旬、この失敗に終わった作戦について幅広く検証し、将来への提言の基礎を得る作業を、特殊作戦検討グループに委託することとした⁷⁹。この検討グループは現役将官3名および退役将官3名から構成され（ホロウェイ委員会）⁸⁰、将来の特殊作戦において、アメリカ軍が採用すべき手順と組織に関する提言を行うことが全体の目的とされた⁸¹。検討グループは分析対象として23の事項をピックアップし、そのうち11項目が作戦に明確な影響を与え、今後の特殊作戦の計画で、あらゆるレベルで慎重に検討する重要な課題であるとされた⁸²。

検討グループは、「イーグル・クロウ」作戦が小規模な秘密作戦というコンセプトでは有

⁷⁵ Ibid., p. 184.

⁷⁶ Zimmerman and Gresham, *Beyond Hell and Back*, pp. 129–130.

⁷⁷ Kyle, *The Guts to Try*, pp. 317–322.

⁷⁸ Ibid., p. 320.

⁷⁹ Special Operations Review Group, *Rescue Mission Report [Holloway Commission]* (Washington, D.C.: Department of Defense, 1980), p. i.

⁸⁰ メンバーはジェームズ・ホロウェイ (James L. Holloway III) 提督 (退役)、サミュエル・ウイルソン (Samuel V. Wilson) 陸軍退役中將、レロイ・マナー (Leroy J. Manor) 空軍退役中將、ジェイムズ・スミス (James C. Smith) 陸軍少將、ジョン・ピオトロスキー (John L. Piotrowski) 空軍少將、アルフレッド・グレイ (Alfred M. Gray) 海兵隊少將であった。そのため、このグループの報告書は「ホロウェイ報告」と呼称される。

⁸¹ Special Operations Review Group, *Rescue Mission Report*, p. 1.

⁸² Ibid., p. 56. 重大な項目とされたのは、①作戦の秘匿、②個々の計画の見直し、③組織、指揮・統制、既存の統合参謀本部計画の適用、④総合的な準備状況の評価、⑤ヘリコプター部隊の規模、⑥統合訓練の全般的調整、⑦「デザート・ワン」における指揮・統制、⑧統合作戦部隊外部への情報支援の集約化・統合化、⑨「デザート・ワン」の代替、⑩砂嵐への対処、⑪C-130による先導、であった。

効であり、作戦の複雑さや固有の困難さはあるものの、全体的な成功確率は高く、作戦事項の決定は正当なものであったと結論づけた。作戦の高いリスクを減らすために、いくつかの手段（ヘリコプターの追加、訓練の追加）が考えられたが、これらは作戦の秘匿に関するリスクを不必要に高めるとされた。そして作戦成功のためには、作戦の秘匿が何よりも重要と考えられた。作戦は完全な奇襲でなくてはならず、そのために作戦の秘匿の基準は厳しすぎても問題ないと検討グループは判断した。しかし、嚴重な作戦の秘匿に留意しつつも、早期に代替できる部分があったとされた。特に指揮・統制関連では、末端の現場で部隊が入り乱れており、十分に機能していなかった。一方で空母「ニミッツ」へのヘリコプター搭載機数の増加や乗員の増加は、作戦の秘匿に大きな影響を与えずに実施でき、さらに C-130 をヘリコプターの先導機にすれば、ヘリコプターの「デザート・ワン」への到着の可能性は高まったと考えられた。一方で総合的なリハーサルの欠如に関しては、作戦の秘匿の観点から妥当であると判断している⁸³。

このいわゆるホロウェイ報告書は「イーグル・クロウ」作戦に触れる時、検討報告書として大きく取り上げられる。しかし参加者からは、ホロウェイ委員会について若干の疑義が出ている。メンバーが必ずしも特殊作戦の専門家ばかりではないことは、委員会の目的からは不可思議に映り、カイル大佐は委員会の長が海軍の提督になったことに対し、海軍の失態を隠そうとしたのかと訝っている⁸⁴。

4. 失敗要因の補足的検討

ホロウェイ報告書や関連資料では様々な角度から失敗要因を述べているが、それでも十分に説明できていない部分が散見される。これらについて、以下では若干の考察を実施する。実際には、今回の作戦の中心が特殊部隊という性格であるため、40年以上経過した現在でも開示されていない情報が存在することが、疑念を招く一因の可能性もある。

(1) 「デザート・ワン」の選定

ホロウェイ報告では、事前の作戦の秘匿について、その重要性を繰り返し強調しているが、その観点からは「デザート・ワン」の選定について疑問が残る。カーニー空軍少佐が4月初頭に極秘裏に「デザート・ワン」設定に赴いた時、夜間に4台もの車両の通過に遭遇している⁸⁵。実際に、カーニー少佐は偵察直後に帰国してヴォート将軍と対面しているが、その際ヴォートは着陸地点での車両の往来について確認している⁸⁶。

元来、ヘリコプターの給油地点としては既存の飛行場が最適であるが、当然ながら飛行

⁸³ Ibid., pp. 57–59.

⁸⁴ Kyle, *The Guts to Try*, p. 322.

⁸⁵ Zimmerman and Gresham, *Beyond Hell and Back*, p. 101.

⁸⁶ Carney and Schemmer, *No Room for Error*, p. 80.

場の制圧が必要となり、その場合は奇襲作戦が成り立たない。「デザート・ワン」は幹線道路であり、車両の通行を認めるが、リスクとしてはより少ないと考えられていた⁸⁷。しかし、この「デザート・ワン」を通る道路は聖地コム（Qom）へとつながっていたためか⁸⁸、実際の作戦実施時は、車両の通行頻度がやや多い印象を受ける。実際の作戦中も、トラックだけでなくバスとその乗客という荷物を背負うことになった。

少なくとも事前に、昼間は偵察衛星によって近辺の交通量はある程度把握できたはずだが、これについて特に言及された資料は見当たらない。カーニー少佐の体験から考えれば、夜間といえども複数の車両に遭遇する可能性は高いと考えるのが普通であった。いずれにせよ「デザート・ワン」の選定に関しては、通行車両の種類や頻度も含めて、情報収集とリスクに関する検討が不足した感がある。

（２）技術的問題：無線、ヘリコプターのミッションキャンセル

作戦に参加する航空機は作戦間、厳重な無線封止が要求された。しかし緊急時には、参加する航空機や司令部間で、当然ながら円滑な連絡が可能でなければならない。事前の訓練では主役となる衛星通信システムを利用できず、さらにデルタ・フォース以外は、この通信システムの使用経験すらなかった。また、MC-130 等の衛星通信は暗号化装置が搭載されていたが、衛星通信無線機を搭載した作戦参加ヘリコプターには解読機能がないだけでなく、それは地上用器材であり、MC-130 等とヘリコプター部隊との相互の連絡は地上を経由しなければ機能しなかった。このように MC-130 等とヘリコプター部隊が秘匿衛星通信を直接実施できないことは、周知すらされていなかった。

本来は、作戦に参加する全ての航空機に秘匿衛星通信用の機材を搭載しなければならなかった⁸⁹。作戦秘匿のために無線封止が前提であったことが、緊急時の参加部隊間の通信について、十分な検討がなされなかったことの一因となったとも考えられる。作戦の性格上、参加部隊の無線封止は原則であっても、特に各軍種が混在した部隊では、通信機材だけでなく通信要領も齟齬が発生することが予想され、それゆえに十分な事前の総合演習による緊急時の通信連絡の確認（問題の把握）は不可欠だったと考えられる。

またホロウェイ報告では、秘密保全の問題はあるものの、実戦でのヘリコプターの運用機数不足を反映して、作戦に必要なヘリコプター部隊の規模は 10～12 機程度が望ましい数だったとした。この機数に増加しても、給油等での問題は発生しないとしている⁹⁰。しかし、この規模についてもカイル大佐は、部隊の管理可能な規模を超えていると批判している⁹¹。また既述したように、6 番機がミッションを中止した要因である警告灯に関しては、

⁸⁷ Davis Patrick Houghton, *US Foreign Policy and the Iran Hostage Crisis* (Cambridge: Cambridge University Press, 2001), p. 116. 一説によると革命前に、CIA がこの地での何らかの作業に関与したためともいわれる。

⁸⁸ Carney and Schemmer, *No Room for Error*, p. 77.

⁸⁹ Kyle, *The Guts to Try*, pp. 329–330.

⁹⁰ Special Operations Review Group, *Rescue Mission Report*, p. 33.

⁹¹ Kyle, *The Guts to Try*, p. 333.

海兵隊の CH-53 と、同機の派生型で作戦でも使用された海軍の RH-53D では、その意味が異なっていたことが問題だった。CH-53 では危険と見なされていたが、RH-53D ではそれほど問題ではないとされていたことが、部隊の行動に影響を与えた。同じ機種のようにながら、警告灯が意味するところが異なっていたのである⁹²。

このような些細な情報の共有は、即席の組み合わせである機体と操縦者では不可能だった。各機に海兵隊パイロットだけでなく海軍パイロットも同乗することが、機体と操縦者のミスマッチを防止する手段であったが、あくまでも結果論であり、これを予想することは難しかった。むしろ根本的な原因は、各軍種間のヘリコプターに対する情報共有の不徹底であった。CH-53 と RH-53D との相違をあぶり出すことが不可欠であり、秘匿を考慮しつつも会社とパイロットの間で検討作業が必要だった。

（3）ヘリコプター部隊の低高度進入の是非と天候の影響

作戦失敗の要因として、必要以上のヘリコプターの低高度侵入も挙げられる。カーニー少佐が4月初旬に「デザート・ワン」の事前調査のためイランへ侵入した際、彼はイランの防空レーダーの信号をキャッチしていたといわれる⁹³。しかしカイル大佐によると、そのレーダーに関する報告は、CIAによる誤った報告としている。実際に、固定翼機部隊はヘリコプター部隊よりも高い高度で「デザート・ワン」に向かい、その高度であれば、それほど困難なく飛行することができた。作戦終了後の5月にヘリコプター部隊のパイロットと話し合った際、彼らが低空飛行のままハブーブを乗り越えたことにカイル大佐は驚くこととなった。そしてカイル大佐は、ハブーブについて無線でヘリコプター部隊と交信するべきであったと悔やんだ⁹⁴。警戒していたイランの防空能力への対処では、MC-130 等が無事に「デザート・ワン」へ到着したことから、必要以上の低高度進入は不必要であったと考えられる。

カイル大佐たちは「デザート・ワン」偵察飛行時のレーダー電波情報に関して、この時にイランの反応がなかったこともあり、これはアメリカ海軍の電波であってイランのレーダーではないと考えていた。一方で海兵隊のヘリコプター部隊の情報将校は、イランのレーダーを高性能と考え、結果的に彼の助言によりヘリコプター部隊は、必要以上の低空飛行を強要されることとなった。実際に4月初旬に感知された電波は高度3,000フィートで検出されたものだったが、彼は必要以上の低高度200フィート以下の飛行を推奨した⁹⁵。1970年のソン・タイ救出作戦では、救出に向かうヘリコプターの先導としてMC-130が先導したが⁹⁶、今回はそのような処置は取られなかった。

⁹² Ibid.

⁹³ Zimmerman and Gresham, *Beyond Hell and Back*, p. 116.

⁹⁴ Kyle, *The Guts to Try*, p. 316.

⁹⁵ Ibid., pp. 232–233.

⁹⁶ Carney and Schemmer, *No Room for Error*, p. 84; カウソン『世界の特殊部隊作戦史 1970-2011』17頁。ソン・タイ作戦でのヘリコプターによる収容所突入班の隊長として、イーグル・クロウ作戦で現地潜入したメドウズ大尉が参加していた。

イランのレーダー情報に関しては、作戦の秘匿もあって、参加した各軍種の間で横の連携がなく、重要で正確な情報の共有が不十分であったことが考えられる。実際には、イラン革命の発生直後からイラク空軍によるイランへの領空侵犯が頻発したが、イラン軍の防空能力は極めて低く、ほとんど阻止できていなかった⁹⁷。このことから、参加部隊がイラン軍のレーダーを過度に恐れており、イランのレーダー運用状況を含んだ防空態勢の正確な把握と救出部隊への周知は、事前情報として不可欠であったといえよう。

一方で、低高度侵入の前提にもかかわらず、ヘリコプター部隊には低空飛行を安全に実施するためのレーダーや前方監視型赤外線装置 (Forward Looking Infrared: FLIR)、さらには秘匿通信機もなく⁹⁸、天候に問題があった場合は、飛行の難易度が上がることが予想された。事前に気象予報士は作戦期間中の荒天を予想しなかったが⁹⁹、気象予報の不確かさや夜間の低高度飛行を考慮すれば、操縦者の負担軽減や作戦の円滑な遂行のために、天候の如何に関わらず、レーダーや FLIR の装備が考慮されなかった点は疑問が残る。これもヘリコプターの運用に関して検討する上で、秘匿のために限定された者しか携わらなかったことにより、装備上の問題として浮上しなかった可能性がある。さらに、ワジ・ケーナの統合部隊司令部のヴォート将軍を補佐する幕僚には、今回の作戦で鍵となったヘリコプターに関する専門家がなかった¹⁰⁰。作戦計画の策定および作戦経過から考えれば、ヴォート将軍にヘリコプター運用に関する助言を与えることが必要だった。

また、作戦失敗の一大要因として、ハブーブ (砂嵐) が挙げられている。この天象に関しては、救出部隊にとって全くの予想外であったといわれている。しかし、これを単に予想外と片付けるわけにはいかない。すなわち、①月明かりや気温等を考慮すれば、RH-53D の作戦に適していたのは冬季が最適だった、②ハブーブに関する情報は、統合作戦計画の立案者および意思決定者に情報として全く伝わっていなかった、③RH-53D に先行する WC-130 気象偵察機の使用が却下された、④MC-130 等はヘリコプター部隊よりもかなり早期に「デザート・ワン」に到着したが、悪天候を RH-53D に最新の気象情報として通報できなかった、⑤気象業務担当者が統合任務部隊の計画や演習から排除され、事前の気象ブリーフィングも気象に関する知識のない情報将校が担当した¹⁰¹、といった事実があるからである。

また、「デザート・ワン」では航空機が着陸後もエンジンを止めずに作業を続行したため、埃が舞い上がり、視界の悪化が航空機の衝突を招く一因となったが、カーニー少佐が 4 月

⁹⁷ Tom Cooper and Farzad Bishop, *Iran-Iraq War in the Air 1980-1988* (Atglen: Schiffer Publishing Ltd, 2000), p. 63.

⁹⁸ Kyle, *The Guts to Try*, p. 328; Carney and Schemmer, *No Room for Error*, p. 99. 必要な通信機や FLIR は重量軽減のため外されたという。

⁹⁹ Kyle, *The Guts to Try*, p. 328.

¹⁰⁰ Ibid., p. 331.

¹⁰¹ U.S. Air Force, Air Force Doctrine Publication 3-59, Weather Operations (October 2020), p. 33, <https://www.doctrine.af.mil/Portals/61/documents/AFDP_3-59/3-59-AFDP-WEATHER-OPS.pdf> [2025 年 12 月 3 日アクセス].

初旬に「デザート・ワン」で偵察、調査した際には、地面はビリヤード台のように固かった。ところが、作戦を実行するまでの3週間の間に、砂嵐の影響で「デザート・ワン」は足首の深さまで柔らかい砂に覆われていた。航空機のエンジンの巻き上げる埃はすさまじく、そのため想定以上に視界が悪くなり、ほぼゼロになった¹⁰²。この事象も、砂嵐（ハブーブ）が必ずしも珍しいことではないため、予想できないわけではなかった。要するに、救出部隊の気象に対する認識が甘かったのである。

（4）ヒューミントと作戦の秘匿性をめぐって

作戦計画の策定当初は、人質に関する情報はほとんどなかった。人質が大使館のどこにいるかを正確に把握できるかどうか、救出作戦の成否に大きな影響を及ぼすのは確実であった。

1979年12月の段階で、CIAにはイランに残置したエージェントやスタッフがいないため、具体的な情報を得ることができなかった。当時、CIA長官スタンズフィールド・ターナー（Stansfield Turner）は、人間からではなく宇宙や海上から戦略的情報を得ようと、CIAを再編成することに力を注いでおり、彼はCIAのヒューミント部門を削減してしまったからであった。その筋で有能なベテランは、引退するか解雇されていた。そのため大使館占拠事件が発生したとき、大使館にCIA局員は2名しかおらず、彼らの既存の現地諜報網も、イラン革命後は無力化されつつあった¹⁰³。本作戦においては、解放された大使館の人間（コック）からの情報により、結果的に人質の存在場所を特定することが可能となったといわれているが¹⁰⁴、これは偶然の産物であった。また、工作人員たちが事前に情報収集や作戦準備のために、イラン国内に複数回、それも比較的容易に潜入できたのは極めて有効であった。これは、イラン国内が革命直後で混乱していたという幸運な状況があったからこそ可能となったと考えられる。偵察衛星等の先進的技術による情報の獲得は非常に進歩しつつあったが、今回の人質の居場所の特定などの細かな部分に関しては、古典的なヒューミントの必要性が改めて認識される事例だった。

加えて既述のように、救出作戦は計画段階から終始一貫して、秘匿性を強く求められた。そのため、作戦の詳細は直前まで、国務省のメンバーはおろか国務長官すら知ることにはなかった。この厳格な秘匿は、まずヘリコプターの差し出しに大きな影響を与えた。当然、ヘリコプターの差し出し元である海軍の掃海部隊指揮官たちは、救出作戦について知られていなかったため、任務を最高の状態の航空機ではなく不要な機体をはき出す機会と捉えて、古い機体や常時整備が必要な機体を作戦用機材として差し出したのである¹⁰⁵。

また、ベクウィス大佐は完全な形での模擬演習を希望していたが、実施することができなかった。特に、参加部隊が4軍にわたっており、実質的に指揮命令系統が分断されてい

¹⁰² Carney and Schemmer, *No Room for Error*, p. 88.

¹⁰³ Ibid., p. 83; Zimmerman and Gresham, *Beyond Hell and Back*, p. 108.

¹⁰⁴ Houghton, *US Foreign Policy and the Iran Hostage Crisis*, p. 119.

¹⁰⁵ Zimmerman and Gresham, *Beyond Hell and Back*, pp. 113–114.

るため、総合的な演習が不可欠であったが、作戦の秘匿という理由から十分に実施することができず、これも作戦に大きな影響を与えた¹⁰⁶。

作戦に関与したターナーCIA 長官は、作戦計画グループが過剰な秘密主義を貫き、作戦の実施直前にはほとんど偏執的であったと述べている。そのため、作戦計画が外部の専門家たちに検討されることはなかった。作戦計画の秘匿が執拗なまでに追求された背景として、1976年のイスラエルによるエンテベ空港奇襲作戦が、必要最小限度の装備で秘密裏に実施されて成功を収めたという事例を、ブレジンスキー大統領補佐官が参照していたことが指摘される。後に彼は、作戦に参加するヘリコプターの機数を増やすことは、イランによる被発見率を高くすることにつながると述べている¹⁰⁷。

作戦で放棄されたヘリコプター内の機密書類の有無について、既述したようにカイル大佐でさえ知らなかったとすれば、作戦の秘匿に関しては過剰反応であった。結果的には脱出できたが、現地作業員を見殺しにする可能性は十分あったからである。また、既述した無線封止をはじめ多くの事項が秘匿と関連しており、様々な齟齬や問題が発生した。確かに作戦の特性上、完全な奇襲が不可欠であるため、秘匿の重要性は極めて高い。しかし、秘匿の要求度を増すことは、同時に様々な問題が発生するというリスクとの兼ね合いを十分に検討することの重要性を、「イーグル・クロウ」作戦は示している。

5. 本作戦のアメリカ軍への影響

それでは、「イーグル・クロウ」作戦はアメリカ軍にどのような影響を与えたのだろうか。早くも 1980 年には、統合特殊作戦コマンド (Joint Special Operations Command: JSOC) が設立された。ただし、これは実戦部隊ではなく、「イーグル・クロウ」作戦の失敗を受けて、複数の軍種の特殊部隊が参加する将来の作戦を管理するために、ペンタゴンが創設した機密組織であり、1983年にフォート・ブラッグ (Fort Bragg) に設置された。JSOC は特殊作戦の必要性と技術の研究、相互運用性と装備の基準化の推進、統合特殊作戦演習と訓練の計画実行、統合特殊作戦戦術の開発という任務を有するものである¹⁰⁸。一方、陸軍参謀総長は陸軍における特殊作戦能力の再構築を目指し、1982年に新編成した第1特殊作戦コマンドの指揮下に特殊作戦部隊を組み込んだ¹⁰⁹。そしてこの時点では、各軍種の特殊作戦部隊の統合には至らなかった。このように、イラン人質救出作戦では指揮統制、装備、訓練、相互運用性などの問題や、テロに対する統合部隊の必要性は指摘されつつも、あくまで陸軍部内での特殊作戦部隊に関する改革に留まったと見るべきである。

¹⁰⁶ Ibid., pp. 113–114, 119.

¹⁰⁷ Houghton, *US Foreign Policy and the Iran Hostage Crisis*, pp. 120–121.

¹⁰⁸ Philip Kukielski, *The U.S. Invasion of Grenada: Legacy of a Flawed Victory* (Jefferson: McFarland & Company, Inc., Publishers, 2020), p. 45; レイ・ボンズ『アメリカ特殊部隊』福井祐輔訳 (東洋書林、2002年) 157頁。

¹⁰⁹ ボンズ『アメリカ特殊部隊』5頁。

一方でベトナム戦争からの撤退以降、アメリカ軍の内紛が予算獲得競争によって激化し、特殊作戦部隊はごく一部の例外を除いて予算と人員が大幅に削減されていた¹¹⁰。アメリカ軍における特殊作戦部隊の能力が最も低下していた時期に、イラン人質救出作戦は実施されたのである。作戦が失敗に終わったことが、ようやくホロウェイ報告書に見られるような特殊作戦部隊への再検討の光が当たり、常続的な縮減傾向を転換させるきっかけとなったという意義は認められるのではないかと考える。

結果的には、1983年のグレナダ侵攻作戦や、ベイルートにおける爆破事件によるアメリカ海兵隊の大損害の発生が、各軍種により強い衝撃を与えたという印象を受ける。さらに同年、バリー・ゴールドウォーター（Barry Goldwater）上院議員を委員長とした上院の軍事委員会は、特殊作戦部隊の調査を含んだ国防省の改革について、2年間の研究を実施することとなった¹¹¹。

2年後のグレナダ侵攻作戦では、特殊部隊を空輸で目標に届けるという任務は、陸軍の新極秘航空部隊「第160特殊作戦航空連隊」、略して「タスクフォース160」に託された。この部隊こそ、イラン人質救出作戦の失敗を受けて編成されたものであった。「タスクフォース160」は、外国の敵地にコマンドをヘリコプターで投入するための、確実な手段を提供することを任務としていた。部隊の創設者たちは、搭乗員が暗闇の中での飛行と戦闘を訓練したことから、自らを「ナイト・ストーカー」と呼んだ。パイロットは暗視ゴーグルを装着し、特殊装備のヘリコプターを超低空で高速飛行させた。それは平時であっても危険な仕事だった。1983年だけでも、4機の航空機が失われ、16人の隊員が訓練中の事故で亡くなっている¹¹²。

一方、空軍は陸軍ほど大きな影響は受けなかった。ただし、特殊作戦機とはいえMC-130（コンバット・タロン）は暗夜での無灯火着陸の経験がなかったところ、「イーグル・クロウ」作戦を契機として、基本的な夜間無灯火着陸手順を確立させた。これは、今までにないコンバット・タロンの戦術の大きな変化をもたらした¹¹³。また、空軍のドクトリンでは「気象（Weather Operations）」の項目で、「イーグル・クロウ」作戦が学ぶべき厳しい教訓として現在でも紹介されており、航空作戦における気象の影響が依然として大きなものであることを示唆している¹¹⁴。しかし海軍および海兵隊に対しては、作戦の失敗が直接大きな影響を与えたようには思われぬ。また軍以外では、CIAがこの作戦でヒューミントに対する見方を変更したのではないかと推測されるが、細部については確認するまでに至らなかった。

イラン大使館人質事件が発生した際に、カーター大統領は直後にイランへの攻撃あるいは

¹¹⁰ James D. Kiras, "Air-special operations integration," in John Andreas Olsen ed., *Routledge Handbook of Air Power* (Oxon: Routledge, 2018), p. 185.

¹¹¹ ボンズ『アメリカ特殊部隊』5頁。

¹¹² Kukielski, *The U.S. Invasion of Grenada*, p. 54.

¹¹³ Gerald Jerry Uttaro, "Operation Eagle Claw: Recollection & Reflections," *Air Commando Journal*, volume 2, issue 4 (November 2013), p. 29.

¹¹⁴ Air Force Doctrine Publication 3-59, Weather Operations, p. 33.

はホメイニとの対決といった強い対応に出なかったため、弱く決断力に欠けると見なされた。そして、イラン人質救出作戦の失敗により、カーター大統領の再選の可能性は消滅した¹¹⁵。このように、この作戦を振り返ると、その軍に対する影響は、直接的には陸軍、それも特殊作戦部隊に限定されたと言うべきであり、作戦自体がゴールドウォーター・ニコルズ法をはじめ4軍に関連する統合に与えた影響は、それほど大きなものであったとは考えにくい。それよりも、この作戦の結果が、ロナルド・レーガン（Ronald Reagan）大統領の選出を確実にしたことで結果的に冷戦の勝利への道を踏み出したという、より高度な政治的影響の方がはるかに大きかったというべきであろう。それでも、本作戦以降の特殊作戦を経て、1987年にアメリカ特殊作戦軍が誕生する過程を考えると、特殊作戦のあり方を見直す最初の契機となったことは間違いない。

おわりに

コリン・グレイ（Colin S. Gray）は、失敗が予見されていたわけではないものの、結果として軍事作戦を成功裏に遂行する難しさを象徴する作戦の例として、1942年の連合軍によるフランスのディエップ上陸作戦とともにイラン人質救出作戦を挙げている¹¹⁶。大統領をはじめ、「イーグル・クロウ」作戦の立案に参加した人々の回想から印象付けられるのは、作戦の開始に当たっては、その成否について彼らが必ずしも悲観的でなかったということである。その意味で、「イーグル・クロウ」作戦の影響は、軍事よりも政治のレベルにおいてより顕著であったと考えられる。

小規模な特殊作戦であったものの、「イーグル・クロウ」作戦は4軍による統合作戦であり、その後のグレナダ侵攻作戦を経て、アメリカ軍が統合について真剣に見直す一契機となった可能性はある。この点について、第7章ではそのグレナダ侵攻作戦を分析することにより、さらに検討を深めたい。

¹¹⁵ O・A・ウェスタッド『冷戦——ワールドヒストリー』下巻、益田実監訳（岩波書店、2020年）253頁。

¹¹⁶ コリン・グレイ『現代の戦略』奥山真司訳（中央公論新社、2015年）105–106頁。

第7章

「ベトナム症候群」の払拭？

——対グレナダ軍事作戦（1983年）の経緯と帰結

小椿 整治

はじめに

本章は、1983年のグレナダに対する軍事作戦「アージェント・フューリー (Urgent Fury)」に焦点を当てて、その実態（計画、準備、作戦推移、問題点）を明らかにするとともに、作戦の実施がアメリカ軍のあり方に与えた影響について考察する。第6章に続いて、1980年代におけるいくつかの実戦経験がアメリカ軍のあり方に重要な変化をもたらし、「ベトナム症候群¹」を払拭する上で大きな役割を果たしたのではないかというのが、本章の問題意識である。

1. 作戦の背景

(1) 1980年代初頭のアメリカの対外政策

1980年11月のアメリカ大統領選挙で、ロナルド・レーガン (Ronald Reagan) が現職のジミー・カーター (Jimmy Carter) に勝利を収め、翌年1月に大統領に就任した。第二次戦略兵器制限交渉 (SALT II) の署名に示されるように、カーター政権は当初、ソ連との軍備管理交渉に取り組んだ。また、人権外交を掲げて、従来の反共政策とは一線を画した対外政策を追求した²。しかし、1979年12月にソ連がアフガニスタンに侵攻すると、カーター政権は対ソ姿勢を転換し、国防費の大幅な増額に舵を切る。

後任のレーガン大統領はソ連を不誠実で信用ならない国家であると考え、ソ連に対抗するため、カーター政権の末期を大幅に上回る軍備増強を追求した。しかし、ソ連に対する強硬姿勢とは裏腹に、レーガン政権は実際にはソ連との直接的な軍事衝突の回避に努めた。レーガン政権がソ連の衛星国とみなした国家のうち、直接的な軍事力の行使に踏み切ったのはグレナダに対してのみである。一方、ソ連が支援する国家に対しては、反政府勢力を支援することによりソ連の影響力に対する巻き返しを図ろうとした³。

¹ 松岡完『ベトナム症候群——超大国を苛む「勝利」への強迫観念』（中央公論新社、2003年）10頁。

² 斎藤眞、古矢旬『アメリカ政治外交史』第二版（東京大学出版会、2012年）266–269頁。

³ ロバート・マクマン『冷戦史』青野利彦監訳（勁草書房、2018年）194–201頁。

(2) グレナダへのキューバの関与と政変

グレナダでは、1978 年 3 月にモーリス・ビショップ (Maurice Bishop) がエリック・ゲイリー (Eric Gairy) 政権を打倒した。ビショップはマルクス主義に共鳴し、キューバとの関係を親密化させた。アメリカや、より保守的なグレナダ近隣の国家たちは、革命の波及を懸念していた。ビショップはアメリカとの緊張緩和のため 1983 年 5 月にワシントンを訪れ、アメリカの懸念の払拭に努めようとした。これがグレナダでの再度の政変を引き起こし、国防・内務大臣だったハドソン・オースティン (Hudson Austin) 将軍が権力を掌握した。10 月 13 日にビショップは逮捕され、後に処刑された。この政変で、グレナダ在住アメリカ人を保護する必要性が高まった⁴。

ビショップも共産圏へ接近していたためアメリカは注意を払っていたが、オースティンはより過激であり、グレナダにおけるアメリカ人の安全への懸念が高まった。レーガンは回想録の中で、カリブ海諸国からは、グレナダを放置すればキューバやグレナダが他国に侵攻する恐れがあることを理由に、アメリカに介入を要請してきたことを強調している⁵。グレナダで保護対象となるアメリカ人の多くは、首都セントジョージズ (St. George's) にあるセントジョージズ大学医学部の学生であり、その総数は約 800 名にも及んだ⁶。

東カリブ諸国機構 (Organization of Eastern Caribbean States: OECS) は、10 月 21 日にグレナダの無政府状態と暴力を終わらせるための緊急セッションを開いた。OECS のスポークスマンは 22 日に、アメリカへの支援を正式に要請した。同日、グレナダ総督ポール・スクーン (Paul Scoon) は OECS に対して、グレナダを革命政権から解放するよう要請した⁷。

グレナダの保有する軍事力は小規模だった。『ミリタリー・バランス』によると、総兵力は 2,180 人で準軍隊が 8,000 人であった。海空軍は皆無であり、陸軍も主要装備は装甲兵員輸送車が 6 両、85 ミリ砲 6 門、迫撃砲 24 門、対空火砲 18 門に過ぎなかった⁸。実際には正規軍が 463 名、民兵が 257 名であった。グレナダのラジオは作戦開始直前、何千名もの民兵が出動したと放送したが、それはプロパガンダだった⁹。その他に、約 700 人のキュー

⁴ 国際戦略研究所編『世界の軍事情勢 全訳「1983～84 年戦略概観」』朝雲新聞社訳 (朝雲新聞、1984 年) 272-273 頁。Cherly Morai-Young ed., *Department of the Army Historical Summary Fiscal Year 1984* (Washington D.C.: Center of Military History United States Army, 1995), p. 237.

⁵ ロナルド・レーガン『わがアメリカンドリーム——レーガン回想録』尾崎浩訳 (読売新聞社、1993 年) 588-589 頁。

⁶ Brian D. Laslie, *The Air Force Way of War* (Lexington: The University Press of Kentucky, 2015), p. 103; Peter Huchthausen, *America's Splendid Little Wars: A Short History of U.S. Engagements from the Fall of Saigon to Baghdad* (New York: Penguin Group Inc, 2003), p. 67. この医学部の本部はニューヨークにあったが、グレナダに設置された同医学部は、経済的理由からアメリカ本土の医学部に進学できないアメリカ人学生に人気があった。

⁷ Ronald H. Cole, *Operation Urgent Fury Grenada* (Washington, D.C.: Joint History Office, Office of the Chairman of the Joint Chiefs of Staff, 1997), pp. 22, 25. 総督からアメリカへの正式な要請は、後述するように 10 月 26 日に書面への署名によってなされた (書面日付は 10 月 24 日)。なお、総督はイギリス国王の代理人という位置づけであり、実際の統治能力は有していない。

⁸ 国際戦略研究所編『ミリタリー・バランス 1983-1984』防衛庁調査第 2 課監訳 (朝雲新聞社、1983 年) 266-267 頁。

⁹ Edgar F. Raines Jr., *The Rucksack War: U.S. Army Operational Logistics in Grenada, 1983* (Washington, D.C.: Center of Military History United States Army, 2010), pp. 167-168.

ーバ人労働者がいた。彼らは正規な軍ではなかったが、軍事教練に近い訓練を受けており、危険な存在だった¹⁰。

2. 作戦計画と参加部隊

(1) 計画立案

10月19日、統合参謀本部（Joint Chief of Staff: JCS）からの準備命令を、アメリカ大西洋軍（U.S. Atlantic Command: USLANTCOM）司令官ウェズリー・マクドナルド（Wesley L. McDonald）海軍大將が受け取った。グレナダでの軍事作戦「アージェント・フューリー」には、陸軍の第18空挺軍団および空軍の戦術航空軍団を必要とした。参加部隊は、展開中はマクドナルド大將の指揮下にあるものの、上陸後は現場の上級指揮官の戦術統制下に置かれることになっていた¹¹。

10月20日、マクドナルド大將は統合参謀本部議長ジョン・ウィリアム・ベッシー（John William Vessey, Jr.）大將に、作戦の概要を報告した。同日午後、国家安全保障会議（National Security Council: NSC）の最高危機管理委員会である特殊状況グループ（Special Situation Group: SSG）の会議が開かれた¹²。この時点では軍事行動に関する決定は行われておらず、グレナダの問題は外交問題の位置づけであったが、グレナダに所在するアメリカ人に対する危険性がさらに高まった場合に大統領が軍事介入を命じることが、この会議で決定された。そしてSSGは、すでに検討しているJCSによる不測事態計画を支持し、敵軍の無力化およびグレナダの政治的再建など、任務拡大に必要な作業を開始した。これにより、ベイルートへ向かっていた海兵両用即応群1-84（Marine Amphibious Ready Group 1-84: MARG1-84）は進路をグレナダへ向けた¹³。この即応群は、後に第124任務部隊と呼称されることとなる。

アメリカの介入についてOECSから要請があった時点で、SSGに大統領を加えた国家安全保障計画グループ（National Security Planning Group: NSPG）は、10月22日にJCSに対して、グレナダへの軍事作戦計画の策定を正式に命じた¹⁴。事前に作戦計画を準備していたJCSは、この時点で、①海軍のシールズと1個大隊の海兵隊上陸部隊、あるいは②統合特殊作戦軍（Joint Special Operations Command: JSOC）の構成部隊とレンジャー2個大隊、の2案を考えた。いずれもその総兵力は約1,800名で、さらに後続部隊として2個空挺大隊が増強されることとなっていた¹⁵。いずれの場合も二つの飛行場を緒戦で迅速に確保し、

¹⁰ 国際戦略研究所編『世界の軍事情勢全訳「1983～84年戦略概観」』272頁。

¹¹ Cole, *Operation Urgent Fury Grenada*, pp. 16–18.

¹² 議長は副大統領が務め、国務長官、国防長官、中央情報局長官、大統領顧問、大統領首席補佐官、大統領副補佐官、国家安全保障担当大統領補佐官および統合参謀本部議長がメンバーに含まれた。

¹³ Cole, *Operation Urgent Fury Grenada*, pp. 13–14.

¹⁴ *Ibid.*, pp. 22–23.

¹⁵ *Ibid.*, p. 23.

首都セントジョージズ周辺の政府、軍関連の枢要な目標を確保することは共通していた。リスクとしては、ソ連の圧力の可能性や、アメリカ人学生が殺害あるいは人質となった場合、国内外から批判を受けることも考えられた。JCS は、リスクは作戦成功の利益により相殺できると結論づけ、作戦成功には迅速かつ正確な攻撃が必要とした¹⁶。作戦開始にあたって、国務省は国連やリオ条約（米州相互援助条約）加盟国に対して、作戦実施の理由を通知する必要がある。さらにグレナダはイギリス連邦の加盟国であるため、建前上イギリスからの承認を得る必要もあった¹⁷。

グレナダが 2,000 名の予備役を動員したという情報があり、前述した兵力で対処は困難と考えた NSPG は 10 月 22 日に、JSOC、レンジャー、海兵隊、空挺部隊を 25 日に投入する実行命令をマクドナルド大将に送付するよう、JCS に指示した。軍事行動を取るという大統領の決定により、マクドナルド大将にはグレナダでの任務のために統合部隊を組織することが認められた。JCS はアメリカ即応軍司令官（U.S. Commander in Chief, Readiness Command: USCINCRAD）および軍事空輸軍団司令官（Commander in Chief, Military Airlift Command: USCINCMAC）に追加の地上部隊と輸送機を提供する指示を出した¹⁸。

10 月 23 日、マクドナルド大将は JCS に対して、最新の作戦コンセプトを説明した。これは以下の 4 段階に分けられた¹⁹。

（第 1 段階）

海軍のインディペンデンス戦闘群（Task Group 20.5: TG20.5）および海兵隊の MARG1-84 がグレナダ北方海域に前進、侵攻 6 時間前に JSOC チームおよびレンジャー部隊はアメリカ本土の空陸軍基地から展開する。

（第 2 段階）

夜明け前にヘリコプターおよび海上輸送で特殊作戦部隊を展開、偵察し、首都の重要施設を攻撃するとともに、総督を保護するため公邸に移動する。レンジャーおよび海兵隊は 2 か所の飛行場を占拠する。

（第 3 段階）

アメリカ軍はアメリカ人、グレナダ総督、在住外国人の保護を実施する。

（第 4 段階）

軍事空輸軍団（Military Airlift Command: MAC）が 300 名のジャマイカとバルバドスの部隊をグレナダへ輸送、アメリカ軍、グレナダ総督と協力して暫定政府を樹立する。

マクドナルド大将は、第 2 艦隊司令長官ジョセフ・メットカーフ（Joseph Metcalf III）海軍中將が侵攻部隊を指揮することを提案した。侵攻部隊は第 120 統合任務部隊（Joint Task

¹⁶ Ibid., pp. 23–24.

¹⁷ Ibid., p. 25.

¹⁸ Ibid., p. 26.

¹⁹ Ibid., pp. 28–29.

Force 120: JTF120) と呼称され、4 個の任務部隊を指揮あるいは支援を得ることになった。すなわち、①任務部隊 123 (Task Force 123: TF123) は JSOC/レンジャー部隊、②任務部隊 124 (TF124) はメットカーフ中將の旗艦を含む MARG1-84、③任務部隊 126 (TF126) は、空軍の戦闘機および航空警戒管制機によって、グレナダに向かう可能性があるキューバの艦船や航空機を阻止することとなっていた。④任務部隊 121 (TF121) は陸軍第 82 空挺師団の第 2、第 3 旅団および支援部隊により編成された²⁰。参加部隊指揮系統は、次頁の図のとおりである²¹。

マクドナルド大將は、主な目標である 2 つの飛行場の奪取を、海兵隊と陸軍レンジャー部隊の混成部隊で実施しようとした。一方で JCS は、参加部隊が組織上混成しないシンプルな作戦実施を助言した。JCS 議長ベッシー大將は、海兵隊と陸軍を南北の地域分離で使用することを提議し、23 日午後に JCS は、提議によって修正された作戦コンセプトを承認した。この段階での問題は、大西洋軍司令官マクドナルド大將と、グレナダの作戦任務部隊指揮官メットカーフ中將の司令部に起因した。両司令部とも、その多くが海軍軍人で構成され、陸・空軍の將校が不足していたため、グレナダの作戦では地上部隊の機動や戦術航空支援の計画・実行に支障が出ることを意味した。これに対処するため 23 日夜、JCS はノーマン・シュワルツコフ (H. Norman Schwarzkopf) 陸軍少將を²²、メットカーフ中將の顧問に据えた²³。

メットカーフ中將が JTF120 の指揮を執り始めたのは 23 日だったが、作戦開始まで残された時間はわずか 39 時間であり、十分な幕僚を集める時間はなかった。元来、彼は第 2 艦隊司令長官であり、艦隊の幕僚は 40 名いたが、作戦指揮のため強襲揚陸艦「グアム」へすぐに移動する必要があった。しかしスペースの問題もあり、艦隊の幕僚の内、17 名を急ぎ選り戦場に急行した²⁴。海軍士官以外の幕僚は、空軍の連絡將校と陸軍ではシュワルツコフの他に、幕僚 2 名も加わった²⁵。

最終計画では、作戦発起後のグレナダ制圧のために、海兵隊は島の北部を、特殊部隊は首都を含む南部を制圧することになった²⁶。具体的には海兵隊はパールズ (Pearls) 空港、グレンビル (Grenville) 港の奪取と近辺の敵対勢力の無力化が任務となった。南部では主として陸軍レンジャー部隊 (TF123) が、後続する第 82 空挺師団 (TF121) と共に、ポイ

²⁰ Ibid., pp. 30, 32. 4 個任務部隊の他、第 1 特殊航空団および海軍の 1 個任務軍が指揮下にあった。

²¹ Kukielski, *The U.S. Invasion of Grenada*, p. 91 を主に参考としたが、この参考文献での指揮系統図での説明にもあるように、グレナダの軍事作戦での指揮系統に関しては不透明な部分があり、参考文献によってやや異なる場合がある。たとえば、Raines, *The Rucksack War*, p. 109; Mark Adkin, *Urgent Fury: The Battle for Grenada* (Philadelphia: Arcata Graphics, 1989), p. 364 などにも指揮統制図が収録されているが、全て細部で異なっている。

²² シュワルツコフは湾岸戦争で多国籍軍の指揮を執った (厳密にはアラブ諸国を除く)。

²³ Cole, *Operation Urgent Fury Grenada*, pp. 31–32.

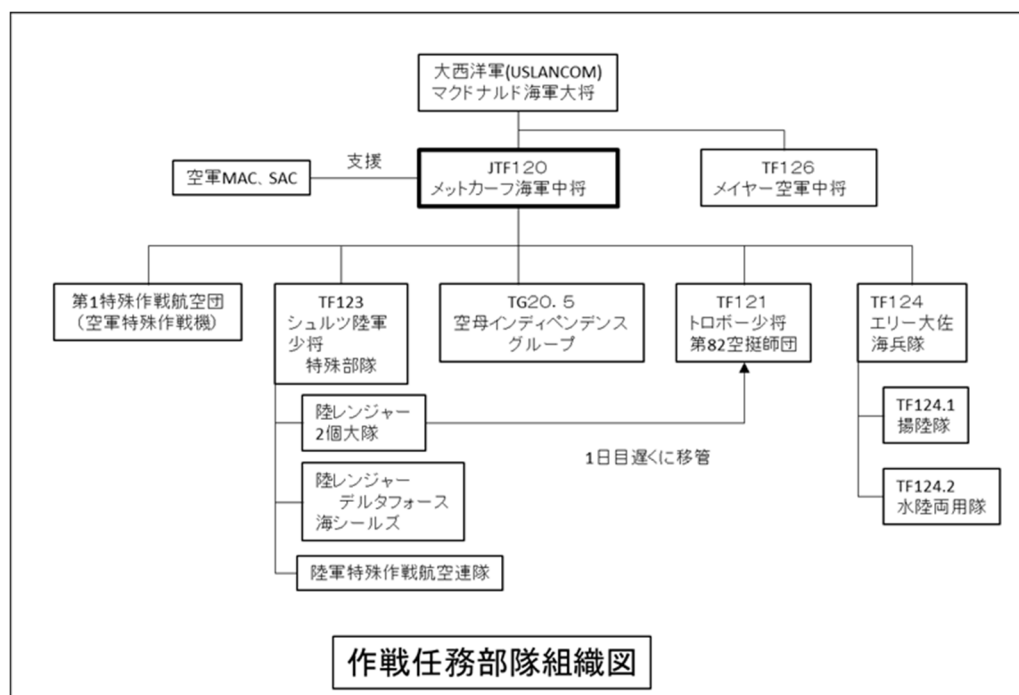
²⁴ Kukielski, *The U.S. Invasion of Grenada*, p. 26.

²⁵ Ibid., p. 33.

²⁶ ナイジェル・カウソーン『世界の特殊部隊作戦史 1970–2011』角敦子訳 (原書房、2012 年) 108 頁。

ントサリナス (Point Salines) 飛行場を含む地域を確保することになった²⁷。参加兵力はアメリカ陸軍レンジャーの 2 個大隊、第 82 空挺師団の 1 個旅団、海兵水陸両用隊 (Marine Amphibious Unit: MAU²⁸)、空母「インディペンデンス」とその戦闘群、空軍輸送機とガンシップ機 (AC-130)、さらに少数の特殊作戦部隊が参加することとなった²⁹。

図 作戦任務部隊組織図



レンジャー 2 個大隊は空軍の C-130 輸送機で輸送されるが、そのうち 5 機は精密なナビゲーション装置を装備する特殊作戦機 MC-130E「コンバット・タロン」であり、ガンシップ AC-130H が 3 機随伴した。さらに指揮統制用として空軍は EC-130ABCCC が参加し、これには TF123 指揮官リチャード・ショルツ (Richard A. Scholtes) 陸軍少将が搭乗し、レンジャー部隊の強襲を空中で指揮統制することとした。また空軍の大型輸送機 C-5A は、特殊部隊やそれが使用するヘリコプターを輸送することとなっていた³⁰。レーガンは 10 月 15 日、JCS 議長が必要とした兵力量の倍を投入することを指示した。彼の頭には、カーター前政権期のイラン人質救出作戦の失敗があった。彼は作戦の失敗がヘリコプター機数の少なさにあったと見ていた他、ベトナムでの教訓から、グレナダに対する作戦に関しては徹

²⁷ Ronald H. Spector, *U.S. Marines in Grenada 1983* (Washington, D.C.: U.S. Government Printing Office, 1987), p. 5.

²⁸ 野中郁次郎『アメリカ海兵隊——非営利型組織の自己革新』(中央公論新社、1995 年) 151 頁。現在は海兵遠征隊 (Marine expeditionary unit: MEU) と呼称されており、最小規模 (1 個大隊基幹) の空・陸機動部隊である。

²⁹ Daniel P. Bolger, "Operation Urgent Fury and Its Critics," *Military Review* (July 1986), p. 58.

³⁰ Kukielski, *The U.S. Invasion of Grenada*, p. 47.

底的な報道管制を実施した³¹。

当初の敵対勢力の見積もりは、人民革命陸軍（People's Revolutionary Army: PRA）の正規兵が約 1,000～1,200 名、民兵が約 2,000～5,000 名、武装キューバ人が約 250 名になると提示された。しかし前述したように、これは実際とは異なっていた。JCS は敵兵力等の見積もりの不確かさを認識しており、この作戦では圧倒的な武力での奇襲が不可欠であると判断した上で、敵を短期間で圧倒することがコンセプトだったが、一方で JCS は火力使用を制限する交戦規定の必要性を強調した。不必要な死傷者等がグレナダ側に出ると、人道的側面で問題が発生し、その後の新政権樹立に不都合が生じるからであった³²。

（２）侵攻作戦前の指揮官会議

シュワルツコフ少将は、顧問の話を受けた翌日の 10 月 24 日に USLANTCOM へ赴いた。マクドナルド大将とメットカーフ中將に面会したが、当初 2 人の海軍将官は彼を全く歓迎していないように感じられた。翌日に開始される予定の作戦に関する会議が、2 人の海軍将官とシュワルツコフ少将の他に、TF121 指揮官の陸軍第 82 空挺師団長のエドワード・トロボー（Edward L. Trobaugh）少将、TF123 指揮官の特殊作戦部隊司令官ショルツ少将が同席して実施された。この各軍種の指揮官が参加した初めての会議では、シュワルツコフ少将だけではなく、ショルツ少将とメットカーフ中將との間でも、当初は感情的なすれ違いがあった。その後、侵攻作戦開始まで 19 時間というタイミングで、最後の作戦会議が実施された。

しかしこの時点でも、マクドナルド大将や国務省は、外交的解決によって作戦実施が不要になる可能性が大きいと考えていた。また、作戦が発動されたとしても敵対勢力はアメリカ軍に対し抗戦意思を示すことはない、とマクドナルド大将は言明した。しかし、それに関して根拠は示されず、同席していたシュワルツコフ少将は疑念を感じた。侵攻作戦発起は 25 日の 0500 とされた。事前にシールズがグレナダの枢要地に対する偵察を実施することとされ、会議では作戦発起日の夕刻にはグレナダを手中にすると見込まれた³³。ポイントサリナスを偵察していたシールズが行方不明となったため、再度の偵察が認められ、特殊作戦部隊とレンジャーによる南部への上陸を 1 時間遅延させ、夜間ではなく夜明けに上陸することとなった。ポイントサリナスの情報が不足していたため、1 日延期も考慮されたが、国務省関係者は関係各国との調整をめぐって難色を示し、マクドナルド大将も敵対勢力は三流とみなしていたため、遅延は 1 時間となった³⁴。

一方で 24 日夜、本格的な軍事侵攻を前にして、レーガン大統領はイギリスのマーガレッ

³¹ 村田晃嗣『銀幕の大統領ロナルド・レーガン——現代大統領制と映画』（有斐閣、2018 年）395 頁。

³² Cole, *Operation Urgent Fury Grenada*, pp. 21–22, 32. 実際の敵兵力量について、JCS と陸軍戦史研究センターの書籍では相当に開きがある。

³³ H・シュワーツコフ『シュワーツコフ回想録——少年時代・ヴェトナム最前線・湾岸戦争』沼澤治治訳（新潮社、1994 年）260–264 頁；Kukielski, *The U.S. Invasion of Grenada*, pp. 30–31.

³⁴ Cole, *Operation Urgent Fury Grenada*, p. 35.

ト・サッチャー (Margaret Thatcher) 首相から電話を受けた。彼女はレーガン大統領からの書簡で作戦の実施を知らされたばかりだった。グレナダはイギリス連邦の一員であるため、サッチャーは作戦に反対だった。電話の中でレーガンは彼女を納得させることはできなかったが、作戦実施の意思は変わらなかった³⁵。

JCS は実行命令で適時にカリブ地域の部隊、カリブ平和維持軍 (Caribbean Peace Force: CPF) を作戦に関与させることが不可欠だとした。CPF はバルバドス防衛軍 (50 名)、ジャマイカ国防軍 (150 名)、OECS 地域安全保障部隊 (100 名の警官隊) から成っていた。彼らはアメリカ軍がグレナダを制圧した直後に、いくつかのアメリカ軍部隊と入れ替わる予定だった。24 日午前、メットカーフ中將は、他の OECS および友好国の参加者と協力して行動することとなった。しかし、マクドナルド大將にとっては急な話であったため、アメリカ以外の軍と調整する時間はなく、十分な連携をとることは困難だった³⁶。アメリカとしては、CPF が参加することで、一方的なアメリカ単独の侵攻ではないことを対外的に示す必要があった。メットカーフ中將ら司令部メンバーは 24 日夕刻、強襲揚陸艦「グアム」に到着した。この時点で、本格的な侵攻開始時間は当初の予定より 1 時間遅い 0500 とされた³⁷。

3. 作戦の推移

(1) 特殊部隊の事前偵察

10 月 24 日、侵攻に先立ち、北部と南部において、海岸や飛行場の偵察が特殊部隊によって実施された。北部へ進撃する海兵隊の準備工作のため、海軍特殊部隊シールズのチーム 4 が海岸偵察を実施することとなった³⁸。シールズは深夜にパールス空港近辺の海岸の偵察を実施し、当初計画していた海上から海岸への舟艇での着上陸は困難と報告し、ヘリコプターによる兵員輸送に計画が変更された³⁹。一方、シールズのチーム 6 は、南部のポイントサリナス飛行場の偵察に送り込まれた。チーム 6 は輸送機から海上へとパラシュート降下し、海軍艦艇にピックアップされ、別のシールズ隊員および空軍の戦闘統制チームと合流した。ボートで上陸後、空軍のチームは飛行場の滑走路の使用可否を確かめることになっていた。可能な場合は障害物を取り除き、誘導無線機を設置して、レンジャー部隊の空輸を待つ手はずになっていた⁴⁰。

チーム 6 の海上への降下予定時間は、夜明け前の暗闇だった。悪天候もあり、半数近く

³⁵ Kukielski, *The U.S. Invasion of Grenada*, pp. 35–36.

³⁶ Ibid.

³⁷ Ibid., pp. 34–35.

³⁸ カウソン『世界の特殊部隊作戦史 1970–2011』108 頁。

³⁹ Spector, *U.S. Marines in Grenada 1983*, p. 6.

⁴⁰ カウソン『世界の特殊部隊作戦史 1970–2011』108–109 頁 ; Kukielski, *The U.S. Invasion of Grenada*, p. 28.

の人員の損失を招いた。それでもチームは目標飛行場の偵察任務に向かおうとしたが、ポートに問題があったとどり着くことはできず、結局ポイントサリナス飛行場の偵察は実施できなかった⁴¹。そのため、飛行場の状況偵察は AC-130 によるものとなったが、この偵察の結果、滑走路には車両等の障害物があり、航空機による強行着陸は困難であることが判明した⁴²。

(2) 1 日目 (10 月 25 日) の戦闘

i. 首都周辺での特殊部隊による攻撃

シールズ、陸軍レンジャー部隊、デルタフォースなどの特殊部隊は、首都セントジョージズ周辺で、重要な 3 つの任務を実施することになっていた。すなわち、①リッチモンドヒル刑務所に収容されている政治犯等の釈放、②ラジオ局の占拠、③総督公邸の確保であった⁴³。

シールズの目標だったラジオ局の占拠については、当初は簡単に実現した。しかし、すぐにグレナダ軍から反撃されたため、ラジオ局を維持することができず、空爆で破壊することとなった。さらにシールズを中心としたチームは⁴⁴、総督を救出するために公邸へと向かった。移動には UH-60「ブラックホーク」2 機を使用した。敷地へのヘリコプターの着陸は地形上困難であり、隊員はロープにより降下した。ところが、衛星無線機を含むシールズの装備は降ろされなかった。降下したシールズは、総督公邸の人員の保護には成功したものの、公邸はグレナダ軍に包囲された。衛星無線機がなかったため、短距離無線機を中継してタスクフォース司令部に連絡し、4 時間後に AC-130「スペクター」ガンシップが包囲部隊を制圧攻撃した⁴⁵。

グレナダ軍の装甲兵員輸送車の反撃を受けたシールズは、対戦車兵器を欠いたため、島南部からのレンジャー大隊の救援を待った。しかし、レンジャー大隊はポイントサリナス飛行場の北方でキューバ人部隊と思われる勢力と交戦し、迅速な救援が困難となった。メットカーフ中將は、総督公邸周辺への海軍および海兵隊の航空機による支援を命令した。しかし、地上部隊とヘリコプターの間で正確な目標指示に困難が生じ、海兵隊 AH-1T「シーコブラ」2 機が対空火砲によって撃墜された。

メットカーフは友軍相撃の危険性もあったが、海軍機による目標を絞った攻撃を実施させた。海軍の A-7 攻撃機はシールズの安全を確保するため、敵指揮所と対空火器を午後

⁴¹ カウソン『世界の特殊部隊作戦史 1970-2011』109 頁；Kukielski, *The U.S. Invasion of Grenada*, p. 30.

⁴² Kukielski, *The U.S. Invasion of Grenada*, p. 49.

⁴³ *Ibid.*, pp. 31-32.

⁴⁴ このチームには、CIA や国務省の民間人 3 名が含まれた。彼らは、今回の作戦が総督からの要請によるものとする書状をもっていき、日付や総督の署名を求めることになっていた。これによって、今回の軍事行動の正当性を高める狙いがあった。Sanjay Badri-Maharaj, *Urgent Fury Grenada 1983* (Warwick: Helion & Company, 2022), p. 65.

⁴⁵ カウソン『世界の特殊部隊作戦史 1970-2011』110-111 頁。

なって攻撃した⁴⁶。セントジョージズへの特殊部隊の攻撃は奇襲を大前提としていたが、攻撃前に他方面で海兵隊やレンジャー部隊が行動を開始していたため、奇襲の条件は失われており、敵の反撃を受けやすい状況だった⁴⁷。

陸軍のデルタフォースは第 1 の目標リッチモンドヒル刑務所に向かい、政治犯等を解放した後、フォート・ルパートを攻撃してオースティン将軍ら高官の身柄を確保する計画だった。しかし事前の情報と異なり、リッチモンドヒルには救出すべき人員は誰もおらず、作戦目的を果たせなかった。グレナダ軍からの対空砲火も激しく、UH-60「ブラックホーク」1機が撃墜され、作戦は中止されたが、フォート・ルパートへの攻撃は成功した⁴⁸。

ii. 南部への攻撃

10月25日未明、第1、第2レンジャー大隊はMC-130等によりポイントサリナス飛行場の上空に運ばれ、低高度から降下した。対空砲火、小火器による反撃、装甲兵員輸送車も出現したが、空軍のAC-130ガンシップ機によって制圧された⁴⁹。実際には、レンジャーは降下時の対空火砲等による混乱の発生で大損害を出す恐れがあった。それを防いだのは空軍の援護、カストロによる駐留キューバ人への消極的な交戦命令⁵⁰、レンジャー部隊将校の柔軟性といった要素だった⁵¹。0700過ぎには全ての隊員が降下し、飛行場は昼過ぎに制圧された。飛行場ではキューバ人約250名が捕虜となったが、これらのキューバ人がアメリカ軍の侵攻時点で防衛準備を開始したばかりだったことも幸いした。

レンジャー部隊は、飛行場に隣接するセントジョージズ医療センターのトゥルー・ブルー・キャンパスに向かい、アメリカ人医学生138名を救出した。アメリカ軍は、アメリカ人学生がいるのは同キャンパスのみと思っていたが、セントジョージズ南方のグランド・アンセ（Grand Anse）にある第2キャンパスにもアメリカ人がいることを、作戦当日に関知した。しかし、数マイル離れた第2キャンパスへの経路は敵兵により封鎖されていた。ベッシー大將はマクドナルド大將からの、トロボー少將が指揮する第82空挺師団2個大隊（約1,500名）の派遣要請を承認した。

レンジャー部隊によってポイントサリナス飛行場が使用可能になると、空挺部隊は1000にはポイントサリナス飛行場への空輸を開始し、同日午後には到着した。トロボー少將は空

⁴⁶ Cole, *Operation Urgent Fury Grenada*, p. 44. 隣接した病院からフォート・フレデリックに避難した患者に死者が発生した。Badri-Maharaj, *Urgent Fury Grenada 1983*, pp. 66–67; Spector, *U.S. Marines in Grenada 1983*, p. 10.

⁴⁷ Badri-Maharaj, *Urgent Fury Grenada 1983*, pp. 61–62.

⁴⁸ カウソン『世界の特殊部隊作戦史 1970–2011』111頁；Badri-Maharaj, *Urgent Fury Grenada 1983*, p. 64. なお、Raines, *The Rucksack War*, p. 109によればオースティン将軍は逃走しており、後日アメリカ軍によって拘束された。

⁴⁹ カウソン『世界の特殊部隊作戦史 1970–2011』111–112頁。

⁵⁰ Kukielski, *The U.S. Invasion of Grenada*, p. 41. アメリカ軍にとって幸運なことに、キューバのフィデル・カストロ（Fidel Castro）首相は「アーエージェント・フューリー」作戦が開始される直前、グレナダ在留のキューバ人に対して、アメリカ側が侵攻した場合でも、直接自分たちが攻撃された場合の自衛戦闘のみ認めるという書簡を出していた。そのため、抗戦の激しさが抑えられた。

⁵¹ *Ibid.*, pp. 44–45.

輸終了後、空挺 2 個大隊と先着のレンジャー 2 個大隊、JSOC チームと統合して任務部隊 121 (TF121) を編成した。また、バルバドスのラドヤード・リウス (Rudyard Lewis) 准将 が指揮する CPF も、1045 にポイントサリナス飛行場に到着した⁵²。

iii. 北部への攻撃

北部では、海兵隊がヘリコプターによってパールス空港の南方に着陸した。当初は空港への直接着陸を考えていたが、空港近辺に対空火器があることが判明したため断念した。全機に暗視スコープが装備されていたが、パイロットが全員習熟しているわけではなかった。対空火砲による反撃があったが、海兵隊の AH-1T「シーコブラ」の支援で制圧した。海兵隊は空港へ前進し、散発的な射撃はあったが、0730 までに空港を制圧した。この時、期待していた空軍の AC-130 が掩護できなかつたのは問題だったが、敵はほとんどが逃走した。パールス近辺の港町グレンビル (Grenville) へのヘリコプターによる急襲は、特に抵抗を受けなかった。アメリカ軍は、グレンビルの市民から解放者として歓迎された。海兵隊は 2 時間以内に、飛行場および付近の目標を確保した⁵³。

前述したように、作戦初日のアメリカ軍は南部で比較的強力な敵の抵抗にあい、グランド・アンセには救出が必要なアメリカ人学生が取り残されていた。ポイントサリナスの陸軍指揮官は電話で学生と連絡を取り、翌日の避難計画を立てた。一方、北部の海兵隊はほとんど抵抗を受けなかった。シュワルツコフ少将は、島の北部洋上で待機している海兵隊を南部で抵抗する敵対勢力の後方、セントジョージズの北方グランド・マル湾に上陸させることを勧告し、メットカーフ中將も同意した。1900 にはグランド・マル湾へ 250 名の海兵隊と 5 両の戦車、12 両の水陸両用車両が上陸し、敵に包囲されている総督公邸に進撃を開始した。海兵隊の別中隊も同時期にヘリコプターによって空輸され、セントジョージズ方面の作戦に参加した⁵⁴。

ワシントンでは、レーガン大統領が議会および報道機関に対して、グレナダの作戦について説明していた。レーガンは、アメリカ国民の保護と退避を促進するため、アメリカ軍は OECS 安全保障軍に加わったと述べた。しかし、イギリスやカナダはアメリカの行動に納得していなかった⁵⁵。

作戦 1 日目、アメリカ軍はヘリコプター 3 機を喪失したにもかかわらず、総督および学生の救出、ラジオ局の奪取等、当初予定された任務は達成されなかった⁵⁶。メットカーフ中將は、この時点で報道規制をかけていた。依然としてグランド・アンセのアメリカ人学生

⁵² カウソン『世界の特殊部隊作戦史 1970–2011』111–112 頁；Cole, *Operation Urgent Fury Grenada*, pp. 41–43; Spector, *U.S. Marines in Grenada 1983*, p. 17; Raines, *The Rucksack War*, pp. 259–262.

⁵³ Cole, *Operation Urgent Fury Grenada*, p. 41; Kukielski, *The U.S. Invasion of Grenada*, pp. 39–43; Spector, *U.S. Marines in Grenada 1983*, pp. 7–9; Badri-Maharaj, *Urgent Fury Grenada 1983*, pp. 55, 63–64.

⁵⁴ Cole, *Operation Urgent Fury Grenada*, p. 45; Spector, *U.S. Marines in Grenada 1983*, pp. 10–12, 15–18.

⁵⁵ Cole, *Operation Urgent Fury Grenada*, p. 45.

⁵⁶ *Ibid.*, p. 45, 50.

⁵⁶ Badri-Maharaj, *Urgent Fury Grenada 1983*, p. 89. 既述したように、本来これらは 1 日目で達成できると考えられていた。

を救出できていないこと、キューバ人の予想外の抵抗があったこと、報道記者をグレナダ入りさせる空輸能力の余裕がなかったことがその理由だった⁵⁷。

(3) 2 日目 (10 月 26 日) の戦闘

作戦 2 日目、グランド・マル湾上陸の海兵隊は警戒しつつ前進したが、多くの敵が大量の武器を遺棄したまま逃走しており、0712 までに総督公邸に到達した。1000 頃、海兵隊はスクーン総督と立てこもっていたシールズおよび民間人を救出し、ヘリコプターで強襲揚陸艦「グアム」へ輸送した。海兵隊はグレナダ軍の本拠地であるセントジョージズ郊外のフォート・フレデリックへ向かい、10 時間後に占拠した。総督は「グアム」からポイントサリナス飛行場を経由して、首都セントジョージズに移動した。彼はイギリスと連絡をとり、暫定政権の中核になるよう指示を受けた⁵⁸。

まだ救出されていないアメリカ人学生の捜索のため、グレナダ南端に位置するトロボー少将指揮の TF121 は、トゥルー・ブルーからキューバ側の本拠地フレケンテ (Frequente) での激しい抵抗を排除して北上し、グランド・アンセに到達した。同地での敵の防御が固いことが判明し、トロボー少将はメットカーフ中將へ支援を上申した⁵⁹。

シュワルツコフ少将は当初メットカーフ中將の顧問という位置づけだったが、地上作戦を調整する上で、その曖昧さが問題だったため、10 月 26 日に統合任務部隊の副指揮官に指名された。彼は、学生が所在するグランド・アンセを海兵隊の作戦区域に組み入れた。同地の救出任務では海兵隊の中佐がヘリコプター作戦の指揮を執り、支援の海軍機 A-7 と空軍の AC-130 ガンシップを統制した。また、この任務は海軍の艦砲射撃、陸軍火砲および海兵隊 AH-1T「シーコブラ」の支援も受けることになっていた。1600 に 6 機の海兵隊「シーナイト」ヘリコプターが、陸軍レンジャー部隊をグランド・アンセに輸送した。レンジャー部隊は 30 分ほど交戦したが、学生たちに電話で連絡し、被害の発生を防いだ。救出のために海兵隊の「シースタリオン」ヘリコプター 4 機が到着し、224 名の医学生を退避させた。レンジャー部隊をピックアップするためヘリコプターが再度着陸したが、「シーナイト」ヘリコプター 1 機が木と接触し、人員に被害はなかったものの喪失した⁶⁰。

マクドナルド大將は JCS に対して、疲労しているレンジャー部隊および海兵隊の交替として、第 82 空挺師団から新たに 2 個大隊の派遣を要望した。この増援 2 個大隊は 2117 にポイントサリナス飛行場に到着し、グレナダに投入された空挺師団に所属する兵員数は約 2,000 名から約 5,000 名へと増大した⁶¹。26 日の遅くまでに、アメリカ軍に押収された文書によって、グレナダ、キューバ、ソ連の軍事協力計画が明らかになった。この事実は、グレナダ侵攻作戦に疑念を持つ国際社会を納得させるためにも、公開が有効であると思われ

⁵⁷ Cole, *Operation Urgent Fury Grenada*, p. 46.

⁵⁸ Ibid., p. 47; Spector, *U.S. Marines in Grenada 1983*, pp. 16–17.

⁵⁹ Cole, *Operation Urgent Fury Grenada*, p. 47.

⁶⁰ Ibid., p. 48; Spector, *U.S. Marines in Grenada 1983*, pp. 17–18.

⁶¹ Cole, *Operation Urgent Fury Grenada*, p. 49.

るものだった⁶²。

（４）戦闘の終了

翌 10 月 27 日も戦闘は継続した。海兵隊は首都で散発的抵抗を排除し、陸軍空挺部隊は南部でのキューバ人の抵抗を排除しつつ前進したが、航空支援が不十分であったため、その速度は緩やかだった。作戦に必要なガンシップやヘリコプターが近くのポイントサリナス飛行場に展開しておらず、海軍の航空機や砲撃による支援要請が求められた。しかし、空挺部隊は航空・火力支援を海軍部隊に対して迅速に要請する手段をもたなかったため、進撃速度に影響が発生したのであった。JCS からメットカーフ中將に対しては、敵兵舎のあるカリビーニ (Calivigny) を日没までに奪取する要望がなされた。地上戦担当のシュワルツコフ少將は、作戦の進捗に鑑みて空挺部隊による翌 28 日の奪取を考えていたが、それでは間に合わないため、トロボー少將はレンジャー部隊とヘリコプター使用による攻略を計画した。1750 に海軍艦艇と A-7 による援護攻撃が開始され、陸軍の UH-60 により運ばれたレンジャー部隊が攻撃を実施し、2100 までに兵舎を占拠した⁶³。

この日の夕方までに、海兵隊と陸軍の作戦地境が 2 回ほど南に動いた。海兵隊は境界線に位置するロスポイントホテルを確保したが、陸軍空挺部隊に地境変更の情報が十分に伝わらなかった。そのため、夜間に陸軍部隊がホテルに到着したとき、彼らは海兵隊がいることに驚いた⁶⁴。

こうして、27 日をもって主な軍事行動は終了し、28 日以降は狙撃兵による抵抗に対する掃討作戦が中心となった⁶⁵。海兵隊は作戦区域を第 82 空挺師団に引き渡す準備を開始し、11 月 2 日には海兵隊がグレナダから引き揚げ、陸軍部隊がそれを引き継いだ⁶⁶。CPF は都市部の治安維持を担い、空挺部隊は山間部の掃討を実施した⁶⁷。そして、11 月 2 日には戦闘終結が宣言された⁶⁸。この作戦で、アメリカ軍の参加兵力は約 8,000 名（他に CPF が 353 名参加）で 19 名が死亡、116 名が負傷した。グレナダ軍は 45 名が死亡、358 名が負傷、キューバ軍は 25 名が死亡、59 名が負傷し、638 名が捕虜となった⁶⁹。

⁶² Ibid., p. 51.

⁶³ Ibid., p. 52-53.

⁶⁴ Spector, *U.S. Marines in Grenada 1983*, pp. 21-22.

⁶⁵ Cole, *Operation Urgent Fury Grenada*, pp. 55, 57.

⁶⁶ Spector, *U.S. Marines in Grenada 1983*, pp. 22, 25.

⁶⁷ Cole, *Operation Urgent Fury Grenada*, p. 59.

⁶⁸ カウソーン『世界の特殊部隊作戦史 1970-2011』113 頁。

⁶⁹ 同上；Cole, *Operation Urgent Fury Grenada*, p. 62.

4. 軍事作戦における問題点

(1) 統合任務部隊 (JTF120) 司令部の問題

JCS の見解では、JTF120 司令部には陸上および航空作戦の専門知識が不足していた。その結果、作戦当初の数日間はレンジャー部隊や海兵隊による地上作戦に整合性がなく、統一された航空支援もなかった⁷⁰。JTF120 司令部は、立ち上げの経緯から当初の幕僚の全員が海軍士官であった。しかし、グレナダの作戦は海上作戦ではなく地上戦が主たる部分であり、すぐに空軍の連絡官と数名の陸軍幕僚が JTF120 司令部へと組み入れられたが、それでも統合作戦に必要な幕僚のメンバー構成は不十分だった⁷¹。その状況を JTF120 司令部があまり問題視しなかったのは、敵への過小評価があったためである。

司令部の要員不足は、兵站、民軍関係、広報業務にも影響を与えた。不十分な兵站計画は作戦開始後のグレナダへの部隊、補給物品、燃料輸送の到着に遅延を生じさせ、兵士たちは必要な物資を現地調達せざるを得なかった。また、衛生兵の不足や負傷者の後送手順の混乱で、負傷兵の治療も遅延した。負傷兵を空輸する陸軍ヘリコプターのパイロットが海軍の艦艇に着陸するには、事前の教育や訓練なしでは困難だった。さらに、民事や公衆衛生要員の不足は、それらを戦闘要員が肩代わりすることを意味した⁷²。

USLANTCOM が「アージェント・フューリー」作戦を担当した理由は、グレナダの地理的位置がその担当区域にかかっていたからに過ぎなかった。USLANTCOM は多軍種を含んでいるものの、実質は海軍部隊であった。ところがグレナダでは、海軍は脇役にすぎなかった。地上部隊に関する単一司令部は、陸海軍間で合意が得られなかったため作られなかった。エドワード・ルトワック (Edward N. Luttwak) は、この作戦が陸軍将校により立案されたならば、レンジャー部隊と空挺部隊の迅速な空輸による、効果的な奇襲作戦が実施されていたであろうと述べている。特に軽装備のシールズは、特殊部隊であるというだけで他の重装備の特殊部隊と同様の強襲作戦を命じられており、これをルトワックは海軍提督の陸上戦に対する理解度の低さの証左としている⁷³。

(2) 情報の不足

「アージェント・フューリー」作戦では、情報不足も顕著だった。リッチモンドヒルでの救出作戦が空振りに終わったこと、事前の敵兵力の見積もりが不正確だったことが、その証拠である。グレナダが 1979 年の政変でソ連やキューバに接近して以降、アメリカはグレナダに対する情報収集の機会をほとんど持てなかった。そのため、マクドナルド大将の幕僚たちは、グレナダに関する戦術情報を入手できなかった。古い情報からグレナダ軍の

⁷⁰ Cole, *Operation Urgent Fury Grenada*, p. 66; Kukielski, *The U.S. Invasion of Grenada*, p. 91.

⁷¹ Kukielski, *The U.S. Invasion of Grenada*, p. 27.

⁷² Cole, *Operation Urgent Fury Grenada*, pp. 67–68.

⁷³ エドワード・N・ルトワック『ペンタゴン——知られざる巨大機構の実態』江畑謙介訳 (光文社、1985 年) 71–74 頁。

兵力を推察したものの、その展開場所に関する正確な情報はなく、アメリカ軍の上陸場所の選定にはリスクが伴った⁷⁴。

情報共有の面では、作戦途上で戦況によって陸軍と海兵隊の作戦地境が変更される事例も複数回発生した（巻末地図参照⁷⁵）。しかし、この情報は現地の第 82 空挺師団の全部隊には届かなかった。相互に連絡幹部が在駐しておらず、通信に必要な相互のコールサインも不明であったためである。そのため海兵隊と陸軍部隊は、相互に接近していることを知らないままであり⁷⁶、これは友軍相撃を招きかねない状況だった。

また、情報収集にも大きな失策があった。アメリカ人学生の救出がそもそもの作戦目的だったが、学生が所在するキャンパスが 2 か所あるという事実が判明したのは作戦開始後であった。学生の所在地は秘匿されていたわけではなく、事前に電話連絡すれば明らかになるものだった⁷⁷。作戦終了後のアメリカ陸軍における研究の中でも、計画および作戦実施中における情報に関する支援とその伝達は遅く、不正確かつ不完全で調整も取られていなかったと結論づけられており、海軍の研究でもこの問題について同様の結論が導き出されている⁷⁸。

（3）通信等の相互運用性の不備

陸軍の地上部隊と海・空軍の航空機の間で通信の相互運用性が欠如し、作戦に支障が発生したことも大きな問題だった。たとえば、10 月 27 日に陸軍空挺部隊が海軍の航空機支援等を依頼した際には、フォート・ブラグに所在する部隊に火力支援を申請し、そこから衛星通信で海軍艦艇に伝達しなければならなかった⁷⁹。このような方法では通信系統に結節があり、即時性に問題があった。また既述したように、初日にも海兵隊やシールズが空軍機による支援を求めた際、グレナダ軍の抵抗が弱かったために大問題とはならなかったとはいえ、直接の無線通信ができないために迅速な支援が得られなかった。相互運用が可能な通信能力が不足した原因は、作戦計画を策定する時間の短さと、過度な秘密保全にあった。統合軍事作戦が急遽決定したため、同じ通信電子規定（Communications Electronic Operating Instruction: CEOI）、暗号、通信秘密保全手順を、全ての兵士に提供する時間はなかった。また、相互運用性のある通信機器も部隊に提供できなかった。海軍の無線機と陸軍の無線機は直接通信が不可能であり、陸軍から海軍への火力支援は視認距離にあっても

⁷⁴ Cole, *Operation Urgent Fury Grenada*, p. 15; Kukielski, *The U.S. Invasion of Grenada*, p. 22.

⁷⁵ Cole, *Operation Urgent Fury Grenada*, p. 84; Spector, *U.S. Marines in Grenada 1983*, p. 4. いずれの文献でも、3 日目（D+2）で作戦地境が変更されたように地図上は記載してある。しかし実際には、1 日目の夜に海兵隊がグランド・マル湾に上陸した時点で、作戦地境は実質的に変更されている。なぜ地図上の記載が整合されていないのかは不明である。

⁷⁶ Spector, *U.S. Marines in Grenada 1983*, p. 21.

⁷⁷ シュワーツコフ『シュワーツコフ回想録』266 頁。作戦初日にポイントサリナス飛行場近くのトゥルー・ブルーの学生寮に突入したレンジャー部隊は、学生たちから直接、大半の学生は別の場所（グランド・アンス）にいることを聞かされ、初歩的な情報の不備に気づくこととなった。

⁷⁸ David C. Isby, *Leave No Man Behind* (London: Orion Publishing Group Ltd, 2004), pp. 203–204.

⁷⁹ Cole, *Operation Urgent Fury Grenada*, p. 52.

即時的に実施できなかつた⁸⁰。

また、地上の陸軍レンジャー部隊が掩護する海兵隊の「シーコブラ」に、正確な攻撃目標を伝えることが当初できなかつた事例は、通信の不備ではなく、相互が保有する地図が異なっていたという初歩的な事項が原因だった⁸¹。これらの問題は、各軍種間の調整時間等が不足していることに起因していた。10月27日には陸軍空挺部隊が敵狙撃兵への対処のために、近辺の海軍の連絡中隊を通して海軍機による空爆支援を要請したが、目標位置の特定が不十分であったため、「コルセア」によって友軍への誤射が生じ、負傷者が発生した。これも、正確な目標標定に不可欠な CEOI を、連絡中隊が持っていなかつたのが要因だった⁸²。

(4) 指揮統制の問題

指揮統制に関しても、計画時から様々な問題を抱えていた。海兵隊を上陸させる海軍の大佐が、一時的に地上戦を指揮する陸軍少将の指揮下に入ることや、海兵隊と陸軍レンジャーの混成で上陸を実施することにしたからである⁸³。

また空軍では、MAC のロバート・パターソン (Robert B. Patterson) 准将が空輸を担当した一方で、TF126 司令官でリチャード・メイヤー (Richard L. Meyer) 准将がキューバからの介入を阻止するため、早期警戒管制機や戦闘機を指揮していた。しかし、同じ空軍の准将でグレナダの作戦に参加しているにもかかわらず、パターソン准将は作戦3日目までメイヤー准将の関与を知らなかつた。さらにパターソン准将は、各軍種の指揮官たちがどのような関係にあるのか、書類で示されることもなかつたと述懐している⁸⁴。本章で掲載した指揮統制図でも注記したように、各種文献で組織図が異なっているという点は、計画から作戦実施までの期間が短かつたという事情があつたにせよ、指揮統制系統に関して非常にあいまいな部分が存在していたことを示している。

計画段階での部隊の任務変更や分割も、状況をさらに複雑化させた。たとえばレンジャー部隊の目標は当初2か所だったが1か所に変更され、一部は首都でのデルタフォース援護のために切り離されるなど、複雑な指揮が必要となつた⁸⁵。さらに作戦1日目の当初、TF123 のレンジャー2個大隊を同日遅くに TF121 の指揮下に転移するか否か、双方の指揮官で意見が食い違つた。結局、メットカーフ中將の判断によって、レンジャー部隊は当日中に TF121 へ移管されることとなつたが⁸⁶、混乱は否めなかつた。

⁸⁰ Ibid., p. 67. これらの迅速な航空支援の問題は、通信が可能な空軍のガンシップや陸軍のヘリコプターが近辺に配備されることにより、多少は解消された。

⁸¹ Spector, *U.S. Marines in Grenada 1983*, p. 10.

⁸² Cole, *Operation Urgent Fury Grenada*, p. 54.

⁸³ Ibid., pp. 30–31. 既述したように、混成計画は JCS の助言で修正された。

⁸⁴ Kukielski, *The U.S. Invasion of Grenada*, p. 33.

⁸⁵ Ibid., p. 47.

⁸⁶ Raines, *The Rucksack War*, pp. 267–268.

(5) 不十分な事前検討、準備による様々な問題の発生

作戦開始に先立つシールズの南部海域での偵察が失敗した主因は、時間設定の基本的な稚拙さであった。関係部署は降下時間を遅延させる際に現地時間を使用したか、アメリカ東部時間のサマータイムとのずれを考慮せず計画した結果、日没前の薄暮に降下着水する予定が、実際には1時間ずれた日没後の降下となったのである。作戦運用で使用される時間は通常グリニッジ標準時だが、この基本的原則が守られなかった⁸⁷。また、作戦劈頭のシールズの失敗は、時刻の誤りだけでなかった。海・空軍は暗闇と悪天候下での降下訓練を事前に実施しておらず、降下後に使用する舟艇の堅牢性の問題も作戦実施時に判明する有様だった⁸⁸。

さらに、JTF120は即席の統合部隊であり、作戦実行までの時間の少なさは様々な場面で齟齬を生んだ。たとえば、レンジャー部隊がアメリカ本土から空軍の輸送機で出発する前に、攻撃時間が2時間半ほど延期された。当然ながら、資材の積み込みや人員の乗り込みの時間にも余裕が生じたレンジャー側は解釈したが、空軍側は当初の時間通りの出発を考えており、現場では搭載準備の短縮化も含めて大混乱となった⁸⁹。

有事の作戦にもかかわらず、平時における各軍種間の様々な手続きの問題等が表面化したのも特徴的であった。陸軍のヘリコプターが給油のためメットカーフ中將の座乗していた強襲揚陸艦「グアム」に着艦した際、ワシントンの海軍監理部は平時の業務処理を根拠として、予算上の手続きの欠如から給油不可の指示を出したが、実際のところメットカーフ中將はこの指示を無視した。また、ポイントサリナス飛行場に所在する陸軍部隊を海兵隊のヘリコプターで輸送し、グランド・アンスのアメリカ人学生を救出する任務を考えたシュワルツコフ少將に対して、その指示を受けた海兵隊大佐は当初、別軍種であるとして陸軍を海兵隊のヘリコプターに乗せることを拒絶した。シュワルツコフ少將はその海兵隊大佐に対して、命令不服従で軍法会議にかけることを仄めかし、何とか彼を服従させたのであった⁹⁰。

時間不足によって、各軍種が参加する十分な調整の機会も失わせた。そのため、シュワルツコフ少將のみならずメットカーフ中將やトロボー少將も、指揮官会議の中で情報、兵站、司令部機能等の不十分さを感じていた。特にポイントサリナス飛行場へのシールズの偵察が失敗に終わったことで、シュワルツ少將は若干の作戦延期を訴え、マクドナルド大將を除き他指揮官も同感だったが、軍事の専門家でない国務省の担当者の一言で却下されてしまった⁹¹。

⁸⁷ John T. Carney Jr. and Benjamin F. Schemmer, *No Room for Error* (New York: Ballantine Publishing Group, 2002), pp. 130–131.

⁸⁸ Kukielski, *The U.S. Invasion of Grenada*, p. 30.

⁸⁹ *Ibid.*, pp. 47–48.

⁹⁰ シュワーツコフ『シュワーツコフ回想録』265、269–270頁。

⁹¹ Kukielski, *The U.S. Invasion of Grenada*, pp. 32–33. 国務省の担当者は作戦延期の意見に対し「世界最強の軍事大国が世界最弱の軍事小国を相手にするのに、作戦を24時間遅らせるのか」と述べた。

5. 作戦の評価および爾後のアメリカ軍への影響と変革

(1) 作戦の評価

レーガン大統領はこの作戦について、グレナダがテロを輸出し、民主主義を弱体化させるための軍事拠点となることを防止するべく、ギリギリのタイミングで実施されたものと述べた。作戦後にアメリカ軍が捕獲した兵器や文書は、グレナダが共産主義国家との秘密協定によって武器を入手していたことを示した。そして、1985年には人口の約10%が軍服を着る軍事国家になることを示唆していた。一方で、グレナダ自体が人口を含めて小国であり、グレナダが自衛を超えた軍備を保有する危険性について、CIAの報告書では認識していなかった⁹²。

1984年の初頭、下院の軍事委員会は「エージェント・フューリー」作戦を評価するために、非公開の公聴会を実施した。マクドナルド大將は完全な作戦の成功を簡潔に述べたものの、それが物足りないものであったため、さらに機密扱いの幹部会議が招集され、問題点や教訓事項が議題となったが、詳細は公開されていない⁹³。イラン人質救出作戦と異なり、実際には様々な問題があったものの、「エージェント・フューリー」作戦は成功を収めた上に、損害もそれほど多くなかったため、メディアがこれを執拗に追及することはなかった。

ただし、1984年春に上院議員の側近からリンド・レポートなる評価報告が提出され⁹⁴、若干の議論を巻き起こした。同報告の中では、特にグレナダで使用されたヘリコプターの損失率の高さが問題視された⁹⁵。この批判に対してJCSは、損耗率の高さは民間人の犠牲者を減らすために策定された交戦規定が原因であると回答した⁹⁶。なお、1990年にアメリカ議会調査局 (Congressional Research Service) は、アメリカが関連した20世紀の低強度紛争を対象とした研究も実施した。その中で、グレナダの作戦は救出作戦ではなく、懲罰的遠征 (Punitive Expeditions) と定義されている⁹⁷。

(2) アメリカ軍の変革への影響

i. 陸軍への影響

本作戦によってレンジャー大隊の有効性が認められたため、1984年に陸軍省は、予備役だった1個レンジャー大隊とレンジャー連隊本部を、現役に編入すると発表した。その結

⁹² Ibid., p. 191.

⁹³ Ibid., p. 201.

⁹⁴ 作成者はリンド (William S. Lind) であった。

⁹⁵ 作戦初日からの3日間で、使用されたヘリコプター総数107機のうち9機が失われた (損失率9%)。これは、対空ミサイル等有効な対空兵器を保有しない敵に対して高い損失率と捉えられた。

⁹⁶ Kukielski, *The U.S. Invasion of Grenada*, pp. 201–202.

⁹⁷ John M. Collins, Frederick Hamerman, and James P. Seevers, *U.S. Low-Intensity Conflicts 1899–1990* (Washington: U.S. Government Printing Office, 1990), pp. 53, 55–56.

果、現役のレンジャー部隊の規模は、その40年間の歴史の中で最大規模となった⁹⁸。また、各種特殊部隊の活躍は、1980年のイラン人質救出作戦の失敗によって動き始めたアメリカの特殊作戦部隊の活性化を加速させた。そして1987年には、アメリカ特殊作戦軍（United States Special Operations Command: USSOCOM）が発足し、陸海空軍の特殊部隊が単一の組織に属することとなった⁹⁹。

一方、政府や軍上層部の議論とは別に、作戦に参加した通常部隊のほとんどは現場から事後報告書を作成し、上申ししていた。陸軍参謀総長ジョン・ウィッカム（John A. Wickham Jr.）大將は、通常の戦後処理だけでは物足りなく感じ、カンザス州フォート・レブンワース（Fort Leavenworth）に特別研究チームを編成し、グレナダでの作戦の徹底的な検証を実施することとした。この特別な取り組みが、陸軍戦訓学習センター（Center for Army Lessons Learned: CALL）の常設化につながっていく¹⁰⁰。

1982年のFM100-5で導入されたドクトリン「エアランド・バトル」は、欧州での大規模な対ワルシャワ条約機構軍との戦闘を前提としたものだった。一方で「アーjent・フューリー」作戦は、低強度紛争に近い戦術レベルの作戦だった¹⁰¹。陸軍が低強度紛争を無視したわけではなかったとはいえ、陸軍のドクトリン開発における優先順位は明らかに低かった。1986年のFM100-5でも「エアランド・バトル」は主として中・強強度紛争を念頭に置いていたが、低強度紛争でも適用できるとした¹⁰²。後述するように、グレナダの軍事作戦が、ゴールドウォーター・ニコルズ法制定に弾みをつける一因となった側面はあるかもしれない。しかし他方で、陸軍のドクトリンへの影響はほとんどなかった。陸軍省はグレナダでの作戦を契機として、後方支援部隊の編成を、機能別大隊から各種機能中隊を混合した大隊へと再構成するといった改革を、1984年に実施することになる¹⁰³。

ii. 空軍への影響

航空作戦の面では、相手に空軍も防空網も存在しなかったため、「アーjent・フューリー」作戦は印象の薄いものだった。空軍は近接航空支援を実施したが、制空戦闘機、給油機、偵察機等は間接的な役割しか果たさなかった。しかし、今後の大規模航空作戦のあり方については、大いに示唆を与えるものがあつた。グレナダでの作戦は、航空部隊と地上部隊の連絡方法に重大な欠陥があることを示した。JCSの報告書が指摘するように、「相互運用可能な通信の欠如は、指揮統制のシステムの欠如を悪化させた」のである。これら

⁹⁸ カウソン『世界の特殊部隊作戦史 1970-2011』113頁。

⁹⁹ Daniel P. Bolger, “Special Operations and the Grenada Campaign,” *The US Army War College Quarterly: Parameters*, volume 18, number 1 (1988), p. 60.

¹⁰⁰ Kukielski, *The U.S. Invasion of Grenada*, p. 202.

¹⁰¹ 北川敬三『軍事組織の知的イノベーション——ドクトリンと作戦術の創造力』（勁草書房、2020年）122-123、152頁。FMはField Manualの略で、陸軍の野外教範である。

¹⁰² Richard Lock-Pullan, *US Intervention Policy and Army Innovation: From Vietnam to Iraq* (New York: Routledge, 2006), p. 104.

¹⁰³ Raines, *The Rucksack War*, p. 522.

の問題はその後のレッドフラッグ演習でも表面化し¹⁰⁴、1980 年代後半に実施された他の大規模な軍種間演習でも顕在化した¹⁰⁵。

その一方で、ガンシップ AC-130 および ME-130 等の特殊作戦機は活躍した。その結果、ME-130 の乗員は同年で最も賞賛に値する飛行とされ、AC-130 の乗員は最も優れた空輸機の乗員に贈られる賞を空軍から授与された¹⁰⁶。このように特殊作戦機の有効性は目立ったものの、本作戦によって特殊作戦機が大幅に増強される契機になった証拠は見られない。

iii. 海兵隊への影響

グレナダにおける海兵隊の作戦は一応成功したが、水陸両用作戦を実施する上では、過大な経費と調整に問題があった。さらに、ほぼ同時期に、ベイルートでの平和維持活動に従事していた海兵隊が、自爆テロにより多くの死傷者を出したのは衝撃的だった。これらの事態が、自己のドクトリンに問題があると海兵隊に認識させるに至った。海兵隊総司令官としてアルフレッド・グレイ (Alfred M. Gray Jr.) 大将が 1987 年に着任すると、この時代に求められる任務を反映して、海兵水陸両用戦隊 (Marine amphibious unit: MAU) を海兵遠征隊 (MEU) に改めた¹⁰⁷。1980 年のイラン人質事件以降、グレナダの作戦の経緯から、1983 年には低強度紛争における海兵隊の信頼性の向上に関する研究が実施された。他軍種と異なり、海兵隊に特殊部隊を独立して創設する機運はなく、通常部隊に特殊訓練を行った。このようにして、海兵隊は固有の任務を超えた特殊作戦対応能力 (Special Operations Capability: SOC) を持つようになった¹⁰⁸。

海兵隊のドクトリンに関連する機動戦 (Maneuver Warfare) の概念が実戦で試されたのは、「アージェント・フューリー」作戦が最初とも言われている。作戦に参加した第 22 海兵遠征隊指揮官だったレイ・スミス (Ray Smith) 中佐は、グレナダでの成功の秘訣はスピードが鍵であったと述べている。機動戦のドクトリンを作った海兵隊総司令官グレイ大将も、グレナダでの海兵隊の能力を賞賛している。敵は海兵隊が常に予想外の場所に現れたことを強く感じていた、これが機動戦の心理的影響を表している、というのである。陸軍の空挺部隊が 2 個旅団を並べて正面攻撃するのに 2 日間を要したのに対し、海兵隊は同様の戦場 (島南部) に即日でも到着して戦闘態勢にあった。機動戦について早くから注目していたウィリアム・リンド (William S. Lind) も、機動戦の正当性がグレナダで証明されたと主張している¹⁰⁹。リンドは、ジョン・ボイド (John Boyd) による OODA (observe, orient,

¹⁰⁴ 1975 年から実施されている航空戦軍事演習で、アメリカ以外に同盟国の空軍も参加している。

¹⁰⁵ Brian D. Laslie, *The Air Force Way of War* (Lexington: The University Press of Kentucky), p. 103; Cole, *Operation Urgent Fury Grenada*, p. 67.

¹⁰⁶ カウソーン『世界の特殊部隊作戦史 1970–2011』114 頁。

¹⁰⁷ トム・克蘭シー『トム・克蘭シーの海兵隊』橋本金平訳 (東洋書林、2006 年) 94–95 頁。

¹⁰⁸ 同上、96 頁；レイ・ボンズ『アメリカ特殊部隊』福井祐輔訳 (東洋書林、2002 年) 197–198 頁。

¹⁰⁹ Stephen Robinson, *The Blind Strategist: John Boyd and the American Art of War* (Dunedin: Exisle Publishing Pty Ltd, 2021), pp. 242–243.

decide, act) ループの迅速化という概念から機動戦を理解していった¹¹⁰。

海兵隊はリンドの考えを受け入れ、彼の著書『機動戦ハンドブック』には、海兵隊戦術部長マイケル・ワイリー (Michael D. Wyly) 大佐が水陸両用戦学校で実施した、機動戦に関する講義が付録として入れられている¹¹¹。このように「アージェント・フューリー」作戦は、海兵隊において機動戦の正当性に弾みをつけることに寄与した。しかし実際のところ、スミス中佐も認めているように、当初の海兵隊の戦場だった北部では大した敵に遭遇しておらず、機動戦の真価が問われるのは湾岸戦争を待たなければならなかった¹¹²。

iv. ゴールドウォーター・ニコルズ法への影響

「アージェント・フューリー」作戦の結果は、有効な統合軍への道を開いたとされる、1986年のゴールドウォーター・ニコルズ法の制定に影響を与えたのだろうか。この法律が制定されたきっかけとして、イラン人質救出作戦や本作戦における各軍種間の協力の失敗が指摘されることが多い¹¹³。しかし、これらの実戦が、軍内部から統合機運を盛り上げることに強くつながったかは疑問である。法律の策定による統合の強化は現場レベルからのボトムアップではなく、法律の名前でわかるように、議員らの「上からの改革」と言えるものだった¹¹⁴。

イラン人質救出作戦の失敗後、ビル・ニコルズ (Bill Nichols) 上院議員が国防組織を再編成する議論を主導した。1982年当時、JCS議長であったデイビッド・ジョーンズ (David Jones) 空軍大将や陸軍参謀総長エドワード・メイヤー (Edward Meyer) 大将は再編成に賛成であったが、この2人が退官した同年以降は、1986年にゴールドウォーター・ニコルズ法が制定されるまで、統合に関わる国防組織の再編成に関する複数回の法案について、各軍種とも反対した。グレナダでの作戦では軍種間の問題が多発したが、各軍種のトップがこれを統合作戦への課題として問題視したわけではなかった。さらに、大統領や国防長官も国防組織の再編には不同意であった。

最終的に法律制定の強い追い風となったのは、再編に反対していた上院、軍の高官たちが1985年に入れ替わったことだった。グレナダでの作戦の結果を統合の問題と述べた議員も存在したが¹¹⁵、少なくとも作戦直後は、統合に関する法律制定への大きな推進力を与えるには至らなかったと考えるのが妥当と思われる。

¹¹⁰ Lock-Pullan, *US Intervention Policy and Army Innovation*, pp. 81–82.

¹¹¹ *Ibid.*, p. 85.

¹¹² Robinson, *The Blind Strategist*, pp. 245–246.

¹¹³ たとえば、大田文雄「ゴールドウォーター・ニコルズを越えて——自衛隊統合の将来に向けてのさらなるステップ」『国際安全保障』第34巻第4号(2007年3月)73頁。

¹¹⁴ 北川『軍事組織の知的イノベーション』133–134頁。

¹¹⁵ 部谷直亮「ゴールドウォーター・ニコルズ法の制定過程——政軍関係の視点を中心に」『国際情勢』第80巻(2010年2月)242、245–248、257–258頁。

おわりに

「アーjent・フューリー」作戦は、政治的には成功した。アメリカ人学生が救出され、帰国時に感謝を示す姿はレーガン大統領にとって追い風となった。そして、第3世界における共産主義の浸透を防ぐために、武力を行使する用意があるというアメリカの意思を世界に示した。一方、軍事作戦という観点からすると、大惨事に至らなかったのは、ひとえに敵戦力の弱さによるところが大きい¹¹⁶。とはいえ、ベトナム戦争を経て海外における軍事行動に消極的となっていたアメリカが、その姿勢を改める転換点にはなったと言えるだろう。

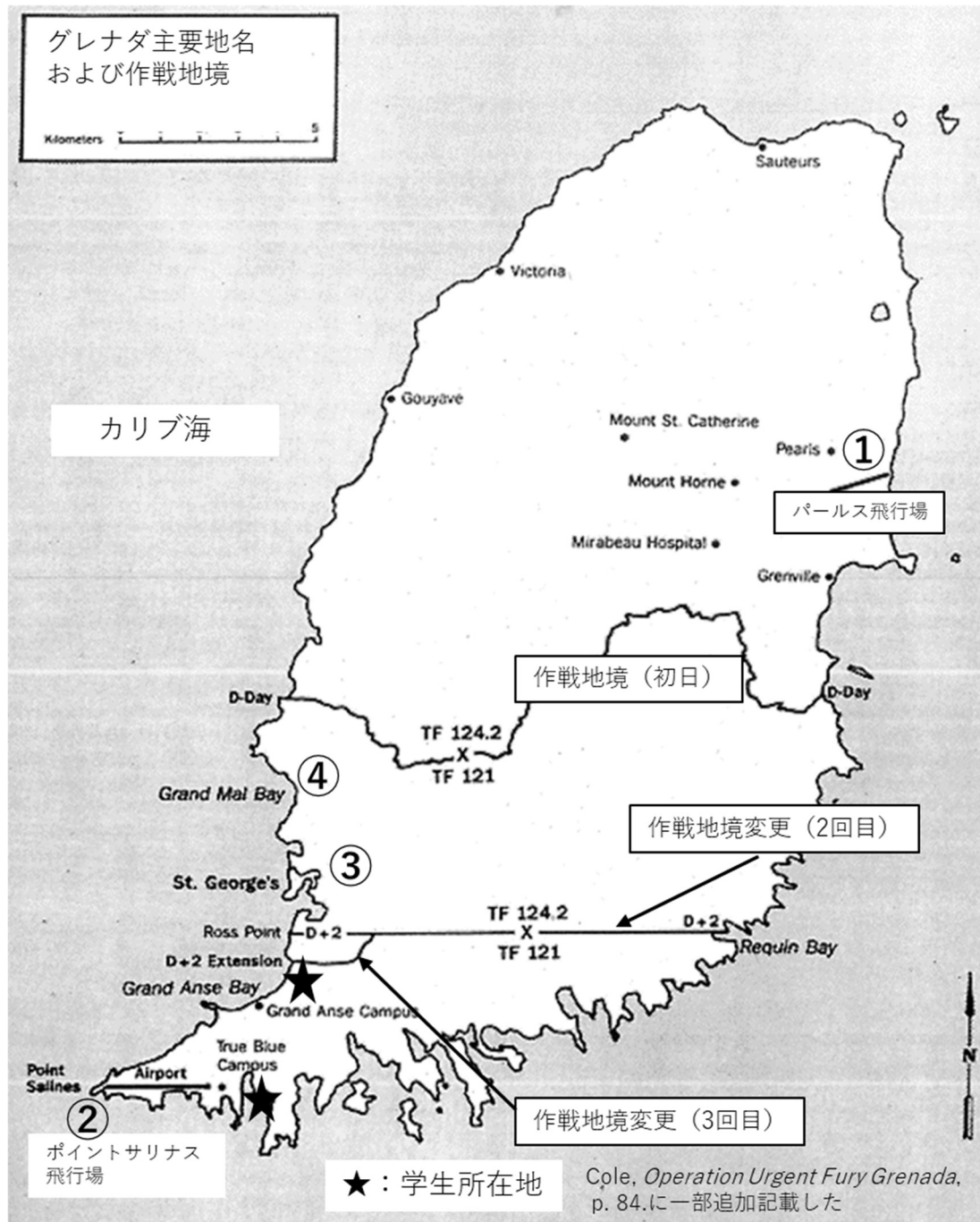
副指揮官であったシュワルツコフ少将は、作戦で必要以上の人命を犠牲にしたと述べている。シュワルツコフは作戦で浮き彫りとなった問題として、正確な情報の欠如、通信連絡網の欠陥、陸・海・海兵隊3軍間の激しい確執、戦場で決定すべき事項に関して上級司令部が口出しすること、マスコミとの不和等を挙げている。これらの問題はすぐに是正されたわけではなかったが、改善すべき点が戦闘報告の中で明確に示されたことは、ベトナム戦争時と比べれば評価に値すると彼は捉えた¹¹⁷。

「アーjent・フューリー」作戦は、陸軍および海兵隊には一定の影響を及ぼしたものの、主として地上戦であったこともあり、空軍および海軍にはさほど影響を与えなかったと推定される。また、ゴールドウォーター・ニコルズ法制定への影響も、従来言われているほど大きなものではなかったと考えられる。興味深いのは、ゴールドウォーター・ニコルズ法の制定は、一貫して文民から強く働きかけられたということである。グレナダにおける作戦を通じて、統合軍としての問題点がいくつも浮かび上がったにもかかわらず、作戦実施の直後に各軍種のトップが統合の推進に向けて積極的に動くことはなかった。各軍種は、自ら率先してセクショナリズムを乗り越えることができなかったのである。このことは、統合という各軍種の独立性に関わる改革に踏み込む上では、第三者的な外部の軍事専門家による、常続的な検討と勧告が必要であることを示唆している。

¹¹⁶ Isby, *Leave No Man Behind*, pp. 202–203.

¹¹⁷ シュワーツコフ『シュワーツコフ回想録』273–274頁。

別図



- ① : 1日目 (10月25日)、海兵隊部隊が北部パールス飛行場等を攻撃
- ② : 1日目、レンジャー部隊によりポイントサリナスを攻撃、後に陸軍空挺部隊を増強
- ③ : 1日目、首都近辺の目標を陸海特殊部隊が攻撃するも不十分
- ④ : 1日目夜、海兵隊がグランド・マル湾に上陸、翌日首都へ進撃

第 8 章

戦争プロパガンダと戦争報道

——ベトナム戦争から湾岸戦争まで

吉田 ゆかり

はじめに

戦争とメディアとの関係は過去においても現在においても深い関係にあり、特に民主主義国が戦争を遂行する上で、国内外の世論の動向は無視し得ない。そして、その国内外の世論は、メディア情報のあり方に大きく左右されるものである。また、情報化社会におけるメディアの発達、戦争遂行とその一環としてのプロパガンダ、報道規制等のあり方に大きな影響を与えており、その影響は益々顕著になってきている。

デジタル技術の発達により、様々な通信・メディア関連機器は高機能・小型軽量化され、情報の処理および伝達の速度を極限まで早め、その方法等を多様化・多元化した。また、急速なインターネットの普及は、情報発信の裾野を広げるとともに、大量の情報が迅速かつ広範に往来し、地球上のあらゆる場所から、昼夜を問わずいつでも、簡単に中継や情報発信が可能となった。加えて、その伝達者がプロのジャーナリストにとどまらず、個人等が行うことができるようになった結果、マスメディア以上に、個人等が活用しているソーシャルメディアの影響は大きく、メディア自体も多様化・多元化したと言える。一方で、戦時だけでなく、最近では新型コロナウイルス感染症や米国の大統領選挙等においても、信頼性を欠く情報が意図的にも非意図的にも飛び交う状況が発生し、それにより当事国間だけでなく、国際的にも混乱が引き起こされているのが現状である。

「戦争の最初の犠牲者は真実である (The first casualty when war comes is truth)」とは、米国の上院議員だったハイラム・ジョンソンが述べた言葉である。ただし、この言葉は、古代ギリシャの三大悲劇詩人のひとりであり、ギリシャ悲劇の確立者であるアイスキュロスの言葉という説など諸説あるようだが、いずれにしても、いつの時代も、現在のような高度な情報化社会にあっても、同じことが言える。

2022年2月、ロシアがウクライナに軍事侵攻した。自国の行動を正当化するために「プロパガンダ」を発信し続けるロシアと、国内だけでなく国際的な世論を獲得すべく、ゼレンスキー大統領の積極的な情報発信をはじめとした「国際的な PR 戦略」を展開するウクライナ、そして国民それぞれが SNS 等を活用して実施する情報発信と、戦争における新たな形態が生まれたと言える。そして、このロシアによるウクライナ侵攻をめぐる、フェイク情報やプロパガンダが拡散し、情報統制等ができない民主主義国家ではその対応に限界

を感じる事となり、民主主義の危機だとも言われている。そのような中、2022 年 11 月半ば、AP 通信がロシアのミサイルがポーランドに着弾したと報じたが、その後、その報道は誤報であると判明し、AP 通信が匿名情報を扱う内規に違反した記者を解雇するという事も起こっている。

現在はインターネットや SNS を介した情報が溢れており、われわれはどこにいても、世界中のどのような情報にもアクセスすることができ、また日々膨大な「情報」と接している。では、その情報をどのように扱うのか。そこで大事なものは、その溢れる情報を精査して扱う必要があるということである。「一部の人たちを常に、そして、全ての人たちを一時騙すことはできるが、全ての人をいつまでも騙し続けることはできない」とは、米国第 16 代大統領のエイブラハム・リンカーンの言葉であるが、その一つ一つの情報の真偽をどう見抜くのかも重要となる。加えて、その情報が「偽情報／フェイクニュース」と判別するのも大切であるが、「偽情報／フェイクニュース」と判明した場合に、その情報について、どのように対処するのかということも重要となってくる。

ただしその一方で、「フェイクニュース」という言葉の定義も様々であり、われわれはイメージ的に「捏造」や「改ざん」を連想しがちだが、一田和樹は「フェイクニュースには情報が誤っているものだけでなく、ミスリードしようとしているもの、偏った解釈あるいは誤った解釈、偏った形での部分的な事実の開示なども含める」としている¹。また、笹原和俊は「2016 年に全世界的に生じた偽ニュースの氾濫とそれが引き起こした混乱をきっかけとして、事実がどうかかわからない情報の代名詞として『フェイクニュース』という言葉が使われ始め、一部の人たちによって、都合の悪い事実や否定的な記事などに対しても用いられることがある」と述べている²。加えて、代表的な英語辞書の一つであるコリンズ辞書では、「ニュース報道の体裁で拡散される、虚偽の、しばしば扇情的な内容の情報 (false, often sensational, information disseminated under the guise of news reporting)」と定義されているとしている³。

いずれにしても、偽情報／フェイクニュースが、戦争当事国をはじめとした人々に与える影響は重大である。それに反撃するためには、真偽の確認（ファクト・チェック）とその結果の発信が大切であり、ただ事実を発信するだけではなく、発信する時期、方法、そして「なぜ人々が偽情報を信じてしまったのか」ということも分析・対処していく必要があり、その状況に応じた適切な対応が求められる。そもそも戦争自体も変容してきており、「情報」自体がもはや重火器等よりも「強力な武器の一つ」となっていることを認識する必要があり、その中で世論を動かす「メディア」の役割は、軍勢力と同等か、それ以上に大きなものとなると考えられる⁴。

¹ 一田和樹『フェイクニュース——新しい戦略的戦争兵器』（KADOKAWA、2018 年）7 頁。

² 笹原和俊『フェイクニュースを科学する——拡散するデマ、陰謀論、プロパガンダのしくみ』（化学同人、2021 年）14 頁。

³ 同上、15 頁。

⁴ 柴山哲也『戦争報道とアメリカ』（PHP 新書、2003 年）5 頁。

では、過去の戦争プロパガンダと戦争報道、メディアの対応の方針、実態等はどのような状況であったのか。また、どのような教訓が導き出されたのか。その教訓は、今日の情報戦、メディア戦等にどう活かしていけるのだろうか。そして、まだまだメディアの影響力が大きい今日、戦時においてもそのメディアの役割、戦争責任とは何なのだろうか。加えて、そのメディアとどのように関係を構築し、対応していくべきなのであろうか。

米国においては、ベトナム戦争の敗戦がきっかけで、その教訓を踏まえ、その後の厳しい情報管理および報道統制を実施し、特に湾岸戦争では更なる報道規制を徹底したとされている。

ベトナム戦争は、史上初めてテレビカメラが戦地に入った戦争である。自由に取材場所や時期を選択可能であり、一部の検閲はあったとされているが、正式な検閲もなかったため、戦争の悲惨さと残酷さを国民に伝えた。そのため、反戦感情が広がり、全面撤退に追い込まれたことから、メディアが終わらせた戦争とも言われている。

湾岸戦争は、戦争開始が初めてテレビで生中継された戦争である。ただし、ベトナム戦争の教訓を踏まえ、徹底的な報道統制・情報管制、そして厳しい検閲が行われた。「プール取材」と呼ばれる、少数の代表記者団のみが取材をできるという報道規制が、グレナダおよびパナマで試行された上で、この湾岸戦争で正式に実施された。そして、政府による完全な情報統制が行われ、政府がメディアに勝利した戦争とも言われている。

その後のコソボ紛争、アフガニスタン紛争、そして、イラク戦争と、戦時における報道対応は変化していくが、本章では1980年代をまたぐ形で、ベトナム戦争と湾岸戦争という、戦時のメディアとの関わり方が対極的な二つの戦争を主たる事例として取り上げる。そして、両事例における戦争報道の様相の差異を明らかにするとともに、その背景を考察する。

1. 戦争プロパガンダと戦争報道

(1) 戦争プロパガンダ

i. 戦争プロパガンダとは

「プロパガンダ」という言葉を聞いて、まず思い浮かぶのは、戦時に国民に対して実施されるものであり、それは国民の意思等を意図的に実施する側が望む方向に誘い込むもので、否定的なイメージや悪質なものといった印象が強い。佐藤卓己は、「プロパガンダ」を次のように定義している⁵。

通常「宣伝」と訳されるプロパガンダは、特定の目的に従って個人あるいは集団の態

⁵ 佐藤卓己「プロパガンダと情報操作」渡辺武達、田口哲也、吉澤健吉編『メディア学の現在』（世界思想社、2015年）179頁。

度と思考に影響を与え、意図した方向に行動を誘う説得コミュニケーション活動の総称である。あるいは、組織的なシンボル操作によって宣伝主体の意図を宣伝客体の「自律性」において実現することを究極目標とする情報活動である。情報の正確さ、出所の明示性に応じて、ホワイト／グレー／ブラックと色分けされることも多い。

また、その「宣伝」については一定の歴史的評価を帯びた概念であり、主に政治宣伝を指す「宣伝／煽動」、商業宣伝を意味する「広告」、更にはより公共的性格をもつ「公報／PR」などと多義的であるとしている⁶。それぞれの詳細は、以下のとおりである⁷。

① 「宣伝／煽動 (propaganda/agitation)」

プレハノフの定義を踏まえたレーニンの記述「宣伝者は一人あるいは数人の者に多くの思想を与える。煽動者は一つあるいは少数の思想を与えるに過ぎないが、その代わりに相手とするところは多数である……宣伝者は主に活字になった言葉を、煽動者は口から出るままの言葉を使用する」が一般に流布していると言っており、つまり、宣伝は論理的な内容を科学的に教育する方法であり、煽動は一般大衆向けに情緒的なスローガンを叩き込む方法であるとしている。

② 「宣伝／広告 (advertisement)」

情報操作行為として、一般にイデオロギー闘争または世論形成、つまり共同体の原理に従うものを「宣伝」と呼び、市場の原理にしたがう行為を「広告」と呼ぶ。しかし、現代の大衆消費社会においては、この差異も曖昧になる。

③ 「公報／PR (publicity/public relations)」

商業活動として行われる公示活動を「広告」と呼ぶなら、公的機関や集団が構成員の共通認識を形成する非商業的活動を「PR」あるいは「公報」と呼ぶ。理論的にはPRは「啓蒙」に近いが、現実には世論操作や労務管理に利用されており、機能上は宣伝に等しい。

古代ローマの軍人・政治家のユリウス・カエサルという言葉に、「人は見たいように見る／見たい物しか見ない／人は自分の望むものを信じたがる」というものがある。それは、「自分の意見や価値観に一致する情報ばかりを集め、それらに反する情報を無視する傾向」を「確認バイアス」と言い、見たいものを見て、信じたいものを信じるという、人間の性質を指摘している名言である。目の前に「見たい情報」があれば、発信源等を確かめずについ飛びついて、その真偽も疑わず、まずは見てしまいがちであり、状況によっては、疑いつつも信じてしまう場合もある。その結果、その事象に対して偏見をもったり、誤った判断をしてしまったりすることがあるため、客観的な判断ができるように、自分に都合の良い情

⁶ 同上、181頁。

⁷ 同上、181-182頁。

報だけでなく、逆の立場や意見の情報も幅広く集める必要がある。そして、そのようなとっさの行動には理性より感情の方が結びつきやすいとも言われている。

佐藤は、『ありそう』と思われた情報は、一度伝えられると、否定しても否定する行為が疑われる場合もあり、『言った者勝ち』になる可能性は高く、ステレオタイプはそれを解体するよりも喚起する方が容易であり、プロパガンダにおいては『攻勢防御』が基本戦略となる⁸。そして現在、ソーシャルメディアでは他者の興味関心が「いいね」やリボスの数として「見える化」されるので、多くの他者の反応が大きいことがわかると、その情報をより信じやすくなってしまい、そのような反応が連鎖していくというのである⁹。よって、マスメディアの情報発信よりも、インフルエンサーと呼ばれる個人の情報発信のほうが、その情報の拡散能力が高いため、影響力も大きいのである。そして、その情報は、真偽には関係なく、ただその情報発信の影響力の大きさによって拡散されることもあるため、注意が必要である。

ii. プロパガンダ史

佐藤は、次のようにプロパガンダ史を分析している¹⁰。キリスト教伝道の初期から、「伸ばす、繁殖させる、接ぎ木する」ことを意味するラテン語 *propagare* は使用されていた。1622年、ローマ教皇庁に創設された反宗教改革運動の推進組織によって、プロパガンダは布教活動に伴う使命感、啓蒙の姿勢が内包された概念となった。その後、プロパガンダはローマ教会と結びついた概念として成立し、世界システムにおいては「文明」を語った西欧による非西欧の支配原理として機能しはじめた。

一方、西欧内部では1780年代になると、反カトリック勢力が「プロパガンダ」に教皇の陰謀組織の存在をみるようになり、政治的に攻撃的な語感が強まった。その意識的なアナロジーから、フランス革命期には反革命勢力の間で、革命陰謀説のうちに「革命プロパガンダ」が浮上し、1848年革命までには革命陰謀説が広く流布した。現代のプロパガンダにおける重要な政治シンボル体系の成立にフランス革命が与えた影響は絶大であり、「自由・平等・博愛」、「一般意志」、「進歩主義」、「国民国家」などの理念等、具体的表象が登場した。

その後、活字メディアを中心とした社会主義運動の台頭により、陰謀論のプロパガンダのイメージは薄らいでいったが、今日の一般的な「宣伝／煽動」概念が普及する第一次世界大戦までは、両概念の指し示す対象は流動的であった。しかし、ソビエト連邦という社会主義国家の成立によって「宣伝」は前衛の使命感と結びついて、再び宗教改革時代に等しい情熱と積極的な意味をもつようになり、冷戦が終結するまで、社会主義圏および社会主義者においてプロパガンダは政治活動の中心を占めた。

⁸ 同上、182頁。

⁹ 笹原『フェイクニュースを科学する』58頁。

¹⁰ 佐藤「プロパガンダと情報操作」183-185頁。

第一次世界大戦の「戦時宣伝」は、国民総動員を可能にしたマスメディアと中央集権的な官僚制機構の発展を基盤として行われ、「プロパガンダ」を政治的的日常語に引き上げた。また、新しいメディアもこの戦争を境に飛躍的に成長した。更に、PR 活動は第一次世界大戦をスプリングボードとして米国で急速に発展し、1930 年代にはあらゆる政府機関・企業が PR に邁進した。第二次世界大戦は、この意味で、ナチ宣伝・共産主義宣伝・資本主義 PR が激突する、空前の「宣伝戦争」となった。今日、プロパガンダが政治的に低劣なニュアンスを持っており、PR がスマートな表現とみなされているとすれば、それは第二次世界大戦の勝敗に由来していると言われている。ヨーゼフ・ゲッペルス of 宣伝省やヨシフ・スターリンのコミンテルン、あるいは戦前日本の情報局 (1940 年まで内閣情報部) によって、虚実の別なく全体主義的な大衆支配の手段として宣伝が行なわれたことは事実であるため、そのようなニュアンスが強く根付いているのであろう。

冷戦後の世界では、世界においては民族による対立、宗教による対立などが複雑に絡みあっており、その結果、程度の差こそあるが、対立するあらゆる勢力によるプロパガンダ戦が、近代以降の戦争でも、実戦の一方で、必ずと言っていいほど展開されてきていると見られている。一例として、イラクとその指導者サダム・フセイン大統領に対するジョージ・ブッシュ・シニア米政権のプロパガンダ作戦は、慎重・細心に展開されたと分析されている。米軍の展開状況と世界の世論を見ながら、最初は控えめに、徐々に辛辣に、そして激しい非難へとエスカレートさせた。事実の誇張、不正確あるいは虚偽情報の混入など、第一次世界大戦以来の手口が総動員されたとされている。そして、当局の統制に服し、積極的に協力して国家の戦力となった米国のメディアは、この戦いで圧倒的な力を発揮したのである¹¹。

そして現在、ロシアのウクライナ侵攻においても、プロパガンダ作戦は展開されている。特にインターネット、SNS を活用した情報発信だけでなく、プロパガンダが当事国双方において展開されている。また、当事国以外の多くの国や地域の国民・市民もプロパガンダの対象となっており、世界規模で国際社会全体に働きかける戦略が展開されていると言える。プロパガンダは布教活動から始まったものであるが、現在では戦時に実施されるもののイメージが強く、戦争を優位な方向に進めるための一手段として、また国民や国際社会の同意を得るための一手段として活用されていることが伺える。

いずれにしても、昨今の戦争自体の変化、技術の進展等に伴って、情報発信の形態をはじめ、戦争プロパガンダも変容を見せてきていると言える。

iii. 戦争プロパガンダ 10 の法則

歴史学者アンヌ・モレリは、アーサー・ポンソンビーの著書である『戦時の嘘 (*Falsehood in Wartime*)』(1928 年ロンドンで出版) で論じられている、戦争プロパガンダの基本的なメ

¹¹ 木下和寛『メディアは戦争にどうかかわってきたか——日露戦争から対テロ戦争まで』(朝日新聞社、2005 年) 206 頁。

カニズムを説明する。モネリによれば、ポンソンビーが指摘したものは第一次世界大戦に限ったものではなく、「武力戦」であっても、「冷戦」や「あいまいな敵対関係」にあっても、この「戦争プロパガンダの法則」は実用的かつ有効な戦略として活用されている。そして、その戦争プロパガンダの「法則」は10項目に集約され、以下のように取りまとめている¹²。さらに、その法則は過去の戦争等においても当てはまり、むしろ戦略的に、そして巧妙に、使われてきたというのである¹³。

① われわれは戦争をしたくはない¹⁴

あらゆる国の国家元首、少なくとも近代国家の元首は、戦争を始める直前、または宣戦布告のその時に必ずといっていいほど、おごそかに、「われわれは、戦争を望んでいないわけではない」と、平和への意志を積極的に口にする。

② しかし敵側が一方的に戦争を望んだ¹⁵

われわれは「いやいやながら」戦争をせざるを得ない。というのも、「敵国」が先に仕掛けてきたからであり、「やむをえず」、「正当防衛」もしくは国際的な「協力関係」に基づいて参戦することになったという。そして、どの国も、戦争を終わらせるために戦争をしなければならないという矛盾に目をつぶり、今度こそ「最後の最後」だと主張する。

③ 敵の指導者は悪魔のような人間だ¹⁶

敵国の指導者その人に言及するのは偶然ではない。たとえ敵対状態にあっても、一群の人間全体を憎むことは不可能であり、相手国の指導者に敵対心を集中されることが戦略のかなめになる。敵国の指導者に注目を集め、敵の具体的なイメージを国民に示すことだという。

④ われわれは領土や覇権のためではなく、偉大な使命のために戦う¹⁷

近代においては、国民の同意がなければ宣戦布告ができない。多くの国では憲法によって、開戦に先立ち、国会での決議が必要とされている。その国の独立、名誉、自由、国民の生命を護るために戦争が必要であり、この戦争は確固たる倫理観にもとづくものとなれば、国民の得ることはそう難しくない。そこで、戦争プロパガンダは、戦争の目的を隠蔽し、別の名目にすり替えようとする。高尚な目的のためだと訴えるのだという。

¹² アンヌ・モネリ（永田千奈訳）『戦争プロパガンダ10の法則』（草思社、2002年）18頁。

¹³ 同上、3頁。

¹⁴ 同上、20-28頁。

¹⁵ 同上、28-51頁。

¹⁶ 同上、51-66頁。

¹⁷ 同上、68-88頁。

- ⑤ われわれも誤って犠牲を出すことがある。だが敵はわざと残虐行為に及んでいる¹⁸

「文化人」による「野蛮人」への制裁だと主張するためには、敵側が、積極的に残虐行為を繰り返していると訴える一方、味方の犯す過ちは、不本意なものであると国民に示さなければならない。国民のために、更には他国の民衆を救うために活動しており、自国の軍隊は国民から愛される軍隊であると信じ込ませようとするという。敵の攻撃を異常な犯罪行為とみなし、血も涙もない悪党だと印象づけるのがその戦略だという。

- ⑥ 敵は卑劣な兵器や戦略を用いている¹⁹

我が陣営は残虐行為を行わないし、ルールを守ってフェアな戦いを行なっているというのがよくある主張であるという。多くの場合、技術的な優劣が勝敗を決定するため、自分たちが使えない兵器を敵が一方的に攻撃に用いたり、自国がおこなうときには合法的かつ巧妙な戦略として有効な「奇襲」も、敵陣が仕掛けてくれば卑劣な行為と非難したりする。どこの国も、自分たちが使う可能性のない兵器または使うことができない兵器だけを「非人道的」な兵器とみなすという。

- ⑦ われわれの受けた被害は小さく、敵に与えた被害は甚大²⁰

戦時中の世論動向は、戦況によって左右されるため、戦況が思わしくない場合、プロパガンダは自国の被害・損失を隠蔽し、敵の被害を誇張して伝えるという。様々な情報で士気を煽り、国民に戦争の効果を説得しようとするという。

- ⑧ 芸術家や知識人も正義の戦いを支持している²¹

プロパガンダで国民の心を動かすには、効果的な表現手段をもつ、その筋の「プロ」に集まってもらうのが得策だという。感動は世論を動かす原動力であり、プロパガンダと感情は切っても切り離せないものだと言っていいため、すべての広告がそうであるように、プロパガンダも、人の心を動かすことが基本であるという。

これまでの戦争等でも、芸術家、知識人、地理学者等もプロパガンダに協力を求められたり、利用されたりしてきたという。

- ⑨ われわれの大義は神聖なものである²²

戦争の大義について、その大義は、特別なもの、正真正銘倫理的なものである、つまり、これは「聖戦」であり、まさに十字軍の戦いなのだと信じ込ませることが必要だという。実際、戦争プロパガンダには宗教的な意味合いを持つものも多く、「聖戦」という言葉には世論を動かす力があり、神聖な大義とあれば、何があっても守らなくてはならないと思わせることができるという。

¹⁸ 同上、88-111頁。

¹⁹ 同上、111-124頁。

²⁰ 同上、126-131頁。

²¹ 同上、131-151頁。

²² 同上、151-164頁。

⑩ この正義に疑問を投げかける者は裏切り者である²³

戦争プロパガンダに疑問を投げかける者はだれであれ、愛国心が足らないと批判される、むしろ、裏切り者扱いされるという。

戦争が始まると、もう誰も公然と戦う理由を尋ねたり、本来の意味を「ねじまげる」ことなく和平を口にしたりすることはできなくなる。メディアは、政治権力と密着した関係にあり、いざとなると、本当の意味で意見の多様性を守ることはできないのである。本来は、戦時にこそ政府の誤った決定を正せるように、言論の自由が保障されるべきなのである。

iv. プロパガンダの効果

戦争中に敵国に対するプロパガンダを展開する目的について、英国の文化人類学者・社会学者であるジェフリー・ゴラーは、次の五つのポイントをあげている²⁴。

- ① 軍事的な混乱を生み出すこと
- ② 軍の間で「闘争心」を失わせ、市民の間で戦闘を支持する気持ちを減少させること
- ③ 国内な分裂を起こすこと
- ④ 対戦国と軍事的に同盟関係にある国との間に分裂を起こすこと
- ⑤ 長期的な目的としては戦争後、大方の住民たちとの関係に従順さと協調性が得られること

戦争プロパガンダは、戦争当事国・相手国、そしてその国民だけではなく、国際社会に対しても使われるものであり、また戦時だけでなく、戦後も含めた上での影響が考えられた上で使われるものだということが伺える。

(2) 戦争報道

i. 戦争報道とは

戦争報道は、戦争が起こっている地域等取材し、そこで起こっている戦争の状況を報道することである。佐藤は「戦争報道は、報道の数あるコンテンツの中で、極めて関心の高いものである。戦場からの映像、更には戦禍の下にある人間の状況を切り取る写真は、社会の非日常を顕すものとして、人間の興味関心を呼びやすい」と述べる²⁵。

そもそも「報道」とは、特定の事件、事故、出来事等取材し、記事等を作成して広く

²³ 同上、166-180頁。

²⁴ ジェフリー・ゴラー（福井七子訳）『日本人の性格構造とプロパガンダ』（ミネルヴァ書房、2011年）198頁。

²⁵ 佐藤丙午「戦争とプロパガンダ——湾岸戦争の教訓」海外事情研究所『海外事情』（2022年11、12月号）17頁。

一般に知らせる行為であり、あくまで事実を客観的に伝えるものであると言える。作家アーネスト・ヘミングウェイは、「戦争は作家を鍛える」として20世紀の大戦争の戦場を渡り歩き、数々の名作を残したと言われているように、戦争報道はその他の報道と比べ、その報道を伝える主体にとっても関心の高いものであることが伺える。

ただし、その戦争報道は原則として、軍または政府から提供された映像や情報によって構成され、現地での取材ができない場合もあり、その場合は特に提供された情報に頼らざるを得ない。また、その情報が管理・操作されていることもあるため、戦時中の報道において、情報の真偽、事実の正確性・客観性を追求するのはそもそも困難なものと言える。加えて戦争報道は、戦争に至る原因や背景を、政治や経済あるいは軍事に関する直接的な対立といった面だけでなく、何世紀にもわたる国家間・民族間の争いを、広い世界観・歴史観に基づいてなされるべきものであるとも言われており²⁶、報道の中でも難しい分野に位置付けられる。

そのような点からも、戦争報道の客観性や中立性をどのように担保するかは、非常に難しい課題であると言える。現実的には、いずれかに偏りのある報道が多いのではないか。それでもなお、溢れる情報を幅広く集め、比較検討して、情報を精査し、客観性や中立性をもって知らせることが、メディアの重要な役割と言えよう。

ii. メディアとは

では、戦争報道を実施する「メディア」とは何か。メディア（media: mediumの複数形）とは、日本語では「手段、媒体」と訳され、あるところからあるところへ情報を伝える「導管」もしくは情報の「乗り物」のことである²⁷。メディアには様々なものがあり、テレビ、ラジオ、新聞、雑誌、電話、スマートフォン等の各種端末と、そのネットワークも含まれる。また、情報の発信者と受信者を結ぶ関係をつくるものがメディアであり、メディアの分析は映像・文字・音声といったその特性とともに、運ばれる情報内容とその特徴にも密接に関連してくる²⁸。

その他、メディア学においては、「情報」「メディア」「マスメディア」「コミュニケーション」「マスコミュニケーション」という五つの言葉が意味交錯して使われており、次のとおり定義されている²⁹。

- ① 情報：ある意味を他者に伝えるもので、ほぼメッセージと同義
- ② メディア：情報を伝える媒体
- ③ マスメディア：新聞や放送のように、多くのオーディエンス（視聴者・読者）に一挙

²⁶ 岡本卓「戦争報道ガイドラインに関する一考察」『放送研究と調査』（2003年10月号）20頁。

²⁷ 渡辺武達「メディアとは何か」渡辺、田口、吉澤編『メディア学の現在』2頁。

²⁸ 同上、3頁。

²⁹ 同上、8頁。

に情報を提供するメディア

- ④ コミュニケーション：情報をやり取りする行為
- ⑤ マスコミュニケーション：コミュニケーションを大量かつ同時的に行うこと

戦争報道におけるメディアとは、主にテレビ、新聞、ラジオ等のマスメディアとインターネットである。あくまで「媒体」ではあるものの、プロパガンダも報道も、この「メディア」を介して展開されるため、メディアについての理解は必須である。

iii. メディア戦争／メディア戦

英ウルヴァーハンプトン大学のスティーブン・バジー教授は、湾岸戦争を「最初のメディア戦争」と捉えている。そして、同戦争を題材に、戦時におけるメディア対応のあり方を議論している。バジーは、「湾岸戦争以降、戦争とメディアとの関係に大きな変化が起きたとして、地上戦であろうと航空戦であろうと、戦争を遂行する上でメディアの役割に考慮を払うことが不可欠になった。メディアによる戦場描写を味方にできるかどうか、今や戦争の帰趨を左右するようになった。また、軍とメディアの協力の失敗を教訓に、戦時におけるメディア対応の重要性が認識されるようになった」と述べた³⁰。

また、中国共産党の「メディア戦」は、日本および他の民主主義諸国への現存する脅威として出現している。中国のいわゆる「三戦」の一つとして、「政治戦」を下支えする「メディア戦」の存在が欠かせないものとなっている。バジーは、国防・安全保障研究の文脈で使われる「メディア戦争」という用語が初めて登場したのは1970年代半ばであるが、定着したのは1990年から1991年の湾岸戦争がきっかけであるとし、同戦争を契機として、軍隊による戦争の遂行と、民間の報道・通信メディアが当該戦争で果たす役割との間にあたる長年の政治的関係に、新しい重大な変化が生じたことが認識されたとみている³¹。

更にバジーは、「メディア戦争に対し小規模ながら際立った貢献を行ったのは英国であった」と述べている。英軍は、多国籍軍の中で、戦闘作戦に関する近年のメディア対応の経験が圧倒的に豊富であり、フォークランド紛争の結果、英国は海外展開時のメディア支援・対応のための専門部隊を創設した。この中には、護衛のための現役将校が含まれ、その後、慣習として広まった。また事実上、記者および所属するメディア会社は政府や軍との間で、紛争中に公表すべきではない内容を含め、広範な基本原則に合意していたということである。英国によるこうした経験が、全当事者にとってプラスの経験となり、1994年には英国の影響により、北大西洋条約機構（NATO）が広報（Public Relations）を「メディア作戦（Media Operations）」に改称し、メディア戦争と軍事計画の統合を重視したが、米国

³⁰ スティーブン・バジー「最初のメディア戦争」『令和3年度戦争史研究国際フォーラム報告書「歴史としての湾岸戦争」』（防衛省防衛研究所、2022年）7頁。

³¹ 同上、109頁。

は従来の用語である「広報 (Public Affairs)」を維持した³²。湾岸戦争においては、軍とメディアの協力が破綻したことが、ブッシュ大統領による戦闘行為停止の政治的決断の一因となったのであり、同戦争の結果として「メディア作戦」は軍事作戦の重要な要素として確立されたのである³³。「メディア作戦」の実施に当たっては、「メディア戦争」の性質等について理解した上で、その戦略および計画を策定し、行動していかなければならないと言える。

2. ベトナム戦争時の戦争報道

(1) 戦争報道の状況

ベトナム戦争では、テレビによって世界の人々が戦争の残酷さや無意味さを知り、反戦運動に立ち上がった結果、米国はベトナムから撤退を余儀なくされたと見られている。そのため、「ベトナム戦争」イコール「テレビが決めた戦争」というイメージを持つ人々が非常に多いのが事実である。例えば英国では、1968年から1976年にかけて王立防衛安全保障研究所 (RUSI) の所長を務めたスチュアート・メノール退役空軍少将のように、「テレビはベトナム戦争で米国民の士気を瓦解させるのに多大な役割を果たした」と見る人々がいた³⁴。

また、米国にとって朝鮮戦争は「挫折」であったが、ベトナム戦争は建国以来の初めての「敗戦」であり、米政府および軍が受けた強烈なトラウマは、「ベトナム・シンドローム」と呼ばれるようになる様々な後遺症を発現させたと言われている。

朝鮮戦争とベトナム戦争を比べてみると、対照的なこととして、米軍当局のメディアに対する扱いが挙げられる。朝鮮戦争では異常なほど厳しい検閲をし、報道を統制しようとしたが、ベトナム戦争では一転して手綱をゆるめた。軍事機密の報道を控える自主規制基準はあったが、朝鮮戦争時と比べれば「自由放任」とさえ言えるような状況になったのである³⁵。

つまりベトナム戦争は、米軍が報道の自由を大幅に認めた戦争であった。報道関係者はどこへ行くのも自由であり、多くのジャーナリストが戦場へと向かった。また、ベトナム戦争はメディアの中でもとりわけテレビが活躍した戦争であり、戦争の状況については、主にテレビで伝えられた。そして、メディアの役割は「テト攻勢」によって戦局をも変えることになった。

「テト攻勢」とは、1968年1月30日から北ベトナム軍および解放戦線が大規模な奇襲

³² バジー「最初のメディア戦争」113頁。

³³ 同上、119頁。

³⁴ 木下『メディアは戦争にどうかかわってきたか』131頁。

³⁵ 同上、136頁。

攻撃を行ったもので、最終的には北ベトナム軍および解放戦線側の敗北となったが、戦略的には成功を収めたとも言われており、また結果的に、ベトナム戦争の最大の転機になったとも指摘される。具体的には、テトと呼ばれる旧正月の期間は、南北ベトナム軍ともに休戦期間とする暗黙の慣例があったが、北ベトナムと解放戦線が大攻勢を開始した。サイゴンの米大使館、空港等が攻撃され、その様子がテレビで報道されるという前代未聞の報道が実施されたのである。それが米国民の反戦運動を大いに盛り上げることになり、リンドン・ジョンソン政権に大きな圧力を与えた。これが結果的に米政府の継戦意思の転機となり、その後の米国が「名誉ある撤退」という方針を模索するようになったと言われている。今なお、米政府が「ベトナム・シンドローム」を抜け切れていないと言われるほど、大きな影響を与えることになったのである。

ベトナム戦争当初の米軍のメディア対応は楽観的だったようで、厳しい検閲や取材規制の必要性を認識していなかった。サイゴンの記者団に課せられた検閲は全くなかったわけではないが、必要最低限のものであった。そして、「テト攻勢」以降には、現場の特派員たちに対して許容範囲内の検閲が実施されていた³⁶。

戦況の事態が深刻になっても、従来から続けられていた自由放任の取材や報道対応を変更することは、政治的に不可能だったようである。今更、報道統制を厳しくすれば、事態が深刻化していることを自ら認めることになり、見通しの甘さを批判されることになると考えられていた。加えて、報道統制を厳しくしすぎることにより、メディア戦での頹勢を招いたのではないかという朝鮮戦争の「戦訓」も、米軍上層部の脳裏にあったのは確実だろうと言われている³⁷。

ただし、米軍当局が報道対処に全く気を遣わなかったわけではない。気を遣ったのは、テレビの勃興によって、世論を形成するメディアの力が更に強大なものになっていたからである。テレビの勢力拡大は、メディアの一部に衰退・退場を強いたようにも見られたが、テレビが「一人勝ち」したわけではない。ラジオが勢力を占めていたときと同様に、新聞はテレビの番組を紙面で紹介するなどの共存策をとっていた。また、テレビによって新聞の価値が改めて認識され、評価されてもいた³⁸。

米国 CBS ニュースのワシントン支局長を務めたウィリアム・スモールは、「テレビは、ベトナムで初めて、戦争報道での恐怖の真実を視聴者に伝え、米国人に戦争に対する幻滅感を抱かせた。多くの若者が米国に対して冷笑的となり、リンドン・ジョンソンを政権の座から去らせることになった」と述べている。また、英国 BBC の解説者ロビン・ディは、「米国人を反軍的、反戦的にしたのは何よりも今のカラーテレビに映し出された戦争の映像だった」と述べている。また、「無制限なテレビ報道を許せば、たとえ正義の戦争でも行

³⁶ M・エメリー、E・エメリー、N・L・ロバーツ（大井眞二、武市英雄、長谷川倫子、別府三奈子、水野剛也訳）『アメリカ報道史——ジャーナリストの視点から見た米国史』（松柏社、2016年）、695頁。

³⁷ 木下『メディアは戦争にどうかかわってきたか』128頁。

³⁸ 同上、130頁。

うことができるかどうか疑われる。残忍な場面がそのまま映し出される。カラーテレビの画面では、血は真っ赤に映るのだ」とも述べている³⁹。つまり、戦時におけるテレビを介した戦争報道は、これまでの新聞やラジオによる戦争報道以上に、大きな影響があることを示していると言える。

(2) 教訓とその後

米国は、ベトナム戦争における失敗を、メディアに自由な戦争報道をさせたことにあったとして、その後の戦争等においてはメディアを排除するという行動に出る。

米国のベトナム戦争の敗戦は、世界の主要国にとっても強烈な衝撃となり、とりわけ西側諸国はベトナムでの「戦訓」を懸命に研究したと言われている。それは、米国が敗れたのは物理的な軍事力によってではなく、メディア戦の失敗によるものが明らかだったためである。国家の政治的な戦略と、民主主義の基本要件である言論・報道の自由との兼ね合いをどうするのかという問題が、改めて当局者たちに突きつけられたのである。1970年にRUSIが開催したセミナーで、国防省運用局のF・G・コールドウェル企画・補給部長が「将来、英国がまた戦争をすることがあるとすれば、テレビカメラを戦場に解き放してよいかどうかの検討から始めなければならない」と述べた言葉は、各国当局者が直面した課題を端的に表現していた⁴⁰。

そして英政府と軍当局は、フォークランド諸島での戦いで、ベトナム戦争の戦訓を十二分に活用する。それは「フォークランド方式」であり、政府・軍当局にとって好ましいモデルとなり、湾岸戦争をはじめ以降の戦争報道に大きな影響を及ぼしていくのである⁴¹。フォークランド紛争では、宣伝・メディア戦の一方で、英政府・軍当局はメディアの戦争報道を厳しく統制した。ベトナム戦争での戦訓研究を踏まえた統制は、次の4点を大要としていた⁴²。

- ① メディアがアクセスできる取材源をできるだけ絞り込む。
- ② 記者・カメラマンを従軍させるが野放しにはせず、軍規に服させる。
- ③ ニュース公表の時期決定権は政府・軍当局が握る。
- ④ テレビ中継はさせない。

戦況や彼我の損害に関する情報は、ロンドンの国防省で発表されるほか、英機動部隊に従軍する記者らだけに提供された。従軍する記者・カメラマンは、英国メディア企業に所属し英国籍を持つ 28 人に限定された⁴³。また、記事は「世話係」の検閲を受けて送られ、

³⁹ 同上、132 頁。

⁴⁰ 同上、159 頁。

⁴¹ 同上。

⁴² 同上、168 頁

⁴³ 同上。

ロンドンで国防省の担当官が再び検閲していたが、機動部隊の検閲官とロンドンの検閲官の判断は必ずしも同じではなかった⁴⁴。検閲官は、記事中の文章を勝手に一部削除したり用語を置き換えたりしたほか、更には事実関係まで修正した⁴⁵。

さて、フォークランド紛争とは、どんな戦争だったのか。フォークランド紛争は、アルゼンチンの侵攻に対して英国が手厳しく反撃した戦いであり、力を増し続けるメディアに対して政府・軍当局が反撃し、大きく押し返した戦いでもあったのである⁴⁶。

フォークランド紛争時の英政府・軍当局は、厳しい検閲を行うなどの高姿勢の報道対応に終始したが、メディア側の抵抗は全体的に微弱だった。当局の立場を極めて強いものにしてきたのは、戦場の地理的な特殊性であった。英国の本土から約 13,000 キロ離れた、はるか南大西洋上の離島であり、最寄りの陸地は敵国アルゼンチンで、軍に頼らなければ現地に行くことも記事や映像の送信も不可能だったのである⁴⁷。そのため、メディア側よりも軍当局の方が優位に立っていた側面があった。

そして、不利と見られていた英国であったが、結果として戦いに勝利し、その結果に世界は目を見張った。だが各国、とりわけ米国の政府・軍当局が注目したのは、英国当局の「メディアに対する勝利」であった。そのため、以後は米国がフォークランドの戦訓を懸命に研究することになる⁴⁸。

ベトナム戦争とフォークランド紛争には、いくつかの大きな違いがある。まず、地理的な特殊性であり、ベトナムは様々なルートや方法で戦場に行くことができたが、フォークランドは通常の交通手段では戦場の周辺にさえ行くことができなかった。次に戦争の特性であり、対ゲリラ戦ではなく正規戦だったことである。ベトナムでは、現地住民が米軍の情報を南ベトナム民族解放戦線に伝えるなど敵側に回るが多かったが、フォークランドでは住民が英国からの移民であったので、その心配はなかった。また、戦争の大義名分の有無、戦争目的の明快さも大きく違っていたと言われている。加えて、戦争の期間の違いもある。ベトナム戦争が米軍の本格投入から撤退までをとっても 8 年間と長く続いたのに比べ、フォークランド紛争はアルゼンチン軍の侵攻から英国による戦闘終了の公式宣言まで 79 日間と短期戦であり、ベトナム戦争時の米国のように、国民が戦争の犠牲の多さを意識し、戦争に倦み、疑問から反戦に転ずることはなかった⁴⁹。

米当局は、こうしたベトナム戦争との違いも踏まえ、戦時のメディア対策の原則を抽出しようとした。ジャーナリズム研究者のジャクリーン・シャーキーによると、英政権に「圧倒的に好意的な報道と政治的な勝利」をもたらしたフォークランド戦争時のメディア統制を、「有用な新しいモデル」として研究した米国防総省は、あからさまな報道統制に代えて

⁴⁴ 同上、169 頁。

⁴⁵ 同上、170 頁。

⁴⁶ 同上、172 頁。

⁴⁷ 同上、175 頁。

⁴⁸ 同上、180 頁。

⁴⁹ 同上、180-181 頁。

次のような「新しい管理テクニック」を打ち出したという⁵⁰。

- ① 戦場への接近、取材を制限する。
- ② 映像は好ましくない部分を削除し“消毒”する。
- ③ 当局に不都合な情報は隠す。
- ④ 軍事上の失敗・成功に事実と異なる説明をする。
- ⑤ テレビを優先し、新聞の役割を弱める。

国防総省が報道の管理統制マニュアルを公開したわけではないが、その後の経過を見ると、ほぼシャーキーの言うような対メディア戦略・戦術が設定されたことは間違いないと言える⁵¹。また、直接のメディア対策ではないが、

- 大義名分を確立して戦争目的を明快にする。
- 短期戦とするよう努め、泥沼化を避ける。
- できるだけ死傷者数を抑える。

という事項も、大原則として光を当てられたとのことである⁵²。これは、ベトナム戦争とフォークランド紛争の違いからもわかるように、メディア対策だけでなく、国民や国際社会に対する世論形成の点からも、効果ある大原則であると言える。

その後、米当局がフォークランド戦争に学んだ新原則をテストする機会は、翌 1983 年のグレナダでの作戦で早速やってきた。そしてその機会は、次の理由により「フォークランド・モデル」を実験するのに理想的だった⁵³。

- フォークランド同様に島であり、報道陣を遠ざけ、また選別して従軍取材させることができる。
- 対ゲリラ戦ではなく、グレナダ軍との大幅な戦力差から短期戦を見込める。
- 1000 人近い米国の若者救出という、米国人の心に訴える大義名分がある。

こうして、米当局は、フォークランド紛争で学んで再設定した、戦争遂行原則およびメディア対応の手法に自信を持った⁵⁴。

更に米国は、パナマで「対メディア戦」の戦訓を積み重ねる。政府寄りの報道があふれた背景には、ブッシュ政権が掲げた「麻薬との戦い」という大義名分が受け入れられたこ

⁵⁰ 同上、181 頁。

⁵¹ 同上、181 頁。

⁵² 同上、182 頁。

⁵³ 同上、183 頁。

⁵⁴ 同上、186 頁。

ともあつたらう。だが、グレナダの経験を経て磨きをかけた米政府・軍のメディア対策が、力を発揮したことも確実である。

パナマでは、米当局は新しい方式を導入する。前線への立ち入りを厳しく制限しながら、少数の記者とカメラマンを選抜して代表取材させる「プール」システムである。グレナダで厳しい取材統制を受けた米メディア側の不満は強かった。米当局もメディア側の反発を無視できなくなり、そこで妥協策として登場したのが「プール」システムだったのである。ただし、これも従軍記者団の代表取材団であり、英国の戦訓に学んだものと言える⁵⁵。パナマでの「プール」システムも、「奇妙な盲目的愛国主義」が国内報道にあふれる一因となった。米当局は、「フォークランド・モデル」によるメディア管理に、ますます自信を深めたのである⁵⁶。

このように、ベトナム戦争での教訓に加えて、英国のフォークランドでの経験を踏まえ、米国はグレナダおよびパナマで新しいメディア対応の形を試行し、一つの形を形成していった。その形は、その後の湾岸戦争で、メディア統制の強化として本格的に実施されることになる。

3. 湾岸戦争時の戦争報道

(1) 戦争報道の状況

i. 「プール制／代表取材制」と「情報操作」

湾岸戦争は、生中継による最初のテレビ報道戦争であり、おそらく歴史上初めて、民間商業映像業者が国際世論を大きく動かした事例であった⁵⁷。また湾岸戦争では、テレビは情報を操作する人たちによって生みだされたイメージの鏡であると位置付けられた⁵⁸。加えて、湾岸戦争はメディア特性を持つテレビを利用した、最初のプロパガンダ戦争であったと言われた⁵⁹。

湾岸戦争では、米国 CNN が世界的に一躍有名となった。CNN は当時、イラク側から唯一バグダッドに残ることを許された、米国のニュース専門のテレビ局である。通信機器の発達により、現地で起こる一瞬一瞬が距離を超え、私たちの目にそのまま飛び込むようになった。戦争の実情が、リアルタイムに世界中の各家庭に届けられたのである。その報道内容は、事実を描写したものが中心であったかもしれないが、戦争指導者は、それぞれの報道内容が引き起こす反応を計算し、ある場合は政治的思惑を込めてそれら进行操作し、あ

⁵⁵ 同上、188 頁。

⁵⁶ 同上、189 頁。

⁵⁷ 佐藤『戦争とプロパガンダ』13 頁。

⁵⁸ 門奈直樹『現代の戦争報道』（岩波書店、2004 年）20 頁。

⁵⁹ 同上、22 頁。

る場合は反応を利用しながら、報道との関係を構築していった⁶⁰。

湾岸戦争における報道対応では、「プール制／代表取材制」と「情報操作」が大きな特徴である。まず「プール制／代表取材制」とは、「前線取材に際して、軍当局が認めた少数の記者にのみ取材を許可し、それで得た情報や映像を取材に参加できなかった他の記者と共有する仕組み」であり⁶¹、グレナダやパナマでも試験的に用いられたこの方法が、湾岸戦争では本格的に使われた。統合参謀本部議長コリン・パウエルは、国防長官ディック・チェイニーとともに臨んだ記者会見で、はっきりと記者団に次のように要求している。

あなたがたが何か情報をつかんだときに、自主的な規制をしてくださるようお願いしたいと思います。(中略) つねに、われわれの部隊を保護するための作戦上の保安措置の必要性和秤にかけてください。何をにおいてもまずそのことを優先すべきであると考えています⁶²。

この「自主的な規制」と「われわれの部隊を保護するため」というキーワードは、湾岸戦争終結まで報道を縛り続けることになる。メディア側は米兵の生命を守るという大義名分に抵抗できず、また、それを無視した場合には報復されるのを恐れていたという。メディア側にとってとりわけ恐怖だったのが、取材の「プール」から外されることだった⁶³。「プール」から外されれば「現場」に行けなくなってしまうため、それは報道機関にとって最大の苦痛であり、特にテレビ局にとっては死活問題であった。「プール」が取材した記事や映像は平等に配信される約束となっていたとはいえ、できる限り「現場を踏む」ことは取材者の鉄則であり、とりわけベテラン記者にとっては本能のようになっているのであった⁶⁴。

そして、「プール」に入ることができた記者たちは、フォークランドで英国の記者が、パナマで米国の記者が経験したように、兵士に仲間意識を持ち、ともすれば軍寄りで「愛国心」な心情を持ちがちになった。そして、「プール」は更に一種のエリート意識と特権意識を持たせて記者や所属メディア同士を分断し、一致団結した当局への要求や抗議行動を妨げた⁶⁵。

米国の「プール」の原型は、フォークランドの英国従軍記者団にあった。当時の英国記者団は現地と本国の国防省で二重の検閲を受けねばならず、しばしば記事が勝手に書き換えられた。湾岸戦争の米国では、ここまであからさまではなかったが、記事や映像は送稿

⁶⁰ 佐藤『戦争とプロパガンダ』16頁。

⁶¹ 藤田博司『アメリカのジャーナリズム』(岩波新書、1991年)185頁。

⁶² 木下『メディアは戦争にどうかかわってきたか』199-200頁。

⁶³ 同上、200頁。

⁶⁴ 同上。

⁶⁵ 同上。

前に軍の担当者によって「検討」と呼ばれる点検を受けなければならなかった⁶⁶。

また、湾岸戦争時における情報操作についての有名な事例としては、「海鳥が油まみれになっている姿の映像」および「ナイラの証言」である。特に「ナイラの証言」は、国際社会にも大きな影響を与えた事例である。この事例は、クウェートから脱出した少女ナイラによる、クウェートの病院でイラク兵が保育器から赤ん坊を床に投げ落とす恐ろしい光景を目の当たりにした、という証言であったが、『ニューヨーク・タイムズ』のジョン・マッカーサー記者の調査で、ナイラの証言が仕組まれたものであったことが発覚する。ナイラの身元は「被占領下のクウェートで家族が報復されることを防ぐために」という理由で秘密にされていたが、それは嘘を隠すための措置で、このナイラが、実は在米クウェート大使の一人娘であり、米国育ちでクウェートには行ったことすらなかったというのが真実だったのである⁶⁷。

また、米政府・軍当局は、情報操作を厳重に行っていた。意図せず情報が流れることに問題があると認識していたため、情報発信の「蛇口」を絞るなど、内部からの情報漏れを厳重に防止する一方で、情報発信する場合には、情報を選択的に公表したり漏らしたりして報道を誘導していたと言われている。

湾岸戦争における情報操作は、「プール取材」という名の検閲体制と自主規制措置で具体化された、情報コントロールの実体である。情報コントロールは、メディア管理と世論操作を目的にしたものであり、軍の行動上の便宜を図ることと、戦争そのものの正当性を訴えるために行われたのである⁶⁸。そして、軍の行動上の便宜を図るということで採用されたシンボルは「国家の安全」「国益」であり、戦争の正当化では、「正義の戦争」というキャッチフレーズが飛来した。このようなシンボルやキャッチフレーズは、近代戦争で為政者が戦争行為の有効性を高めるために使用し、これらの用語をちりばめ、最新の情報技術を駆使して反復された膨大な量の情報が人々を圧倒した。これらの要素が、湾岸戦争報道の特徴であったと言われている⁶⁹。

ii. ルール

湾岸戦争を特徴付けるものとして、メディアと軍の間に立ちはだかった二つの文書がある⁷⁰。1991年1月14日付の『『砂漠の盾作戦』グラウンドルール（行動ルール）』と⁷¹、「ニュース・メディアのためのガイドライン（指針）」である⁷²。

『『砂漠の盾作戦』グラウンドルール（行動ルール）』は、部隊の兵力や装備をはじめと

⁶⁶ 同上、201頁。

⁶⁷ 武田徹『戦争報道』（ちくま新書、2003年）153-154頁。

⁶⁸ 門奈『現代の戦争報道』37頁。

⁶⁹ 同上。

⁷⁰ 朝日新聞社『メディアの湾岸戦争』（朝日新聞社、1991年）39頁。

⁷¹ 同上、39-43頁。

⁷² 同上、41、43-46頁。

する報道禁止の情報項目を列挙していた。また、「ニュース・メディアのためのガイドラインは」、報道機関関係者の行動の、細部にわたる注意事項等について示していた。特派員が米統合情報局に登録して米軍を取材するためには、この二つの文書に書かれた内容を了承し、遵守を誓わなければならなかった。英軍も同日付で「国防省情報ガイドライン」を出しており、米軍とほぼ同様のメディア管理・統制を明文化している。またフランスも1月10日、国防省とメディアが「エスコート士官」の同行や代表取材方式の導入を合意した⁷³。

「プール」に参加できたのは、世界中からサウジアラビアに集まった記者・カメラマンら約1,400人のうち、約200人にすぎなかったと言われている。米国と英国のメディアからの特派員がその大半を占め、単独取材しようとする「御法度破り」の記者らは、容赦なく拘束された⁷⁴。

ここで興味深いのは、米国の放送界には明確な番組放送基準がない一方で、英国の公共放送BBCには戦争報道の指針（War Guideline）が存在し、1991年の湾岸戦争と2003年のイラク戦争にあたって、それぞれで指針を発表している点である⁷⁵。この二つの指針を比べたときに明確なことは、湾岸戦争の指針が「BBCといえども軍にいわば迷惑のかかるような報道をするのは本意ではない」という立場を示しているのに対して、イラク戦争の指針では、そうした「軍への配慮」が見られず、報道機関としての使命と責任だけを強調していることである⁷⁶。

このように、英国においては英軍がメディア管理・統制を明文化している一方で、メディア側も戦争報道に際して、一連の規制を踏まえた上で積極的に戦争報道の指針を示し、対応していたことが伺える。戦時の政府・軍当局側の報道対応とメディア側の報道の指針については、それぞれが世論に影響を与える戦争報道のベースとなるものであることは間違いない。

（2）教訓とその後

「湾岸戦争は終わった。報道機関は敗れた」とは、終戦後間もなく開かれたナショナル・プレスクラブでのフォーラムで、ベトナム戦争時に国防総省の首席報道担当官を務めたバリー・ゾルシャンが述べた言葉である。『ニューヨーク・タイムズ』のメディア担当記者マーチン・アーノルドも「今度の戦争で負けたのは、イラクとメディアだ」とインタビューに答えて語っている⁷⁷。

『ワシントン・ポスト』紙の元編集局長ベンジャミン・ブラッドリーは、十分な報道を展開するには時間がなさすぎたと振り返る。「この戦争は、とんでもなく早く終わったんだ」。彼が言うように、ごく短期間で戦争が終わったため、多くのことが報道されないまま

⁷³ 木下『メディアは戦争にどうかかわってきたか』202頁。

⁷⁴ 同上、204頁。

⁷⁵ 岡本『戦争報道ガイドラインに関する一考察』20頁。

⁷⁶ 同上、22頁。

⁷⁷ 木下『メディアは戦争にどうかかわってきたか』224頁。

になった。後でニュースになっても、インパクトは著しく弱まった。だが、この「時間を与えない」ことも、政権側の対メディア戦略の重要な一環だった⁷⁸。

そして湾岸戦争においては、CNNを筆頭に、軍が提供したものを含めた派手な映像とトークで視聴者をひきつけたテレビを報道合戦の「勝ち組」とすれば、統制でほとんど身動きもできなかった感がある新聞や雑誌は「負け組」に分類されるだろう。一方、「政府・軍当局対メディア全体」という図式でとらえると、勝者は明らかに当局側だった。

湾岸戦争終結後、イラク戦争においては、「エンベット（埋め込み）」と呼ばれる方式が使われた。エンベットは、記者が1、2人ずつ部隊に組み込まれ、米軍と共に生活をし、共に戦地に赴くというものだった。「報道機関の従軍が認められたことで、マスメディアは戦争の現場にアクセスすることができた。そのためか、この戦争報道の評価については、湾岸戦争の時のようなマスメディアの全面的な敗北という声はほとんど聞こえず、むしろ、マスメディアには充足感が伺えた」と言われている⁷⁹。

これまで取材を全面的に排除してきた米軍の対応が一転し、制限はあるものの、米軍の行動が独占的に取材できることは、メディアにとって魅力があった。しかし、米軍の発表する情報しか得られないという点においては、戦争全体から見ると、限定的・局所的な取材であったと言える。一方で、記者やカメラマンが米軍と行動を共にするということは、米軍に命を預けるのと同じであり、米軍側に感情移入することになり、政府や軍寄りの報道になっていくのは当然であったとも言える。

4. 戦争報道とメディア

(1) 戦時のメディアの役割

木下和寛は「人類の歴史は戦いの歴史でもあった。物理的な戦いが戦争であり外交・政治は非物理的な戦いである。情報の収集力と発信力は国家にとって経済力・軍事力と並ぶ『戦力あるいは国力』と言える。その意味で、情報を媒介するメディアは、国家にとってはうるさい批判者・監視者であると同時に強力な武器ともなってきた」と述べている⁸⁰。メディアの世界における「強国」と言われる国は、第一次世界大戦までにはほぼ形成されていたと言われており、具体的には英国、ドイツおよびフランスの西欧の主要国、そして米国である。強い経済力を持つ国は、軍事能力もメディアも強力となった。経済力は技術を育てて武器装備を発達させ、兵員となるべき人口を増やし、情報を求めてメディアの発達を促した。「経済 (Money)」、「軍事 (Military)」、「メディア (Media)」という「三つのM」が

⁷⁸ 同上、225頁。

⁷⁹ 石澤靖治『戦争とマスメディア——湾岸戦争における米ジャーナリズムの「敗北」をめぐって』（ミネルヴァ書房、2005年）268頁。

⁸⁰ 木下『メディアは戦争にどうかかわってきたか』3頁。

国家のパワーとなったのである。米国では、1933 年に登場した第 32 代大統領フランクリン・ルーズベルトがメディア、とりわけラジオという新しいメディアの可能性を最も明確に理解し、徹底的に利用して、米国を「三つの M」を兼ね備えた強国に育てた指導者であった⁸¹。

過去、第二次世界大戦時の日本やドイツ、ソ連などはメディアを強権で統制しようとし、米国や英国はおおむね自立性・自発性を尊重して、味方に引き入れようとしたと言える。両者の姿勢の違いの背景には、政治体制に加えて、メディアの伝統と力という要素もあるが⁸²、戦時という状況において、国内外の世論形成や戦争報道のあり方、メディアとの関係構築等について、戦争の教訓を次の戦争に活かしていることは事実である。

そもそも戦争で勝ち抜くためには、明確な戦略と適切な戦術の組み合わせが必要であると言われる。「戦略」とは、目標または目的を効果的に達成するための大規模かつ長期的な方法であり、戦争の総合的な準備、計画、運用の方法である。「戦術」とは、戦略により定められた構想に従って、実際の作戦や戦闘などを効果的に行うための、戦略と比べて小規模かつ短期的な方法である。

これからの戦いを考えるときに、メディア戦争においても、戦略と戦術が必要である。木下は、メディア対策の目標と戦略について、概ね次のようになると整理している⁸³。

- 目標
政府・軍当局に有利なニュースが発信されるようにし不都合な情報発信は抑制して国際・国内政治および戦争遂行の力とする。
- 戦略
 - ① 新聞、雑誌、テレビ、ラジオなどメディアの影響力を評定する。
 - ② メディアに情報を提供することによる効果や損失を他の諸条件を勘案しながらさまざまなケースを想定して事前評価する。
 - ③ 提供方法や提供の限度、検閲など抑制の方法の概要を決定する。
 - ④ 不都合な記事が発信されてしまった場合のダメージ・コントロールの方針を定める。
 - ⑤ 必要な法制・組織を整備する。

ただし、これからはマスメディアだけではなく、個人等が情報発信するソーシャルメディアについても、その対応が求められる。情報を伝える主体が、マスメディアだけではなく、世界中の一個人にまで多様化したのである。その発信される情報は、個人の価値観等に委ねられており、即時性と拡散性も高い。インフルエンサーが情報発信した場合には、

⁸¹ 同上、37 頁。

⁸² 同上、106 頁。

⁸³ 同上、105–106 頁。

その情報の真偽に関係なく、瞬く間に情報は拡散する。場合によっては、偽情報が事実かの如く、世界中に発信されるのである。そのような場合には、メディアがファクトチェックをして事実を情報発信することで、国民や世界の混乱を鎮める役割を担うことができるであろう。また、その役目はメディアだけに期待するのではなく、ソーシャルメディアを活用した情報の発信を活用することが必須である。そのソーシャルメディアの活用と言っても、政府・軍当局自らが行うことも、インフルエンサーと呼ばれる第三者、既存のメディア機関等が行うことも含めて、複数の発信者が実施していくことになる。そして、今や国民ひとりひとりが情報発信者となっていることから、それも大きな影響を与えていることを忘れてはならない。だが、メディアというものが、戦時における一つの大きな武器であるということに変わりはないと言えよう。

(2) メディアの報道責任

かつて新聞やラジオ放送が主であった戦争報道は、今ではテレビが通信衛星によって戦場を生中継で私たちの眼前に伝え、またソーシャルメディアによって、現場の最前線の情報を即時に見ることが可能となった。しかし他方で、戦争の現場で取材しているジャーナリストたちと、切り取られた情報としてのみ見ることのできる一般の人々の間で、見えるものに大きな違いがあるのも事実である。そして、報道された内容の正確性や客観性等についても疑問が残る。それが「フェイクニュース」の存在でもある。

一田和樹は、現在ここまでフェイクニュースが大きな問題となっているのには理由があるとし、「ネット世論操作は近年各国が対応を進めているハイブリッド戦という新しい戦争のツールとして重要な役割を担っている。ハイブリッド戦は、経済、文化、宗教、サイバー攻撃などあらゆる手段を駆使した、なんでもありの戦争を指す。この戦争に宣戦布告はなく、匿名性が高く、兵器を使った戦闘よりも重要道が高い。そのためフェイクニュース、ネット世論操作はハイブリッド戦という枠組みの中で考える必要がある」と述べている⁸⁴。そして、われわれ自身が、戦争報道として発信された情報を見るときに、その情報自体だけではなく、歴史・文化・民族・国家など、戦争の背景にある全てに対する適切な理解をした上で情報を見ることが必要であるため、メディアの任務と責任は極めて重要なものになっている。メディアには、そこにある事実だけでなく、その背景も踏まえた上での報道が求められるのである。

最後に、作家であり、アメリカン大学の国際政治学者であるハミド・モワラーナ名誉教授が提案している、「国際倫理綱領」というものを紹介したい。これは、紛争状況におけるマスメディアのためのガイドラインとなるものである⁸⁵。

⁸⁴ 一田『フェイクニュース』6頁。

⁸⁵ Hamid Mowlana, "Communication, World Order and the Human Potential: Toward an Ethical Framework," in *The News Media in National and International Conflict*, ed. Andrew Arno and Wimal Dissanayake (London: Routledge, 2019), p. 34.

【国際倫理綱領】（抜粋）

一 戦争の抑止と平和の促進

しばしば指摘されているように、もし、国際メディアが戦争に動員されたり、緊張関係を悪化させたりすることができるのなら、なぜその逆のことができないのか。国際メディアは、以下のことを実践すべきである。

- ・ 紛争の平和的解決策に関する情報を増加する。
- ・ 敵対地域の住民を人間として扱わないような相互に対する悪イメージを打ち砕く。
- ・ 論議されている問題を伝える報道の中に隠された偏見に注意する。
- ・ 一触即発の危機になりうる状況に早くから注意を向ける早期警告の道具としての役割を果たす。
- ・ 敵対者に対して紛争の平和的解決法を喚起する。
- ・ 紛争の調停者の威信を高める。
- ・ 敵対する双方の側の紛争調停者を相互に接触させる。

ここにも記されているように、メディアは「戦争の抑止と平和の促進」のために、重要な役割を担うことができる存在なのである。

おわりに

総力戦の時代の幕開けとなった第一次世界大戦、「正義の戦争」と位置付けられた第二次世界大戦、米国にとって最初の負け戦となった「不名誉」なベトナム戦争、軍事大国としての米国の名誉挽回を課せられた湾岸戦争が起こった 20 世紀は、「戦争の世紀」とも呼ばれる。続く 21 世紀は、デジタルテクノロジーの劇的な発展により、デジタル機能が社会のあらゆるシステム、政治、経済などの様々な分野で急激な革新を促進した。インターネットやソーシャルネットワークの普及は、戦争報道にも大きな影響を及ぼしている。ロシアによるウクライナ侵攻で起きていることは一種の情報戦とも言えるものであり、情報発信が SNS などの多様な手段によって実施されており、そこには偽情報やフェイクニュースもあれば、国民の意識を高めるような情報もあり、情報が一つの武器であることが改めて理解される。

従来はマスメディアが能動的に発信した情報を人々が受動的に受信する時代であったが、今や様々な発信者が世界中の様々な場所から自由に発信することができ、その情報を受信する側も、任意の時間や場所で、多様な方法を用いて能動的に選択することが可能となった。ただし同時に、その情報が自分にとって興味のある情報や、都合の良い情報に偏っている可能性があることも忘れてはならない。

戦時においても同様である。これまでのメディアを通じた戦争報道だけでなく、戦争当事国の一国民が情報発信者となっている。そこには、プロパガンダ目的で発信された情報やフェイクも存在する。そして、情報の正確性や信憑性が高いからといって情報が拡散されるわけではなく、情報が拡散されるツールであったり、拡散する人がインフルエンサーであったりと、色々なバイアスで情報が拡散される側面がある点も特徴的である。

木下和寛は、「民主主義を標榜する国家の当局とメディアは、互いに必要としながら、ときに対立しときに馴れ合い、主導権を握ろうと懸命になり、互いを鍛えあってきた。この根底にあったのは、メディアには単に報道するだけでなく解説や批評をするジャーナリズム性、批判精神が必要であり、これがあればこそ、報道が国民に、世界に受け入れられるという共通認識である。メディアを自在に活用した米英の強力な指導者は、この本質を十分に理解していた。ナチス・ドイツの総統ヒトラー、そして宣伝相ゲッベルズはこの点についてルーズベルトやチャーチルには及ばなかった。日本は……言うまでもないだろう」と述べる⁸⁶。また、「ある国の発言が世界に響いてゆくのは、軍事力と経済力の裏付けがあり、それが行使されれば世界の運命に影響するという状況があるためである。しかし、発言を発信する『言いふらしの力』、すなわちメディアの力が弱ければ、その国の意図は世界に理解されず、孤立して衰勢に向かう。日中戦争から第二次世界大戦にかけての日本、ドイツが典型的な例である」と分析している⁸⁷。

ハイブリッド戦や世論戦、そしてメディア戦を考えたとき、戦争プロパガンダや戦争報道がどのようなものであるかを認識した上で、メディアの役割を理解し、メディアとの関係をどのように位置付け、対応していくのかを整理する必要がある。しかも現代は、報道コントロールを図る側に、PR企業という新しい要素が加わってきている。また、インターネットは極めて有用な情報発信のツールであり、メディアを活用する対応は当然のことであるが、ソーシャルメディア等への対応が迫られている時代でもある。

仮に日本が当事国となったとき、あるいは平時やグレーゾーンと呼ばれる段階においても、果たして自国で起きたこと、起きていることをしっかりと伝えることができるのか。一つの武器として「メディア」をどのように活用していくのか。時代に応じた情報発信の形を構築し、その一方でメディアリテラシーを高め、柔軟かつ適切に対応していく必要がある。そのためにも、時代に応じた広報のあり方や当局とメディアの関係性を、不断に検討していくことが求められよう。

⁸⁶ 木下『メディアは戦争にどうかかわってきたか』347頁。

⁸⁷ 同上、346頁。

第 III 部

アメリカ外交の展開と同盟関係の発展

第9章

西欧安全保障における「包括化」の胎動と米欧関係

——NATO「南方側面」の変容を手掛かりに

伊藤 頌文

はじめに¹

安全保障環境の激変を経験しつつある今日の世界にあって、その背景となる歴史の再検討はひととき大きな重要性を帯びる。とりわけ、現行の国際秩序の担い手となってきたアメリカの優位が揺らぐと同時に、その枢要な同盟相手として四半世紀以上にわたって相対的な安定を享受してきたヨーロッパで、国際社会の原理原則が露骨な形で蹂躪されたことの衝撃は計り知れない²。この趨勢は世界全体に甚大な影響をおよぼすことになるだろうが、その秩序が形成された来歴を理解する必要性も同様に高まっている。

上記の問題意識から米欧関係と現代ヨーロッパの安全保障を論じるとき³、現在につながる重要な変化が生じたのが、1980年代を中心とする時期であった。当時の国際環境に加えて地域的な問題が顕在化し、そこに北大西洋条約機構（North Atlantic Treaty Organization: NATO）や欧州共同体（European Communities: EC）などの国際機構を交えた、特有の政治力学が作用したのである⁴。なかでも、20世紀後半の世界を覆った冷戦との連動は論を俟たない⁵。70年代のデタント（*détente*）と呼ばれる緊張緩和の時代が過ぎ去り、厳しい東西対立が80年代に再燃したという通説的な理解も広く知られていよう⁶。ひるがえってヨー

¹ 本章は、以下の拙稿を下敷きに大幅な加筆修正を施したものである。伊藤頌文「西欧安全保障における「包括化」の胎動と普遍的価値——1970～80年代の地中海情勢を焦点に」『安全保障戦略研究』第4巻第2号（2024年3月）1-18頁。また、本章はJSPS科研費（課題番号22K13357）による研究成果の一部である。

² この問題を鳥瞰的に論じた最新の業績として、田所昌幸『世界秩序——グローバル化の夢と挫折』（中公新書、2025年）。

³ 今日に至るヨーロッパ安全保障の総説は、たとえば以下を参照。David Galbreath, Jocelyn Mawdsley and Laura Chappell (eds.), *Contemporary European Security* (London: Routledge, 2019); Roberta N. Haar, Thomas Christiansen, Sabina Lange and Sophie Vanhoonacker (eds.), *The Making of European Security Policy: Between Institutional Dynamics and Global Challenges* (London: Routledge, 2021)。

⁴ 本章では「西欧」という表現を、ヨーロッパにおける自由主義陣営、すなわち当時のNATOやECの領域と概ね重なる空間と捉え、両機構に属していない国家も含めて広義的に用いる。

⁵ 近年の包括的な著作としては差し当たり、O・A・ウエスタッド（益田実監訳）『冷戦——ワールド・ヒストリー』上下巻（岩波書店、2020年）。

⁶ この時代を扱った主要な研究として、Leopoldo Nuti (ed.), *The Crisis of Détente in Europe: From Helsinki to Gorbachev, 1975–1985* (London: Routledge, 2010); Kiran Klaus Patel and Kenneth Weisbrode (eds.), *European Integration and the Atlantic Community in the 1980s* (Cambridge: Cambridge University Press, 2013); 益田実、齋藤嘉臣、三宅康之編著『デタントから新冷戦へ——グローバル化する世界と揺らぐ国際秩序』（法律文化社、2022年）。

ロッパ冷戦の文脈では、軍事的緊張が再び高まった一方で、デタントを維持する努力が続けられ、冷戦終結の様々な伏線も敷かれるなど、当該期の事象はひととき大きな意味を有した⁷。

ここで、アメリカの政治的・軍事的動向と当該期のヨーロッパ情勢の関係性について、若干の説明を要しよう。本章は米欧関係に着目しつつ西欧国際関係の諸相を検討するが、第二次世界大戦後のヨーロッパ秩序は、多分にアメリカの関与によって形成された側面が強い。西欧諸国の経済復興を後押ししたマーシャル・プランを筆頭に⁸、アメリカの巨大な資本投下は不可欠であったし、同国は「招かれた帝国」として欧州統合にも力強い支持を与えた⁹。そして、NATO を介した西欧安全保障に対するアメリカの政治的・軍事的貢献は、文字通り圧倒的であった。冷戦期の西欧世界においてアメリカの存在は所与の条件として埋め込まれ、同時にアメリカの冷戦戦略にもヨーロッパとの関係が色濃く反映された。その意味で、冷戦の対立構造が再び立ち現れた 1980 年代のヨーロッパを論じることは、同時代のアメリカの立ち位置を逆照射することにもつながるのである。

また本章では、現行の国際秩序において半ば自明の前提とされる自由や民主主義、人権といった価値をめぐる問題にも着目する。戦後の西欧世界を支える両輪であった NATO と EC の関係性でいえば¹⁰、当該期は前者の下支えを受けた後者が統合を深化・拡大させたという特徴を有したが¹¹、経済統合と政治的安定が安全保障にも与するという共通認識が醸成され、そこに上記の規範的な概念が援用された。すなわち、今日に至るヨーロッパ安全保障の「包括化」とも呼び得る現象が、この時代に胎動を始めたといえる。ただし、国際機構を通じた政策目標の収斂と、価値をめぐる西欧諸国の政策協調が当該期に実現するには、それらを阻んできた種々の制約が解消される必要があった。かかる前提条件が整ったのが 1970 年代であり、この時代から議論を進めていくことになる。

なお本章では、価値の問題を取り込み、純軍事的な安全保障を超えて、政治経済面の秩序維持とも接続する形で生じた、当該期における西欧安全保障の総体的な枠組みを指し示す意図を込めて「包括化」と表現する。換言すれば、安全保障の対象を経済や社会の側面にも拡大するという議論よりも、この時代に生じた現象の背後にあった理念的な性格を析出し、その諸相を考察することに主眼を置く。かかる現象の安全保障論における詳細な概念整理は本章の射程をはるかに超えるが、たとえば冷戦後のヨーロッパ安全保障が直面し

⁷ 山本健『ヨーロッパ冷戦史』（ちくま新書、2021 年）第 8、9 章および終章。

⁸ ベン・ステイル（小坂恵理訳）『マーシャル・プラン——新世界秩序の誕生』（みすず書房、2020 年）。

⁹ ゲア・ルンデスタッド（河田潤一訳）『ヨーロッパの統合とアメリカの戦略——統合による「帝国」への道』（NTT 出版、2005 年）。

¹⁰ この関係性は、しばしば「EC-NATO 体制」と定式化される。遠藤乾「ヨーロッパ統合の歴史——視座と構成」遠藤乾編『ヨーロッパ統合史 [増補版]』（名古屋大学出版会、2014 年）7 頁。なお、先行研究や史料では欧州経済共同体（European Economic Community: EEC）の表記も多数みられるが、本章は EEC から EC へと発展した後の時代を扱うため、本文中では EC で統一する。

¹¹ 遠藤乾「ヨーロッパ統合の再活性化 1979-91 年」遠藤編『ヨーロッパ統合史 [増補版]』第 7 章；黒田友哉「欧州統合の新段階——長い一九七〇年代の光と影」益田実、山本健編著『欧州統合史——二つの世界大戦からブレグジットまで』（ミネルヴァ書房、2019 年）第 5 章など。

てきた諸課題をめぐる研究関心とも通底しよう¹²。

それでは、上で触れた西欧安全保障の「包括化」の嚆矢ともいえる状況は、いかなる条件のもとで、どのような経緯で生じたのか。本章は同盟と欧州統合という二つの要素を架橋しつつ¹³、当該期の米欧関係を参照軸に、西欧国際関係の諸問題を検討する。ここで特に注目するのが、歴史上の戦略的な要衝であり、冷戦期の西側同盟からも重視された地中海の政治変動である。後述するように、当地の情勢は安全保障上の課題と密接に結び付き、そこに価値の問題が浮上したことで、国際的な政策協調の舞台となった。かかる背景を念頭に、本章ではヨーロッパにおける秩序形成の歴史的一起源を素描してみたい。

ヨーロッパのみならず、政治外交史や国際関係史の分野で 1980 年代を対象とする研究の進展は著しく¹⁴、なかでも世界史的な転換点たる冷戦終結期への歴史家の関心はますます高まっている¹⁵。他方で、西欧安全保障と欧州統合の相互作用を、価値を媒介に論じる本章の視角は、多くの先行研究とは異なる¹⁶。また、本章で注目する地中海の国際関係や地域

¹² 一例として、ある先行研究では NATO と欧州連合 (European Union: EU) の国際機構間の協力関係と、そこに立ち現れる種々の論点を取り上げられている。鶴岡路人「NATO・EU 協力の新たな課題——棲み分けから協働へ」『法学研究』第 84 巻第 1 号 (2011 年 1 月) 425–450 頁。

¹³ NATO と欧州統合を総体的に捉える視点については、以下の研究からも着想を得た。Leonard August Schuette, “Shaping institutional overlap: NATO’s responses to EU security and defence initiatives since 2014”, *The British Journal of Politics and International Relations*, 25:3 (2023), pp. 423–443.

¹⁴ 近年の個別論文として、Diego A. Ruiz Palmer, “The NATO-Warsaw Pact competition in the 1970s and 1980s: a revolution in military affairs in the making or the end of a strategic age?”, *Cold War History*, 14:4 (2014), pp. 533–573; Emmanuel Mourlon-Druol, “Steering Europe: Explaining the Rise of the European Council, 1975–1986”, *Contemporary European History*, 25:3 (2016), pp. 409–437; N Piers Ludlow, “More than just a Single Market: European integration, peace and security in the 1980s”, *The British Journal of Politics and International Relations*, 19:1 (2017), pp. 48–62; Angela Romano, “Re-designing military security in Europe: cooperation and competition between the European community and NATO during the early 1980s”, *European Review of History: Revue européenne d’histoire*, 24:3 (2017), pp. 445–471; Frederike Schotters, “Mitterrand’s Europe: functions and limits of ‘European solidarity’ in French policy during the 1980s”, *European Review of History: Revue européenne d’histoire*, 24:6 (2017), pp. 973–990; Matthew Ford and Alex Gould, “Military Identities, Conventional Capability and the Politics of NATO Standardisation at the Beginning of the Second Cold War, 1970–1980”, *The International History Review*, 41:4 (2019), pp. 775–792; Benedetto Zaccaria, “Jacques Delors, the End of the Cold War and the EU Democratic Deficit”, *Journal of European Integration History*, 26:2 (2020), pp. 285–304; Susan Colbourn, “Debating détente: NATO’s Tindemans Initiative, or why the Harmel Report still mattered in the 1980s”, *Journal of Strategic Studies*, 43:6–7 (2020), pp. 897–919; Flavia Canestrini, “Economic sanctions and new strategies in East-West economic relations in 1981–1982”, *The International History Review*, 44:3 (2022), pp. 675–693.

¹⁵ Frederic Bozo, Marie-Pierre Rey, N. Piers Ludlow and Leopoldo Nuti (eds.), *Europe and the End of the Cold War: A Reappraisal* (London: Routledge, 2008); Svetlana Savranskaya, Thomas Blanton and Vladislav Zubok (eds.), *Masterpieces of History: The Peaceful End of the Cold War in Europe, 1989* (Budapest: Central European University Press, 2010); 志田淳二郎『米国の冷戦終結外交——ジョージ・H・W・ブッシュ政権とドイツ統一』(有信堂、2020 年); 吉留公太『ドイツ統一とアメリカ外交』(晃洋書房、2021 年); 板橋拓己『分断の克服 1989–1990——統一をめぐる西ドイツ外交の挑戦』(中公選書、2022 年)。また、昨今のヨーロッパ安全保障の激変と、その歴史的起源をめぐる論争の中心的な研究として、メアリー・エリス・サロッティ (奥田博子訳) 『1989——ベルリンの壁崩壊後のヨーロッパをめぐる闘争』上下巻 (慶應義塾大学出版会、2019 年); M・E・サロッティ (岩間陽子、細谷雄一、板橋拓己監訳) 『1 インチの攻防——NATO 拡大とポスト冷戦秩序の構築』上下巻 (岩波書店、2024 年)。

¹⁶ たとえば、Robert Pee and William Michael Schmidli (eds.), *The Reagan Administration, the Cold War, and the Transition to Democracy Promotion* (Basingstoke: Palgrave Macmillan, 2019) はヨーロッパを検討対象から外しており、Anna Michalski, “The Enlarging European Union”, in Desmond Dinan (ed.), *Origins and Evolution of the European Union* (Oxford: Oxford University Press, 2006), pp. 271–293 では安全保障問題との連動が意識されていない。一方、対象とする時期はやや異なるものの、本章の問題意識を共有する研究として、Emma De Angelis and Eirini Karamouzi, “Enlargement and the Historical Origins of the European Community’s Democratic Identity, 1961–1978”, *Contemporary European History*, 25:3 (2016), pp. 439–458.

秩序の変容に関しても、安全保障上の論点は専ら冷戦との関わりに回収され¹⁷、価値をめぐらる問題への意識は必ずしも強くない。

そこで本章は、地中海の政治情勢を手掛かりに、西欧諸国や国際機構の政治経済的な思惑、さらには自由や民主主義といった価値に関わる言説を検討する。また、当該期の西欧国際関係の様態を総体的に捉え、その大まかな見取り図を示すことに主眼を置く。この作業を通して、西欧世界で上記の諸要素が複雑に作用する過程と、その意義の一端を明らかにすることを目指したい。

1. 西欧安全保障の位相と米欧関係

(1) ヨーロッパ冷戦のなかの地中海：NATO「南方側面」の戦略的位置付け

本章の舞台背景として、主たる対象地域となる地中海の歴史を素描すると、第二次世界大戦後にアメリカの関与が強まる様相が浮かび上がる。近代の地中海で覇権を握っていたイギリスの存在感が帝国解体の圧力もあって薄まった一方で¹⁸、新たに出現した冷戦という国際環境は、地中海の戦略的な重要性をさらに高めた。1947年のトルーマン・ドクトリン (Truman Doctrine) に象徴されるように、冷戦初期の東地中海は東西対立の一点であったし、ここにアメリカの政治的・軍事的関与が固定化することになる¹⁹。

また、冷戦期の地中海は同盟戦略の要であると同時に、NATOにとって脆弱な「南方側面 (Southern Flank)」と呼ばれ²⁰、後述する 1970 年代半ばの一連の事象に際して、西欧諸国も当地の情勢を深く憂慮することになる²¹。この文脈で、経済的停滞と脱植民地化に伴うイギリスの対外関与の縮減は、政治的にも軍事的にも広範な影響を与えた。ここに当地における英米の覇権交代が生じたとする議論もあるが²²、地中海へのイギリスの関与が消滅したわけではなかったし、冷戦の規定力が弛緩するなかで、NATOの盟主たるアメリカも世界的な軍事関与の縮小局面にあったという事実は看過できない²³。

¹⁷ Elena Calandri, Daniele Caviglia and Antonio Varsori (eds.), *Détente in Cold War Europe: Politics and Diplomacy in the Mediterranean and the Middle East* (London: I.B. Tauris, 2016).

¹⁸ Robert Holland, *Blue-Water Empire: The British in the Mediterranean since 1800* (London: Allen Lane, 2012).

¹⁹ Elena Calandri, “The United States, the EEC and the Mediterranean: Rivalry or Complementarity?”, in Calandri, Caviglia and Varsori (eds.), *Détente in Cold War Europe*, p. 33. トルーマン・ドクトリンの発端として、内戦状態にあったギリシャへの支援を継続できなくなったイギリスが、アメリカに肩代わりを求めたという歴史的文脈も示唆的であろう。

²⁰ Dionysios Chourchoulis, *The Southern Flank of NATO, 1951–1959: Military Strategy or Political Stabilization* (Lanham: Lexington Books, 2015).

²¹ *Documents on the British Policy Overseas [DBPO], Series III, Volume V: The Southern Flank in Crisis, 1973–1976*, pp. vii–xxxvii.

²² Ennio Di Nolfo, “The transformation of the Mediterranean, 1960–1975”, in Melvyn P. Leffler and Odd Arne Westad (eds.), *The Cambridge History of the Cold War, Volume II: Crises and Détente* (Cambridge: Cambridge University Press, 2010), pp. 256–257.

²³ 篠崎正郎『引き留められた帝国——戦後イギリス対外政策におけるヨーロッパ域外関与、一九六八～八二年』(吉田書店、2019年)第Ⅱ部; Jussi M. Hanhimäki, *The Flawed Architect: Henry Kissinger and American Foreign Policy* (Oxford: Oxford University Press, 2004), p. 489.

つまり、地中海における地域秩序の変動は、同盟の動揺を伴う「力の真空」の暫時的な出現を意味したのであり、当事者としての西欧諸国が安定化を試みる余地が生じた²⁴。そして同時期、西欧世界が奉じてきた価値をめぐる政策課題も顕在化し、安全保障上の思惑と相俟って、冷戦変容期の西欧国際関係を特徴付けていく。ただし、この課題が各国の政策協調へと昇華するには、なおも一定の成立条件を満たす必要があった。

(2) 価値をめぐる桎梏：戦略と理念の狭間で

それでは、この時期の西欧世界にあって、民主主義や人権といった価値の問題はいかなる形で政策目標に組み込まれたのか。実のところ、規範的な概念をめぐる状況は政治的・軍事的な側面に大きく左右され、各国が歩調を合わせた協調的な政策は、きわめて複雑な過程を経て実現することになる。

西側陣営の奉じる価値の尊重は北大西洋条約の前文にも掲げられ、加盟国が当然のごとく受け入れるべき大前提であった。その意味で、自由主義・民主主義勢力たる NATO には、規範的な側面が所与の条件として内包されていた²⁵。しかし、冷戦下のヨーロッパにあって、軍事的な考慮は条約上の理念にしばしば優越した。トルーマン・ドクトリンを経てギリシャとトルコの加盟に至る過程は軍事的・戦略的な色彩を強く帯びた²⁶、それは同時に、冷戦戦略との兼ね合いから、必ずしも確固たる民主主義が根付いていない国家を同盟に抱え込むという厄介な側面を伴った。

加えて、自由や民主主義を奉じる西欧世界にあって、価値の問題が後景化する場面も少なくなかった²⁷。特にイベリア半島では、西側陣営の一部と目されながら権威主義体制が延命し、さらに冷戦戦略を重視する立場から、それらの国々との協力も必要悪とされた。アントニオ・サラザール (António Salazar) 率いる「エスタド・ノヴォ (Estado Novo)」体制のポルトガルは、NATO の原加盟国に名を連ねた。フランシスコ・フランコ (Francisco Franco) が独裁政権を維持したスペインも、NATO への加盟は阻まれたが、アメリカとの二国間協定を介して西側同盟と強く結合した。また、1967年にはギリシャで軍事政権が台頭し、人権や自由の深刻な抑圧が横行した。

同盟の理念から大きく乖離した一連の事象は、東側陣営からも格好の攻撃対象になった

²⁴ Effie G.H. Pedaliu, ““A Sea of Confusion”: The Mediterranean and Détente, 1969–1974”, *Diplomatic History*, 33:4 (September 2009), pp. 735–750. 同時期の EC による地中海政策も重要な政治プロジェクトであった。Christophe Berdat, “L’avènement de la politique méditerranéenne globale de la CEE”, *Relations internationales*, 130 (2007), pp. 87–109; Guia Migani, “La politique globale méditerranéenne de la CEE, 1970–1972”, dans Antonio Varsori et Guia Migani (dir.), *L’Europe sur la scène internationale dans les années 1970: à la découverte d’un nouveau monde* (Bruxelles: Peter Lang, 2011), pp. 193–210; Elena Calandri, “Understanding the EEC Mediterranean Policy: Trade, Security, Development and the Redrafting of Mediterranean Boundaries”, in Claudia Hiepel (ed.), *Europe in a Globalising World: Global Challenges and European Responses in the „long” 1970s* (Baden-Baden: Nomos, 2014), pp. 165–184.

²⁵ NATO, Official Text, “The North Atlantic Treaty”, Washington D.C., 4 April 1949.

²⁶ Chourchoulis, *The Southern Flank of NATO, 1951–1959*, chap. 1.

²⁷ 以下の記述は、Helen Graham and Alejandro Quiroga, “After the Fear Was Over? What Came after Dictatorships in Spain, Greece, and Portugal”, in Dan Stone (ed.), *The Oxford Handbook of Postwar European History* (Oxford: Oxford University Press, 2012), pp. 505–511 も参照。

が、さりとて戦略面や軍事面の利害を考えると、NATO がそれらの勢力を無碍に扱うこともできなかった。また、権威主義体制の側がしばしば「反共」を掲げて同盟への忠誠を喧伝したため、西欧諸国からの批判も総じて鈍く、さらにアメリカは陰に陽に体制を支える姿勢をみせた²⁸。かかる状況もあって、地中海は NATO「南方側面」という脆弱な地域とみなされ、その不安定性が 1970 年代中葉に劇的な形で露呈することになる。

2. 西欧安全保障の転換期における米欧関係

(1) 価値をめぐる政策課題の前景化

冷戦変容期と呼称される 1970 年代、米ソ間やヨーロッパではそれぞれデタントが進行し²⁹、75 年 8 月の全欧安全保障協力会議（Conference on Security and Co-operation in Europe: CSCE）で採択されたヘルシンキ最終議定書はヨーロッパ・デタントの象徴となった。また、同議定書の人権に関する通称「第 3 バスケット」が、後年に意図せざる形で歴史的な役割を果たしたという議論も有名であろう³⁰。

その背後で、西欧世界は地中海における大規模な地域秩序の変動を目撃する。前述の権威主義体制にあった南欧諸国において、それぞれ劇的な形で民主化が実現し、NATO「南方側面」が一挙に不安定化したのである。当地における政治的な混乱は、そのまま安全保障上の危機へと発展し、同盟の結束が試される事態となった³¹。ギリシャでは軍事政権がキプロス紛争への介入で自滅し、文民政権が復活した。ポルトガルはサラザールの退場後、カーネーション革命（Revolução dos Cravos）と急進左派のクーデター未遂などの混乱を克服し、民主的選挙を経て新政権が樹立された。スペインでもフランコの死が民主化の機運を高め、国王と文民政治家による新体制が発足した。民主化を果たした 3 か国はそれぞれ

²⁸ David F. Schmitz, *The United States and Right-Wing Dictatorships, 1965–1989* (Cambridge: Cambridge University Press, 2006).

²⁹ Jussi M. Hanhimäki, *The Rise and Fall of Détente: American Foreign Policy and the Transformation of the Cold War* (Washington D.C.: Potomac Books, 2013).

³⁰ Andreas Wenger, Vojtech Mastny and Christian Nuenlist (eds.), *Origins of the European Security System: The Helsinki Process Revisited, 1965–75* (London: Routledge, 2008); Poul Villaume and Odd Arne Westad (eds.), *Perforating the Iron Curtain: European Détente, Transatlantic Relations, and the Cold War, 1965–1985* (Copenhagen: Museum Tusulanum Press, 2010); Angela Romano, *From Détente in Europe to European Détente: How the West Shaped the Helsinki CSCE* (Brussels: Peter Lang, 2009); Michael Cotey Morgan, *The Final Act: The Helsinki Accords and the Transformation of the Cold War* (Princeton: Princeton University Press, 2018); 齋藤嘉臣『冷戦変容とイギリス外交——デタントをめぐる欧州国際政治、1964～1975 年』（ミネルヴァ書房、2006 年）；山本健『同盟外交の力学——ヨーロッパ・デタントの国際政治史 1968–1973』（勁草書房、2010 年）。冷戦終結に至る CSCE の役割については、Daniel C. Thomas, *The Helsinki Effect: International Norms, Human Rights, and the Demise of Communism* (Princeton: Princeton University Press, 2001); Matthias Peter und Hermann Wentker (Hrsg.), *Die KSZE im Ost-West-Konflikt: Internationale Politik und gesellschaftliche Transformation 1975–1990* (München: Oldenbourg, 2012); Poul Villaume, Rasmus Mariager and Helle Porsdam (eds.), *The 'Long 1970s': Human Rights, East-West Détente and Transnational Relations* (London: Routledge, 2016); Nicolas Badalassi and Sarah B. Snyder (eds.), *The CSCE and the End of the Cold War: Diplomacy, Societies and Human Rights, 1972–1990* (New York: Berghahn Books, 2019).

³¹ この点は、以下の別稿にて詳論している。伊藤頌文「西欧国際関係における安全保障と普遍的価値の交錯——NATO「南方側面」危機を手がかりに」『国際政治』第 218 号（2026 年 2 月）17–32 頁。

「ヨーロッパへの回帰」を外交上の重要課題として掲げ、対する EC 側の受け入れに積極的な姿勢も追い風となって、1980 年代に欧州統合への参画を果たすことになる³²。

南欧諸国における政治体制の転換と、その国際政治的な帰結として生じた EC の南方拡大を、ある著名な歴史家は「民主主義の勝利」として肯定的に描く³³。だが、ここで特筆すべきは、民主主義をはじめとする西欧世界の奉じる規範的概念の重要性が、上記の文脈で度々言及されたという点である³⁴。冷戦の対立構造を前提としながら、ヨーロッパ・デタントの時代性と国際環境のもとで、西欧諸国が協調的な対外政策を模索する場面においても、価値を重視する動きが強まった。陣営内に巢食う権威主義体制という矛盾を、冷戦戦略上の思惑から黙認せざるを得なかった状況とは、明らかに異なる局面を迎えたのであった。

権威主義を脱した南欧 3 か国で民主主義の定着と政治的な安定が急務となり、それが西欧全体の安全保障にも寄与するという発想は、各国の政策的な利益とも密接に関わっていた。同時期の EC は政治面の積極的な加盟国間協調を推進したが³⁵、それは安全保障面の強化を意味するものでもあった。冷戦変容期という時代の特殊性も相俟って、西欧世界を取り巻く状況は大きく変化し、そこに価値の問題が国際的な政策課題として立ち現れたのである。

(2) 東西対立の再燃とヨーロッパ

ヘルシンキで頂点を迎えたヨーロッパ・デタントは、1970 年代後半にさらなる過渡期を迎えた。折しも米ソ間のデタントが動揺から崩壊へと向かうなかで、ヨーロッパ冷戦においてもデタントの後退と対立の再燃が懸念された。そのため、この時代はヨーロッパ・デタントについても退潮期として描かれることが多い³⁶。なかでも核抑止を筆頭に、西欧諸国にとってのアメリカの信頼性が揺らぎ、米欧関係に深刻な溝が生じると、その解消には各国の巨大な政治的資源が浪費されることになる。

その最たる例が、中距離弾道ミサイル (intermediate-range ballistic missile: IRBM) と核抑止をめぐる民主党のジミー・カーター (Jimmy Carter) 政権による舵取りの失敗であった³⁷。

³² トニー・ジャット (浅沼澄訳) 『ヨーロッパ戦後史 下 1971–2005』(みすず書房、2008 年) 70–100 頁。

³³ イアン・カーショー (三浦元博訳) 『分断と統合への試練——ヨーロッパ史 1950–2017』(白水社、2019 年) 286–298 頁。

³⁴ De Angelis and Karamouzi, “Enlargement and the Historical Origins of the European Community’s Democratic Identity, 1961–1978”, pp. 454–457.

³⁵ Maria Găinar, “Aux origines de la diplomatie européenne: Les Neuf et la Coopération politique européenne de 1973 à 1980”, *Relations internationales*, 154 (2013), pp. 91–105.

³⁶ ただし近年では、ヨーロッパ・デタントの継続性を強調する見方も少なくない。たとえば、山本健「新冷戦とヨーロッパ・デタント」『西南学院大学法学論集』第 54 巻第 2 号 (2022 年 1 月) 41–70 頁。ヨーロッパ・デタントをより長い射程で捉えた業績として、以下も参照。Oliver Bange and Poul Villume (eds.), *The Long Détente: Changing Concepts of Security and Cooperation in Europe, 1950s–1980s* (Budapest: Central European University Press, 2017).

³⁷ 以下、この点に関する記述は、Marilena Gala, “The essential weaknesses of the December 1979 “Agreement””: the White House and the implementing of the dual-track decision”, *Cold War History*, 19:1 (2019), pp. 21–38; Andreas Lutsch, “The zero option and NATO’s dual-track decision: Rethinking the paradox”, *Journal of Strategic Studies*, 43:6-7 (2020), pp. 957–989 などに拠る。また、1970 年代の米欧関係の全体像は、Matthias Schulz and

カーターは「人権外交」を掲げ、第二次戦略兵器制限交渉（Strategic Arms Limitation Talks 2: SALT II）の締結やキャンプ・デーヴィッド合意の実現に成功した一方で、対ヨーロッパ外交に関しては大きな陥穽に嵌った。1970年代半ば、ソ連が東ヨーロッパに SS-20 と呼ばれる新型 IRBM の配備を開始すると、西ドイツを筆頭に NATO 諸国はソ連による核攻撃への脅威認識を強めた。一方、米ソ間で IRBM はあくまで「戦域」レベルの兵器であり、カーター政権と西ヨーロッパの同盟国との間では温度差が目立った。そして、SS-20 への対抗策として浮上した中性子爆弾の配備問題が、政権内の意見対立やカーター本人の逡巡もあって頓挫すると、NATO に対するアメリカの信頼は失墜し、特に西ドイツのヘルムート・シュミット（Helmut Schmidt）首相とカーターの関係は決定的に悪化した。

一連の混乱含みの対応を経て、NATO 諸国に対する信頼回復の必要性を痛感したカーター政権は、西ヨーロッパにおける同盟国への安心供与に本腰を入れて取り組むことになった。最終的に、この問題は 1979 年 12 月の NATO 「二重決定（dual-track decision）」に帰結する。すなわち、一方でアメリカが新型 IRBM のパーシング II などを西欧諸国に配備しつつ、他方でこれらの戦域核戦力（theater nuclear force: TNF）を制限するための交渉をソ連に呼びかけるという、表裏一体の決定を下した。この過程でも外交的な折衝は困難をきわめ、各国の利害が鋭く対立したことはいうまでもないが³⁸、NATO の結束とアメリカの核抑止の信頼性を回復するという点では、同決定の意義は大きかったといえよう。

この時期、既に減退しつつあった米ソ・デタントは、中東地域で生じた 1979 年の二つの事件、すなわちイラン革命とソ連のアフガニスタン侵攻によって決定的な終焉を迎える。特に後者は、米ソ間の関係改善の試みを雲散霧消させ、鋭い東西対立を再燃させる事態を招いた³⁹。アメリカとしても、この事態を座視するわけにはいかなかった。カーター大統領は 80 年の一般教書演説のなかで、ペルシャ湾岸地域でアメリカの国益を守るべく、軍事力の行使も辞さない旨を宣言し、ソ連の動きを牽制した⁴⁰。カーター・ドクトリン（Carter Doctrine）として知られるこの演説は、アメリカの中東政策を基礎付ける重要な方針転換であったと同時に、今日まで続く同国の中東地域への直接的な関与の嚆矢となり、その意味で世界史的な重要性を帯びていた⁴¹。また、79 年 6 月に締結されていた SALT II の批准をアメリカ側が見送るなど、一連の出来事はきわめて広範な影響をもたらした⁴²。

さらに、そのカーターを破って 1981 年に大統領に就任したロナルド・レーガン（Ronald

Thomas A. Schwartz (eds.), *The Strained Alliance: US-European Relations from Nixon to Carter* (Cambridge: Cambridge University Press, 2009).

³⁸ NATO の各加盟国は 1977 年に防衛費の増額に合意したが、実際にはほとんど達成されなかった。Note by Tickell (Chef de Cabinet to the President of the European Commission), “Mr Huskie’s Meeting with Mr Gromyko on 16 May”, 22 May 1980, EN-288, Historical Archives of the European Union, Firenze [HAEU].

³⁹ Amin Saikal, “Islamism, the Iranian revolution, and the Soviet invasion of Afghanistan”, in Melvyn P. Leffler and Odd Arne Westad (eds.), *The Cambridge History of the Cold War, Volume III: Endings* (Cambridge: Cambridge University Press, 2010), pp. 112–134.

⁴⁰ *Foreign Relations of the United States [FRUS] 1977–1980, Volume I: Foundations of Foreign Policy*, Doc. 138.

⁴¹ Simon C. Smith, “Power Transferred? Britain, the United States, and the Gulf, 1956–71”, *Contemporary British History*, 21:1 (2007), p. 15.

⁴² *DBPO, Series III, Volume VIII: The Invasion of Afghanistan and UK-Soviet Relations, 1979–1982*, No. 30.

Reagan) は、ソ連にきわめて厳しい態度で対峙し、新たな米ソ対立の時代を規定する第一の要素となった。彼の対ソ強硬姿勢が最も激烈な形で現れたのが、83年3月8日に彼がアメリカ福音派教会の年次総会でおこなった「悪の帝国 (Evil Empire)」演説であった。この演説でレーガンは、全体主義国家たるソ連がグローバルな野心を剥き出しにしていることを非難したうえで、「悪の帝国」である国家の主張を信じてはならないと断じた⁴³。これに対してソ連も激しく反発し、両国間の関係はますます悪化した。その意味で、同演説は80年代前半の米ソ対立を象徴するとともに、「新冷戦」という時代のイメージを固定化することにもつながった⁴⁴。

(3) ヨーロッパ・デタントと「ヘルシンキ・プロセス」の展開

ひるがえってヨーロッパは、米ソ・デタントの崩壊とは異なる道を歩む。1980年代に入ると、東欧衛星国では共産主義の矛盾と限界も散見され、たとえばポーランドでは、革新的な労働組合「連帯 (Solidarność)」などの活動によって、ストライキやデモが頻発した。81年12月に同国政府は戒厳令を布告し、「連帯」の弾圧や市民生活の大幅な制限を断行した。ソ連による軍事介入の懸念も高まったが、軍事的にも経済的にもソ連は余裕を失っており、結局のところポーランド進駐は避けられた⁴⁵。そして、厳しい弾圧を耐え抜いた「連帯」は、後年のポーランド民主化運動を主導していく。

加えて、ヨーロッパ・デタントの継続性と時限性も、当該期のヨーロッパ国際関係を論じるにあたって無視できない。「ヘルシンキ・プロセス」と呼ばれる CSCE の信頼醸成装置は、東西間の継続的な対話に重要な役割を果たした。なかでも、ヘルシンキ最終議定書の「第3バスケット」との関連で、1970年代後半から80年代にかけて断続的に開催された CSCE 再検討会議は、ヨーロッパ冷戦の緩衝材としても機能した。

無論、東西対立の政治的現実は、「ヘルシンキ・プロセス」においても厄介な制約条件となった。1970年代後半に開催された最初の再検討会議は、東側の人権問題をめぐる立場の違いを克服できなかった。続いて80年に始まった再検討会議も、ポーランド問題をめぐって議論が紛糾した。だが、最終的には欧州軍縮会議 (Conference on Disarmament in Europe: CDE) の開催で合意に至り、東側の人権問題を一貫して取り上げるなど、後年の事象に連なる成果を挙げた⁴⁶。米ソ・デタントとは異なり、ヨーロッパ・デタントは80年代にもその命脈を保ったといえるし、CSCE も一貫して当地における秩序維持の枠組みであり続けた。このような状況下で、地中海をめぐる論点が西欧安全保障の政策課題として浮上する

⁴³ Remarks at the Annual Convention of the National Association of Evangelicals in Orlando, Florida, March 8, 1983, Ronald Reagan Presidential Library and Museum, Simi Valley, California [RRPL].

⁴⁴ Beth A. Fischer, "US foreign policy under Reagan and Bush," in Leffler and Westad (eds.), *The Cambridge History of the Cold War, Volume III*, pp. 269–272.

⁴⁵ *DBPO, Series III, Volume X: The Polish Crisis and Relations with Eastern Europe, 1979–1982*, pp. xii–xxi. ポーランド政府の強硬な対応にはソ連軍の進駐を防ぐ目的もあったとされる。

⁴⁶ CDE や CSCE 再検討会議など、1980年代のヨーロッパ・デタントの展開を活写した最新の研究として、高坂博史『新冷戦をこえて——ヨーロッパデタントから冷戦の終焉へ』(名古屋大学出版会、2025年)。

ことになる。

3. レーガン政権期の米欧関係と西欧安全保障

(1) アメリカの対ヨーロッパ関与をめぐって

冷戦の転回という文脈から、この時代の西欧世界には対米関係の安定化と同時に域内関係の強化も求められた。軍事面でいえば、ソ連の核兵器の脅威に対抗するためにも、NATO における西欧諸国の結束が、アメリカからの安心供与を得るに際して不可欠であった。レーガン政権が 1982 年の国家安全保障戦略を策定するにあたって、ヨーロッパの NATO 加盟国に一層の自助努力を求める議論があったように⁴⁷、アメリカによる同盟国への圧力は歴史を通じて頻繁にみられる現象であったが、80 年代にも米欧関係の軋みは様々な形で表出した。

しばしば「特別な関係」と呼ばれる英米関係も例外ではなく、1980 年代のレーガン大統領とマーガレット・サッチャー (Margaret Thatcher) 首相の親密な関係のイメージとは裏腹に、両国の同盟観をめぐって本質的な齟齬への懸念を抱えていた。アメリカのヨーロッパへの姿勢について、ある文書は以下のように指摘している。

四半世紀にわたって、NATO の戦略的地位は疑問視されなかった。それは今や疑問視されている。理解されなければならないのは、疑問を呈しているのが旧来の孤立主義者や反ヨーロッパ主義者でも、アメリカ第一主義者や中西部出身のような田舎者でもなく、むしろ洗練された親ヨーロッパ派やグローバルな戦略家の人々である、ということである。(中略) NATO は国務省や国防総省で、あるいは [政権の——引用者註] 上層部によって疑問視されている。彼らは前向きな答えや解決策を求めているが、疑問をもつことはやめないだろう⁴⁸。

無論、この主張が実際の状況を完全に反映しているわけではない。だが、アメリカの対ヨーロッパ関与が決して自明ではないという鋭い認識は、単なるエピソードを超えた重要な意味をもつといえよう。

実際のところ、ヨーロッパにおけるアメリカの軍事関与の行方に対して、西欧諸国は現実の問題として懸念を強めていた。レーガン政権の対ソ強硬路線は、一面では米欧関係の

⁴⁷ NSSD 1-82, Part III, Section B, “The Role of Allies and Others”, attached to Memorandum from Bremer (Executive Secretary) to Clark (White House), “April 16 NSC Meeting on NSSD 1-82, US National Security Strategy”, April 10, 1982, Executive Secretariat, National Security Council: Meeting Files, NSC 00045 04/16/1982 [National Security Study Directive 1-82, Strategic Doctrine] (3 of 3) Box 4, RRPL.

⁴⁸ Memorandum, “Potential snags in Anglo-American Relations”, 8/9 February 1981, Thatcher MSS: THCR 1/10/19, Churchill Archive Centre, Cambridge, available in Margaret Thatcher Foundation [MTF].

修復に有益であり、アメリカの安心供与による信頼性の回復という意味でも効果的であった。1981年5月のレーガン大統領とシュミット首相の会談では、NATO加盟国の貢献にも触れつつ、アメリカが西ドイツの安全保障を引き続き担うことが確認され⁴⁹、一定の成果を挙げた。

とはいえ、米欧間の協力が北大西洋地域の平和と安定に不可欠であるという共通認識とともに、1980年代初頭にはアメリカのヨーロッパからの離脱も真剣に予期された。EC内では「共通外交・安全保障政策 (common foreign and security policy)」の策定が論じられ⁵⁰、その文脈で西欧同盟 (Western European Union: WEU) の再活性化も模索された⁵¹。結局のところ、一時的にフランスを含む各国間で防衛協力の新たな動きがみられたとはいえ、ECによる外交・安全保障政策の統合が当該期に進んだわけではなかった。それでも、西欧諸国にとってアメリカの関与が依然として死活的に重要であり、その方向性が常に議論の的となっていた様相が看取されよう。

また、アメリカとNATOが主導する安全保障体制に対して、西欧世界の内部から異議を唱える勢力の存在も無視できなかった。その筆頭たるフランスは、1966年にNATO軍事機構を離脱して以来、同国の歴代政権は戦略的自律性を主張しつつ、西欧安全保障に代案を提示し続けた⁵²。たとえばヴァレリー・ジスカルデスタン (Valéry Giscard d'Estaing) 大統領はNATOへのコミットメントを確認しつつ、ヨーロッパが世界情勢において「より強く独立した役割」を担う必要性を訴えた。後任のフランソワ・ミッテラン (François Mitterrand) 政権も、レーガン政権への支持を前提としながら同時にフランス軍の独立性を重視し、米ソ間の軍縮が必ずしも自国の安全を確約しないという態度を示した⁵³。かかる強固な独立志向と、そこに内在する拭い難い対米不信は、フランスの西欧国際関係における地位を考えても重要な論点となり得た。

このように1980年代の米欧関係は、同盟の紐帯が一層求められる一方で、その逆作用として相互の間隙や齟齬も散見される、アンビバレントな状況にあった。かかる文脈において、以下で論じる西欧安全保障の「包括化」の動きが、地中海を舞台に西欧諸国の側から生じることになる。

⁴⁹ Joint Statement Following Discussions With Chancellor Helmut Schmidt of the Federal Republic of Germany, May 22, 1981, RRPL; *Akten zur Auswärtigen Politik der Bundesrepublik Deutschland [AAPD] 1981*, Dok. 151.

⁵⁰ “Contingency plan for US disengagement from EEC territory”, *The Guardian*, 29 March 1982. なお、この時期に検討された政策と、後年EUが採用する同名の共通外交・安全保障政策 (Common Foreign and Security Policy: CFSP) との関係性については、本章の分析の射程外であるため、今後の課題としたい。

⁵¹ Assembly of WEU, *Proceedings of 28th Ordinary Session, First Part, June 1982, Volume I: Assembly Documents*, Document 913, Report submitted on behalf of the General Affairs Committee by Vecchietti (Rapporteur), “Political activities of the WEU Council – Reply to the twenty-seventh annual report of the Council”, 18 May 1982, WEU-54, HAEU.

⁵² Maurice Vaisse, “La France et l’OTAN: une histoire”, *Politique étrangère*, 4 (2009), pp. 861–872; Frederike Schotters, “Mitterrand’s Europe: functions and limits of ‘European solidarity’ in French policy during the 1980s”, *European Review of History: Revue européenne d’histoire*, 24:6 (2017), pp. 973–990.

⁵³ “Giscard Urges an ‘Independent Europe’ Schmidt of West Germany”, *New York Times*, July 8, 1980; “French Defense Minister Praises Reagan’s Weapons Budget”, *The Washington Post*, January 20, 1983.

(2) NATO「南方側面」の戦略的・軍事的構図

西欧世界が、自由主義陣営の奉じる価値を通じた安全保障の「包括化」を進めるに際して、その前提となる NATO「南方側面」の戦略環境の整備は、本章が対象とする時代においても不可欠な要素であった。この時期にあっても米ソ間の駆け引きは様々な場面で繰り返され、地中海の冷戦戦略上の重要性も強く意識されていた。アメリカ海軍の第六艦隊を擁する NATO が優位を保ち、それにソ連側があの手この手で挑戦するのが冷戦期を通じて当地の機軸であり続けたが、1980 年代の事象も概して同様の構図で展開したといえる。

地中海を対象とするソ連の牽制は、しばしば NATO 全体を射程に入れる形で突き付けられた。たとえばソ連は、当地における NATO の戦力が東欧諸国にとって深刻な脅威である以上⁵⁴、軍縮交渉でも真に責任を負うべきはアメリカであると主張した。アメリカ海軍の全面的な撤退すら迫るソ連の要求は、NATO の盟主たるアメリカはもとより、東欧諸国と陸続きの最前線で対峙する西ドイツのような同盟国にとっても、地理的な距離とは無関係に断じて受け入れられなかった⁵⁵。

ソ連への警戒感は、とりわけ核兵器を取り巻く問題をめぐって高まった。西欧諸国がアメリカの核戦力による拡大抑止への依存を深めるなかで、NATO が TNF の近代化を急いだのは、潜在的な脆弱性に付け込まれた地中海諸国がソ連の軍事的威嚇に屈して「フィンランド化 (Finlandization)」する事態が、現実的な問題として想定されたからであった⁵⁶。その意味でも、地中海と大西洋の核抑止を担うアメリカ海軍の空母と爆撃機は戦略的に不可欠であり、NATO に譲歩の余地はなかった一方で、ソ連はそのような戦力の存在自体が東西間の軍縮を妨げていると論難した⁵⁷。戦略核兵器削減条約 (Strategic Arms Reduction Treaty: START) 交渉の文脈で、地中海を含む非核地帯の創設を唐突に提案するなど、矢継ぎ早に攻勢をかけてくるソ連に対して、NATO としても慎重な応答が求められた⁵⁸。

かかる困難な状況にあって、安易な譲歩は許されないという危機感を強めたのが、NATO 事務総長を務めたキャリントン卿 (6th Baron Carrington) であった。イギリスの保守党政権で国防相や外相を歴任し、西欧安全保障におけるアメリカの役割の重要性を深く理解していたキャリントンは、アメリカの継続的な関与を強く訴えた。なかでも核兵器の問題はヨーロッパ単体で解決できず、大西洋と地中海におけるソ連の軍事的脅威が高まれば、それはアメリカにとっても重大な事態になるという彼の警句は、西欧世界がアメリカの核抑止に依存する構造的な脆弱性を浮かび上がらせるものでもあった⁵⁹。

また通常兵力の面でも、地中海は東西対立の一焦点となった。よく知られているように、

⁵⁴ AAPD 1979, Dok. 343.

⁵⁵ FRUS 1981-1988, Volume III: Soviet Union, January 1981-January 1983, Doc. 90; AAPD 1982, Dok. 311.

⁵⁶ AAPD 1979, Dok. 3; Note of the Prime Minister's Talk with the Belgian Prime Minister, M. Martens, at 10 Downing Street, 12 September 1979, PREM 19/15, The National Archives of the United Kingdom, London [TNA].

⁵⁷ FRUS 1981-1988, Vol. III, Doc. 137; AAPD 1983, Dok. 303.

⁵⁸ FRUS 1981-1988, Volume XI: START I, Doc. 87.

⁵⁹ NATO, Speech by Lord Carrington, "Why NATO?", the Dallas Assembly and the Dallas Citizens Council, 9 October 1985.

ワルシャワ条約機構 (Warsaw Pact) が通常兵力の面で圧倒的な優位にあるなかで、それを打ち消すアメリカの核抑止の信頼性を NATO が維持できるか否かが、ヨーロッパ冷戦において常に問われてきた。かかる認識は、両同盟の軍事力を比較した同時代の分析にも深く刻印されていた。ここで地中海に関わる部分を抽出すると⁶⁰、陸上戦闘では北イタリアへの通常兵力による攻勢が、最も警戒すべき想定として挙げられた。海軍力については、イベリア半島からジブラルタルを経由して地中海に入り、トルコに至る広範囲への展開が求められる NATO が、地中海艦隊に加えて黒海艦隊を要するソ連海軍と対峙するにあたって、インド洋など域外任務にも従事するアメリカ海軍の現状を考えると、戦力面での不均衡が目立った。航空戦力に関しては、シーレーンの防衛が地理的特性からも重要であり、空陸・海空の両面で二つの同盟は競合していると考えられた。

換言すると、相対的に NATO の優位にあるなかでも、陸海空それぞれの戦力が地中海においてワルシャワ条約機構との間で厳しい緊張状態にあるというのが、当時の一般的な理解であった。そして、通常兵力の不均衡という脅威認識も、重大な課題として広く共有されていたといえよう。

(3) 同盟管理の焦点としての地中海

NATO の同盟管理の側面からみても、当該期の地中海は重要な地域であり続けた。冷戦という厳然たる国際環境が作用したのは当然だが、ここでは同盟内の政治力学に重点を置いて一連の事象を再整理し、その内在的な要因に注目したい。

まず地理的な要素として、NATO の結節点たる地中海の重要性はしばしば強調された。西欧・北欧と南欧諸国とが地中海を介して接続する構図が示され、ヨーロッパの自由主義陣営を包摂する NATO における当地の存在意義が再確認された⁶¹。地中海に面する加盟国には、当事者として同盟への貢献が期待された。英米とともに NATO の海軍力を構成し、待機部隊にも要員を派遣するイタリア、ギリシャ、トルコといった国々は、当地の戦略環境を西側の優位に保つべく、ひととき大きな役割を担うことになった⁶²。

地中海に近接する中東情勢の激変も、広域的な安全保障問題に甚大な影響をもたらした。とりわけソ連によるアフガニスタン侵攻の衝撃は凄まじく、カーター大統領はサッチャー首相に宛てた書簡で、英米両国が中東および東地中海に関与を続けるべく、一層の協力を求めた⁶³。直接的な利害を超えて、NATO 「南方側面」への影響を、各国としても座視できなかった⁶⁴。1980年6月に開催された北大西洋理事会の閣僚級会合でも、ヨゼフ・ルンス

⁶⁰ 以下の内容は、NATO Information Service, *NATO and the Warsaw Pact: Force Comparisons*, 1984 に拠る。

⁶¹ NATO Information Service, *Aspects of NATO: Cultural Co-Operation, the NATO Research Fellowship Programme*, 1980。地中海における同盟管理の問題は、地理的に遠く離れた国々にとっても無視できなかった。AAPD 1981, Dok. 350。

⁶² NATO, *European Defence: 12 years of the Eurogroup*, 1980; NATO, *Aspects of NATO*, Series 1, No. 11, "Air Defence", 1982。

⁶³ Letter from Carter to Thatcher, Undated, Thatcher MSS, THCR 3/1/5, MTF。

⁶⁴ AAPD 1980, Dok. 6。

(Joseph Luns) 事務総長が冒頭演説でこの問題に触れるなど、広域秩序に関わる安全保障上の懸念は同盟全体に波及した⁶⁵。

ひるがえって、中東地域の大変動と東西対立の再燃を奇貨として、NATO は地中海の戦略的な重要性を再認識したともいえる⁶⁶。NATO「南方側面」における政治的・軍事的秩序の維持はこの時期にも懸案であり続け、ソ連海軍の増強を前にアメリカの対応力にも限度があるなかで、現地の国々との協働は必須であった⁶⁷。また、域外諸国との関係強化も重要な課題となり、地中海でのソ連の動きを警戒する中東諸国を含めた、広域的な協力が模索された⁶⁸。

かかる一連の事象は、地中海の安全保障に対する西欧諸国の強い危機意識を背景に進展した。政治的自由と経済的安定を安全保障の前提条件とする NATO 諸国にとって、ソ連の拡張主義的な動きや不安定な中東情勢の影響を受けやすい地中海は、同盟管理の対象としても死活的な重要性を帯びた。それ故に、自由と民主主義を奉じる NATO の枠組みを通じた協調的な政策課題が掲げられ、地中海諸国への支援が強く求められた。その対象として名指しされたのが、民主化を実現したばかりのギリシャ、スペイン、ポルトガルといった国々であった⁶⁹。

以上のように、対立の再燃期にあったヨーロッパ安全保障の一焦点たる地中海の情勢は、西側同盟にとって無視できない要素であり続けた。当地の政治的安定をいかに確保するかが西側同盟の重要な課題として浮上し、そこに価値の要素が加わることで、西欧安全保障の「包括化」の素地が生まれることになる。

4. 安全保障と価値の交錯：「包括化」をめぐる政治力学

(1) 西欧安全保障と欧州統合：「触媒」としての価値

1970 年代半ば以降、NATO「南方側面」の安定化は、軍事面のみならず政治経済面でも西欧諸国の重要な政策課題として立ち現れた。その契機となった南欧 3 か国の政治変動と民主化を経て、価値に関わる言説を取り込みつつ、地中海をめぐる西欧国際関係はいよいよ政治経済と安全保障の連結という「包括化」の萌芽をみた⁷⁰。ここでは、EC の南方拡大

⁶⁵ NATO, Speech by the Secretary General at the Opening Ceremony of the Meeting of the North Atlantic Council in Ministerial Session in Ankara, 25 June 1980.

⁶⁶ NATO, Press Communique M-DPC-2 (80) 27, Final Communique, 10 December 1980.

⁶⁷ *FRUS 1981-1988, Vol. III, Doc. 195*; Remarks of the President and Prime Minister Bettino Craxi of Italy Following Their Meetings, October 20, 1983, RRPL. なお、アメリカは伝統的に中東と東地中海を包括して捉える傾向が強かったとされる。Osamah F. Khalil, “The Crossroads of the World: U.S. and British Foreign Policy Doctrines and the Construct of the Middle East, 1902-2007”, *Diplomatic History*, 38:2 (2014), pp. 299-344.

⁶⁸ *AAPD 1983, Dok. 291*.

⁶⁹ Assembly of WEU, *Proceedings of 24th Session, 1st Part, June 1978, Volume II: Official Report of Debates, Recommendation 313 on Security in the Mediterranean*, 3rd Sitting, 20 June 1978, WEU-46, HAEU.

⁷⁰ NATO, Press Communique, M-DPC-1 (80) 11, Final Communique, 14 May 1980.

へと結実する大まかな流れと、その背後で進行した価値の問題を中心的に論じていく。

1980年代に達成されたギリシャ、スペイン、ポルトガルの EC 加盟は、「経済」統合をめぐる「政治」的プロジェクトの発露であった。戦後復興と経済成長を遂げた先進国を主体とする EC にあって、経済的に著しく立ち遅れた国家の包摂は、必ずしも自明の選択ではなかった⁷¹。それにもかかわらず、南欧 3 か国が相対的に短期間で EC 加盟を果たしたという事実は、経済合理性を超えた論理の内在性を示唆していよう。すなわち、民主化による「ヨーロッパへの回帰」を目指す南欧 3 か国と、当地における民主主義の定着を政治的利益とみなす西欧世界の思惑が合致したからこそ、EC の南方拡大は具現化したのである⁷²。

南欧地域で連続的に生じた民主化の波は、政治的な成熟や民主主義の理想を体現するものであり、ヨーロッパと大西洋という「二重の連帯 (twofold solidarity)」による支援への期待が高まった⁷³。この文脈で、南欧 3 か国の EC 加盟申請も、民主主義が根付くための一里塚として歓迎された⁷⁴。かかる背景のもとで、地中海の地域秩序の安定と西欧安全保障の確保という課題は、軍事面における NATO の強化とともに、経済統合体たる EC への南欧諸国の参画とも連動し、そこに自由や民主主義といった価値の要素が「触媒」として機能していくことになる。

当然ながら、EC の南方拡大に至る道程は、決して平坦ではあり得なかった。ギリシャでは、コンスタンディノス・カラマンリス (Konstantinos Karamanlis) 率いる新民主主義党 (Nea Dimokratia: ND) の中道右派政権が、軍事政権の負の遺産から脱却すべく欧州統合への接近を推し進めた。カラマンリスにとって、欧州統合は同国の民主主義を再建し、安定化するための唯一の選択肢であり⁷⁵、1979年の EC との合意を経て、81年には正式に加盟が実現した⁷⁶。ところが同年の総選挙で、左派政治家であるアンドレアス・パパンドレウ (Andreas Papandreou) の全ギリシャ社会主義運動 (Panellinio Sosialistiko Kinima: PASOK) が ND を破った。パパンドレウは EC 加盟の白紙化や NATO との協力の再考など、あからさまな反西欧キャンペーンを展開しており、PASOK が政権を奪取したことで、ギリシャと EC や NATO との関係悪化が懸念された⁷⁷。結局のところ、パパンドレウは首相就任後にあっさり前言を撤回したため、EC および NATO における同国の立場は保たれたが、彼の政治的パ

⁷¹ EC の南方拡大では、主に農業問題と経済格差が焦点となった。Nicos Poulantzas, *La crise des dictatures: Portugal, Grèce, Espagne* (Paris: F. Maspero, 1975).

⁷² Graham and Quiroga, "After the Fear Was Over?", pp. 516–518.

⁷³ Assembly of WEU, *Proceedings of 23rd Session, 1st Part, June 1977, Volume II: Official Report of Debates, 1st Sitting, 20 June 1977, WEU-44, HAEU*.

⁷⁴ Assembly of WEU, *Proceedings of 24th Session, 2nd Part, November 1978, Volume III: Assembly Documents, Document 790, "Draft Recommendation on Europe's external relations," Report submitted on behalf of the General Affairs Committee by Gessner (Rapporteur), 2 November 1978, WEU-47, HAEU*.

⁷⁵ Konstantinos Karamanlis *Archeio: Gegonota kai keimena, Tomos 11: I Ellada stin Evropi 1977–1980, Periodos V', I Ianouariou 1979–15 Maiou 1980*, sel. 143–144, 146.

⁷⁶ Eirini Karamouzi, *Greece, the EEC and the Cold War, 1974–1979: The Second Enlargement* (Basingstoke: Palgrave Macmillan, 2014).

⁷⁷ CC (81) 33rd Conclusions, 20 October 1981, CAB 128/71, TNA.

フォーマンスによる摩擦は少なからず尾を引いた⁷⁸。

スペインとポルトガルの EC 加盟の過程では、農業問題の深刻な利害対立の影響を受けつつ、両国をめぐる安全保障面の考慮も強く作用した。なかでも「特別な」米西関係の発展的解消という意味において⁷⁹、スペインが西欧諸国の一員という新たな役割を担うことは、NATO との関係からも重要であった。民主化を経た同国の「ヨーロッパへの回帰」をアメリカも後押しし、民主主義や人権、法の支配といった側面が強調された⁸⁰。ひるがえって、仮にスペインとポルトガルの加盟交渉が不調に終われば、両国で深刻な政治不安が生じかねず、それは安全保障の面からも懸案になり得た。特にスペインでは NATO 加盟の是非が内政上の争点となり、EC との関係からも注視された⁸¹。

とはいえ、EC の南方拡大は南欧諸国の民主主義を安定させるとともに、自由を奉じる西欧世界の強化と保護にも貢献するという意味で、同時代的にも総じて積極的な評価を受けたほか、政治協力の面でも外交政策を筆頭に意思疎通が活性化した⁸²。南欧 3 か国の欧州統合への参画は、経済的利害はもとより、安全保障上の思惑や政治的な意図が絡む複雑なプロセスを辿ったが、この過程で自由や民主主義といった西欧世界の奉じる価値が掲げられ、EC の南方拡大を支持する動力として作用した。これに先立つ民主化の波を含めて、一連の事象は西欧国際関係の一面期をなしたといえよう。

(2) 同盟の結末か、価値の尊重か：相剋と限界

軍事同盟という性格を色濃く有する NATO にあって、ソ連・東欧ブロックへの対抗という現実的な要請から、前述のように理念や価値の問題はしばしば後景化したが、この状況も 1980 年代前半に変化した。まず、長らく NATO から排除されてきたスペインが、民主化を経て同盟に加わる機運が高まり、地中海と大西洋が完全な形で連結する戦略的な効用が期待された⁸³。スペインの NATO 加盟は 82 年 5 月に実現し、イベリア半島全体が西側同盟に組み込まれたことは、西欧安全保障にとって重要な成果であった⁸⁴。

ただし、NATO が西欧的な価値を完全に共有し、同盟として結束を強めたばかりではな

⁷⁸ この点は、Eirini Karamouzi and Dionysios Chourchoulis, “Troublemaker or peacemaker? Andreas Papandreou, the Euromissile Crisis, and the policy of peace, 1981–86”, *Cold War History*, 19:1 (2019), pp. 39–61.

⁷⁹ 細田晴子『戦後スペインと国際安全保障——米西関係に見るミドルパワー外交の可能性と限界』（千倉書房、2012 年）第 3、4 章。

⁸⁰ NATO, Speech of Minister Perez Llorca before the Atlantic Council, 10 December 1981; Remarks of President Reagan and President Felipe Gonzalez Marquez of Spain Following Their Meetings, June 21, 1983, RRPL.

⁸¹ *Diario de Sesiones del Congreso de los Diputados*, Sesión Plenaria núm. 191, 27 de octubre de 1981, pp. 11295–11338, available in Centre virtuel de la connaissance sur l’Europe, Université du Luxembourg. 以下も参照。Giulia Quaggio, “Walls of Anxiety: The Iconography of Anti-NATO protests in Spain, 1981–6”, *Journal of Contemporary History*, 56:3 (2021), pp. 693–719.

⁸² Assembly of WEU, *Proceedings of 26th Session, 1st Part, June 1980, Volume I: Assembly Documents*, Document 833, “25th Annual Report of the Council to the Assembly of Western European Union on the Council’s activities for the period 1 January to 31 December 1979,” 28 March 1980, WEU-50, HAEU.

⁸³ *AAPD 1981*, Dok. 110. 細田『戦後スペインと国際安全保障』第 6 章も参照。

⁸⁴ その一方で、NATO の原加盟国である隣国ポルトガルが、スペインの存在感が高まることに不満を抱くなど、摩擦も皆無ではなかった。*AAPD 1982*, Dok. 175.

かった⁸⁵。スペインの加盟によって同盟の強化が図られた西地中海とは裏腹に、東地中海では当該期も不安定な情勢が続いた。なかでも、NATO の同盟国でありながら歴史的な対立の火種を抱えるギリシャとトルコの関係は、武力衝突すら危ぶまれるほど険悪なものになった⁸⁶。1974 年夏のキプロス紛争において、アメリカの不作為に抗議したギリシャは NATO 軍事機構から離脱したが、「ヨーロッパへの回帰」を掲げた同国が 4 年後に復帰を申請した際には、トルコの執拗な反対に直面した⁸⁷。東地中海において NATO は権力政治の舞台となり、その結束と信頼性に疑問符が付きかねない状況に陥った⁸⁸。

同盟の足並みを乱す行動が目立つものの、同時に NATO にとってトルコの地理的な重要性は明らかであった。黒海と地中海に開かれ、対ソ戦略上の要衝に位置する同国の役割を、キャリントン事務総長も称揚した⁸⁹。冷戦戦略や同盟管理の観点から、NATO 内でトルコの存在は無碍にできず、欧州統合の側面からも同国との協調は不可欠であった。1980 年代にも軍事クーデターが発生するなど民主主義が後退する事態が散見され、価値の要素を掲げてソ連・東欧諸国に対峙するようになった西欧諸国にとって、トルコの動向は懸案であり続けた⁹⁰。

このように、NATO の軍事的・戦略的思考は依然として同盟管理の中心に据えられ、価値を媒介とする政策協調に限界があったのも事実である。とはいえ総体的には、1970 年代以来の政治変動を経て 80 年代に NATO 「南方側面」の安定化と EC の南方拡大が進展し、それが同盟全体にも裨益すると考えられた側面は看過できない⁹¹。当該期の西欧国際関係が、かかる大きな転換点にあったという視点は、この時代の特徴を捉えるにあたってもし唆的であろう。

⁸⁵ 同時期には西欧諸国の内政面でも左派勢力の伸長が目立ち、安全保障上の問題としても注視された。この点は第 10 章で詳述する。

⁸⁶ NATO, Press Communique M1 (80) 14, Final Communique, 26 June 1980. 以下も参照。Christos Kassimeris, “NATO and the Aegean Disputes”, *Defense & Security Analysis*, 24:2 (2008), pp. 165–179; Sotiris Rizas, “Managing a conflict between allies: United States policy towards Greece and Turkey in relation to the Aegean dispute, 1974–76”, *Cold War History*, 9:3 (2009), pp. 367–387.

⁸⁷ Press Office Bulletin, “Visit of Greek Prime Minister”, 23 October 1979, Ingham MSS, INGH 2/2/2, MTF.

⁸⁸ また、事実上の分断国家化したキプロスの北部が「独立」を宣言した際には、NATO と EC の双方に重大な亀裂をもたらす懸念が強まった。CC (83) 34th Conclusions, 17 November 1983, CAB 128/76, TNA.

⁸⁹ NATO, Address by Lord Carrington, “NATO: A Partnership for Peace”, Ankara University, Turkey, 5 November 1985.

⁹⁰ Assembly of WEU, *Proceedings of 29th Session, 1st Part, June 1983, Volume II: Minutes and Official Report of Debates*, 1st Sitting, 6 June 1983, WEU-56, HAEU; Record of a Meeting at the Foreign and Commonwealth Office between the Minister of State, Baroness Young, and a United States Congressional Delegation, 23 January 1984, PREM 19/1404, TNA. 当該期のトルコと西欧世界の関係については、以下も参照。Ayşegül Sever, “Turkish Perception of the Mediterranean and Euro-Mediterranean Relations in the 1980s”, *Journal of Mediterranean Studies*, 24:1 (2015), pp. 53–68.

⁹¹ NATO, Press Communique M-DPC-1 (81) 7, Final Communique, 13 May 1981; NATO, Press Communique M-1 (84) 10, Extracts for Publication from the Minutes of the Ministerial Meeting of the Council, 31 May 1984.

おわりに

ヨーロッパ・デタントの動揺と東西対立の再燃という時代の変化に直面した西欧諸国は、1980年代に安全保障問題の再定位を模索し、NATOの盟主たるアメリカを含めて積極的な政策協調を推進した。ソ連・東欧諸国と対峙するのみならず、自陣営の結束を強める意味でも、安全保障は政治経済と密接に結び付き、NATOやECにも埋め込まれている自由や民主主義といった価値の要素が「触媒」として作用した。ヨーロッパ冷戦の現実にあつて、価値の問題はNATOの戦略に大きな影響を与えたほか、欧州統合においても価値を梃子にした政治経済面の国際協調が模索された。安全保障上の利益になると目されたからこそ、価値をめぐる問題は、当該期の西欧世界が向き合うべき重要な政策課題として浮上したのであった。

かかる現象は、自由主義陣営の理念を掲げながらも、その裏側で深刻な矛盾を胚胎した状況からの脱却を意味した。その呼び水となった1970年代半ばの地中海における秩序変動、すなわち南欧3か国での権威主義体制の崩壊と民主化の趨勢は、当地の政治的安定の模索と安全保障上の要請を収斂させ、以後の西欧国際関係を強固に規定した。そして、地中海は広域的な同盟管理や欧州統合の深化・拡大の舞台として注目され、NATOやECを通じた西欧諸国の国際的な政策協調が図られた。

上記の歴史的展開からは、当該期の西欧国際関係の一側面として、NATOやECを含めた能動的な政治力学が浮かび上がる。安全保障問題が政治経済面の課題と相互補完的に作用し、西欧全体に関わる政策目標が掲げられ、そこに自由や民主主義、人権といった価値の要素が理念的な支持を与えた。これらの概念が、西欧世界と密接な関係を保つアメリカを交えて、相剋や限界を抱えながらも相応の実体性をもって語られたことは、今日のヨーロッパ安全保障にも通じる特質の一端を示唆する。1970年代後半から80年代前半という時代にあつて、複数の国際機構を跨ぐ多元重層化の端緒を得た西欧安全保障は、ここにいよいよ「包括化」の胎動を始めたのである。

国際政治を「力の体系であり、利益の体系であり、そして価値の体系である」国家間の営みとする有名な図式を援用すれば⁹²、当該期の地中海をめぐる国際関係は、まさに三つの体系が収斂する画期をなしたといえる。そして、一連の出来事が有した意義は、西欧安全保障の歴史的な文脈を踏まえてこそ定まろう。

⁹² 高坂正堯『国際政治——恐怖と希望 改版』（中公新書、2017年）21頁。

第 10 章

ユーロコミュニズムと西欧安全保障

——ヨーロッパ冷戦の一断面

伊藤 頌文

はじめに¹

20 世紀後半の世界を覆った冷戦というグローバルな秩序構造は、その終焉から 30 年を経て、全体像を歴史的現象として振り返る対象となりつつある。その本質を取って単純化するならば、自由主義・民主主義および資本主義を奉じる西側と、共産主義——マルクス主義あるいはマルクス・レーニン主義と言い換えることもできよう——を掲げる東側という、二つの陣営間のイデオロギー対立という表現に行き着こう²。このような冷戦の理解は共時的な前提であったし、今なお相応の説明力を有している³。

ただし、この前提をもって冷戦を語るには、共産主義というイデオロギーに一定の訴求力があり、その思想を実際の国家運営に反映させた勢力が存在したという事実を押さえておく必要がある。共産主義の限界が明らかとなり、ほぼ全ての東側諸国がそのイデオロギーを捨て去った今日の世界にあって、当時の西側陣営にみられた脅威認識や危機感の大きさは、実のところ世代的にも直ちに了解できるものではなくなってきた。そこで重要なのは、同時代的な文脈から冷戦のイデオロギー間競争の様相を再構成し、東側陣営が奉じた政治的思想を西側諸国がどのように捉え、いかなる評価を下していたのか、可能な限り追体験していく作業にほかならない⁴。

以上の問題意識を踏まえて、本章は冷戦期のヨーロッパ、とりわけ西欧諸国における共産主義の動向に着目する。なかでも、デタント（*détente*）と呼ばれる緊張緩和の時代から東西対立の再燃に至る時期を中心に、西欧世界で一定の影響をもった思想的潮流、いわゆるユーロコミュニズム（Eurocommunism）を取り上げ、その諸相と影響を論じる。西欧

¹ 本章は JSPS 科研費（課題番号 22K13357）による研究成果の一部である。

² 以下、本章では冷戦期における東側陣営の政治的イデオロギーを総合して便宜的に「共産主義」と表現するが、史資料に登場する場合を含めて、その他の用語も必要に応じて互換的に用いる。

³ 冷戦史におけるイデオロギー対立の側面を強調する近年の包括的な著作として、O・A・ウェスタッド（益田実監訳）『冷戦——ワールド・ヒストリー』上下巻（岩波書店、2020 年）。もちろん、冷戦の捉え方は論者によって多種多様であり、特に近年ではイデオロギーの要素が相対化されつつある点にも留意する必要がある。

⁴ かかる状況は、当然ながら日本も例外ではない。日本における共産主義および共産党の歴史的概括は、中北浩爾『日本共産党——「革命」を夢見た 100 年』（中公新書、2022 年）も参照。ユーロコミュニズムについても概説的に紹介されており、適宜参照した。

諸国の内部に存在した共産党をはじめとする左派政党をめぐる動きを追うことで、冷戦という国際環境下での多様な政治力学を浮かび上がらせ、ヨーロッパ国際関係の一側面を析出することを試みる。

ここでユーロコミュニズムに焦点を当てるのは、当該期の西欧世界が冷戦の秩序構造に覆われていたという時代の大状況に加えて、当時の各国が政治経済のみならず軍事・安全保障の分野でも協力関係を築くなかで、その実態の一端を逆照射する材料になると考えられるからである。周知のとおり、第二次世界大戦後の西欧諸国はアメリカを盟主とする北大西洋条約機構（North Atlantic Treaty Organization: NATO）を集団安全保障の軸に据え、この軍事同盟を介してソ連・東欧諸国と戦略的な緊張関係を切り結んだ。NATO は欧州共同体（European Communities: EC）とともに政策協調の支柱となったが⁵、そこにもヨーロッパ冷戦の現実は所与の条件として埋め込まれていた。

ひるがえって、ソ連型の共産主義から距離を取りつつあったとはいえ、明らかに左派の政治思想を掲げるユーロコミュニズムの諸政党の動向は、NATO と EC を軸とする西欧国際関係の基調に不確定要素をもたらす可能性があった。軍事同盟として強固な反共主義を掲げる以上、NATO 加盟国の内部で左派的なイデオロギー色の濃い勢力が伸張すれば、それは否応なく同盟の結束に多大な影響をおよぼすことが予想され、西欧安全保障の一大懸案としても浮上した。とりわけ、ユーロコミュニズムが一定の支持を集め、国政選挙でも無視できない存在になった 1970 年代後半から 80 年代前半には、様々な政治的立場のアクターが入り乱れる形で、国際的な政治的駆け引きが繰り広げられることになる。その意味で、ユーロコミュニズムは名実ともにヨーロッパ冷戦の産物であった。

国際環境や時代の大状況といった上記の前提は、多くの冷戦史家および国際関係史家に概ね共有されているとあってよい。その一方で、ユーロコミュニズムおよび西欧諸国における左派政党のネットワークを取り上げる先行研究においては、イデオロギーや政治思想の変容といった内在的要素が主に論じられ⁶、冷戦変容期における政党間の相互作用とその経過も総じて政治レベルの議論に集中している⁷。すなわち、ヨーロッパ冷戦の一側面でもあるユーロコミュニズムをめぐる、その動向が西欧安全保障に与えた影響への関心は、相対的に希薄であった。

⁵ この点は、第 9 章の叙述を参照されたい。

⁶ Silvio Pons, “The rise and fall of Eurocommunism”, in Melvyn P. Leffler and Odd Arne Westad (eds.), *The Cambridge History of the Cold War, Volume III: Endings* (Cambridge: Cambridge University Press, 2010), pp. 45–65; Ioannis Balamanidis, *Eurocommunism: From the Communist to the Radical European Left* (London: Routledge, 2018); Francesco Di Palma, *Trouble for Moscow? Der Eurokommunismus und die Beziehungen der Sozialistischen Einheitspartei Deutschlands (SED) mit den kommunistischen Parteien Frankreichs (PCF) und Italiens (PCI) 1968–1990* (Berlin: De Gruyter, 2021). 本章と問題意識を共有する先行研究の一つとして、Nikolas Dörr, “NATO and Eurocommunism: The Fear of a Weakening of the Southern Flank from the mid-1970s to mid-1980s”, *Journal of European Integration History*, 20:2 (2014), pp. 245–258. ただし、同論文の射程はイタリアに集中しており、本章では国際比較の視点も加えつつ議論を展開したい。

⁷ Antonio Muñoz Sánchez, *El amigo alemán: El SPD y el PSOE de la dictadura a la democracia* (Barcelona: RBA Libros, 2012); Sotiris Rizas, *The Rise of the Left in Southern Europe: Anglo-American Responses* (London: Routledge, 2016); Christian Salm, *Transnational Socialist Networks in the 1970s: European Community Development Aid and Southern Enlargement* (Basingstoke: Palgrave Macmillan, 2016).

また、1970年代後半に一大勢力として興隆したにもかかわらず、80年代になるとユーロコミュニズムは急速に勢いを失っていく。この経緯についても、西欧諸国の左派勢力をめぐる全体の文脈から総体的に論じられることは少なく、ヨーロッパを含む冷戦の変容という構造的な要因から、当該期の事象を跡付けることも必要になる。そこで本章では、NATO加盟国の内部で生じた政治的現象という観点をより強調しつつ、ユーロコミュニズムおよび左派政党の諸相を考察することで、一連の経緯を再定位するとともに、その同時代的意義および歴史的示唆を析出することを試みる。かかる作業を通して、当該期の西欧安全保障が直面した課題の一端を明らかにしたい。

1. ヨーロッパ冷戦と社会民主主義

ユーロコミュニズムをめぐる議論の前提として、冷戦期を中心とする西欧国際関係史における左派勢力の位相を一瞥しておく。ここでは、ユーロコミュニズムのような共産党系の政党よりも、中道左派政党として実際に政権を担った社会民主主義を掲げる諸政党に着目したい。

西欧諸国のなかで最も早くから国政に進出し、政権を担うまでに至った社会民主主義政党として、イギリス労働党 (Labour Party) の名前がまず挙がるだろう。1906年に現在の党名となった同党は、一貫して労働者階級の利益を代表する主張を掲げ、第一次世界大戦後に初めて政権を担った後、第二次世界大戦後は福祉国家の充実と基幹産業の国営化を推し進めた。冷戦下の外交・安全保障政策ではアメリカほど強硬な反共主義を掲げたわけではないものの、自由主義・民主主義を奉じる西側陣営の結束という大前提は揺るぎなかったし、戦後国際秩序の安定に労働党政権のイギリスが果たした役割も大きかった⁸。

本章と重なる時期には、ハロルド・ウィルソン (Harold Wilson) およびジェームズ・キャラハン (James Callaghan) 両政権が国内外の様々な課題に取り組んだが、財政難や国際的影響力の低下に苦しみ、長らく保守党 (Conservative Party) の後塵を拝した。その後はトニー・ブレア (Tony Blair) のもとで中道路線への軌道修正に成功し⁹、直近では2024年の総選挙に勝利して政権に返り咲くなど、労働党はイギリスの中道左派政党として長らく西欧国際関係の重要なアクターであり続けてきた。

また、戦後のヨーロッパを覆ってきた冷戦という秩序構造が、デタントと呼ばれる緊張

⁸ 細谷雄一『戦後国際秩序とイギリス外交——戦後ヨーロッパの形成 1945年～1951年』(創文社、2001年)。

⁹ 現代イギリス政治史のなかで労働党を取り上げる研究として、Anthony Seldon and Kevin Hickson (eds.), *New Labour; Old Labour: The Wilson and Callaghan Governments, 1974–79* (London: Routledge, 2004); 今井貴子『政権交代の政治力学——イギリス労働党の軌跡 1994–2010』(東京大学出版会、2018年)など。また、ブレア政権は2003年のイラク戦争においてもアメリカへの協調姿勢を貫き、両国の緊密な安全保障協力は特筆に値する。この点は、細谷雄一『倫理的な戦争——トニー・ブレアの栄光と挫折』(慶應義塾大学出版会、2009年)を参照。

緩和の時代を迎えると、大陸ヨーロッパにおいても社会民主主義政党の重要性が増していく。とりわけ、ヨーロッパ・デタントを牽引する存在となったのが、西ドイツで誕生したドイツ社会民主党（Sozialdemokratische Partei Deutschlands: SPD）のヴィリー・ブランド（Willy Brandt）政権である。イギリス労働党と同じく 19 世紀以来の歴史を誇る SPD は、冷戦によるドイツ分断を経た西ドイツで中道左派の国民政党へと脱皮し、NATO 加盟を容認するなど現実的な路線に転換した。連立政権への参加を経て、1969 年に SPD が政権与党の座に就くと、ブランドは連邦首相としてヨーロッパ・デタントを体現する存在となった。61 年のベルリン危機を西ベルリン市長として経験した彼にとって、東西対立の緩和とヨーロッパ秩序の安定は至上命題であった¹⁰。ブランドが進めた東方外交（Ostpolitik）の歴史的意義は、ことさら強調するまでもないだろう¹¹。

SPD 政権によるヨーロッパ・デタントの推進と西欧国際関係のさらなる緊密化は、ブランドの後任であるヘルムート・シュミット（Helmut Schmidt）政権によって引き継がれ、西ドイツ外交の基調であり続けた¹²。1975 年 8 月のヘルシンキ最終議定書を頂点とする全欧安全保障協力会議（Conference on Security and Co-operation in Europe: CSCE）は、ヨーロッパ・デタントを象徴する出来事として記憶されている¹³。ひるがえって 70 年代後半になると、NATO とワルシャワ条約機構（Warsaw Pact）の軍事的な不均衡に警鐘を鳴らし、79 年の NATO 「二重決定（dual-track decision）」を導出するなど、シュミットは冷戦下における安全保障環境の現状を常に意識していた。その意味で、この時期の西ドイツは、SPD という左派に属する政党が首班とはいえ、概して現実主義的な政策を実行したといえよう。

無論、イギリスや西ドイツ以外にも、西欧各国には社会民主主義を掲げる有力な政党が存在していた。フランス社会党（Parti Socialiste）もその一つであり¹⁴、第五共和制のもとで野党第一党として存在感を示した。同党は社会民主主義を奉じていたものの、共産党との連携という意識も強く、それが後段で論じるように西欧国際関係の混乱を招くことになる。フランス社会党をめぐる関心と懸念は、まさに本章の主題であるユーロコミュニズムの問題とも、陰に陽に連関する事象の一側面であった。

以上のような西欧諸国における社会民主主義政党は、その前提としてソ連・東欧型の共産主義と訣別し、議会制民主主義という政治制度のもとで社会主義的な政策の実現を主張していた。これらの政党が総じて穏健な中道左派政党であったという事実は、本章の議論

¹⁰ 妹尾哲志「東西緊張緩和への貢献と「もっとデモクラシーを」——ブランド政権、一九六九～一九七四年」板橋拓己、妹尾哲志編著『現代ドイツ政治外交史——占領期からメルケル政権まで』（ミネルヴァ書房、2023 年）102-103 頁。

¹¹ ティモシー・ガートン・アッシュ（杉浦茂樹訳）『ヨーロッパに架ける橋——東西冷戦とドイツ外交』上下巻（みすず書房、2009 年）；妹尾哲志『戦後西ドイツ外交の分水嶺——東方政策と分断克服の戦略、1963～1975 年』（晃洋書房、2011 年）；妹尾哲志『冷戦変容期の独米関係と西ドイツ外交』（晃洋書房、2022 年）など。

¹² Mathias Haeussler, “A ‘Cold War European’? Helmut Schmidt and European integration, c.1945–1982”, *Cold War History*, 15:4 (2015), pp. 427–447.

¹³ ヨーロッパ・デタントについては、第 9 章の註 30 を参照。

¹⁴ 吉田徹『ミッテラン社会党の転換——社会主義から欧州統合へ』（法政大学出版局、2008 年）。

を進めるうえでも無視し得ない。中道を掲げる限りにおいて、社会民主主義は西欧世界における政治的伝統の一角であったし、とりわけ外交・安全保障分野においては、キリスト教民主主義を奉じる中道右派政党との間で、ある程度のコンセンサスが成立していた。

その一方で、ユーロコミュニズムの担い手は各国の共産党系の政党であり、その政治的主張は必ずしも西欧的な社会民主主義の範疇に留まらない可能性があった。だからこそ、急進左派政党が一定の支持と影響力を拡大し、政権を窺う情勢ともなれば、政策の劇的な転換の可能性が取り沙汰され、したがって西欧国際関係の不安定要素として注視されることになったのである。

2. ユーロコミュニズムと左派ネットワークの諸相

(1) ユーロコミュニズムの興隆と展開

ユーロコミュニズムが大きな政治現象として注目を集めたのは、CSCE を頂点にヨーロッパ・デタントの機運が高まった 1970 年代であった。折しも東西間の融和を求める空気感がヨーロッパを覆うなかで、西欧諸国の共産党系の政党が従来の主張を徐々に和らげ、議会制民主主義のなかで合法的な勢力拡大を志向する方針へと舵を切っていくことになったのである。そして、東欧衛星国の上位で強権を振るうソ連共産党とは距離を置き、一党独裁を放棄して複数政党制を容認し、自由や民主主義といった価値規範を受容するなど、西欧世界のなかでより広範な支持を得やすい政党への脱皮を図ったのであった。

西欧各国の左派政党のなかで、上記のような積極的な動きをいち早くみせたのがフランス共産党 (Parti communiste français: PCF) であった¹⁵。「モスクワの長女」と揶揄されるほどソ連との関わりの深かった同党であったが¹⁶、この時代は徐々にソ連から距離を取り始め、1968 年のチェコ事件——「プラハの春」とワルシャワ条約機構による軍事介入——では直接的な非難こそ避けたものの、初めてソ連の行動に批判的な声明を発表した¹⁷。また、72 年には社会党との間で「左翼連合の共通綱領 (Programme commun d'Union de la gauche)」を結び、協力関係を築いた。この同年には、ユーロコミュニズムの中心人物として知られるジョルジュ・マルシェ (Georges Marchais) が書記長に就任し、長きにわたって党を指揮することになる。

1974 年の大統領選挙で PCF は、フランソワ・ミッテラン (François Mitterrand) を統一候補として擁立し、シャルル・ドゴール (Charles de Gaulle) 以来のフランス第五共和制において保守的な思想を受け継ぐヴァレリー・ジスカールデスタン (Valéry Giscard d'Estaing) を相手に善戦するなど、一定の成果を挙げた。77 年に綱領の改定交渉が決裂し、一旦は社

¹⁵ 以下、PCF をはじめユーロコミュニズム諸政党の概略は、主として註 6 に挙げた各文献に拠った。

¹⁶ 中北『日本共産党』26 頁。

¹⁷ Di Palma, *Trouble for Moscow?*, S. 60–75.

会党と袂を分かったが、81年にミッテランが遂に大統領の座を射止めると、PCFも入閣を果たし、NATOおよびECの原加盟国にして西欧国際関係の中核に位置するフランスにおいて、左派政権が誕生するに至った¹⁸。このことは、当時の西欧安全保障の文脈において同盟内に重大な齟齬を生じせしめる可能性を惹起し、したがって各国はフランスの動向に大きな関心と懸念を抱いたのであった。その後84年にPCFは政権を離脱するが、同党の存在が同時代のフランス政治および西欧国際関係に与えた種々の影響は軽視できまい。

次に、イタリア共産党（Partito Comunista Italiano: PCI）の動きをみておこう¹⁹。同党は共和制下のイタリア政治において戦後初期の挙国一致内閣にも参画したほか、非共産圏で最大規模の党員を誇るなど、西側陣営のなかでは異例ともいえる高い支持を集める存在であった。また、1973年にはエンリコ・ベルリングエル（Enrico Berlinguer）書記長のもとで「歴史的妥協（Compromesso storico）」という政策の大転換が試みられ、当時の与党であるキリスト教民主党（Democrazia Cristiana: DC）との提携が模索された。従来、PCIはNATOからの離脱を主張し続けていたが、ここに同党もNATOの承認へと立場を変えたのである。かかる現実主義的な路線変更も相俟って、76年の総選挙でPCIは上下両院ともに約34%という高い得票率を達成し、下院で228議席、上院で116議席を獲得するなど躍進をみせたが²⁰、政権入りは実現しなかった。また、翌77年にはDCとの協定が成立したものの、ここでもPCIが政権に加わることはなかった。

結局のところPCIの勢力拡大は一時的なものに留まり、国内外の様々な勢力の暗闘を惹起して、テロリズムなどの政情不安も広がった。さらに、同党と同じく純然たる社会主義を奉じていたイタリア社会党（Partito Socialista Italiano: PSI）が、ベッティーノ・クラクシ（Bettino Craxi）党首のもとで中道路線に軌道修正したことも、PCIにとって逆風となった。クラクシが1983年に大連立政権の首相に就任するなど、PSIが与党として存在感を増していった一方、PCIによるユーロ Kommunizmusの試みは、その立役者であったベルリングエルが84年に急死したこともあり、勢いを失っていくことになる。とはいえ、PCIの動向がユーロ Kommunizmusの興隆にあたって残した鮮烈な印象は、やはり等閑視されるべきではあるまい。

さらに、同時代のイベリア半島においても、共産党系の政党は相応の積極的な動きをみせていた。スペインでは、長らく続いた権威主義体制が終焉して民主化が進む過程で、スペイン共産党（Partido Comunista de España: PCE）が1977年に合法化され²¹、同年の総選挙

¹⁸ Frederike Schotters, “Mitterrand’s Europe: functions and limits of ‘European solidarity’ in French policy during the 1980s”, *European Review of History: Revue européenne d’histoire*, 24:6 (2017), pp. 973–990. また、小田中直樹『フランス現代史』（岩波新書、2018年）第5章も参照。

¹⁹ 冷戦期のイタリアにおけるPCIの動向については、伊藤武『イタリア現代史——第二次世界大戦からベルルスコーニ後まで』（中公新書、2016年）第2–5章も参照。

²⁰ 詳細なデータセットは、イタリア内務省ウェブサイト内で確認できる。Ministero dell’Interno, Eligendo Archivio, <<https://elezionistorico.interno.gov.it/>> [2025年12月11日最終アクセス、以下同様]。

²¹ スペインの民主化の過程とPCEの動向については、加藤伸吾「スペイン民主化とは何だったのか——価値観・社会運動・政治制度」八嶋由香利編著『スペイン 危機の二〇世紀——内戦・独裁・民主化の時代を生きる』（慶應義塾大学出版会、2023年）161–190頁も参照。

で議席を獲得するなど活発な動きをみせた²²。これに先立ち、同年4月に開催された党大会では、マルクス・レーニン主義の放棄や複数政党制の承認に加えて、75年に復活していた王政も是認されるなど、独自路線への転換が図られていた。そして、PCFやPCIとともにユーロコミュニズムを体現する存在として、PCEはスペイン政治のなかで一定の影響力を示すことになる。

続く1979年の総選挙でもPCEは議席を増やしたが、次第にユーロコミュニズムに反対する勢力との内部抗争が激化したため、党内は分裂状態に陥った。そして、82年の総選挙では議席を大幅に減らし、同党の勢力は弱体化していく。80年代後半以降は左翼勢力の政党連合に合流することになり、選挙においてもPCE単独で候補者を擁立することはなくなった。しかし、時代が下って2010年代になると、左派ポピュリズム政党であるポデモス（Podemos）を主体とする勢力の一翼を担うなど、PCEは今なおスペイン政治のなかで一定の存在感を發揮している。

（2）西欧世界における左派ネットワーク

ユーロコミュニズムと連動して、1970年代から80年代の西欧諸国においては、左派政党の国際的なネットワークも構築され、同時代の政治社会に大きな影響をおよぼした²³。折しもヨーロッパ・デタントの時期と重なり、さらに南欧諸国の民主化という政治的うねりが発生するなかで、左派政党の動向は当該期の西欧国際関係において重大な関心事になり得た。また、当時はイギリスや西ドイツといった主要国も中道左派政権であり、その意味でも国家を超えた政党間の連帯は重大な政治的イシューとなったといえよう。

また、同時代の欧州統合において南欧地域への開発援助政策が積極的に推進され、1980年代に実現するEC南方拡大の一要素として機能したが、その文脈でも左派政党の活躍が目立った²⁴。権威主義体制の崩壊と民主主義の復活を経て、南欧諸国の政治的安定の確保は当事国のみならず西欧世界全体の政策課題として認識されたが、経済をめぐる問題はひととき大きな比重を占めた。すなわち、経済的な豊かさの実現が政治的にも求められ、ひいては冷戦という国際環境下で西欧安全保障にも波及すると考えられたのである²⁵。ここにおいて、各国の左派政党が越境的な協力関係を切り結び、西欧国際関係における一種の潤滑剤としての機能を果たすことになった。

かかる活発な政党間協調の中心に存在したのが、スペインの左派政党であるスペイン社

²² 詳細は、スペイン内務省ウェブサイト内の各種データを参照。Ministerio del Interior, Resultados electorales, <<https://infoelectoral.interior.gob.es/es/elecciones-celebradas/resultados-electorales/>>.

²³ 註7の各文献を参照。

²⁴ Salm, *Transnational Socialist Networks in the 1970s*, pp. 3–4.

²⁵ C (75) 43, Note by Wilson (Prime Minister), “EEC White Paper”, 21 March 1975, CAB 129/182, The National Archives of the UK, London [TNA]; *Foreign Relations of the United States [FRUS] 1969–1976, Volume E-15, Part 2: Documents on Western Europe, 1973–1976*, Doc. 290.

会労働党（Partido Socialista Obrero Español: PSOE）であった²⁶。同党は 19 世紀に結党されたマルクス主義政党であり、スペイン内戦後のフランシスコ・フランコ（Francisco Franco）による独裁体制下では PCE などとともに非合法化され、地下活動などを余儀なくされてきた。しかし、1970 年代から 80 年代にかけて、PSOE はスペイン政治および西欧国際関係において重要な役割を演じることになる。

その立役者として、1974 年に同党の書記長に就任したフェリペ・ゴンサレス（Felipe González）の手腕は特筆に値しよう。ゴンサレス体制のもとで PSOE はマルクス主義から脱却し、右旋回によって社会民主主義政党へと移行したのである。そして、フランコ死後の 77 年に実施された総選挙で第二党に躍進すると、続く 82 年の総選挙では下院の過半数を占める歴史的な大勝を収めて政権を獲得した。首相に就任したゴンサレスは、スペインにおける民主化の流れに倣って資本主義とリベラリズムを重視した政策を推進し、PSOE 政権のもとで同国は EC 加盟を果たすとともに、それに先立って実現していた NATO 加盟も国民投票で是認されることになった²⁷。

このように、PSOE はイデオロギー色を弱めて国民党へと脱皮することでスペイン政治の主演に躍り出るようになったが、その出自がマルクス主義であったという事実も相俟って、当該期の西欧世界では同党の動きを額面通りに受け取れない部分もあった。しかし他方で、PSOE と積極的に関係を強化する主要政党もあり、その筆頭が西ドイツの SPD であった。ブランド政権期から両党は緊密な協力関係を築き、それがゴンサレスによる PSOE の改革に裨益した側面も大きかった²⁸。また、1974 年から 76 年にかけて隣国ポルトガルではカーネーション革命（Revolução dos Cravos）と呼ばれる民主化の波と、その反動としての急進左派によるカウンター・クーデター未遂に至る政情不安が生じたが、一連の過程のなかで SPD は PSOE への支援を継続的に進めた。折しもフランコ体制の終焉というスペイン史上の転換点と重なるなかで、その後の PSOE が国民からの広範な支持を集めるに際して、SPD との協力関係がもたらした有形無形の影響は、決して小さくないであろう²⁹。

無論、これ以外にも左派政党の国際的なネットワークは存在し、共産党系の諸政党が横並びの関係を有していたことは論を俟たない。たとえば、東ドイツにおいて事実上の支配政党として君臨したドイツ社会主義統一党（Sozialistische Einheitspartei Deutschlands）は PCF や PCI といった各党と深く結び付き、それはヨーロッパ冷戦のイデオロギー対立のなかで無視できない一側面であった³⁰。また、上述したポルトガルの民主化に乗じて勢力を拡大

²⁶ PSOE については、Muños Sánchez, *El amigo alemán* に詳しい。邦語では、加藤「スペイン民主化とは何だったのか」のほか、細田晴子『戦後スペインと国際安全保障——米西関係に見るミドルパワー外交の可能性と限界』（千倉書房、2012 年）第 6 章も参照。

²⁷ Giulia Quaggio, “Walls of Anxiety: The Iconography of Anti-NATO protests in Spain, 1981–6”, *Journal of Contemporary History*, 56:3, (2021), pp. 693–719.

²⁸ Muños Sánchez, *El amigo alemán*, cap. 2. 以下も参照。狐塚祐矢「ドイツ社会民主党の対スペイン関与の変容（1966–1975）——スペイン共産主義との関係に関する一考察」『ヨーロッパ研究』第 23 号（2024 年 1 月）19–30 頁。

²⁹ Muños Sánchez, *El amigo alemán*, caps. 3–5.

³⁰ Di Palma, *Trouble for Moscow?*, Kap. 1–3.

したポルトガル共産党（Partido Comunista Português）や、同じく権威主義体制から民主化を果たしたギリシャで新たに結成されて攻勢を強めた全ギリシャ社会主義運動（Panellinio Sosialistiko Kinima: PASOK）など、南欧諸国を中心に左派政党の伸張は著しく、これら諸政党の連帯を含めた動向は大きな関心と呼ぶことになった³¹。

かような西側陣営および西欧世界における左派政党の活動は、まさに 1970 年代から 80 年代というヨーロッパ冷戦の変容期と重なる形で展開していった。ユーロコミュニズムの興隆もこの文脈でみられた現象であり、従来通りマルクス主義を掲げる政党も一定の存在感を示していた。そして、これら諸政党の躍進は西欧諸国にとって、国家間の連帯や経済的・社会的統合の蓄積、さらには安全保障をめぐる懸念を惹起する事態にも発展しかねない問題であった。冷戦という国際政治の現実を前に、西欧安全保障を担う NATO の在り方を含めて、ユーロコミュニズムを筆頭とする左派政党への対応が、同盟内での重大な政策課題として浮上することになったのである。

3. ユーロコミュニズムの躍進と西欧安全保障

（1）ヨーロッパ・デタントの裏側で

NATO の盟主たるアメリカにとって、西欧各国で進展するユーロコミュニズムの動きは厄介ではあったが、政策上の優先順位が高いとはいえなかった。1970 年代後半、「人権外交」を掲げるジミー・カーター（Jimmy Carter）政権は米欧同盟の枠内で深刻な対立を抱えることになるが³²、その一方でユーロコミュニズムに関しては、西欧世界への影響に加えて、東側陣営への波及効果も冷静に分析していた。すなわち、ソ連・東欧ブロックの国々にとって、ユーロコミュニズムには「支配政党の内部で（within the ruling parties）」人々を惹き付ける魅力があり、その主張を反体制派が日和見主義的に用いることで、ワルシャワ条約機構の結束にも混乱をもたらしていると考えられた³³。

アメリカとしては、ヨーロッパ・デタントの継続を明確に支持しつつ、ユーロコミュニズムに対して慎重に反応する必要があった。各国の内政には干渉しないのが大前提であったが、西欧諸国の政府内に共産主義者が加わることになれば、西側の結束を弱め、ヨーロッパの勢力均衡に悪影響をもたらすという懸念は常に存在していた³⁴。また、アメリカ政府は同盟国が民主主義政党によって「統治される（governed）」ことを望む一方で、ユーロコミュニズムに関する国務省の声明は、非民主的な勢力に「支配される（dominated）」事態を憂慮するという表現に留まり、少なからず波紋を呼ぶことになった。すなわち、論理的

³¹ Rizas, *The Rise of the Left in Southern Europe*, Parts I and II. また、PASOK 政権と西欧安全保障をめぐる問題群については後述する。

³² この点は、第 9 章の註 37 を参照されたい。

³³ FRUS 1977-1980, Volume XX: Eastern Europe, Doc. 5.

³⁴ FRUS 1977-1980, Vol. XX, Doc. 252.

に突き詰めれば、政権を「支配」しない限りユーロ共産主義政党の参画も是認される、という解釈が成立し得たのである。その意味で、国務省の声明はアメリカ政府の意図しない形で、誤った言質を取られる危険を孕んでいた³⁵。

他方で、ユーロ共産主義の諸政党がソ連に対して批判的な言説を提示するようになったことで、共産主義勢力の結束を掘り崩す効果も期待された³⁶。ユーロ共産主義の伸張が各国共産党に対するソ連の影響力を減退させ、その潮流が東欧諸国にまで伝播するならば、NATO の弱体化への危惧はあれども、そのコストが許容範囲内に収まるという考え方も可能であった³⁷。ユーロ共産主義の台頭は、共産主義陣営の内部においてイデオロギーが議論の中心的なアジェンダであった時代の終焉を示唆するものでもあった³⁸。総じてアメリカは、ソ連との戦略的な競争という冷戦のレンズを通して、一連の現象を眺めていたといえよう。

ひるがえって NATO の同盟国は、ユーロ共産主義をめぐる動向を実際的な問題として捉える傾向が強かった。ユーロ共産主義の運動が成功すれば、NATO のソ連への対抗力を削ぎ、ヨーロッパにおける勢力均衡を揺るがしかねないという懸念は、同盟内においても取り上げられた³⁹。また、西ドイツのハンス＝ディートリヒ・ゲンシャー (Hans-Dietrich Genscher) 外相は、ある会談の席でユーロ共産主義を「機関銃によって権力を握る代わりにフェルトの上靴を履いて権力に忍び寄る (Machterschleichung auf Filzpantoffeln statt Machtergreifung mit Maschinengewehren)」存在と表現するなど、警戒心を隠そうとしなかった⁴⁰。

その意味で、ユーロ共産主義をめぐるカーター政権のいささか楽観的な態度は、NATO の同盟国にとって不満の種となった。たとえば、西欧諸国の政治・安全保障面での協力を司る西欧同盟 (Western European Union: WEU) の会合において、アメリカの姿勢は「不器用で危険な (hamfisted and dangerous)」ものとして激烈な批判に晒された。議事録には、ユーロ共産主義が西欧世界にとって「硫黄の臭いがする (smells of the brimstone)」存在であるという、きわめて強い表現が残されている⁴¹。

また、カナダのピエール・トルドー (Pierre Trudeau) 首相は西ドイツのシュミット首相との会談で、ソ連がユーロ共産主義の脅威を過剰に認識すれば、東欧諸国への締め付

³⁵ Telegram 5882, From Gardner (Embassy Rome) to Secretary of State (Washington), "Public Statement on Eurocommunism", April 8, 1977, Central Foreign Policy Files [CFPF] 1973-1979, Record Group [RG] 59, National Archives and Records Administration, available in Access to Archival Databases [NARA-AAD].

³⁶ FRUS 1977-1980, Volume VI: Soviet Union, Doc. 38.

³⁷ Akten zur Auswärtigen Politik der Bundesrepublik Deutschland [AAPD] 1977, Dok. 84; FRUS 1977-1980, Volume IV: National Security Policy, Doc. 62.

³⁸ FRUS 1977-1980, Volume XIII: China, Doc. 281. ユーロ共産主義と併せて、中華人民共和国の実用主義的な路線への回帰が指摘された点も、当時の時代状況を反映するものとして興味深い。

³⁹ Telegram 40, From Strausz-Hupe (US Mission NATO) to Secretary of State, "Soviet/PRC Relations", January 6, 1977, CFPF 1973-1979, RG59, NARA-AAD. ここでも、中ソ対立の文脈から中国側の視点が強調された。

⁴⁰ AAPD 1977, Dok. 104.

⁴¹ Assembly of WEU, Proceedings of 23rd Ordinary Session, 1st Part, June 1977, Volume II: Minutes; Official Report of Debates, 6th Sitting, 23 June 1977, WEU-44, Historical Archives of the European Union, Firenze [HAEU].

けを強め、さらには冷戦の対立を蒸し返す恐れがあり、そうなればヨーロッパ・デタントにとって逆効果になるという危機感を吐露した。シュミットも、トルドーほど悲観的ではないものの、ソ連がユーロコミュニズムに対して防御的にならざるを得ないという点には同意した⁴²。NATO 諸国にとって、ユーロコミュニズムは政治経済面や社会面といった多面的なヨーロッパ冷戦の一要素であり⁴³、戦略面を一義的に優先するアメリカとの間で微妙な認識の差異が生じていた。そして、ヨーロッパにおける勢力均衡の動揺は、そのまま当地の安全保障環境にも影響をおよぼす以上、その要因となり得るユーロコミュニズムに対して、西欧諸国は否が応にも敏感な反応を示したのであった。

ただし、各国の社会民主主義政党がユーロコミュニズムに好意的な態度を示す局面もあった。たとえば西ドイツでは SPD 関係者が、自由選挙に基づく議会制民主主義の枠内にある限り、ユーロコミュニズムが各国の政権に参加することを妨げないという姿勢をあらためて示し、社会民主主義の勢力として PCI や PCE との連携の可能性も排除しなかった。無論、そこには西欧的な民主主義を認め、西側の同盟システムを弱めるような独善的な行動を慎むという前提があったが、かかる態度がユーロコミュニズムを勢い付けさせることは明らかであり⁴⁴、それが東西関係にいかなる形で作用するかも不透明であった。いずれにせよ、ユーロコミュニズムは単に西欧諸国の内側で起こっている事象ではなく、東西関係あるいはヨーロッパ冷戦の行方にも直結しかねない問題になりつつあった⁴⁵。

(2) 分水嶺としての 1979 年

上記の状況にあって、国際政治がデタントの退潮によって再び動揺すると、ユーロコミュニズムをめぐる問題も新たな局面に突入する。その一面期となったのが、1979 年に生じた複数の事象であった。これらの出来事に必ずしも相関関係が存在したわけではないが、各々の相互作用によって爾後の展開に影響を与えた側面はあるだろう。

西欧国際関係の文脈では、欧州議会 (European Parliament) をめぐる大きな変革が、ユーロコミュニズムの問題と絡み合い、重要な論点として浮上した。1957 年のローマ条約以来、欧州議会は選挙による議員の選出が規定されていたが、様々な利害対立によって実施が先送りになってきた。70 年代半ばに選挙の方式が提案されたことで膠着状態がようやく解消され⁴⁶、EC 加盟国の各国民を有権者とする初めての直接選挙が、79 年に実施されることになった。

⁴² AAPD 1977, Dok. 175.

⁴³ 一例として、Telegram 1505, From Strausz-Hupe to Secretary of State, "Proposed DCM/Political Counselors' Conference", March 16, 1977, CFPF 1973-1979, RG59, NARA-AAD.

⁴⁴ Telegram 38684, From Vance (Secretary of State), to Lisbon, "PCI Plays up Comments of SPD Official on Eurocommunism", February 14, 1978, CFPF 1973-1979, RG59, NARA-AAD.

⁴⁵ Telegram 87929, From Vance to US Mission USNATO, "Alliance East-West Study - April 6 SPC Meeting", April 6, 1978, CFPF 1973-1979, RG59, NARA-AAD.

⁴⁶ European Parliament, Working Documents 1974-1975, Document 368/74, "Report on behalf of the Political Affairs Committee on the adoption of a Draft Convention introducing elections to the European Parliament by direct universal suffrage" by Patijn (Rapporteur), 13 January 1975, BR-40, HAEU.

ここで懸念されたのが、各国で躍進するユーロ共産主義政党が欧州議会選挙においても多くの議席を獲得し、EC レベルで共産党系のグループの発言力が高まる事態であった⁴⁷。一部の EC 加盟国で政権入りを窺うほどの権勢を振るうに至った様相は前述したとおりだが、共産主義の理念を掲げる以上、自由主義・民主主義を奉じる EC の立法を司る欧州議会にあって、ユーロ共産主義政党がその機能を妨げる可能性は拭い切れなかった。折しも EC や NATO を中心に複数の国際機構が有機的に絡み合い、政治経済と安全保障に跨る西欧国際関係の再定位が試みられる時期とも重なり⁴⁸、欧州議会で共産党系の勢力が台頭すれば、西欧世界に広く関わる厄介な問題が生じる恐れがあった。

そして、1979 年 7 月 19 日に実施された選挙の結果⁴⁹、共産党系の会派は全 410 議席のうち 44 議席を獲得し、そのうち実に 43 議席がフランスとイタリアからの当選者であった。PCF と PCI が党勢のさらなる拡大期にあったこともあり、両国で共産党系の会派が躍進するのも国内情勢の反映という意味で首肯できよう。また、共産党系の得票率 10.7% は全会派のうち 4 番目であり、自由民主系の会派を上回った。最多の議席数を得た社会民主党系の会派と併せて、左派の政党グループは総じて有権者から一定の支持を集めたといえる。全体の 1 割強という議席数でどこまでの影響力を行使し得るかは議論の余地があるだろうが、欧州議会の歴史における初の直接選挙という象徴性を加味すれば、この結果は西欧世界におけるユーロ共産主義の最高到達点を示していたと思われる。

ひるがえって、1979 年に発生したソ連のアフガニスタン侵攻は、米ソ間のデタントを名実ともに崩壊させ、ヨーロッパにおいても大きな衝撃を呼び起こした⁵⁰。ここで PCF はソ連の行動を全面的に支持するなど⁵¹、侵攻を非難する他のユーロ共産主義政党との差異が鮮明となった。また、PCF はアメリカ政府、とりわけ国務省のユーロ共産主義に対する姿勢を、「西洋的価値 (Western values)」や「民主的な実践 (democratic practices)」の名のもとに内政干渉しようとする、「帝国主義の擁護者 (champion of imperialism)」による企てとして論難した⁵²。

かような文脈も相俟って、西欧世界の保守政党は、ユーロ共産主義の伸張にますます危機感を強めていった。PCF や PCI といった政党は、ユーロ共産主義という表現を隠れ蓑にしているだけで、その本質は旧来の共産主義と何ら変わらないというのが、イギ

⁴⁷ Beitrag zum Sprechzettel, "Eurokommunismus und Europäisches Parlament", beigelegt zu Vermerk von Berner (Bundesinstitut für ostwissenschaftliche und internationale Studien) an Heibach (Auswärtige Amt), Ref. 203, "Politische Aktions- und Entwicklungsperspektiven der Kommunistischen Parteien Frankreichs, Italiens und Spaniens im Zeitraum Mai 1977 – Ende 1978 (Projektionsskizze)", 9. Mai 1977, B 26 ZA 115925, Politisches Archiv des Auswärtigen Amtes, Berlin.

⁴⁸ 詳細は、第 9 章を参照。

⁴⁹ 以下、1979 年の欧州議会選挙の結果および各種データの詳細は、Europe Politique, Élections européennes 1979, <<https://www.europe-politique.eu/elections-europeennes-1979.htm>>.

⁵⁰ *Documents on British Policy Overseas, Series III, Volume VIII: The Invasion of Afghanistan and UK-Soviet Relations, 1979–1982*, No. 30.

⁵¹ *FRUS 1977–1980, Volume XII: Afghanistan*, Doc. 222.

⁵² Telegram 15179, From Hartman (Embassy Paris) to Secretary of State, "State Department Position on Eurocommunism: French Reaction", May 11, 1979, CFPF 1973–1979, RG59, NARA-AAD.

リス保守党など中道右派政党の基本的な理解であった。仮にユーロコミュニズムが政治的な権力を握れば、それは議会制民主主義の終焉に直結し、最終的に全体主義的な体制に行き着くのも共産主義の生得的な本性とされた。だからこそ、西欧世界の民主主義を維持するために、保守政党はユーロコミュニズムを含めた共産主義の脅威に対抗するべく、あらゆる手段を模索する必要があると考えられたのである⁵³。

以上のように、欧州議会選挙で無視できない存在感を示したユーロコミュニズムは、ソ連のアフガニスタン侵攻への対応をめぐる、一挙に困難な立場に置かれることになった。そして、ヨーロッパ国際関係に東西間の緊張の時代が再来すると、その主張と訴求力にも徐々に陰りが生じていく。その意味で、1979年の一連の事象は、ユーロコミュニズムの絶頂期を示すとともに、その「終わりの始まり」を告げるものでもあった。

4. ユーロコミュニズムの凋落：1980年代

(1) 「新冷戦」とユーロコミュニズムの失速

1980年代の「新冷戦」と呼ばれる東西対立の再燃期に入り、ヨーロッパ・デタントの維持に暗雲が漂う一方で、ソ連が東欧衛星国や西欧諸国の共産党勢力を制御し切れない状況も、徐々に露呈するようになっていた。その延長線上で、ユーロコミュニズムの再活性化による共産主義勢力の分断が生じる状況を、西側陣営としても活かすことが求められた。また、今や社会民主主義政党に脱皮したPSOEは、PCEと協力して与党に対抗しつつ、ECやNATOへの加盟目標を掲げるなど、現実的な路線を示して西ドイツなど各国との関係を深める段階にあった⁵⁴。

また、1981年2月から3月にかけて開催された第26回ソ連共産党大会では、イタリアを筆頭に南欧諸国との関係の進展が称揚されながらも、同党と対等な関係にある各国の共産党のリストにPCIやPCEの名前は挙がっていなかった。この事実はユーロコミュニズムとソ連型の共産主義の間にある深い溝を暗示させ、NATOにとっても示唆するところが大きかった⁵⁵。それでも西欧諸国にとって、手放しにユーロコミュニズムを受け容れるわけにはいかなかったし、実際にその厄介な局面が生じることになる。

同年のフランス大統領選挙で遂にミッテランが当選を果たすと、PCFの連立政権入りが実現し、各国の関心と懸念を招くことになった。手練かつ老獪な政治家であるミッテランにとって、共産党勢力の包含はあくまで合理的な選択であったが、PCFを他党と同列に扱

⁵³ Appendix 9, EDU/1979/93/e., "Eurocommunism", Resolutions Adopted by the 2nd Party Leaders Conference in London, European Democrat Union, 20 July 1979, Thatcher MSS, THCR 2/10/6, Churchill Archive Centre, Cambridge, available in Margaret Thatcher Foundation.

⁵⁴ AAPD 1980, Dok. 1, 5.

⁵⁵ NATO, PO/81/26 (2nd revise), "Summary of Contributions Concerning Mr. Brezhnev's Report to the Twenty-sixth CPSU Congress", attached to Note from Luns (Secretary General) to Permanent Representatives (Council), 23 March 1981.

おうとする彼の手法には、懐疑的な評価も少なくなかった。東欧諸国の側からも、豊かな経験と責任感を有する社会主義インターナショナルと比べて、ユーロコミュニズムへの疑念は顕著であった⁵⁶。しかし同時に、社会党政権に共産党が連立相手として参画した事実は、ユーロコミュニズムの「適用 (application)」の可能性を示しており、ソ連が各国の共産党を制御する力をますます失いつつあるという解釈もあり得た⁵⁷。ユーロコミュニズムの動向が、共産主義をめぐるソ連の正統性への挑戦となっていた側面を、ここに見出すことができよう⁵⁸。とはいえ、ミッテラン政権の発足時に顕著であったように、PCF を筆頭とするユーロコミュニズム政党への懐疑に満ちた評価はなおも根強かった⁵⁹。

また後述するように、この時期は 1960 年代以来の平和運動が反米的な思潮と相俟って反核運動へと発展しており、ここでもユーロコミュニズムの動向は看過できなかった。この問題に対して、西欧諸国の左派政党の主張は概ね穏当ではあったものの⁶⁰、ユーロコミュニズムの政権入りが現実味を帯びつつあったイタリアでは、NATO「二重決定」をめぐる PCI やソ連のプロパガンダに手を焼いていた⁶¹。後年から振り返ってみれば、たしかに PCI の躍進はあったものの、同党は PSI の「付属物 (appendage)」としての地位を受け容れられず、アフガニスタン侵攻やポーランド戒厳令の影響からモスクワとも離間していった⁶²。また、かかる PCI の姿勢は、ソ連共産党への忠誠を捨てることができずに支持を失っていく PCF の姿とも好対照をなした。しかし同時代的にみると、ユーロコミュニズムは西欧世界にとって、冷戦下の現実の問題として常に意識されるべき現象であった。

さらに、1980 年代初頭のヨーロッパ国際関係においては、ポーランド危機がソ連から西欧諸国へのパイプライン敷設問題と結び付いて議論が沸騰し、それは西側陣営の結束を乱す好機をソ連に与える危険を孕んでいた。フランスはひとときわ強くポーランドへの支持を打ち出していたが⁶³、国内的には PCF の存在が混乱要因となり得た。結局のところ、ユーロコミュニズムに接近したとはいえ、PCF がソ連共産党との関係を抜本的に見直すことはなかった⁶⁴。前者は後者の支配的な影響力の前に忠実であり続け⁶⁵、それゆえにフランス政治のなかで権力を自ら手放すことになる。

⁵⁶ AAPD 1981, Dok. 180; AAPD 1982, Dok. 26.

⁵⁷ FRUS 1981–1988, Volume X: Eastern Europe, Doc. 5.

⁵⁸ Draft Presidential Decision Memorandum, “U.S. Relations with the USSR”, attached to Interdepartmental Group No. 30, “Draft IG Study and Presidential Decision Memorandum”, November 19, 1982, Executive Secretariat, NSC: National Security Study Directives (NSSD): Records, 1981–1987, NSSD 11-82, US Policy Toward the Soviet Union (5 of 8), Box 91278, Digital Library Collections, Ronald Reagan Presidential Library, Simi Valley, California [RRPL].

⁵⁹ Annex E, “The French Communist Party (PCF)”, attached to Letter from Richards (Private Secretary, FCO) to Alexander (Private Secretary to Prime Minister), “New French President”, 15 May 1981, PREM19/761, TNA.

⁶⁰ Aurélie Andry, “Was there an alternative? European socialists facing capitalism in the long 1970s”, *European Review of History: Revue européenne d’histoire*, 26:4 (2019), pp. 723–746.

⁶¹ AAPD 1981, Dok. 252.

⁶² Letter from Coles (Private Secretary) to Bone (FCO), “Visit of Senator Fanfani”, 25 February 1983, FCO 33/6659, TNA.

⁶³ FRUS 1981–1988, Volume III: Soviet Union, January 1981–January 1983, Doc. 210.

⁶⁴ その関係性が窺える一例として、Telegram 2729, From Zimmermann (Embassy Moscow) to Secretary of State, “Shcharanskiy’s Mother and Brother Request Statement by the President”, March 5, 1983, Executive Secretariat, National Security Council: Country File, USSR (03/08/1983–03/09/1983), RAC Box 24, RRPL.

⁶⁵ FRUS 1981–1988, Vol. X, Doc. 377.

(2) 反米・反基地運動の展開：左派政権の動向

この時期、一部の NATO 加盟国では、反米感情や反核運動、反基地運動が活発化した⁶⁶。特にギリシャとスペインでは、権威主義体制から民主化への移行が対米認識にも影響を与え、アメリカが独裁政権を支えた過去が批判されるとともに、米軍基地の存在にも反発が強まった。ギリシャは 1974 年に NATO 軍事機構から離脱し、紆余曲折を経て 80 年代初頭に再加盟したが、アメリカが軍事政権を支援したことへの不満は根強く残っていた⁶⁷。スペインも民主化を経て 82 年に NATO 加盟を果たしたが、その過程では国論を二分する大論争が起き、反 NATO 勢力の動きが無視できないほどの影響力をもった。本章の視角に寄せて特筆すべきは、この問題が両国の左派政権との関わりで論じられるという側面である。

ギリシャでは、アンドレアス・パパンドレウ (Andreas Papandreu) 率いる PASOK 政権が、強硬な反 EU および反 NATO キャンペーンを展開した⁶⁸。パパンドレウの主張は多分に政治的パフォーマンスの側面が強かったが、彼の NATO に対する不信感は根強いものがあり、それ以上にアメリカへの反感は強烈であった⁶⁹。パパンドレウにとって、ギリシャ国内の米軍基地は同国や NATO に資するものではなく、専らアメリカが利益を得るための施設に過ぎなかった。結局のところ、パパンドレウがこの問題を棚上げする形で基地問題は曖昧なまま収束することになるが、東地中海におけるアメリカの軍事関与や NATO の結束に広範な影響がおよんだことも確かであった⁷⁰。

また、スペインの PSOE 政権はゴンサレス首相のもとで穏健な社会民主主義路線を採用したが、民主国家として再出発を果たした同国の安全保障政策にとって、とりわけアメリカとの歴史的な因縁と、その遺産をいかに整理するかが課題となった⁷¹。フランコ体制下で深化した米西関係を発展させる形で、同国は 1982 年に NATO 加盟を果たすことになるが、これに反対する勢力の声も高まった⁷²。最終的に、NATO 加盟の継続の可否を問う国民

⁶⁶ この点は、Martin Baumeister and Benjamin Ziemann, “Introduction: Peace Movements in Southern Europe during the 1970s and 1980s”, *Journal of Contemporary History*, 56:3 (July 2021), pp. 563–578; 芝崎祐典「新冷戦とヨーロッパの反核運動——一九八〇年代初頭の西ヨーロッパにおける市民運動の一断面」益田実、齋藤嘉臣、三宅康之編著『データから新冷戦へ——グローバル化する世界と揺らぐ国際秩序』(法律文化社、2022年)第13章。

⁶⁷ Eirini Karamouzi, “A Strategy for Greece: Democratization and European Integration, 1974–1975”, *Cahiers de la Méditerranée*, 90 (2015), pp. 11–24.

⁶⁸ Eirini Karamouzi and Dionysios Chourchoulis, “Troublemaker or peacemaker? Andreas Papandreu, the Euromissile Crisis, and the policy of peace, 1981–86”, *Cold War History*, 19:1 (2019), pp. 39–61; Eirini Karamouzi, “Negotiating the American Presence in Greece: Bases, Security and National Sovereignty”, *The International History Review*, 44:1 (2022), pp. 129–144.

⁶⁹ CC (81) 33rd Conclusions, 20 October 1981, CAB 128/71, TNA. パパンドレウとアメリカの複雑な関係性については、以下も参照。Stan Draenos, *Andreas Papandreu: The Making of a Greek Democrat and Political Maverick* (New York: I.B. Tauris, 2012).

⁷⁰ “Greece to Insist on Deadline in Talks on Bases”, *New York Times*, October 17, 1982; “Greece Deferring U.S. Bases Issue: Papandreu Says No Abrupt Change Planned on NATO, Bases”, *The Washington Post*, October 17, 1982.

⁷¹ Misael Arturo López Zapico, “Las relaciones hispano-norteamericanas desde la Segunda Guerra Fría hasta la crisis del comunismo soviético: de la cuestión de la OTAN al nuevo marco de cooperación”, *Pasado y Memoria: Revista de Historia Contemporánea*, 19 (2019), pp. 19–49. 民主化後の米西関係を扱った研究として、Morten Heiberg, *US-Spanish Relations after Franco, 1975–1989: The Will of the Weak* (Lanham: Lexington Books, 2018).

⁷² “NATO Foes Step Up Pressure in Spain: Left Seeks Vote on Alliance Membership”, *The Washington Post*, June 14, 1983.

投票が 86 年 3 月に実施され、残留への賛成が辛うじて過半数を上回った。仮に NATO 残留が否決されていれば、この直前に実現した EC 加盟も併せて、同国の西欧世界との関係性が根底から覆る可能性もあった⁷³。この時期、ゴンサレス政権は一貫して NATO を通じた西欧安全保障への貢献に意欲を示したが、核問題や米西間の基地協定の更新問題に対する世論の圧力は強く、関係国も懸念を強めた⁷⁴。PSOE 政権は総じて NATO 支持を保ったものの、80 年代の南欧諸国に広くみられたように、アメリカや NATO との関係は、西欧安全保障の一大争点であった⁷⁵。

本章の議論においてひととき重要なのは、これらの事例がユーロコミュニズムと一線を画した、より中道に接近した左派政権において生じたという事実である。PASOK や PSOE といった政党は、自国が西欧国際関係に埋め込まれているという前提条件や、その枠内で政策決定をおこなう必要性を、曲がりなりにも心得ていたし、あるいは政権獲得後にその現実を理解するに至った。この両党でさえ、アメリカや西欧諸国、NATO や EC といった国際機構との間で、上記のような混乱含みの問題と無縁ではいられなかった。まして、より左派のイデオロギー的な立ち位置にあり、極度の警戒心をもって観察されてきたユーロコミュニズムの諸政党の主張が、西欧世界において受け容れられる蓋然性は、著しく低かったと考えざるを得まい。すなわち、ユーロコミュニズムは共産主義というイデオロギー的な宿痾から——1980 年代という時代にあってもなお——自由ではいられなかったといえよう。

(3) ユーロコミュニズムの落日

かかる局面において、ユーロコミュニズムの政治的影響力は、1980 年代を迎えた西欧世界のなかで急速に減退していく。ソ連のアフガニスタン侵攻やポーランド危機をめぐる共産党勢力の足並みの乱れに加えて、なおも残るユーロコミュニズムとソ連・東欧ブロックとの微妙な距離感は、西側陣営の疑念を否応なく高めた⁷⁶。モスクワとの対立を深めた PCI ですら関係の決定的な断絶には及び腰であったし、同じく困難な立場にある PCF の迷走も強い圧力として作用した⁷⁷。そして、ユーロコミュニズムの本質的な矛盾は、いよいよ西欧諸国の政治的な現実との間で深刻な摩擦を起こすことになる。

フランスでは、1984 年 7 月に経済・社会政策の不一致を理由に PCF が政権から離脱し、社会党との協力体制に終止符が打たれた。野党の立場で政権を批判することによって、マルシェ書記長率いる PCF は有権者からの悪評を覆し、振るわない党勢の回復を図ると考え

⁷³ 細田『戦後スペインと国際安全保障』199–208 頁。

⁷⁴ Annex, “European Public Opinion and Nuclear Weapons: Specific Factors”, attached to PM/83/100, Minute from Howe (Foreign Secretary) to Thatcher (Prime Minister), “European Public Opinion and Nuclear Weapons”, 9 December 1983, PREM 19/1690, TNA.

⁷⁵ “Western Europe’s Socialist Governments Back Atlantic Alliance”, *The Washington Post*, February 21, 1984.

⁷⁶ 一例として、*FRUS 1981–1988, Vol. X, Doc. 321*.

⁷⁷ Letter from Richardson (Rome) to Wood (Western European Department, FCO), “PCI/CPSU Relations”, 22 June 1982, FCO33/5747, TNA.

られたが⁷⁸、その憶測自体がフランス国内政治における同党の存在感の低下を象徴していた。イタリアでも、同年6月にベルリングエルが急逝した際、PCIには確固たる後継者が不在であったため、合議体制が採用されると目されたが、彼に比類する存在感は望むべくもなかった⁷⁹。ベルリングエル没後の同党はいよいよ PSI の後塵を拝し、国内アクターとしての存在感はさておき、ユーロコミュニズムの旗手としての面影は徐々に失われていった⁸⁰。

また、同じく1984年におこなわれた2回目の欧州議会選挙においても、ユーロコミュニズムの減速が看取された⁸¹。41議席、得票率9.7%はいずれも前を下回り、81年のEC加盟によってPASOK政権下のギリシャが欧州議会に加わったことを勘案しても、西欧全体で急進左派の勢いは失われつつあった。共産党系の会派が一定の権勢を保ったのはイタリアのみであり、逆にフランスでは共産党系の獲得議席数、得票率ともに大きく落ち込む結果となった。そこまで大幅な変動がみられなかった社民党系の結果と比較しても、ユーロコミュニズムの敗色は濃厚であった。

ユーロコミュニズムに対するNATOの警戒心は、その後も緩むことがなかった。ソ連がワルシャワ条約機構の衛星国に対して、ユーロコミュニズムを含む共産主義の国際的な連携を支持するよう模索している様相は、1980年代半ばにおいても強く意識されていた⁸²。西欧諸国にとって、ユーロコミュニズムの主張や政治的態度がどれほど穏健化しても、ソ連・東欧ブロックとの強固な関係性と、それを通じた共産主義の浸透という脅威認識は、結局のところ拭い切れなかった。

こうして、1970年代後半に絶頂期を迎えたユーロコミュニズムは、それから10年足らずで西欧国際関係の表舞台から姿を消していった。しかし、ヨーロッパ冷戦がデタントから再度の緊張という過渡期を迎えるなかで、ユーロコミュニズムの諸政党の動向が当時の時代状況を色濃く反映し、政治・安全保障面で大きな影響をもたらしたのも事実である。西欧諸国はもちろん、NATOを介してヨーロッパに深く関与したアメリカにとっても看過できない大きな潮流を、ユーロコミュニズムは生み出したのであった。

おわりに

東西両陣営間のイデオロギー対立を本質として冷戦を定義し、その過程を歴史的に振り

⁷⁸ Fretwell (Paris) to FCO, Teln 915, 20 July 1984, PREM19/1761, TNA.

⁷⁹ Memorandum 157984, From Shultz (Secretary of State) to Reagan, June 11, 1984, Executive Secretariat, NSC: Agency File, Secretary of State's Evening Reports (06/01/1984-06/29/1984), RAC Box 7, RRPL.

⁸⁰ Despatch from Bridges (Rome) to Howe (Foreign Secretary), "The PCI after Berlinguer," 3 August 1984, FCO 33/7441, TNA.

⁸¹ 以下、同年の欧州議会選挙の結果と各種データについては、Europe Politique, Élections européennes 1984, <<https://www.europe-politique.eu/elections-europeennes-1984.htm>>.

⁸² NATO, C-M (85) 32, Note by Carrington (Secretary General), "Intra-Warsaw Pact Relations", 21 May 1985.

返るとき、主戦場の一つであったヨーロッパにおいて、西欧諸国の内部で興隆したユーロコミュニズムという現象はきわめて特異かつ示唆的であった。共産主義が資本主義・自由主義のオルタナティブになり得るという前提が広く共有されていた 1970 年代後半、前者のイデオロギーを色濃く残しながら、後者の要素も取り入れて西欧的な議会制民主主義の枠内で一定の支持を獲得すると、西側陣営にとって深刻かつ喫緊の課題として、各国は対応を迫られた。そして実際に、80 年代初頭の西欧世界ではユーロコミュニズムの政党が連立を組んで政権入りする事例もみられ、大きな反響を呼ぶことになった。

しかし本論で考察したように、結局のところユーロコミュニズムの影響は、良くも悪くも同時代人の想定に反して限定的なものに留まった。権力の中枢に最接近した PCF は、ソ連共産党との関係を最後まで整理できず、一旦は政権に食い込んだものの、最終的に連立を解消して下野するに至った。また、PCI や PCE はそれぞれ PSI や PSOE といった社会民主主義政党に主導権を奪われ、国内政治の中心的なアクターとなることは叶わなかった。議会制民主主義に則って共産主義の社会的な理想を実現しようとするユーロコミュニズムの試みは、失敗という結果に終わったのであった。

とはいえ、同時代の文脈において、かかる帰結は決して自明のものではなかった。これも本論で詳述したが、ユーロコミュニズムの台頭に対して、西欧諸国は総じて強い警戒感を示し、その存在感の高まりを真剣かつ深刻に捉えていた。また、NATO の盟主であるアメリカも、冷戦のレンズを通して一連の事象を認識するという偏りはあれども、ユーロコミュニズムによって同盟の結束が揺らぐ可能性については、西欧諸国と懸念を共有していた。ヨーロッパ冷戦の現実は大タントの時代を経ても変わらず、NATO は西欧安全保障を支える屋台骨であった。仮に共産党系の政党が政権を奪取すれば、西欧国際関係を規定する前提条件が崩れることを意味し、だからこそ各国はユーロコミュニズムの動向に神経を尖らせたのである。

ユーロコミュニズムの諸政党も、マルクス主義の放棄や議会制民主主義を前提とする活動、NATO や EC の容認といった政策を打ち出し、それは従来の共産党の主張から一線を画していた。しかし、アメリカや西欧諸国の政府当局者をはじめ、西側同盟を維持・管理する責務を負っていた関係者にとっては、ユーロコミュニズムも所詮は共産党の一形態に過ぎなかった。ひとたび政権の座に就けば、これらの勢力は前言を即座に撤回し、西欧的な民主主義体制を破壊するに違いない——このような疑念は最後まで払拭されず、ユーロコミュニズムの側もそれを覆せないままであった⁸³。アフガニスタン情勢をめぐる PCF の態度は、その一つの証左であったといえよう。

また、各国の中道左派政権のなかには、西ドイツの SPD に代表されるように、ユーロコミュニズムに一定の理解を示す勢力もあったが、それ以上に国際的な連携を深めた政党の存在も、共産党系の出自をもつユーロコミュニズムにとっては痛手であった。PSI や PSOE

⁸³ Dörr, “NATO and Eurocommunism”, pp. 257–258.

が広範な支持を集め、遂には政権を担当するまでになったが、それはユーロコミュニズムの機運が萎んでいく状況と軌を一にしていた。マルクス主義と訣別し、右旋回によって社会民主主義への転換を果たしたことで、PSI や PSOE は国民政党・大衆政党の地位を確立したが、ユーロコミュニズムにとって共産党という看板を取り払うことは自己否定にほかならなかった。ここに、ユーロコミュニズムが抱えた本質的な限界が垣間見えるように思われる⁸⁴。

またヨーロッパ冷戦の文脈からは、ユーロコミュニズムの興隆が 1970 年代後半という特異な時代と重なった点も看過できない。この時期は、CSCE によって東西ヨーロッパの現状維持がひとまず成立し、それまでの苛烈なイデオロギー的競争が漸次的ながら落ち着いた局面であった。だからこそ、ユーロコミュニズムは西欧諸国のなかで、既存の諸政党に対峙する立ち位置を得ることができた。ひるがえって、ヨーロッパ・デタントが 80 年代にも継続性を有していたとはいえ、ひとたび東西対立が再燃すれば、ユーロコミュニズムの訴求力にも影響は避けられなかった。すなわち、ユーロコミュニズムはきわめて限定された時間的・空間的次元でのみ影響力を有したのであり、その意味でヨーロッパ・デタントの枠内でこそ生じ得た現象であった。

ただし、以上の考察はあくまで現在の視点から、過去の出来事を歴史として再検討する際に立ち現れるものであり、同時代の肌感覚とは異なる。本章で繰り返し強調してきたように、当時の西欧世界において、ユーロコミュニズムの興隆は疑いなく時代の一焦点として鮮明な軌跡を残し、西欧安全保障の在り方に重大な課題を突き付けた。思想やイデオロギーをめぐる人間の営みは、近現代史のなかで無視し得ない構成要素であり、その過程と帰結を論じることは、今日の不透明な情勢にあつて重要な作業となる。そして、かかる事象の本質と意義は、その歴史的展開を丁寧に繙いてこそ明らかになるろう。

⁸⁴ この点は、昨今のヨーロッパにおけるポピュリズムの進展およびポピュリスト政党の「脱悪魔化」をめぐる議論とも通底するかもしれない。現代ヨーロッパのポピュリズムについては多くの研究があるが、たとえば以下を参照。ヤン＝ヴェルナー・ミュラー（板橋拓己訳）『ポピュリズムとは何か』（岩波書店、2017年）；細谷雄一、板橋拓己編著『民主主義は甦るのか？——歴史から考えるポピュリズム』（慶應義塾大学出版会、2024年）。

第 11 章

NATO 相互支援法の成立経緯と ACSA 制度の展開

——多国間ロジスティクス支援態勢の制度的基盤

石原 明德

はじめに

1991 年の海上自衛隊掃海部隊によるペルシャ湾派遣から、すでに 30 年以上の歳月が経過した。冷戦終結後に本格化した自衛隊の海外派遣活動は、1992 年の国際連合カンボジア暫定統治機構 (UNTAC) への国連平和維持活動 (PKO) 派遣を皮切りに、2001 年のインド洋派遣、2004 年のイラク派遣、さらにはスマトラ沖地震に際する国際緊急援助隊の派遣など、多様な実績を積み重ねてきた。とりわけ 21 世紀以降、その活動は枚挙にいとまがないほど拡大している。こうした経緯を踏まえると、今日では自衛隊の海外派遣活動はもはや例外的措置ではなく、常態化した国家安全保障政策の一環として定着したと言えよう。これらの派遣における作戦環境の多くは、同盟国や有志連合諸国との多国間共同作戦 (Multinational Operation) の枠組みの下で実施されてきた¹。

多国間共同作戦下において部隊を円滑に運用するためには、同盟国や有志国との間で物品・役務を相互に提供し合うことを可能とする多国間ロジスティクス (Multinational Logistics) 支援態勢の構築が不可欠である。このような態勢を確立するためには、共に行動する各国との間で、相互支援を可能とする二国間の協定を多層的に整備する必要がある。その基盤となるのが、物品役務相互提供協定 (Acquisition and Cross-Servicing Agreement : ACSA) であり、これは多国間ロジスティクス支援態勢を制度的に支える中核的枠組みであると言える。

冷戦後の自衛隊による海外派遣活動を通じて、ACSA の有用性に対する理解が広く共有されるようになったためか、我が国における ACSA の締結件数は 2010 年代以降、急速に増加する傾向を示している²。

¹ 2025 年 3 月現在、自衛隊が恒常的に有する海外活動拠点はジブチ共和国の施設のみである。このことから明らかなように、自衛隊が単独で展開し得る海外派遣任務は、現状では極めて限定的であり、實際上ほとんど想定し難い状況にあると言える。

² 日米 ACSA は 1996 年に締結され、その後 1998 年、2004 年、2016 年の 3 度にわたり改正が行われた。続いて、日豪 ACSA が 2010 年に締結され、2017 年に改正された。さらに、日英 ACSA が 2019 年、日仏 ACSA および日加 ACSA が 2020 年、日印 ACSA が 2022 年、そして日独 ACSA および日伊 ACSA が 2024 年に、それぞれ締結されている。「日・米物品役務相互提供協定の署名」外務省、2016 年 9 月 26 日、<https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_003738.html> [2026 年 2 月 11 日最終アクセス、以下同様]; 「安倍総理大臣のオーストラリア訪問」外務省、2017 年 1 月 15 日、<https://www.mofa.go.jp/mofaj/a_o/ocn/au/page16_000012.html>; 「日・英物品役務相互提供協定の署名」外務省、2017 年 1 月 26 日、<https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_004207.html>

このように、ACSA は現代における多国間共同作戦を支える基盤的な国際協定として広く認識されている。しかし、その史的展開に関しては、米国内法上の根拠法が 1980 年に制定された「NATO 相互支援法 (NATO Mutual Support Act)」であることは知られているものの、その成立の背景や制度改正の経緯については十分に解明されているとは言い難い³。

本章では、NATO 相互支援法に焦点を当て、その制定背景としての新冷戦期における国際政治的文脈、および成立から現在に至る制度的変遷の経緯を検証する。これにより、同法を基礎として発展した ACSA が、今日の多国間共同作戦における円滑な部隊運用を支える基盤的国際協定として、米国内でいかなる制度的位置づけを有してきたのかを明らかにすることを目的とする。さらに、本研究から得られる歴史的知見を通じて、今後の防衛省・自衛隊における施策の検討に資する一助となれば幸いである。

1. NATO 相互支援法の成立と ACSA 制度の創設

(1) 冷戦期の NATO 軍のロジスティクス

i. 冷戦期の NATO 軍事機構

北大西洋条約機構 (North Atlantic Treaty Organization: NATO) は、世界最大の軍事同盟であり、その成立は冷戦初期におけるソ連の脅威に対抗するための集団防衛体制の構築に端を発している。冷戦終結後、ソ連およびワルシャワ条約機構の解体によって中・東欧地域に生じた安全保障上の「真空地帯」に対し、NATO が掲げた「民主主義、自由、法の支配」といった価値の擁護という理念は、新たな求心力を発揮した。その結果、冷戦後の NATO は、欧州連合 (EU) と相互補完的な関係を形成しつつ、「自由で一体となったヨーロッパ」を支える制度的枠組みとして機能するに至っている。もっとも、2022 年のロシア・ウクライナ戦争によって改めて明らかになったように、NATO の根本的性格は依然として「集団防衛を目的とする軍事同盟」であると言える。

NATO に関する研究は、同機構が本来の結成目的であったソ連の脅威が消滅した後も存続し、その役割を変化させつつ機能を拡張し、加盟国を拡大していったことから、特に冷戦終結以降

；「日・仏物品役務相互提供協定 (日仏 ACSA) の署名」外務省、2018 年 7 月 14 日、<https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_006238.html>；「日加首脳会談」外務省、2018 年 6 月 8 日、<https://www.mofa.go.jp/mofaj/na/na1/ca/page4_004118.html>；「日・インド物品役務相互提供協定 (日印 ACSA) の署名」外務省、2020 年 9 月 10 日、<https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_008742.html>；「日・独物品役務相互提供協定 (日独 ACSA) への署名」外務省、2024 年 1 月 29 日、<https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/pressit_00000100269.html>；「日・伊物品役務相互提供協定 (日伊 ACSA) への署名」外務省、2024 年 11 月 25 日、<https://www.mofa.go.jp/mofaj/erp/we/it/pageit_000001_01290.html>を参照。

³ 拙稿を除けば、ACSA 制度に関する日本語による学術的研究は極めて限られている。石原明德「ACSA の変遷——日米二国間から各国間へ」『海幹校戦略研究』第 7 巻第 2 号 (2018 年 1 月) 95-106 頁。

の展開を対象とするものが多い⁴。一方で、冷戦期における NATO の動態に関しては、政治的側面に着目した研究が多数を占めるものの、軍事的側面に焦点を当てた研究は比較的少ない⁵。このため、以下ではまず、冷戦の進行過程と NATO 軍事機構の変容について概観する。

1949 年 4 月に調印された北大西洋条約により発足した NATO は、1951 年に欧州連合軍最高司令部 (Supreme Headquarters Allied Powers Europe : SHAPE) を創設し、初代司令官に第二次世界大戦の英雄であるアイゼンハワー (Dwight David Eisenhower) 米陸軍元帥を任命した。欧州には多国籍連合司令部として、大戦中にアイゼンハワー自身が司令官を務めた連合軍司令部 (Allied Force Headquarters : AFHQ) や連合軍欧州遠征軍最高司令部 (Supreme Headquarters Allied Expeditionary Force : SHAEF) の実績があり、SHAPE の組織はこれらの流れを汲んでいた⁶。

冷戦期の NATO は、結成初期の 1950 年代に軍事機構の骨格を整備した。SHAPE をはじめとする連合戦略・作戦司令部が段階的に開設され、NATO 指揮機構 (NATO Command Structure : NCS) が整備された。これらの連合司令部に勤務する幕僚は各国から派遣され、本国政府の指示に従い任務にあたっていたが、各国軍の制服を着用していても、個々の幕僚はあくまで NATO の一員として行動していた⁷。また、軍事機構の実施部隊として NATO 部隊機構 (NATO Force Structure : NFS) が整備された。NFS には、原則として各加盟国から固有の軍司令部および部隊編成が提供されていたため、NATO 全体の指揮系統と各国部隊の編成との相互関係は、非常に複雑かつ多面的なものとなっていた⁸。

作戦運用の観点から見ると、冷戦期の NATO は NCS の極めて高い統合性の下で指揮統制されており、高度に統合された多国籍連合軍であったと評価できるだろう。

ii. 冷戦期の NATO 軍ロジスティクスの特色

作戦運用面とは異なり、ロジスティクスの観点から見ると、NATO 各国軍は基本的に独立していた。NATO に提供された各国軍はそれぞれ固有の司令部と部隊編成を保持しており、そのロジスティクスについても各国が独自に責任を負っていた⁹。

⁴ 冷戦後の NATO の展開に関しては、吉崎知典、広瀬佳一、田中亮佑、鶴岡路人らによる、多面的な研究が数多く存在する。吉崎知典「米国の同盟政策と NATO——冷戦後の『戦略概念』を中心として」『国際政治』第 150 号 (2007 年 11 月) 115-134 頁; 広瀬佳一・吉崎知典編著『冷戦後の NATO——“ハイブリッド同盟”への挑戦』(ミネルヴァ書房、2012 年); 広瀬佳一「国際環境の変化と NATO の戦略・防衛態勢——『適応』と『保証』をめぐる課題」『戦略研究』第 22 号 (2018 年 3 月) 5-20 頁; 田中亮佑「NATO の改革からみるバルト海地域防衛の変化——2014 年と 2022 年を契機として」『安全保障戦略研究』第 3 巻第 2 号 (2023 年 3 月) 143-161 頁; 鶴岡路人「2022 年 NATO 戦略概念——米欧同盟の現段階」『国際問題』第 715 号 (2023 年 10 月) 29-39 頁。

⁵ 冷戦期の NATO の展開に関する通史としては、佐瀬昌盛や金子譲らの研究があるものの、軍事的側面に限定して論じたものとは言い難い。佐瀬昌盛『NATO 21 世紀からの世界戦略』(文芸春秋、1999 年); 金子譲『NATO 北大西洋条約機構の研究——米欧安全保障関係の軌跡』(彩流社、2008 年)。

⁶ 石津朋之、フランク・ライヒヘルツァー編『日独戦史共同研究 2019-2021——日本とドイツ 20 世紀の経験』(防衛研究所、2022 年) 194 頁。

⁷ 同上。

⁸ 同上、195 頁。

⁹ 冷戦期の NATO におけるロジスティクスの原則は、各加盟国が自らの部隊に関する責任を負うというものであった。そのため、NATO としての役割は、同盟軍全体のロジスティクス要件の策定とその遵守の確保に主眼

NATO では加盟各国の主権が相応に尊重されており、各国の独自性は経済力や軍事産業力に直結する装備面において顕著に現れていた。1978 年の欧州軍事情勢を伝える日本のメディア報道では、NATO 軍の装備の多様性や各国独自のロジスティクスの非効率性が指摘され、ロジスティクス面での相互運用性の課題が当時の NATO 諸国間における共通の問題認識の一つであったことが示されている¹⁰。加盟各国がそれぞれの主権に基づき独自に兵力を整備した部隊の集合体である NATO 軍は、結成当初から構造的に相互運用性が低下しやすい特性を有していたと言える。この特性は結成当初から認識されており、相互運用性の強化に向けた取り組み自体も初期段階から試みられていた¹¹。

冷戦の産物である NATO にとって、最も重要な政治的課題は核問題であった。冷戦期、地上戦力において常に劣勢にあった NATO にとって、核戦力による抑止は不可欠であった。しかし、核戦力は経済的・心理的に大きな負担を伴うため、これに関する諸問題は加盟諸国間で最も高度な政治的課題であり続けた。このように、加盟各国の首脳レベルで取り扱われる核問題に対して、通常戦力に関する課題は二義的な位置付けに置かれていた。特に 1967 年に採用された柔軟反応戦略 (Flexible Response) 以前は、英国や西独を中心とする欧州加盟諸国にとって、通常戦争の長期化を計画することは、核兵器使用の可能性が低いと相手に示すこととなり、抑止力を損なうと考えられていた¹²。欧州加盟諸国が核抑止力という大局的政策に注力している限り、ソ連の侵攻を阻止するための相互運用可能な通常戦力の整備は、二次的な重要性にとどまっ

が置かれていた。“NATO’s role in logistics”, NATO, <<https://www.nato.int/en/what-we-do/deterrence-and-defence/natos-role-in-logistics>>.

¹⁰ 1978 年に産経新聞で欧州軍事情勢を解説した牛島昭彦は、デタントから新冷戦への移行期における緊迫した情勢や、通常戦力で劣勢にあると NATO が認識していた状況を伝えている。牛場昭彦・佐藤一段『日本の安全を考える 3——緊迫するヨーロッパ防衛線』(サンケイ出版、1979 年) 43-47 頁。

¹¹ 1949 年 10 月 19 日、米・英・仏の三国の軍事代表者により構成される NATO 常設グループ (Standing Group) から北大西洋軍事委員会 (North Atlantic Military Committee) に発簡された「北大西洋地域の防衛に関する戦略概念 (The Strategic Concept for the Defense of the North Atlantic Area)」では、同盟の協力措置として以下の 8 項目が掲げられた。実行可能な限りの軍事教義および手順の標準化 (Standardization, insofar as practicable, of military doctrines and procedures)、望ましい場合における共同訓練演習の実施 (Conduct of combined training exercises, when deemed desirable)、計画されている NATO 防衛計画およびそれに伴う作戦に必要な諜報情報およびデータの収集・交換 (Compilation and exchange of intelligence information and data peculiar to the conduct of contemplated NATO defense planning and operations)、相互に関心のある軍事施設の建設、保守および運用における協力 (Cooperation in the construction, maintenance, and operation of military installations of mutual concern)、計画されている防衛計画の実施に必要な、相互に関心のある保守・修理・サービス施設の標準化 (Standardization of maintenance, repair, and service facilities which will be of mutual concern in the event contemplated defense plans have to be implemented)、実行可能な限り、共通防衛計画で策定された作戦で使用する軍事資材および装備の標準化 (Standardization, insofar as practicable, of military material and equipment for use in operations as developed by common defense plans)、平時における共通防衛要件の促進のための軍事作戦権の取り決めにおける集団協力 (Collective cooperation in arranging for military operating rights, in peacetime, in furtherance of common defense requirements)、各国の法的制限および行政上の制約の範囲内で、実行可能な限り新兵器の研究開発および新たな戦闘方法の開発に協力する (Cooperation, insofar as practicable and within the legal limitations and administrative restrictions of each country, in research and development of new weapons and in the development of new methods of warfare)、このように、NATO は結成初期から相互運用性の強化に向けた取り組みを講じていた。M.C.3, “Memorandum by the Standing Group 19 October 1949,” NATO, <<https://www.nato.int/docu/stratdoc/eng/a491019a.pdf>>.

¹² Christoph Bluth, “Reconciling the Irreconcilable: Alliance Politics and the Paradox of Extended Deterrence in the 1960s,” p. 94.

いた¹³。冷戦期における通常兵器のロジスティクス面での相互運用性強化に関する取り組みは、ブリュッセルに拠点を置く同盟の官僚機構における実務的な政策課題にすぎず、特に加盟各国の経済力や軍事産業力に直結する装備面での標準化が主要な関心事項であった¹⁴。

iii. 新冷戦の開始と NATO 軍ロジスティクスの相互運用性強化

1970 年代末、デタントの崩壊により東西対立は急速に再燃していた。新冷戦へと移行しつつあったこの時期、デタントの恩恵を享受していた NATO 欧州加盟諸国は、ワルシャワ条約機構軍に対して地上戦力の通常兵器において大幅な劣勢に立たされていた¹⁵。

1976 年 6 月 11 日、NATO 防衛計画委員会 (Defence Planning Committee : DPC) は、ワルシャワ条約機構軍に有利な力関係の変化が継続していることを確認し、自軍能力向上のために、協力訓練、通信、ロジスティクスを含む防衛任務の合理化・専門化活動の拡大や、軍事装備の研究・開発・生産における標準化と協力について議論した。その結果、DPC は「北大西洋理事会 (North Atlantic Council : NAC) の支援のもと、通信、弾薬の互換性、航空機の再武装、燃料など特定の優先分野における同盟能力向上を目指して設置された装備の相互運用性に関する特別委員会の生産的な取り組みを歓迎する」との最終表明を公表し、NATO としてロジスティクス面での相互運用性向上への取り組みを強化する方針を示した¹⁶。

翌 1977 年 5 月に DPC が表明した「閣僚指針・1977」では、「ソ連軍事力の着実な増強は、推定で GNP 比 11~13% (NATO 平均の 3 倍) に達する防衛費配分および実質値で年率約 5% の防衛支出増によって支えられている」と記されており、当時の軍事情勢分析が西側諸国に大きな衝撃を与えていたことが示されている。さらに DPC は、1978 年 5 月 19 日と 5 月 30 日、そして 1979 年 12 月 12 日に発表した最終声明においても、ロジスティクス面での相互運用性強化に関する取り組みの強化を改めて表明した¹⁷。

このように、デタントの崩壊は NATO 欧州加盟諸国に危機感を喚起し、NATO 軍の通常戦力

¹³ Matthew Ford & Alex Gould, "Military Identities, Conventional Capability and the Politics of NATO Standardization at the Beginning of the Second Cold War, 1970–1980," *The International History Review*, vol. 41, no. 4 (2019), p. 775.

¹⁴ 1950 年に同盟国間の標準化を促進するため、NATO 標準化政策調整委員会 (Standardization Policy and Coordination Committee: SPCC) が設置されて以降、運用面および装備面での NATO の標準化が進められた。しかし、装備面での標準化が本格的に進展したのは、NATO 欧州加盟諸国が通常戦力の強化を進めた 1970 年代末から 1980 年代にかけてである。地上戦用通常兵器、特に小火器を中心とした標準化の進展については、前述の Ford および Gould の研究が詳しい。

¹⁵ 1978 年 6 月、金丸進防衛庁長官の NATO 訪問に同行した産経新聞記者の牛場昭彦は、当時の NATO がワルシャワ条約機構軍に対して、特に地上戦力における通常戦力で圧倒的に劣勢にあると認識していたことを伝えている。『緊迫するヨーロッパ 3』20–33 頁。

¹⁶ NATO 防衛計画委員会 (Defence Planning Committee : DPC) は、各国の国防大臣で構成される NATO 軍事機構の協議機関であった。一方、北大西洋理事会 (North Atlantic Council : NAC) は各国の文民代表で構成される同盟の最高意思決定機関であり、各国の経済力や軍事産業力に直結する防衛生産に関する調整権限は、1950 年末に NAC の所掌へ移管されていた。Lord Ismay, NATO, "The First Five Years: 1949–1954," NATO, 1955, p. 40.

¹⁷ "Final Communiqué," 19 May 1978, NATO, <<https://www.nato.int/en/about-us/official-texts-and-resources/official-texts/1978/05/18/final-communication>>; "Washington Summit Final Communiqué," 30 May 1978, NATO, <<https://www.nato.int/en/about-us/official-texts-and-resources/official-texts/1978/05/30/washington-summit-final-communication>>; "Final Communiqué," 12 December 1979, NATO, <<https://www.nato.int/en/about-us/official-texts-and-resources/official-texts/1979/12/12/final-communication>>.

強化の一環として、ロジスティクス面での相互運用性向上の取り組みを加速させた。

(2) NATO 相互支援法の成立過程

i. NATO 相互支援法に至るまでの米連邦議会の動き

このような欧州情勢を受け、米国防総省は 1978 年 3 月 16 日、「北大西洋条約機構諸国の陸軍・空軍・海軍の合理化、標準化、相互運用性および有効性を促進するための法案 (A bill to further the rationalization, standardization, interoperability and effectiveness of the land, air and naval forces of the North Atlantic Treaty Organization countries)」を策定し、下院軍事委員会委員長チャールズ・メルビン・プライス (Charles Melvin Price) を通じて、下院に提出した¹⁸。同法案は HR11607 号とされ、同日下院軍事委員会に付託された¹⁹。審議に際しては、下院軍事委員会内に「NATO 標準化・相互運用性・即応性に関する特別小委員会」が設置され、23 回にわたる公聴会が開催されて審議が重ねられた²⁰。

同法案の審議中である 5 月 23 日、修正案として「友好的な外国政府や国際機関からの資産またはサービスの取得に関連して、防衛装備品に関する協力を促進するため、およびその他の目的で特定の法律の適用を免除するよう合衆国法典第 10 編を改正する法案 (A bill to amend title 10, United States Code, to authorize waiver of application of certain laws in connection with the acquisition of property or services from friendly foreign governments and international organizations to facilitate cooperation relating to defense equipment, and for other purposes)」が、プライス下院軍事委員会委員長を通じて提出された。同法案は HR12837 号とされ、HR11607 号法案と一体として審議されたが、結果として第 95 議会中には成立せず廃案となった²¹。

HR11607 号法案および HR12837 号法案の審議が難航した理由は、これらの法案が米国の国防調達に関する規定である国防調達法 (Armed Services Procurement Act) や武器輸出管理法 (Arms Export Control Act) に抵触する可能性があったことにある。当時の米国の関連規定は、在外米軍に対するロジスティクス支援についても、基本的に米軍自らが調達することを前提とする法体系となっており、NATO 加盟諸国からロジスティクス支援の提供を受けたり、物資やサービスの相互提供を行う場合であっても、米国内における米国防総省と民間企業との契約に適用され

¹⁸ 米国では行政権は法案提出権を有しておらず、大統領であっても策定した法案を直接議会に提出することは認められていない。このため、各行政機関が策定した法案の立法化にあつては、両院いずれかの議員を介し議会提出を依頼することではじめて立法化が可能となる。松橋和夫「アメリカ連邦議会上院における立法手続」『レファレンス』640号(2004年5月)7-36頁。

¹⁹ H.R.11607 法案の詳細は次のとおり。“H.R.11607—A bill to further the rationalization, standardization, interoperability and effectiveness of the land, air and naval forces of the North Atlantic Treaty Organization countries.95th Congress (1977–1978),” Congress, <<https://www.congress.gov/bill/95th-congress/house-bill/11607>>.

²⁰ 1978年5月11、22、25、31日、6月1、6–8、14–15、21–22、29日、7月3、5–7日、8月16日、9月19、21日、10月10日、11月24日、12月5日に公聴会が開催された。“House Hearing, 95th Congress—NATO standardization, interoperability and readiness and H.R. 11607 and H.R. 12837: hearings before the Special Subcommittee on NATO Standardization, Interoperability, and Readiness of the Committee on Armed Services, House of Representatives, Ninety-fifth Congress, second session,,” GPO, <<https://www.govinfo.gov/app/details/CHRG-95hrg307100>>.

²¹ Ibid.

のと同じ法的要件に準拠することが求められていた。これらの法案は、米軍と NATO 加盟諸国軍とのロジスティクス面での相互運用性向上を目的とした野心的な内容であり、経済・軍事産業に直結する装備面での加盟諸国との標準化や、現場部隊間におけるロジスティクス運用の円滑化に関する権限を米国防総省に与えるものであった。従来、米国では自国の経済・軍事産業に大きな影響を及ぼす他国への装備移転に関する権限は国防総省にはなく、有償軍事援助 (Foreign Military Sales : FMS) に関する権限は国務省 (Department of State : DOS)、商行為としての武器輸出である直接調達 (Direct Commercial Sales : DCS) に関する権限は商務省 (Department of Commerce : DOC) が保有していた。この既存の枠組みとの調整が大きな障害となったため、第 95 議会が会期末を迎える 1978 年中には法案成立の決着がつかなかったものと考えられる。

ii. 「1979 年 NATO 相互支援法案」提出と米連邦議会での審議

続く第 96 議会は 1979 年 1 月 15 日に開催されたが、同年 6 月 26 日、プライス下院軍事委員会委員長は新たに「1979 年 NATO 相互支援法案」(North Atlantic Treaty Organization Mutual Support Act of 1979) を下院に提出した。この法案は、経済・軍事産業に直結する装備面での標準化と、現場部隊間でのロジスティクス運用の円滑化を切り離し、DOS・DOC との権限整理が比較的容易な後者に限定した内容であった。法案は HR4623 号として下院軍事委員会および外交委員会に付託された。同法案審議中の 10 月 12 日には、HR4623 号に関連する修正案として、「米国法典第 10 編を改正し、国防長官が NATO の軍隊の即応性向上のため特定の協定を締結することを認める法案」(An act to amend title 10, United States Code, to authorize the Secretary of Defense to enter into certain agreements to further the readiness of the military forces of the North Atlantic Treaty Organization) が、下院 NATO 小委員会議長ダン・ダニエル (Dan Daniel) により提出された。同法案は HR5580 号とされ、HR4623 号と一体として審議が進められた。さらに 10 月 19 日には、米会計検査院長 (Comptroller General of the United States : GAO) から、HR4623 号および HR5580 号に対し、同盟国からのロジスティクス支援や物品・役務の相互提供に限定した場合の国防調達法および武器輸出管理法の例外規定について整理した修正所見が提出されている²²。両法案は 1979 年 12 月 3 日に下院で修正可決され、その後の審議も順調に進み、1980 年 7 月 25 日に上院を通過した。1980 年 8 月 4 日、カーター (Jimmy Carter) 大統領の署名により、合衆国公法 96-323 (Public Law 96-323) 「NATO 相互支援法 (NATO Mutual Support Act)」として成立した。これを受け、合衆国法典第 10 編第 138 章「北大西洋条約機構物品役務相互提供協定 (North Atlantic Treaty Organization Acquisition and Cross-Servicing Agreements)」が制定されている。

このように、NATO 相互支援法は、新冷戦初期の 1970 年代末に進められた NATO 軍の通常戦力強化に関する様々な取り組みの一環として法制化され、1980 年に成立したものである。当時の首脳レベルでの主要な政治課題であった核問題や、閣僚レベルで議論されていた装備面の標準化問題とは異なり、政治的注目や経済・軍事産業面での関心を大きく集めることはなかつ

²² “B-156489 Comments on H.R. 4623, NATO Mutual Support Act of 1979”, GAO, <<https://www.gao.gov/assets/b-156489-088573.pdf>>.

た。その理由は、本法により米国防総省に与えられた権限が、あくまで現場部隊レベルでの相互運用性向上に限定されていたことにあった。

iii. NATO 相互支援法の成立と NATO 諸国との ACSA 制度の創設

1980 年に成立した NATO 相互支援法は、合衆国法典第 10 編第 138 章を制定し、NATO 加盟諸国軍との ACSA に関する権限を米国防総省に付与した²³。同規定により国防総省に付与された権限は、NATO 機構および加盟諸国軍との間で、ロジスティクス支援、補給、役務 (logistic support, supplies, and services) の相互提供に関する協定を締結する権限と、協定に基づき米軍と NATO 機構および加盟諸国軍の間で行われるロジスティクス支援・補給・役務の相互提供に際し、米国の調達関係法規の適用を除外する権限であった。ここでいうロジスティクス支援、補給、役務とは具体的に、糧食、宿舎、輸送 (空輸を含む)、燃料、油脂、潤滑油、被服、通信、医務、弾薬、基地運営支援 (および基地運営に付随する建設)、保管、施設の使用、訓練、補用品・構成品、修理・保守支援、較正、港湾支援 (food, billeting, transportation (including airlift), petroleum, oils, lubricants, clothing, communications services, medical services, ammunition, base operations support (and construction incident to base operations support), storage services, use of facilities, training services, spare parts and components, repair and maintenance services, calibration services, and port services) の相互提供を指す。これらの物品・役務は、武器輸出管理法 (Arms Export Control Act) 第 38 条 (a)(1) に基づき公布された合衆国軍需品リストにおいて「重要軍需品 (significant military equipment)」として指定されていないものであり、汎用車両やその他の非致命的軍需品の一時的使用 (temporary use of general purpose vehicles and other nonlethal items of military equipment) も含まれる。誘導弾や戦闘機など、FMS や DCS により米国から各国軍に有償援助、商業販売される主要装備品は、合衆国軍需品リストにおいて重要軍需品として指定されていることから、DOS、DOC が所管する外交、貿易の権限に大きく踏み込むほどの内容とはされておらず、現場部隊の運用性向上のために必要な消耗品や役務のみに限定されていた。

同法の権限および制定過程から考えると、成立時に想定されていた ACSA の主な運用対象は、欧州正面の NATO 加盟諸国領域内に展開される増援米軍部隊と現地国 (Host Nation) 軍部隊間の支援であったと考えられる。従来、在欧米軍は必要な各種ロジスティクス支援を現地国企業から直接調達していた。しかし規定上、在欧米軍は米国の調達関連法規に従い、現地国企業と直接契約を締結せざるを得なかった。このため、米国の調達法規を自国企業に準拠させられることは、現地国企業や住民から見れば主権侵害とも受け取られ、欧州加盟各国政府の不満の要因となっていた。紛糾した HR11607 法案および HR12837 法案の審議中に行われた公聴会では、在欧米陸軍 (U.S. Army, Europe: USAREUR) 最高司令官ブランチャード米陸軍大将 (George S. Blanchard) および在欧米空軍 (U.S. Air Forces in Europe: USAFE) 司令官ポーリー米空軍中將 (John W. Pauly) が、現地国から受けている米国調達関連法規への不満を具体的に述べており、在欧米

²³ “10 USC Ch. 138: Cooperative Agreements With NATO Allies And Other Countries,” Office of the Law Revision Counsel, <<https://uscode.house.gov/view.xhtml?path=/prelim@title10/subtitleA/part4/chapter138&edition=prelim>>.

軍司令官が直面していた法的制約と運用上の課題が明確に示されている²⁴。

欧州に駐留する米軍は、共に作戦を行う同盟国軍の領土内に存在しているため、同盟国の不満を解消し、部隊運用を円滑化する制度の必要性を強く認識していた。NATO 相互支援法が国防総省に与えた装備取得に関する権限は、現場部隊の運用性向上に必要な消耗品類に限定されており、現地国の経済・軍事産業に直結する主要装備品の取得については従来の規定が維持されていた。そのため、現地国の不満を完全に解消するものではなかったと考えられる²⁵。しかし、HR11607 法案および HR12837 法案の公聴会において、現地司令官である両将軍が指摘した部隊運用に直結する現場部隊間のロジスティクス支援上の不具合は、相当程度解消されると見込まれた。このため、本制度は部隊運用の円滑化と相互運用性の強化において、極めて有用な仕組みであった。

2. 新冷戦下での NATO 相互支援法と ACSA の制度改正

(1) 新冷戦の激化と NATO 諸国との ACSA 制度の運用

i. 新冷戦の激化と米軍の軍備拡張

1970 年代末から 1980 年にかけての NATO 相互支援法成立の過程と歩調を合わせるかのように、新冷戦は一層厳しさを増していった。NATO 相互支援法成立後の 1981 年 1 月、レーガン (Ronald Reagan) が米国大統領に就任すると、対ソ強硬策を採り、大規模な軍備拡張を推進した。レーガン政権は 1983 年 1 月 17 日に、軍事のみならず経済・政治分野を含む総合的な対ソ戦略を規定する初の戦略文書『U.S. Relations with the USSR』(National Security Decision Directive 75 : NSDD75) を策定し、核戦力と通常戦力の双方にわたる大規模な対ソ軍備拡張を実施した。この過程で、レーガン政権下では NATO 諸国の重要性が強調されるとともに、極東の戦略的重要性も併せて重視されていた²⁶。

1980 年代、米国は大規模な軍備拡張を実施した。核戦力面では、大陸間弾道ミサイル MX、戦略爆撃機 B-1B、オハイオ級弾道ミサイル潜水艦、巡航ミサイルが開発・配備され、ソ連の中距離核戦力 (Intermediate-range Nuclear Force : INF) である SS-20 に対抗するため、パーシング II ミサイルの英、西独、伊への配備が計画された。通常戦力においても、1970 年代から開発が進められていた各種兵器の開発・配備が急速に進行した。M1 戦車、M2 歩兵戦闘車、MLRS 多

²⁴ “House Hearing, H.R. 11607 and H.R. 12837,” pp. 1481-1488.

²⁵ NATO 相互支援法では、経済・軍事産業に直結する主要装備品に関する取得権限は国防総省の権限から除外された。そのため、現地国企業が米軍の主要装備品の域外調達 (Off Shore Procurement : OSP) に関与する際に適用される米国調達関連法規の準用義務は維持され、現地国から主権侵害と受け取られる可能性のある枠組み自体は存続していた。しかし、1970 年代以降、米軍による主要装備品の OSP は実施されなくなっており、現地国企業が米軍の主要装備品契約に直接関与する機会がなくなったことも、現地国の不満の鎮静化に寄与したと考えられる。

²⁶ “NSDD 75 on U.S. Relations with the USSR,” FAS, <<https://irp.fas.org/offdocs/nsdd/nsdd-75.pdf>>.

連装ロケットシステム、ニミッツ級原子力空母、タイコンデロガ級イージス巡洋艦、ロサンゼルス級攻撃型原子力潜水艦、早期警戒管制機（AWACS）、第 4 世代戦闘機 F-15 および F-16 など、現在でも米軍戦力の中核を支える兵器群が、この時期に急速に配備された。

ACSA の目的は、NATO 同盟軍内部におけるロジスティクス面での相互運用性向上にあり、あくまで同盟軍内の部隊運用上の必要に資する軍事協定であると考えられる。そのため、国際協定を所管する外交当局である国務省ではなく、前述の通り、国防総省に協定締結権が付与されていた²⁷。

1982 年には、NATO 相互支援法に基づき制定された合衆国法典第 10 編第 138 章に基づく初の ACSA が締結された²⁸。この年に締結された ACSA は 3 件であり、そのうち 1 件がノルウェーとの協定であったことが確認されている²⁹。その後、NATO 諸国との ACSA は 1987 年までに累計で 9 件に達した³⁰。

1980 年代中盤に入ると、新冷戦は一層深刻化していた。レーガン政権による核戦力・通常戦力双方の大規模軍備拡張は継続され、東側の戦力増強も依然として続いていた。こうした軍備増強が続くなか、1981 年 11 月に米ソ間で INF 交渉が開始されたものの、進展は遅々としていた。さらに 1983 年 3 月、レーガン政権が戦略防衛構想（Strategic Defense Initiative : SDI）を策定し、ソ連側の強い反発を招いたことにより、INF 交渉は停滞した。その間、欧州加盟各国では反核世論が形成されつつも、新核戦力である地上発射型巡航ミサイル（GLCM）やパーシング II ミサイルの配備が着々と進められていた。

東西対立が激化した新冷戦期における首脳レベルの高度な政治的課題は、デタント期にも増して核問題にあった。欧州正面の軍事情勢は両陣営の首脳にとって主要な関心事であり、双方が核戦力の増強を続ける中での INF 交渉が焦点となった。また、デタント期において閣僚レベル以下の課題であった装備面の標準化についても、NATO 軍の共同装備である AWACS の導入や、加盟諸国への新世代戦闘機 F-16、新防空システムであるペトリオットの配備など、通常戦力の増強と装備面の標準化が閣僚レベルでも議論される課題となった³¹。

²⁷ “Defense Logistics Agreements: DOD Should Improve Oversight and Seek Payment from Foreign Partners for Thousands of Orders It Identifies as Overdue,” GAO, <<https://www.gao.gov/assets/gao-20-309.pdf>>.

²⁸ Ibid.

²⁹ 2005 年 6 月 8 日に改訂された「ノルウェーの備蓄および強化に関する覚書」中に、1982 年 8 月 20 日に締結された ACSA の適用が記載されている。“Memorandum Of Understanding (MOU) Governing Prestockage And Reinforcement Of Norway,” DOS, <<https://2009-2017.state.gov/documents/organization/180656.pdf>>.

³⁰ 2020 年 4 月に GAO が提出した検査報告書によれば、ACSA 締結対象国 104 か国のうち、国防総省は 78 か国については対象国指定前に議会へ通知していたものの、残る 26 か国についてはその記録を保持していなかったことが判明した。報告書は、国防総省に ACSA 協定に関する文書化された記録管理手続きが欠如している点を指摘している。また、米国政府は各国との ACSA 協定のすべてを公開対象としておらず、個々の協定の締結時期や具体的内容を完全に確認することはできない。“Defense Logistics Agreements,” GAO.

³¹ 例えば、DPC（国防計画委員会）が 1986 年 5 月 22 日に公表した最終声明では、1987 年から 1992 年までの軍事目標として、軍事力の持続性、統合防空、インフラ整備、新興技術の活用、援助を含む通常防衛力の向上に向けた協調的アプローチが掲げられていた。このように、閣僚会議では経済的・軍事産業的影響の大きい装備面の課題が中心的な議題として取り上げられていた。“Final Communique,” 22 May 1986, NATO, <<https://www.nato.int/en/about-us/official-texts-and-resources/official-texts/1986/05/22/final-communique>>.

ii. 1980 年代中盤までの NATO 軍の実働演習と ACSA 制度の有用性検証

1950 年代以降、NATO 軍は定期的の実働演習を実施していた。しかし、1960 年代に東側陣営が「プラハの春」の際に行ったように、実働演習を隠れ蓑としてチェコへの軍事介入を実施した事例もあり、こうした演習はしばしば奇襲攻撃の準備と受け取られる危険をはらんでいた³²。そのため、実働演習は偶発的な交戦や、場合によっては核戦争へと発展する危険を伴う、極めて緊張度の高い行為であった。しかし、軍事計画の立案においては、自軍の能力を正確に把握・検証するために、実際の部隊行動を伴う実働演習は不可欠である。1980 年代中盤にかけては、東西間の軍事的緊張が最高潮に達しており、核問題や軍備拡張問題といった首脳・閣僚レベルの政治的課題の陰で、軍事部門でも各種課題の検証が精力的に進められた。その結果、NATO 軍は過去最大規模となる実働演習を繰り返し実施するに至った。

1980 年に実施されたアノラック・エクスプレス 80 (Anorak Express 80) 演習以降、極北ノルウェーへの米海兵隊展開を想定した実働演習が繰り返し行われた。その結果、演習を通じて明らかになった課題に対し、さまざまな改善策が急速に講じられた。特に、米海兵隊の展開所要時間を短縮するためには、重装備をノルウェーに事前配備する必要があるとの認識が高まり、1981 年 1 月 16 日には米国とノルウェーの間で増援米海兵隊装備の事前配備に関する覚書 (MOU) が締結された。これを受け、1982 年 11 月には最初の装備である弾薬の事前配備が開始されている³³。この米海兵隊装備のノルウェー事前配備計画と、増援部隊として展開する米海兵隊に対するノルウェー軍の支援体制の必要性は、1982 年 8 月 20 日に締結されたノルウェーとの ACSA の成立を促進した主要な要因であったと考えられる³⁴。

さらに、1969 年以降毎年実施されていた西独への増援部隊展開実働演習「リフォージャー (Reforger)」は、1980 年代に入るとその規模を一層拡大した。とりわけ、リフォージャー 83 の一環として 1983 年 11 月に実施された「エイブル・アーチャー 83 (Able Archer 83)」演習では、東西両陣営の緊張が極度に高まり、核戦争寸前の危機的状況にまで達したとされている³⁵。

さらに、1984 年 9 月から実施された「ライオンハート 84 (Lionheart 84)」演習では、冷戦期における英軍最大規模の兵力が参加し、西独への大規模な部隊展開が実施された。このように、1980 年代前半には米本土をはじめとする各地から欧州正面への兵力展開を伴う実働演習が繰

³² 1968 年 6 月 18 日に開始されたワルシャワ条約機構軍の軍事演習「シュマヴァ」により、ソ連軍および同機構加盟 4 か国軍はチェコスロヴァキア国境付近に集結した。その後、8 月 20 日にこれらの部隊はチェコスロヴァキアへ軍事介入を行い、「プラハの春」と呼ばれる自由化運動を武力によって阻止した。清水聡『『プラハの春』をめぐる国際政治の展開——東ドイツ政治外交と『ソ連・東欧圏』の再編』『Aoyama Journal of International Studies』(2017 年) 142–143 頁。

³³ Brian Donlon, “An “Entirely Different Ballgame,” The Marine Corps and NATO Exercises in Artic Norway, 1978–86,” Marine Corps University Press, Sep 2023, <<https://www.usmcu.edu/Outreach/Marine-Corps-University-Press/MCH/Marine-Corps-History-Winter-2023-24/An-Entirely-Different-Ballgame/>>; Joseph H. Alexander, “The Role of U. S. Marines in the Defense of North Norway,” *Proceedings*, May 1984, <<https://www.usni.org/magazines/proceedings/1984/may/role-of-us-marines-defense-north-norway>>.

³⁴ “MOU NORWAY,” DOS.

³⁵ エイブル・アーチャー 83 演習については、米英ソの機密解除文書に基づく Nate Jones 編の著作が詳しい。Nate Jones (ed.), *Able Archer 83: The Secret History of the NATO Exercise That Almost Triggered Nuclear War*, (The New Press, 2016).

り返し行われていた。ライオンハート 84 演習には、米・英・蘭・西独軍など NATO 諸国軍の地上・航空要員計 131,565 名が参加し、そのうち 57,700 名の NATO 将兵が空路および海路で英国からライン川東岸のハノーファーおよびヒルデスハイム付近、東独国境に近い NATO 演習場へ実際に展開した³⁶。

1980 年代における米軍の軍事的関心は、主として欧州正面に向けられていた。当時、冷戦下の欧州では、核戦力の行使さえ排除されないほど東西間の軍事的緊張が高まっていたが、その緊張の高さゆえに実際の軍事衝突は発生しなかった。いわゆる新冷戦期において、1980 年代中頃までに米軍が実施した軍事行動は極めて少数かつ小規模であり、1981 年のリビアとの交戦、1982 年から 1984 年にかけてのレバノン多国籍軍 (Multinational Force in Lebanon : MLF) 派遣、1983 年のグレナダ侵攻、そして 1986 年のリビア空爆が主な事例である。これらの軍事行動のうち、1986 年のリビア空爆でのみ出撃拠点が NATO 域内の航空基地であったが、それ以外はいずれも NATO 域外で実施された。このため、NATO 相互支援法に基づき締結された ACSA が、これらの軍事行動において実際に活用されることはなかったと考えられる³⁷。

当時実施された欧州正面への兵力展開実働演習は、大規模な部隊の実際の展開行動を伴うものであり、演習参加部隊が実際に展開先へ移動する形で行われた。部隊運用を支えるロジスティクスの観点から見ると、実際の部隊展開に伴う各種支援の準備は「実戦と大きく変わるところがない」性質のものであり、そのため、実戦時に発生し得る多様な課題を演習過程で可視化できる、極めて有効な演習であったと考えられる³⁸。

NATO 相互支援法の成立以降に繰り返し実施された欧州正面への兵力展開実働演習の中では、ACSA の運用は演習の主要課題として位置づけられていたわけではないものの、同法に基づき実施可能となった ACSA の有用性が、演習中における実際の制度適用を通じて実地に検証されたことは疑いないだろう。

iii. 1987 年の NATO 相互支援法と ACSA の制度改正

ACSA 制度の根拠法である合衆国法典第 10 編第 138 章には、公布後の 1981 年および 1985 年に、制度運用上の不備を是正することを目的とした小規模な改正が加えられている³⁹。

³⁶ Drew Middleton, "British Start War Games on Continent," *New York Times*, September 18, 1984, <<https://www.nytimes.com/1984/09/18/world/british-start-war-games-on-continent.html>>.

³⁷ これらのうち、レバノン MLF は、NATO 構成国である英・伊および当時 NATO 軍事機構から脱退中であった仏との多国籍共同作戦であった。しかし、この作戦は NATO 域外で実施された軍事行動であり、当時の規定上、ACSA を活用することは不可能であった。

³⁸ 1980 年に実施されたノルウェーへの米海兵隊の展開実働演習の結果を受け、1981 年には米海兵隊装備のノルウェーへの事前配備に関する MOU が締結され、翌 1982 年には事前配備の開始およびノルウェーとの ACSA 締結が実現した。実働演習によって明らかとなった極地環境下での米海兵隊の能力不足に対する是正措置は、当時の軍事情勢において極めて緊要な課題と認識された結果、迅速に実施されたものと考えられる。このように、実働演習は自軍の能力把握と検証に極めて有効な手段であったといえる。"MOU Norway," DOS.

³⁹ 1985 年の改正では、NATO 調達機構との間で主要装備品の共同調達プログラムを推進する旨が追加され、在欧米軍には欧州で共同生産された弾薬などを ACSA により取得する権限が付与された。しかし、米軍からの弾薬等の供給については、これらが合衆国軍需品リスト上の主要装備に該当するため、認められなかった。10 USC Ch. 138.

実働演習の検証結果を通じて、NATO 相互支援法に基づき導入された ACSA 制度の有用性は、1980 年代中頃までに国防総省内で広く認識されるに至ったと考えられる。前述のとおり、レーガン政権下では NATO 諸国との協調に加え、極東地域の戦略的重要性も強調されていた。こうした背景のもと、NATO 同盟軍の部隊運用においてロジスティクス面での相互運用性向上に大きく寄与する ACSA 制度の有効性を認識した国防総省は、その適用対象を非 NATO 諸国へと拡大する方針を模索した。

1987 年 3 月 25 日には、後にクリントン政権で国防長官を務めるレスリー・アスピン (Leslie Aspin Jr.) 下院軍事委員会委員長により、防衛関連法に技術的修正を加える法案 (A bill to make technical corrections in certain defense-related laws) が提出された⁴⁰。本法案は、1987 年国防総省権限法および 1987 年国防総省歳出法の特定条項に対して、技術的・事務的な修正を加えるものであり、その中には NATO 相互支援法に基づく ACSA 協定の締結対象国を非 NATO 諸国にまで拡大する内容が含まれていた。法案は HR1783 号「1987 年国防技術修正法」(Defense Technical Corrections Act of 1987) として下院軍事委員会に付託され、同年 3 月 31 日に下院を、4 月 10 日には上院を通過するなど、順調な審議過程を経た。1987 年 4 月 21 日、レーガン大統領の署名により合衆国公法第 100-26 号 (Public Law 100-26) として成立し、これにより合衆国法典第 10 編第 138 章の条文が改正された。

この改正によって、同章の名称は従来の「北大西洋条約機構物品役務相互提供協定 (North Atlantic Treaty Organization Acquisition and Cross-Servicing Agreements)」から、「NATO 同盟諸国および他の諸国との協力協定」(Cooperative Agreements with NATO Allies and Other Countries) へと改称された。ACSA の適用対象を非 NATO 諸国にまで大幅に拡大したこの 1987 年改正は、国防総省にとって実質的な権限拡大を意味したといえる。しかし、この改正過程においては、1970 年代末の NATO 相互支援法制定時に見られたような議会での活発な審議は行われなかった。当時、1986 年 11 月の中間選挙でレーガン政権の与党である共和党が上下両院で多数派の地位を失っていたことも、その一因であった⁴¹。1987 年国防技術修正法は、野党・民主党所属のアスピン下院軍事委員会委員長によって提出された。当時の米連邦議会は、行政府を共和党が、議会を民主党が掌握するいわゆる「ねじれ」状態にあり、政権与党にとって法案の成立は容易ではなかった。しかし、同法案はそのような政治的状況下にもかかわらず、順調に審議・可決を経て成立している。この制定経緯から考えると、ACSA 制度の軍事的有用性が、各種実働演習などを通じて実地で確認され、国防総省のみならず、野党である民主党内の国防関連議員にも広く理解・支持されていたことが推察される。

1987 年 3 月 26 日、NATO 相互支援法の改正を受けて、国防長官室 (Office of the Secretary of Defense : OSD) は同改正に関する MOU を発出した。この MOU では、国防総省に付与された諸権限のうち、調達資格決定権限、ACSA 協定の交渉権限、さらに複数軍種にまたがる実施取

⁴⁰ “H.R.1783 – Defense Technical Corrections Act of 1987 100th Congress (1987–1988),” Congress, <<https://www.congress.gov/bill/100th-congress/house-bill/1783/cosponsors>>.

⁴¹ 「外交青書 我が外交の近況」外務省、1987 年、<<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/bluebook/1987/s62-30301.htm>>.

極め (Implementing Agreement : IA) の締結権限を統合参謀本部議長 (Chairman of the Joint Chiefs of Staff : CJCS) に委任することが定められた。また、各軍種長官 (Secretaries of the Military Departments) には、調達実施権限および単一軍種に限定される実施取極めの交渉・締結権限が付与された。

(2) 改正 NATO 相互支援法による非 NATO 諸国への ACSA 対象国の拡大

i. 1980 年代における米中央軍管轄地域諸国との ACSA

1987 年改正 NATO 相互支援法により ACSA の対象国が非 NATO 諸国へと拡大されたことを受け、その具体的な運用として、OSD は、エジプト、イスラエル、日本、韓国の 4 か国を最初の非 NATO 締結対象国として指定した。また、OSD から権限の委任を受けた CJCS は、各地域統合軍に対し、ACSA 締結に関する交渉権限をさらに委任した⁴²。

この結果、従来 ACSA に関与していた地域統合軍は、NATO 同盟領域を管轄する米欧州軍 (U.S. European Command : USEUCOM) のみに限られていたが、その対象は他地域を管轄する各地域統合軍にまで拡大され、各地域統合軍においても協定締結交渉が進められることとなった。もっとも、管轄地域内の対象国との交渉権限は各地域統合軍に委任されたものの、NATO 同盟内部での軍事協定とは異なり、同盟関係にない国との協定締結交渉は外交交渉の性格を帯びるものであった。また、同盟関係にある国であってもそれぞれ政治的・軍事的状況が異なるため、実際の協定締結交渉の進展は一律ではなく、各国の事情に応じて個別に進められた。

中東地域を管轄する米中央軍 (U.S. Central Command : USCENTCOM) は、1987 年 12 月 14 日に CJCS から、USCENTCOM 管轄地域内の ACSA 締結対象国に関する MOU を受領した⁴³。当時の USCENTCOM の管轄地域内で最初に対象国に指定された国は、OSD が示したエジプトに加え、サウジアラビア、バーレーン、オマーン、ヨルダン、ケニア、ソマリアの 7 か国であった。USCENTCOM では管轄地域内の各国との交渉を進めるため、1989 年 3 月 20 日に ACSA の実施要領規定である「米国と米中央軍管轄地域内の各国政府間のロジスティクス、相互ロジスティクス支援」(Logistics, Mutual Logistics Support Between the United States and Governments of Countries Within the USCENTCOM Area of Responsibility) を発簡した。本規定では、ACSA の実施にあたっての文書書式、用語の定義、請求書式、英語／アラビア語の発注／受領書などの文書書式、ACSA 償還時の価格設定及びガイドライン、実施時のチェックリストなど、実務レベルの標準的実施要領を定め、現場部隊レベルでの ACSA 制度運用を可能とする細部規定を整備した⁴⁴。

USCENTCOM は、その管轄地域内の対象国との ACSA 協定締結を積極的に模索したが、各国の政治状況により交渉は順調には進展せず、1988 年 2 月 11 日に USCENTCOM が ACSA 締

⁴² 同上。

⁴³ 同上。

⁴⁴ 同上、7 頁。

結交渉開始を議会報告した諸国は、サウジアラビア、バーレーン、オマーン、ヨルダンを含む計 5 か国のみに留まった⁴⁵。結果的に、1989 年 12 月の冷戦終結時点までに USCENTCOM 管轄地域内で ACSA が締結されたのは、ヨルダン 1 国のみであった⁴⁶。

ii. 1980 年代における米太平洋軍管轄地域諸国との ACSA 及び類似協定

米太平洋軍 (U.S. Pacific Command : USPACOM) 管轄地域でも ACSA 締結交渉が進められたが、同軍管轄地域は日米同盟、米韓同盟など米国を中心とする二国間同盟群のハブ・アンド・スポーク同盟システム (Hub-and-Spokes Alliance System) という複雑な同盟関係下にあるため、各国との交渉はそれぞれの国情に合わせ外交交渉を中心に進められている。

USPACOM 管轄地域の中で 1987 年に OSD が非 NATO 諸国として最初に ACSA 締結対象国に指定していた日本に対し、実際に協定締結の申し入れが行われたのは 1988 年 5 月の第 18 回日米安全保障事務レベル協議においてであった⁴⁷。同協議は、日米双方の外交・防衛当局合同の協議であり米太平洋軍が単独で実施したものではなかった。このように、日本との ACSA 締結交渉は、当時の日本の国情に合わせ外交関係の中で進められた。日本との ACSA の締結交渉は、当時の日本の政治状況下では冷戦中の 1980 年代には進展しなかったが、冷戦後に日米同盟再定義の機運が生じると急速に交渉が進展し 1996 年には最初の協定が成立している⁴⁸。

また、1987 年に OSD が日本と並び非 NATO 諸国として最初に ACSA 締結対象国に指定していた韓国についても、1988 年に ACSA 締結交渉が開始されたことが議会に報告されている。当時の米韓同盟体制下では、米軍人が指揮官を務める米韓連合軍司令部 (ROK/U.S. Combined Forces Command : CFC) が韓国軍の作戦統制権を掌握しており、米軍と韓国軍との共同作戦体制は極めて緊密であった。こうした背景のもと、韓国とは ACSA に類似する枠組みとして相互ロジスティクス支援協定 (Mutual Logistics Support Agreement : MILSA) が締結されている⁴⁹。1988 年 6 月 8 日に締結された米韓 MILSA (Mutual Logistics Support Between the United States Forces and the Republic of Korea Forces) は、ACSA と同様に合衆国法典第 10 編第 138 章を法的根拠としていた。誘導弾や主要兵器が適用除外とされる点も ACSA と共通していたが、運用上

⁴⁵ 1987 年に OSD が非 NATO 諸国として最初に ACSA 締結可能国に指定していたエジプトとの締結は 2021 年のことである。また、エジプトと同じく非 NATO 諸国として OSD が最初に ACSA 締結可能国に指定していたイスラエルとの締結交渉開始は 1997 年であり、1998 年に ACSA が締結されている。“United States and Egypt Sign Military Logistics Cross Servicing Memorandum of Understanding,” Egypt Defence Expo, <<https://www.egyptdefenceexpo.com/news/united-states-and-egypt-sign-military-logistics-cross-servicing-memorandum-of-understanding>>; “Defense Acquisition and Cross-Servicing Agreement Between the United States of America and Israel,” DOS, <<https://www.state.gov/wp-content/uploads/2019/02/12930-Israel-Defense-Acquisition-and-Cross-Servicing-2.9-10.1998.pdf>>.

⁴⁶ “Report to Congress Concerning Acquisition and Cross-Servicing for Fiscal Year 2018 Activities, Office of the Under Secretary of Defense for Acquisition and Sustainment,” USD (A&S), <https://www.google.com/search?q=Jan-2019-DoD-Acquisition-and-Cross-Servicing-Report&rlz=1C1GCEO_enJP1040JP1043&oq=Jan-2019-DoD-Acquisition-and-Cross-Servicing-Report&gs_lcrp=EgZjaHJvbWUyBggAEEUYOTIHCAEQABjvBTIHCAIQABjvBTIHCAEQABjvBTIGCAQQRRg80gEJMjA2MGowajE1qAIIsAIB&sourceid=chrome&ic=UTF-8>.

⁴⁷ 藤井治夫「ACSA と有事の日米安保」『軍事研究』第 31 巻第 12 号 (1996 年 12 月) 108 頁。

⁴⁸ 拙稿「ACSA の変遷」95-106 頁。

⁴⁹ “Mutual Logistics Support Between The United States Forces and The Republic of Korea Forces,” USFK, <<https://www.usfk.mil/Portals/105/Documents/Publications/Regulations/USFK-Reg-12-16-Mutual-Logistics-Support-Between-the-US-Forces-and-the-ROK-Forces.pdf>>.

の細部においては、MILSAの方がやや広範な適用権限を認めていた⁵⁰。

このほか、USPACOM 管轄地域においては、1988 年 2 月 11 日にオーストラリア、フィリピン、タイとの ACSA 締結交渉の開始が議会に報告されている。これらの国のうち、オーストラリアとは 1989 年 11 月 4 日に「防衛ロジスティクス支援協力に関する協定 (Agreement between the Government of Australia and the Government of the United States of America concerning Cooperation in Defense Logistics Support : CDLSA)」が締結され、さらに 1990 年 8 月 30 日には、同協定は「物品役務相互提供協定 (Acquisition and Cross-Servicing Agreement : ACSA)」へと改定・発展している⁵¹。

3. 米国での冷戦後の ACSA 締結件数の飛躍的増大と ACSA の位置づけ

(1) 冷戦後の ACSA 締結件数の飛躍的増大と冷戦後の作戦環境

1980 年の NATO 相互支援法の制定により制度化された ACSA は、1987 年の改正によって非 NATO 諸国にも締結対象を拡大し、1990 年までには韓国、オーストラリア、バーレーンを含む計 12 件の協定が締結されるまでに拡大していた⁵²。ACSA は、冷戦期における同盟国間の円滑な部隊運用を目的として成立・発展した制度であったが、その冷戦は 1990 年、突如として終結を迎えた⁵³。

冷戦後の米国の軍事活動は、冷戦期に想定されていた部隊運用環境とは大きく異なる状況下で展開された。戦術核兵器の使用すら想定されていた冷戦期と比べ、軍事行動の規模は相対的に縮小したものの、湾岸戦争やイラク戦争といった比較的大規模な戦闘行動が繰り返されたほか、平和維持活動や人道支援、災害救援など、非伝統的安全保障領域における小規模な軍事活動も頻繁に実施されるようになった⁵⁴。

⁵⁰ Ibid. 米陸軍大学校が公表した報告では、米太平洋軍の有効な活動のためには ACSA 及び MILSA の活用が不可欠とされている。Patricia Matlock, “Acquisition Cross-servicing and Mutual Logistics Support in the Pacific,” U.S. Army War College, <<https://apps.dtic.mil/sti/pdfs/ADA494797.pdf>>.

⁵¹ タイとの ACSA は 2003 年に改訂されているが、最初の協定締結年は明らかではない。また、フィリピンについては、2007 年に MILSA として締結されている。“13-1001-Australia-Defense-Logistics-Extens-and-orig-Agrmt.pdf,” DOS, <<https://www.state.gov/wp-content/uploads/2019/02/13-1001-Australia-Defense-Logistics-Extens-and-orig-Agrmt.pdf>>; “Agreement between the Government of Australia and the Government of the United States of America concerning Acquisition and Cross-Servicing, done at Canberra on 9 December 1998,” Australasian Legal Information Institute, <<https://www.austlii.edu.au/au/other/dfat/ATNIA/1999/3.html>>; <<https://2001-2009.state.gov/documents/organization/96734.pdf>>; “Mutual Logistics Support Agreement (RP-US-01) Between The Department of Defense of The United States of America and The Department of National Defense of The Republic of The Philippines,” DOS, <<https://2009-2017.state.gov/documents/organization/132080.pdf>>.

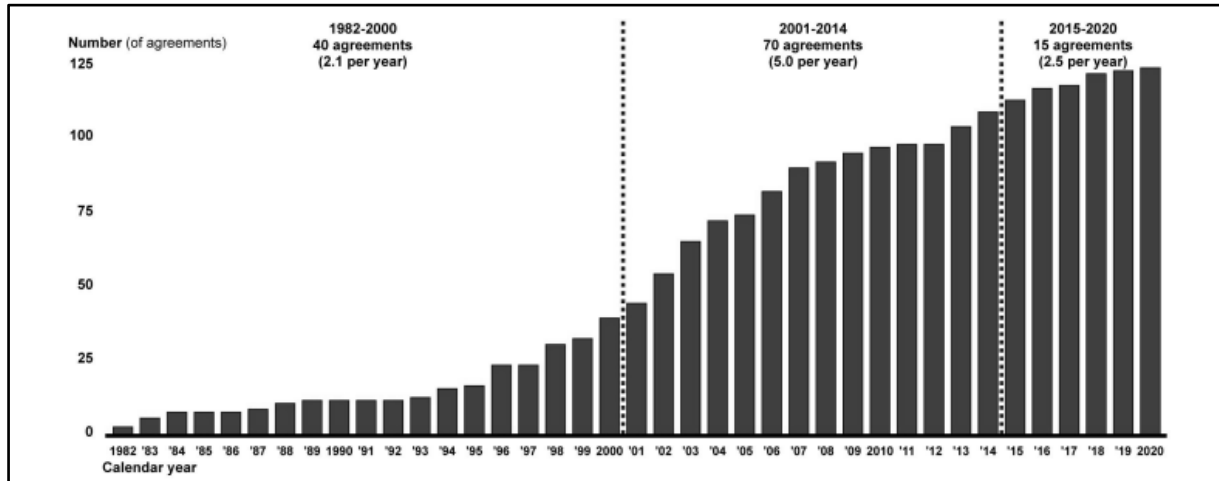
⁵² 類似協定である米韓 MILSA を含む。

⁵³ “Defense Logistics Agreements,” GAO.

⁵⁴ 1991 年のバングラデシュ台風被害への支援 (Operation SEAANGEL)、1991–1996 年にかけて実施されたイラク国内でのクルド人難民キャンプ設営および食糧支援 (Operations PROVIDE COMFORT I and II)、1994 年のルワンダ人道危機支援 (Operation SUPPORT HOPE)、1998 年のハリケーン「ミッチ」に伴う中米諸国への一連の支援、1999 年のコソボおよびアルバニアでの人道危機対応 (Operation FUERTO APOYO)、2000 年のモザンビークにおける洪水被害への救援・医療支援 (Operation ATLAS RESPONSE)、2005 年のインドネシア・タイ・スリランカに対する津波支援 (Operation UNIFIED ASSISTANCE) やパキスタン地震救援、2011 年の東日本大震災支

このように、冷戦後の米軍による部隊運用は多国間共同作戦の枠組みで実施されることが一般的となり、作戦環境の変化に対応する形で ACSA の締結件数も飛躍的に増加した。表 1 に示すとおり、冷戦終結時の 1990 年に累計 12 件であった ACSA 締結件数は、2000 年には 40 件、2010 年には 98 件、そして 2020 年には 125 件に達している⁵⁵。

表 1 1982 年から 2020 年までの米国の ACSA 締結件数



(出所) “Defense Logistics Agreements: DOD Should Improve Oversight and Seek Payment from Foreign Partners for Thousands of Orders It Identifies as Overdue,” GAO, <<https://www.gao.gov/assets/gao-20-309.pdf>>

冷戦終結後の多国間共同作戦において、円滑な部隊運用を実現するためには、米軍と行動を共にする同盟国や有志国軍との間で相互にロジスティクス支援を行える、多国間ロジスティクス支援態勢の構築が不可欠であった。

このような状況は、冷戦後に自衛隊が海外派遣活動を開始した日本の状況とも軌を一にしており、ACSA の締結件数が増加した傾向にも共通点が見られる。

米国における冷戦後の ACSA 締結件数の飛躍的な増大は、まさに多国間共同作戦下での部隊運用上の要請に対応したものであり、米国が多国間ロジスティクス支援態勢の整備に注力してきたことを示すものと言えよう。

(2) 米国における ACSA の位置づけ

i. 米国における ACSA 制度の性格

今日、ACSA 制度は多国間共同作戦下における円滑な部隊運用を支えるうえで、不可欠な制

援 (Operation TOMODACHI)、2013 年のフィリピン台風被害支援 (Operation DAMAYAN) など、冷戦後の米軍は平和維持活動、人道支援、災害救援といった非伝統的安全保障領域における多国間共同作戦を頻繁に実施した。

⁵⁵ “Defense Logistics Agreements,” GAO.

度となっている。多国間ロジスティクス支援態勢の基盤を成す ACSA 制度なしに部隊運用を行うことは、もはや不可能であると言っても過言ではなく、その有用性や必要性に異を唱える軍事ロジスティクス関係者 (Military Logistician) は存在しないだろう。

1980 年に制定された NATO 相互支援法は、デタント期から新冷戦期へと緊張が高まる中、NATO 同盟軍の通常戦力強化策の一環として導入された。同法に基づき創設された ACSA 制度は、現場部隊レベルでの円滑な共同作戦を実現するうえで極めて有効であることが明らかとなり、冷戦期にはその締結対象が非 NATO 諸国にまで拡大していった⁵⁶。

NATO 相互支援法の制定経緯からも明らかのように、米国における ACSA 制度は、共同作戦下における同盟国軍現地部隊間の円滑な部隊運用を確保するという、純粋に軍事的所要に基づく協定として誕生した。制度運用の想定も、欧州正面において増援兵力として展開する米軍部隊に対し、NATO 加盟国の現地部隊が支援を行うという形態を前提としており、現地部隊間での相互支援を円滑化することを目的に設計されたものであった。

また、法規上は軍事当局に ACSA 協定の締結権が付与されていたものの、対日協定締結交渉の経緯にも見られるように、非 NATO 諸国との締結交渉は主として外交当局が担っており、外交当局の既存権限が全面的に軍事当局へ移管されたわけではなかった。

すなわち、ACSA 制度はあくまで同盟国軍との共同作戦における現地部隊間の部隊運用上の必要に応じ、消耗品や役務の相互提供を可能とする権限を軍事当局に与えた制度であり、経済・軍需産業分野に影響を及ぼすような主要装備の譲渡権限までを含むものではなかった。

以上の経緯からすれば、米国にとっての ACSA 制度は、共同作戦における同盟国・同志国軍の現地部隊間の円滑な部隊運用を主眼とした純粋な軍事協定であり、その基本的性格は制定当初から今日に至るまで大きく変化していないと考えられる。

ii. 冷戦後の作戦環境に適合していた ACSA の制度特徴

一般に、長期的に外国に駐留する軍隊に対する現地国からのロジスティクス支援は、地位協定などの個別協定に基づいて実施される場合が多い⁵⁷。前述のとおり、米国は冷戦期においてすでに ACSA 制度の有用性を認識しており、そのために締結対象国の拡大が進められたことは疑いない。

しかし、ACSA の締結件数の推移を見る限り、同制度の真の有用性が米国において強く認識されたのは、多国籍共同作戦という作戦環境での部隊運用が不可欠となった冷戦終結後であったと考えられる。

⁵⁶ ACSA の根拠規定である合衆国法典第 10 編第 138 章は、1990 年代以降も断続的に小規模な改正が行われてきた。しかし、1987 年改正のような抜本的な制度改編は実施されておらず、近年の改正は主として情勢の変化に対応する限定的な修正にとどまっている。10 USC Ch. 138.

⁵⁷ 一例として、日米安全保障条約に基づく在日米軍の円滑な駐留のために定められた日米地位協定が挙げられる。「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第 6 条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定 (日米地位協定) 及び関連情報」外務省、<<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/usa/sfa/kyoutei/index.html>>。

冷戦後に ACSA の締結件数が飛躍的に増大した要因は、まさに ACSA 制度が冷戦後の新たな作戦環境に高い適合性を有していたことに求められる。他国軍とのロジスティクス支援に関する協定を締結するにあたり、必ずしも ACSA 形式を採用する義務は存在しない。前述のように、長期的な部隊駐留を前提とする場合には、地位協定のような枠組みが採用されることも多く、各国の状況や目的に応じて多様な制度形態が選択され得る。このような状況のなかで、ACSA 制度という枠組みに有用性が見いだされた理由は、冷戦後に頻繁に実施された軍事活動の多くが PKO や人道支援・災害救援活動など、いわゆる非伝統的安全保障領域に属するものであったことに起因する。

これらの活動は、十分な事前準備期間を確保できないまま突発的に実施される場合が多く、比較的少数の即応兵力が多国籍共同作戦下で運用される形態をとることが一般的であった⁵⁸。

「静的」な性格を有し、長期間にわたって継続する部隊駐留の場合には、各国の状況に応じて最適な協定形態を模索する時間的余裕が存在する。

しかし、冷戦後に頻繁に実施された軍事活動の多くは、十分な事前準備の余地がない「動的」な性格を持つ PKO や人道支援・災害救援活動などであった。

ACSA 制度は、こうした共同作戦中の現地部隊間における運用上の必要に応じ、限定的な範囲で消耗品・役務の相互提供を認めた協定であり、そのロジスティクス支援機能が明確に規定されている。

このため、同盟国や有志国にとっても受け入れやすい国際協定として広く認知されるに至ったと考えられる。

冷戦期における NATO 相互支援法の制定およびその後の改正過程のなかで、同法が政治的に大きな関心を集めることはほとんどなかった。しかし、この NATO 相互支援法によって制度化された ACSA 制度は、冷戦後の多国籍作戦環境下においてその真の有用性が認識され、現在では 100 を超える国々との間で協定が締結されている。もし当初の立法関係者がこの現状を知っていたならば、その予想を超える制度発展に少なからぬ驚きを覚えたであろう。

おわりに

1996 年に日米 ACSA が締結されてから、まもなく 30 年を迎えようとしている。筆者は、締結直後の 1997 年、硫黄島における最初期の日米 ACSA 適用事例での現地部隊ロジスティクス主務担当者として実務に従事した。当時は新制度導入に伴う制度運用上の課題も多く、「生みの苦しみ」を実感したものだが、今日の自衛隊関係者にとっては既に過去の出来事として語られ

⁵⁸ 2011 年の東日本大震災における支援活動では、当時西太平洋上で行動中であったロナルド・レーガン空母打撃群が直ちに支援任務に投入されたように、人道支援・災害救援活動では、現場近傍で行動中の部隊が急遽派遣される形態をとることが多い。このため、人道支援・災害救援活動任務では、事前準備の時間的余裕を持たないまま部隊運用を強いられる事例が少なくない。

るものであろう。

現在、ACSA 制度は自衛隊の活動において必要不可欠な制度として定着している。もはや常態化した自衛隊の海外派遣や、日本周辺を含む日米共同訓練などの二国間訓練において、円滑な部隊運用を実現するための計画立案には ACSA の適用を前提とすることが不可避となっている。

本章では、このように現代の多国間共同作戦を支える基盤的な国際協定として位置づけられる ACSA について、その法的基盤である米国の「NATO 相互支援法」の成立経緯および制度改正の過程を明らかにした。同法は 1980 年代の新冷戦期という国際環境のもとで制定され、冷戦下の作戦環境に適応する制度として発展を遂げたが、むしろ 1990 年代以降の冷戦後における多国間共同作戦の展開において、その真価を発揮した。

今日、自衛隊は平時における共同訓練や非伝統的安全保障領域での活動を通じ、ACSA の適用事例を数多く積み重ねてきた。特に、日常的な部隊運用に不可欠な燃料補給における適用事例は多く、現場指揮官やロジスティクス担当者にとって、ACSA は主要作戦資材の確保に欠かせない「部隊運用上の基幹制度」として定着しているといえる。

他方で、このような制度運用の拡大は、有事における誘導弾などの主要装備の取得にも ACSA を適用した取得が可能との誤解を生むおそれがある。しかし、ACSA は本質的に「現場部隊レベルでの円滑な部隊運用支援」を目的とする制度であり、その制度設計思想から見て、米国が誘導弾等の戦略的装備品の譲渡権限を地域統合軍レベルに委任するとは考え難い。

有事においても、主要装備の取得は FMS や DCS を通じて行うことが制度的には可能である。しかし、誘導弾をはじめとする防衛力の中核的装備については、引き続き自前の防衛力整備を粘り強く進めていくことが、現実的かつ持続的な安全保障政策の基盤となるであろう。

第 12 章

レーガン政権における対日政策の転換

——同盟の負担分担問題の文脈

石田 智範

はじめに

日米関係において、同盟の負担分担問題はたびたび議論されてきた。日米同盟の基本的な特徴は、日米安全保障条約の第 5 条と第 6 条が規定する通り、日本が基地（物）を提供して米国が軍隊（人）を提供するという、条約上の義務の非対称性にある。日米同盟が「物と人との協力」と呼ばれる所以である。同盟国として日本が負う役割が米国のそれと釣り合いであるとして、米国が日本に安全保障面での役割の拡大を繰り返し求めてきた背景には、このような日米同盟の基本構造が横たわっている。

中でも 1970 年代末から 1980 年代にかけては、日米間で同盟の負担分担問題が争点化し、とりわけ日本の防衛力増強が強く求められた時期であった。1979 年末にソ連がアフガニスタンに侵攻して米ソの「新冷戦」が幕を開けると、国際情勢を踏まえるべきであるとしてジミー・カーター (Jimmy Carter) 政権は日本に防衛費の顕著な増額を求め続けた。そして、1980 年末に日本政府が翌年度の政府予算案を決定すると、防衛予算が期待を大きく下回るとして、カーター政権は国務省の公式の声明において「失望」を表明した。負担分担問題が日米両国の信頼関係に深刻な影響を及ぼしたという点で、以上一連の展開は日米関係における一つの重要局面であった。

1981 年 1 月にロナルド・レーガン (Ronald Reagan) 政権が発足した後も、日本の防衛力増強が必要であるとの米国政府の認識には基本的に変化がなかった。むしろ、日本の防衛努力に対するレーガン政権の期待には、カーター政権を上回るものがあつたと論じることにも可能である。レーガン政権は発足後の早くから、「フィリピン以北、グアム以西」の北西太平洋の海域においてシーレーン（海上交通路）を防衛する役割を担うよう、日本に強く迫ったのであつた。

それにもかかわらず、総じてレーガン政権期を通じて、負担分担問題が両国関係の大局を揺るがすことはなかった。むしろ、特に 1982 年 11 月に中曽根康弘政権が発足して以降、「ロン＝ヤス関係」と呼ばれる首脳間の個人的な信頼関係を基礎として日米関係は充実の時代を謳歌する。そしてその環境下で、自衛隊は対潜水艦能力と防空能力を着実に増強し、

北西太平洋におけるシーレーン防衛を担う体制を築いていった¹。日米同盟の負担分担問題をめぐって、カーター政権とレーガン政権の取り組みははっきりと明暗を分けたのである。

日米関係がこうした展開を辿った背景として、中曽根政権の発足を機に安全保障問題をめぐる日本の姿勢に大きな変化が生じたことは、これまでも指摘されてきた通りである²。政権発足後の早々に訪米することを決めた中曽根首相は、1983年1月の韓国訪問において総額40億ドルの対韓経済協力を全斗煥大統領に約束し³、また武器輸出三原則に例外を設けて対米武器技術供与に踏み切ることを決断するなど、安全保障面における米国の期待に積極的に応える姿勢を鮮明に打ち出した。その上で、同月のレーガン大統領との首脳会談に臨んでは、有事においてソ連の潜水艦を日本海に封じ込めるための三海峡（宗谷・津軽・対馬）の封鎖能力、ソ連のバックファイア爆撃機が日本列島上空を通過して太平洋上に進出することを防ぐための防空能力、そして北西太平洋におけるシーレーン防衛能力を確保するとの方針を披歴して米国側を沸かせたのであった⁴。こうした対米公約の実現に向けて中曽根政権が着実に防衛力整備を進めたことは、「ロン＝ヤス」時代の日米関係の最も重要な基盤の一つであっただろう。

とはいえ、この時期の日米関係の展開をみる上では、レーガン政権の発足を契機として、米国においても対日政策の見直しが行われ、新たな方針が策定されたことが重要である⁵。そして、レーガン政権による対日政策の検討過程には、カーター政権の教訓が色濃く反映されていた。そこで本章では、レーガン政権の発足を受けて対日政策の転換が実現するに至るまでの過程を、特に日本の防衛力増強問題に焦点を当てつつカーター政権期に遡って検討したい。

1. カーター政権による同盟管理の模索

(1) 政権初期の対日政策方針

カーター政権が発足した1977年1月、国家安全保障担当大統領補佐官のズビグニュー・ブレジンスキー（Zbigniew Brzezinski）は、一通の書簡と向き合っていた。送り主は、当時ランド研究所に籍を置いていたロバート・コマー（Robert Komer）である。コマーは1960

¹ 小谷哲男「シーレーン防衛——日米同盟における『人と人の協力』の展開とその限界」『同志社法学』第58巻第4号（2006年9月）。

² 田中明彦、田所昌幸「新自由主義の時代——1980年代」五百旗頭真編『日米関係史』（有斐閣、2008年）。

³ 中曽根の当該決断に至る日米関係の文脈については、石田智範「日米関係における対韓国支援問題、1977-1981年」『国際政治』第176号（2014年3月）。

⁴ 小谷「シーレーン防衛」198-199頁；山口航『冷戦終焉期の日米関係——分化する総合安全保障』（吉川弘文館、2023年）276-292頁。

⁵ レーガン政権による対日政策の転換について、筆者はかつて対韓経済支援問題をめぐる日米関係を扱った論考で取り上げたことがある。石田「日米関係における対韓国支援問題、1977-1981年」21頁。また、当該政策転換の過程を具体的に跡付けたものとして山口『冷戦終焉期の日米関係』がある。本章で扱う事象や引用する資料には、これらの研究との間で一部重複がある。

年代の民主党政権期にホワイトハウスの中枢で政策決定に携わった国家安全保障問題の専門家であり、後に触れるように、カーター政権の後半期には政策担当の国防次官として政権に迎え入れられる人物である。書簡の中で、コマーは次のように述べて、新政権が日米の負担分担問題に取り組むべきことを提起していた。

とにかく、いかにして北東アジアの防衛と抑止のためのコストをもっと日本に支払わせるかという問題に、我々は真剣に、かつ注意深く調整された仕方で行きまねばならないのである。80億ドルの貿易黒字と330億ドルの外貨準備を抱え込み、防衛費にはGNPのたったの2%も割かないような国が我々の支出に「ただ乗り」し続けることはもはや許されない。そして、もし我々が韓国（いうまでもなく、そこへの我々のコミットメントは、日本の防衛と直接的なかわりを持つ）から地上軍を撤退させるのであれば、これは単に日本にとって自助努力が重要となるだけでなく、米国にとっても、自らのためにより多くをなすよう日本政府に求める新しい機会となるであろう⁶。

コマーが言及した在韓米軍の撤退とは、カーターが大統領選挙において掲げた選挙公約である。コマーは、在韓米軍の撤退政策が日本に安全保障上の負担分担を迫る機会になると述べて、日本の「ただ乗り」を是正する必要を訴えたのである。同じ書簡でコマーは、「この問題を先に進めるためにはホワイトハウスによる圧力（prod）が必要」であるとも述べて、日本に強い姿勢で臨むことを求めている。

コマーの書簡に対して、ブレジンスキーは以下のように返信している。

日本がより効果的な防衛努力を重ねるよう、米国が日本を小突く（prod）ことが有益であるとする貴方の提言に感謝する。この問題は時宜に適った、重要な問題である。防衛分野において、日本人がもっと貢献しうることは間違いない。（中略）NSCにおける私のスタッフは、国務省、国防総省とともに早速（in the months ahead）この問題に取り組むつもりである。（中略）この問題につきより具体的な考えを伺うために我々は数カ月以内に貴方とランド研究所における貴方の同僚を訪ねるであろうことを前もってお伝えしておく⁷。

コマーへの返信文は、東アジア担当のNSCスタッフであるマイケル・アーマコスト（Michael Armacost）が起草したものであった。コマーの書簡についてブレジンスキーから意見を求められたアーマコストは、ブレジンスキー宛の覚書において次のような意見を提出している。まずアーマコストは、「明らかに、日本は防衛分野において一層の貢献を為し

⁶ Letter, Komer to Brzezinski, January 13, 1977, Box 1, Far East, Staff Material, Jimmy Carter Library, Atlanta, Georgia [hereafter cited as JCL].

⁷ Letter, Brzezinski to Komer, January 28, 1977, attached to Memorandum, Armacost to Brzezinski, "Robert Komer's Letter on Japan's Defense Effort," January 25, 1977, Box 1, Far East, Staff Material, JCL.

うる」と述べて日米の負担分担が必要であることを認める。しかし続けて、「日本の防衛当局は依然として予算獲得競争において極めて弱い立場にあることも同様に明らかである」と指摘し、「断固として、日本に対して防衛面で一層の努力を求め、いかなる圧力行使の試みもなすべきではない」と述べて、コマーの主張とは一線を画すべきことを訴えていた。アーマコストが強調したのは、日本において目下、「政府の防衛努力に対する国民的支持」が形成されつつあるとの観察である。

この一年半の間に、日本において国家の安全保障問題をめぐる冷静で客観的な議論が現れ始めた。これは、75年から76年にかけての核拡散防止条約の批准をめぐる国民的議論の結果でもあり、我々のインドシナでの失敗がもたらした副産物でもあり、またソ連海軍の北西太平洋における拡張主義的な活動への警戒心や、今後の地域の安全保障環境に対する日本人の漠然とした不安感の表れでもあろう。そして、このように防衛問題をめぐってより冷静な議論がなされるようになったことの副次的な結果として、重要な安全保障問題（つまり、日米安保条約の意義、自衛隊の合法性、米国の対韓コミットメントの効用、日本の防衛費の規模など）をめぐり、与党と野党の見解の相違が狭まりつつある。

このような観察に基づいてアーマコストは「物事は望ましい方向に動いている」とし、対日負担分担問題をめぐる従来の米国の政策が「日本の防衛政策のあり方について公衆の面前で余計な口出しをすることを避け、また日本側に非公式にコメントする際にも自制的であり続け、国際情勢の不確実性から日本が率先して防衛努力に取り組む時期が来るのを待つ」ものであったことを想起しつつ、「外圧へのナショナリストの反発を引き起こして、日本国内における防衛問題をめぐる新たなコンセンサス形成の潮流を乱すような事態は、避けなくてはならない」と述べて、対日圧力の行使を厳に戒めるべきとの立場を明らかにしたのであった。覚書においてアーマコストは、対日負担分担問題の焦点を主として周辺海空域防衛能力の向上と、在日米軍駐留経費分担の二点に絞ることを提案している⁸。

負担分担問題をめぐるカーター政権初期の対日政策は、およそアーマコストの主張に沿う形で展開されたといえる。米国の対日政策方針をめぐっては、ニクソン政権期の1969年5月に策定された国家安全保障決定覚書13号(NSDM-13)が、日本に防衛能力の漸増と質的向上を奨励しつつも、軍事力の大幅な増強や地域的な安全保障への一層の貢献を求めて圧力を行使することは避ける方針を確認していた⁹。アーマコストは1月末、新政権においてもNSDM-13を継承する方針をブレジンスキーに提示している¹⁰。

⁸ Memorandum, “Robert Komer’s Letter on Japan’s Defense Effort.”

⁹ National Security Decision Memorandum 13, “Policy toward Japan,” May 28, 1969, Digital National Security Archive, *Japan and the United States, 1960–1976*, JU01074.

¹⁰ Memorandum, Armacost and Oksenberg to Brzezinski, “Disposition of Asian NSDMs and NSAMs,” January 28, 1977, Box 1, Far East, Staff Material, JCL.

1977年3月の日米首脳会談では、カーター大統領が次のように述べて、負担分担問題についての検討を福田赳夫首相に求めている。対日圧力の行使を手控え、周辺海空域防衛と在日米軍の駐留経費分担に焦点を当てて日本に検討を促す点で、カーターの発言はアーマコストの提言に沿うものであった。

米国の国防費は約1,100億ドルであり、米国のGNPの5%以上に相当している。日本の防衛費をGNPの1%以下の規模としている政治的制約を認識しており、決して日本の大規模な軍備増強(BUILD UP)を奨励している(ENCOURAGE)わけではないが、日本が特に対潜及び防空の分野でその能力の向上(人的増強ではなく質的増強)に努めることを希望している。また、在日米軍の労務費(PERSONAL COST)が高騰しており、米議会でも問題となっているので、本件に関する日本の分担につき、今後検討していただければありがたい¹¹。

ただし、1977年7月末に訪日したハロルド・ブラウン(Harold Brown)国防長官が、三原朝雄防衛庁長官との会談において対潜能力、防空能力の向上、そして補給態勢の充実を求めた上で、「これらのどれをとっても防衛費の増額が必要である」と述べていたように¹²、日本の防衛努力に対する期待を直截に表明する場面もあった。後に述べるように、政権の後半期にかけて、ブラウン国防長官は日本に防衛費の増額を迫る立場の急先鋒となる。

カーター政権の期待を踏まえて、この時期の日本は、負担分担問題の重要性を認めつつ、できる範囲で積極的に取り組む姿勢を米国に示すことに努めている。1977年9月、訪米した三原防衛庁長官はブレジンスキー大統領補佐官との会談で「いわゆる『ただのり論』について一言説明したい」と切り出し、「現在わが国はどの程度の防衛力を持つべきか、また、アジアの安全保障についていかなる役割を果たすべきかを明らかにすべき時代に到達した」と述べつつ、周辺海空域防衛能力の向上に向けたP3C対潜哨戒機及びF15戦闘機の導入と、在日米軍駐留経費分担の拡大に向けて取り組む意向を伝えている¹³。

その後、1978年にかけて、負担分担問題をめぐる日米交渉の焦点となったのは在日米軍の駐留経費分担問題である。1977年12月の日米合同委員会では、在日米軍基地で働く日本人従業員の労務費のうち約62億円を日本が分担することが合意された。さらに1978年12月の日米合同委員会では、在日米軍駐留経費について日本が負担する費目を拡大することが正式に合意された。いわゆる「思いやり予算」の開始である¹⁴。また、1978年11月に

¹¹ 東郷大使発外務大臣宛「総理訪米(第1回首のう会談)」1977年3月22日、情報公開法に基づく外務省開示文書、開示請求番号2006-115(以下、外務省開示文書2006-115の要領で略記)。

¹² Memorandum of Conversation, "Meeting with Japanese Defense Minister Mihara," August 16, 1977, Digital National Security Archive, *Japan and the United States, 1977-1992*, JA00257 [hereafter cited as DNSA: JA00257].

¹³ 東郷大使発外務大臣宛「三原防衛庁長官ブレジンスキー大統領補佐官会談」1977年9月14日、外務省開示文書2006-1046。なお、1977年12月28日の国防会議において、10年前後の期間でF15を100機、P3Cを45機導入する方針が決定された。『朝日新聞』1977年12月29日。

¹⁴ 野添文彬『沖縄返還後の日米安保——米軍基地をめぐる相克』(吉川弘文館、2016年)、181-189頁。

は「日米防衛協力の指針（ガイドライン）」も策定され、日米の安全保障関係は新たな局面を迎えたのであった。翌 12 月、日本では大平正芳内閣が発足する。

（2）日米貿易摩擦と対日「ただ乗り」批判

当時、対日「ただ乗り」批判が米国内で盛り上がりを見せつつあった背景には、日本の大幅な対米貿易黒字があった。この時期、日米両政府間では米国産の牛肉とオレンジの輸入枠拡大やコンピューター、カラーフィルムの関税引き下げをめぐる交渉が重ねられ、累次の合意が成立したものの¹⁵、日本の対米貿易黒字は拡大の一途を辿った。その展開は、米国議会における対日「ただ乗り」批判の素地を生むという意味でも、米国政府にとって大きな懸念材料であった。例えば、1978 年 10 月の電報において駐日大使館は、「日米間の問題は依然として貿易不均衡問題である」と指摘し、「これまでのところ、同問題が安全保障問題にまで波及する事態はなんとか回避できているが、有害な保護主義者がこの分野へも問題を持ち込むかもしれない」と述べて米国内における議論の動向に警鐘を鳴らしている¹⁶。1979 年 3 月初頭には、NSC スタッフのヘンリー・オーウェン（Henry Owen）がカーター大統領宛の覚書において、「議会では反日的で保護主義的な法案が提出される気運が高まっている」と述べ、「ただでさえ経済問題での米国の圧力に日本が不満を募らせている中でこのような法案が通過しようものなら、日米関係に甚大なるダメージを与えるだろう。もし我々がこの問題に関し早急な解決を為しえなければ、日米の経済問題は政治面、安全保障面における両国の関係を著しく害するだろう」と事態の深刻さに警鐘を鳴らしている¹⁷。

注目すべきは、こうした対日「ただ乗り」批判の論調が、米国議会のみならずカーター政権の一部にもある程度浸透していたことである。1979 年 3 月末、ブラウン国防長官は国際安全保障問題担当のデイヴィッド・マッギファート（David McGiffert）国防次官補に対して、以下のように述べて大統領宛の覚書の作成を指示している。そこには、日本の「莫大」な対米貿易黒字に対する苛立ちと、事態打開には対日圧力の行使を辞すべきではないとの切迫感が滲んでいる。

私は 5 月の大平訪米に備え、共通の防衛負担の分担において日本が直接的にも間接的にも一層の貢献を果たすよう、日本に圧力を加えるべきであるという趣旨の覚書を大統領に送ろうと考えている。何より、我々との莫大な貿易黒字に鑑みて、日本はごく僅かな量の〔装備の〕共同生産を多種にわたって行おうとする代わりに、我々から装備を直接調達すべきである。国務省及び NSC とのさらなる政策調整に向けて、大統領宛覚書の草稿を作成されたい¹⁸。

¹⁵ 草野厚『日米オレンジ交渉——経済摩擦をみる新しい視点』（日本経済新聞、1983 年）。

¹⁶ Telegram 273716, Secretary of State to Bangkok, “Thoughts on SecDef Visit,” October 27, 1978, DNSA: JA00452.

¹⁷ Memorandum, Owen to Carter, “US Economic Policy toward Japan,” March 1, 1979, DNSA: JA00498.

¹⁸ Memorandum, Brown to McGiffert, March 26, 1979, DNSA: JA00505.

この後、日米の負担分担問題について焦燥を募らせたブラウン国防長官が対日圧力行使へと徐々に傾いていくことは先にも触れた。ただし、カーター政権における対日負担分担問題の取り扱いが、すぐさまブラウン国防長官の求める路線に転換したかと言えばそうではない。むしろ、従来の「日本の防衛政策のあり方について公衆の面前で余計な口出しをすることを避け、また日本側に非公式にコメントする際にも自制的であり続け、国際情勢の不確実性から日本が率先して防衛努力に取り組む時期が来るのを待つ」アプローチの継続を主張する声は、国務省の知日派を中心として政権内に根強く存在した。なかでも主導的な役割を果たしたのは、長きにわたって民主党の上院院内総務を務め、カーター政権において駐日大使に着任したマイケル・マンズフィールド（Michael Mansfield）である。

1978年2月の本省宛電報においてマンズフィールドは、「日本が防衛問題に一層現実主義的な態度で取り組むよう奨励すべき」と指摘しつつ、その取り組みに当たっては「日本政府のペースを尊重しなければならない。というのも、防衛努力を日本に強いることは恐らく逆効果を生むためである」と述べて対日圧力の行使を戒めている¹⁹。同年4月の電報では改めて「日本の防衛努力は日本自身のペースでなされるべきであり、無理にペースを強要することは日米の安全保障関係を再び政治問題へとさせかねない」と述べて、日本との負担分担問題においては「過剰な期待という落とし穴」への警戒を怠るべきでないとの論陣を張った²⁰。その後も対日負担分担問題をめぐるマンズフィールドの姿勢は一貫しており、1978年10月にカーター大統領やブレジンスキー補佐官らと面会した際にも、「日本は種々の国際的な役割を果たしており対日『ただ乗り』批判は妥当ではない」と述べて、政権内に対日批判の論調が広がることを牽制している²¹。

こうして貿易摩擦が日米関係に影を落とす中で、1979年4月には園田直外相が、そして翌5月には大平首相が訪米する。しかし、そこでは日本側が率先して自国の国際的な役割に言及したこともあり、防衛問題をめぐる米国側の主張は、後の展開と比べれば概ね抑制的なものに留まった。例えば、4月の訪米においてブラウン国防長官と会談した園田外相は、「現在日米間には経済貿易の問題をめぐって緊張が高まりつつあるが、これが日米間の安全保障上の日米協力関係に波及することを許してはならない」と切り出し、「わが国は経済力と政治的影響力をもってアジア、ひいては世界の平和と繁栄のために責任を果たして行く決意である」と語ってみせた²²。さらに5月初頭の訪米ではカーター大統領との会談において大平首相が、「ユーラシア大陸のかたわらで日本列島が米国にとってのいわば不沈の航空母艦としての機能を、より少ない経費で果たすようにすることが自分の任務」であると語って駐留経費分担の一層の拡大に前向きな姿勢を示すとともに、「自衛力の質的

¹⁹ Telegram 2869, Tokyo to Secretary of State, "U.S. Goals and Objectives: Overview Statement," February 22, 1978, DNSA: JA00363.

²⁰ Telegram 6979, Tokyo to Secretary of State, "Japanese Defense: The Future," April 20, 1978, DNSA: JA00376.

²¹ Memorandum, Platt to Brzezinski, "Memorandum of Conversation between President Carter and Ambassador Mike Mansfield," October 31, 1978, DNSA: JA00453.

²² 東郷大使発外務大臣宛「ソノダ大臣訪米（ブラウン国防長官との会談）」1979年4月9日、外務省開示文書 2006-1031。

整備」についても「一層できるだけ努力していきたい」と述べて、安全保障面での自国の役割について自覚的であることを強調した²³。

しかし、翌 6 月末のカーター大統領訪日を境として、こうした日米関係の風向きには変化が生じることになる。その背景にあったのは、対日負担分担問題をめぐる米国政府内の政策対立であった。

2. デタントの終焉と日米関係

(1) 米国政府内の政策対立と対日期待の高まり

1979 年 6 月末のカーター大統領訪日に先立って、米国政府内では日米の負担分担問題に関する 1 件の報告書が回覧されていた。執筆者は、前年に駐韓国大使を勤め上げて国務省を退官したリチャード・スナイダー (Richard Sneider) である。スナイダーは日米の沖縄返還交渉にも深く携わった代表的な知日派の一人であり、国防次官補代理 (東アジア・太平洋担当) となったアーマコストの依頼を受けて、日米防衛協力の課題と展望に関する政策提言を含めた報告書の作成に取り組んだのであった²⁴。スナイダーは報告書の作成に当たってマンスフィールド駐日大使とも面会し、その意見を取り入れた報告書を 1979 年 4 月に国防総省に提出している²⁵。ブラウン国防長官のためにマッギファート国防次官補 (国際安全保障担当) が用意した要約によれば、スナイダー報告書の内容はおよそ次の通りであった。

日本国内では防衛問題についてのコンセンサスが形成されつつあり、そのことは日本がより一層の防衛努力をし、米国との協力をより緊密なものとするを可能にしている。近年日本政府がみせた駐留経費分担問題でのイニシアティブと共同軍事研究の存在を公にしようという政府を挙げた取り組みは、実践的な相互防衛取り決め (practical mutual defense arrangements) に日本が真に関心を抱いていることを示している。

日本の当局者は、防衛問題への理解を示すようになりつつある世論にとって、どこまでが許容範囲なのかを慎重に探っており、日本の防衛面での努力が米国の安全保障上の努力を減衰させることはないという点を明示さえすれば、我々の防衛力を補完する形での日本の防衛能力の増強を期待しうるであろう。この点で、在韓米軍撤退政策の実施について我々がより慎重に調整を進めることや、太平洋における我々の海軍力を増強する

²³ 東郷大使発外務大臣宛「総理訪米 (第 1 回首のう会談・政治問題部分)」1979 年 5 月 3 日、外務省開示文書 2006-1031。

²⁴ Memorandum, Smith to Armacost, "Outline of Analytic Study of US-Japan Defense Relations," December 8, 1978, DNSA: JA00470.

²⁵ Report by Richard L. Sneider, "Japanese Defense Options: Evolution and Analysis," sponsored by Office of the Assistant Secretary of Defense (International Security Affairs), April 1979, Box 41, Country File, Brzezinski Material, JCL.

ことは、我々の同盟国としての信頼性を高める、時宜に適った措置であろう。

日本がより実質的な防衛協力への関心を示しているこの好機を活かそうとするのであれば、日本が果たすべき役割と任務についてより明確に定義しなければならないであろう。また、様々に想定される有事に際して我々がどのような形で日本を支援するのかを明確にしなければならないであろう。さらに、我々が駐留経費分担の面でさらなる成果を望むのであれば、日本における基地の共同使用についてより一層の想像力を持って取り組まねばならないであろう。

我々が日本と防衛問題について語る際の調子は、時としてあからさまに過ぎる。何かしら提案する際には婉曲的で控え目な表現を心がけ、公衆の面前で余計な口出しをすることは避け、日本政府が向き合わざるを得ない政治的、また憲法上の制約に気を配り続ける必要がある²⁶。〔傍点引用者〕

安全保障問題をめぐって日本国内で生じつつある前向きな変化に目を向けつつ、依然として日本が抱える国内的な制約に注意を喚起し、日米の防衛協力の進展に向けて慎重な取り組みの必要を説く点で、スナイダーの報告書は知日派らしいものであった。日米の負担分担問題を取り扱う上で、日本に期待する役割と任務を明確に定義することを主張し、また「公衆の面前での余計な口出し」を避けて静かな環境で協議を進めることを説く点は、後のレーガン政権の対日政策と通ずるものがある。スナイダーの報告書は国務省の関係者を交えつつ国防総省内で二度にわたって議論され、いずれの場でもその内容が歓迎された。マッギファートは、スナイダーの報告書をブレジンスキー大統領補佐官とサイラス・ヴァンス（Cyrus Vance）国務長官にも共有するよう、ブラウン国防長官に提言している²⁷。

しかし、カーター政権の政府内には、このような知日派が主導する対日政策方針に真っ向から反対する勢力が存在した。その中核を成したのは、ブラウン国防長官付の特別顧問として政権に迎えられたコマーである。ブラウン国防長官が 1979 年 3 月の時点で負担分担問題をめぐる対日圧力の行使へと傾きつつあったことは先に触れたが、その旨を大統領に働きかけることをブラウンに進言したのはコマーであった。国務省と、マッギファートが率いる国防総省国際安全保障局の対日政策方針を「手ぬるい」と断じるコマーは²⁸、負担分担問題をめぐる対日圧力の行使に向けて、米国政府内で強力な働きかけを展開するのであった。

1979 年 6 月 5 日、コマーは国防総省のプログラム分析評価局において作成された 1 件の報告書を取り上げてその内容を絶賛し、ブラウン国防長官に注意を喚起している²⁹。報告書は冒頭で、日米の負担分担問題をめぐる駐日大使館と国防総省国際安全保障局の姿勢を

²⁶ Memorandum, McGiffert to Brown, "US-Japan Defense Cooperation," June 7, 1979, DNSA: JA00561.

²⁷ Memorandum, "US-Japan Defense Cooperation."

²⁸ Memorandum, Komer to Brown, March 23, 1979, attached to Memorandum, Brown to McGiffert, March 26, 1979, DNSA: JA00505.

²⁹ Memorandum, Komer to Brown, June 5, 1979, DNSA: JA00545.

「消極的」と批判し、「地域における貿易量と、当該地域の防衛のために割いている経費との割合」を指標として同盟国間で比較することを提唱して、日本の防衛支出の不十分さを指摘するものであった。同報告書では、「もし米国が全ての経費を負担しなければならないというのであれば、我々には日本の防衛を支える余裕などないということを彼らに知らしめなければならない」とも述べられている³⁰。あくまで国防総省の一部局で用意されたものに過ぎない点に留意が必要であるものの、その内容が典型的な対日「ただ乗り」論と呼べるものであり、コマーのお墨付きを得て国防長官へと上げられたことが重要である。コマーによる一連の取り組みは事実上、スナイダー報告書の展開に対する巻き返しであった³¹。

果たして、6 月末のカーター大統領訪日の機会には、軍事面での地域安全保障への日本の貢献について米側から直截な期待が表明され、日本側は大いに当惑することとなる³²。26 日の日米首脳会談においてカーター大統領は、「日本の判断に委ねるべき事柄」と断りつつ、「日韓間で、軍事装備の exchange、軍事情報・計画の交換 (sharing) 等の面で協力が行われるとすれば、我々としてこれを歓迎するところである」と述べた。大平首相は、「わが国としては、韓国が我が国の安全にとり重要 (vital) な位置を占めるとの考慮もあり、日韓間の関係をより、solid なものとすべく諸分野に於いて、漸次理解と交流を深めるべく努力している次第である」と述べて当座をしのいでいる³³。続く 28 日には、山下元利防衛庁長官と会談したブレジンスキー大統領補佐官が、「地域的な集団防衛体制にとって、日本、韓国及び他の国々の役割が徐々に大きくなってきている」と述べてグローバルな戦略環境に引き付けつつ日本の安全保障上の役割拡大に期待を表明したのに対し、山下長官が「日本の防衛政策は (中略) 防衛計画の大綱に従ってやっており格段の変化はない」「地域防衛の構想は、日本の政治的立場から許されない」と答えて過度な期待の牽制に努めるなど、緊張含みのやり取りが続いた³⁴。

こうした展開を踏まえて、7 月末の日米安全保障事務レベル協議において日本側が米国の過度な期待の牽制と、自国の防衛努力のアピールに注力したことは自然である。「80 年代の日本の安全保障政策」と題したプレゼンテーションにおいて、日本側は次のように述

³⁰ Memorandum, Blond to Lewis, "U.S.-Japanese Defense Relations: Topics for Discussion at the SSC Meeting, July 1979," May 23, 1979, attached to Memorandum, Komer to Brown, June 5, 1979, DNSA: JA00545.

³¹ なお、コマーはブラウン国防長官宛の 6 月 13 日付の覚書においてスナイダー報告書に言及している。スナイダーとの一致点としてコマーが強調したのは、「より大きな防衛上の役割分担に対する日本の態度が変化」しつつあり、「我々は共同防衛に日本を一層貢献させるための (そしてより公平な負担分担を実現するための) 好機を迎えている」ということであった。Memorandum, Komer to Brown, June 13, 1979, DNSA: JA00562.

³² 日米首脳会談に向けて日本側が用意した発言要領には、「自衛隊がわが国自身の防衛ということを離れて広くアジア、極東地域の抑止力としての役割を果たすことはできない」ことに注意を喚起して軍事的な抑止力の面では米軍の地域プレゼンスを支えることに注力するとしつつ、「アジア地域の非共産圏諸国が今後とも自主性と強靱性を維持して行く」ことが「政治的抑止力」の観点から重要であるとして、「これら諸国の政治的・経済的・社会的安定」を支えていくことにより「わが国の国際的責任を果たしてゆく」との方針が示されている。「日米首脳会談発言要領 (案)」1979 年 6 月 21 日、外務省開示文書 2006-143.

³³ 「大平総理・カーター大統領第 2 回会談」1979 年 6 月 26 日、外務省開示文書 2006-143.

³⁴ 外務省アメリカ局安全保障課「ブレジンスキー補佐官・山下防衛庁長官会談」1979 年 6 月 30 日、外務省開示文書 2006-1031.

べて「性急」な負担分担要求を戒めている。

わが国が軍事面でアジア地域での役割を負担することは、わが国の憲法の問題を離れても、かえってアジアの不安定要因ともなり兼ねないので、今後長期的にみてもこのような役割は考えられない。米国をはじめとする西欧諸国より我が国に対しかかる役割を果たすよう性急に働きかけることは、防衛問題に対する我が国世論の今後の動向にかえって悪影響を及ぼし、防衛協力等日米関係の着実な進展を阻害する可能性も排除されない。又、例えば軍事技術装備の供与等についても、わが国民世論の動向、わが国周辺諸国の態度等の問題を考えれば極めて慎重たらざるを得ないであろう³⁵。

なお、この時の日米安全保障事務レベル協議において、防衛庁からの出席者が、防衛庁内の防衛力整備計画である中期業務見積もりについて詳しく解説し、それを「かなり積極的な防衛努力を意図したもの」として米国側にアピールしたことは³⁶、後の展開に照らして重要である。以後、米国は中期業務見積もりの計画通りの達成を求めるようになり、さらにソ連によるアフガニスタン侵攻の後には中期業務見積もりの計画を一年繰り上げて達成することを求めるようになるのであった。

8月、訪米した山下防衛庁長官との会談においてブラウン国防長官は、米国が世界大で担う安全保障上の役割について説明した上で、「米国、日本、欧州のそれぞれの RESOURCES が限られていることに鑑み、日米がその政策を緊密に調整 (COORDINATE) し合い、世界の安全維持の政治的、財政的コストが公平に分担されるようにしていくことが重要である」と述べて、日本による一層の負担分担の必要を説いた³⁷。さらに10月の訪日の機会に山下長官と会談したブラウン国防長官は、先の日米安全保障事務レベル協議において防衛庁より紹介のあった中期業務見積もりを取り上げて「大層包括的でよく均衡のとれたもの」と評価しつつ、「日本の防衛支出は増加しつつあるものの、元々の対 GNP 比率が米国や NATO 諸国と比べて低いために、毎年の実質増加率は自然と大きなものとなるであろうし、またそうでなければならない」「防衛庁の中期業務見積もりも、来年度予想される予算の赤字の削減努力の故に目標達成が困難となることのないよう切に望んで」と述べて、計画通りに防衛力整備が進められるよう注文を付けたのであった³⁸。

³⁵ 日本側のプレゼンテーションを受けてアーマコストは、「米国としては、日本に対し、海外における軍事的責任の分担につき余りに性急にこれを求めてゆくつもりはないのでこの点心配される必要はない」と述べている。外務省アメリカ局安全保障課「第11回日米安保事務レベル協議（議事概要）」1979年8月、外務省開示文書 2006-1044。

³⁶ 外務省アメリカ局安全保障課「第11回日米安保事務レベル協議（議事概要）」1979年8月、外務省開示文書 2006-1044。

³⁷ 東郷大使発外務大臣宛「山下防衛庁長官の訪米（国防長官との会談その1）」1979年8月17日、外務省開示文書 2006-1030。

³⁸ 「山下・ブラウン会談記録」日付なし、外務省開示文書 2010-221。

(2) 新冷戦の幕開けと日本の防衛費増額問題

1979 年 12 月末のソ連によるアフガニスタン侵攻は、米国の世界戦略に大幅な見直しを迫る出来事であった。カーター政権はニクソン政権以来のデタント路線に終止符を打ち、米ソ関係は対立の時代に再び回帰する。いわゆる米ソ新冷戦の幕開けを受けて、対日負担分担問題をめぐる米国の姿勢は従来にも増して切迫したものとなった。その中核を担ったのはやはりブラウン国防長官であり、そして国防次官（政策担当）に就いたコマーである。

1980 年 1 月、コマーとともに来日したブラウン国防長官は大平首相との会談において、1980 年度予算政府案において防衛予算が前年度並みの対 GNP 比 0.9%水準を維持したことを評価しつつ、「再来年度の防衛費編成にあたっては、国際情勢が変化していることと、同盟諸国が相対的に大きな努力をしていることを踏まえていただきたい」と注文を付けた³⁹。続く 3 月、ブラウン国防長官は訪米した大来佐武郎外相との会談の機会を捉えて、中期業務見積もりの達成目標年次を 1984 年度から一年繰り上げることを求めた⁴⁰。さらに、5 月初頭の日米首脳会談においては、カーター大統領自らが以下のように述べて、大平首相に中期業務見積もりの一年繰り上げ達成を求めている。

今後日本が持っている計画の諸目標がより早く達成 (expedite) されれば、アジアの安定にも役立ち、日米双方に資する (benefit) ものである。米は GNP の 5.5~6%を国防費にあてており NATO は 4%を決意している。日本には制約があることを承知しているが、この新しい時代において石油供給、アジアの安定等についても新しい脅威が生じている事態において、日本が既につくっている計画が予定より早く完了されるのであれば、お互いにとって有益であると考え⁴¹。

こうして、ソ連のアフガニスタン侵攻を契機として米国の対日負担分担要求に一層の拍車がかかる中で、日本でも安全保障面における役割の拡大に向けて真剣な議論が重ねられた。「防衛に関して国民のコンセンサスをつくる」ことを目的に衆議院に安全保障特別委員会が設置され⁴²、その初回となった 1980 年 4 月 26 日の会合において、大来外相が国際情勢の厳しさに触れつつ次のように演説し、米国の有事来援の信頼性と結びつけて安全保障

³⁹ 外務省北米局日米安保課「大平総理・ブラウン国防長官会談（記録）：（1 月 14 日於官邸、出席者表別添）」1980 年 1 月 14 日、外務省開示文書 2010-433。

⁴⁰ 『朝日新聞』1980 年 3 月 30 日。

⁴¹ カーター大統領の要請に対して大平首相は、「防衛力の整備が必要なこと、とりわけこのような国際情勢の緊張が高まっている時期においてそうであることはよく理解している」「同盟国として何をやるべきかという点につき、これから真剣に検討していく」としつつも、「大統領の言われた防衛庁の計画を前倒しするという点については、今検討している」と述べるに止めている。外務省北米局北米一課「日米首脳会談（昼食を共にしながらの会談）」1980 年 5 月 2 日、外務省開示文書 2006-120。なお、6 月末からの日米安全保障事務レベル協議においても、中期業務見積もりの一年繰り上げ達成は改めて要請された。榎本総領事発外務大臣宛「日米安保事務レベル協議（国際情勢全般）（その 2）」1980 年 7 月 2 日、外務省開示文書 2006-1045。

⁴² 『朝日新聞』1980 年 1 月 26 日。

面における日本の役割拡大の必要を訴えていたことはその端的な例である。

このような国際情勢に効果的に対処し、国際の平和と安全の維持を図っていくためには、守るべき共通の価値と利益を有する先進民主主義諸国が協調しつつ、それぞれが与えられた条件のもとでなし得る最大限の努力を払っていかねばなりません。米国及び西欧諸国において、現在国防努力強化の必要性が官民一致して強く叫ばれているのはこのような事情によるものです。そして、今日主要先進民主主義諸国の一員としてのわが国に対し国際的に期待されているのも、まさにこうした努力にほかなりません。わが国は、現在わが国が置かれているこうした状況を直視し、このような状況においてわが国として何をなすべきかをわが国自身の問題として真剣に考えるべきであります。いわゆる日本有事の際、米国はわが国に來援するかという点について最近時として疑問が呈せられておりますが、この問題は、いま申し上げたわが国の努力という文脈で考えられるべき問題であると思えます⁴³。

このような背景もあり、日本政府内では1980年7月末、1981年度防衛予算の概算要求枠について、他の予算とは切り分けて前年度比伸び率9.7%の特別枠とすることが決定される。前年に決定された、1980年度防衛予算の概算要求枠の前年度比伸び率が9.6%であったことに鑑みれば⁴⁴、9.7%の特別枠は国際情勢の変化を踏まえて一層の防衛努力に取り組む姿勢を対外的に示すために設定された数字であったといえるだろう。ただし、9.7%の特別枠はあくまで概算要求の上限を示したものに過ぎず、実際の1981年度防衛予算の総額を約束するものではなかった。以後、年末の政府予算案の閣議決定に向け、前年度比伸び率9.7%の達成を求める米国と、9.7%はあくまで上限に過ぎないことに理解を求める日本との間で折衝が重ねられることとなる。

1980年9月、訪米した伊東正義外相と会談したブラウン国防長官は、防衛予算について9.7%の特別枠が設けられたことを歓迎しつつ、「今まで伺っている数字でも、自分がかねてより希望し示唆して来たことを達成するには不十分である」と述べて9.7%の特別枠でも中期業務見積りの一年繰り上げ達成には不十分であるとの認識を示し、「現在の要求額が維持もしくは増額」されることを望むとの立場を表明している⁴⁵。しかし、大平首相の急逝を受けて7月に発足した鈴木善幸内閣の主眼は財政再建と行政改革にあり、増額はもとより9.7%の特別枠の満額で政府予算案が決着するシナリオも現実には望み薄であった。

12月5日、訪米した外務省の丹波実安全保障課長は国務次官補代理（東アジア担当）と

⁴³ 「第91回国会衆議院安全保障特別委員会議事録第2号」1980年4月26日。6月末からの日米安全保障事務レベル協議において、日本側は大來演説を米側に紹介している。外務省北米局日米安全保障課「第12回日米安保事務レベル協議（SSC）用資料（英文）」1980年6月、外務省開示文書2006-1045。

⁴⁴ “On FY 1981 Defense Budget,” 日付なし、外務省開示文書2006-1045。

⁴⁵ 大河原大使発外務大臣宛「イトウ外務大臣訪米（ブラウン国防長官との会談・その2・防衛予算）」1980年9月20日、外務省開示文書2010-428。

なったアーマコストとの会談で、前年度比伸び率 9.7%の達成が困難な見込みであることを告げた。これに対してアーマコストは、「日本政府の信頼性を損なう措置である」と述べて、強い不満を表明している⁴⁶。同月 12 日にはブラウン国防長官が訪日し、鈴木首相との会談の席で次のように述べて、年末の政府予算案において然るべき規模の防衛予算を確保するよう直談判している。

私からは故大平総理、大来前外相、及び伊東外相に対し中業に関連して 55 年度予算の不足分を 56 年度予算でまかないつつ中業の達成を一年早めることをお願いした次第である。(中略)

防衛費の決定は勿論内閣と国会がすべきものであるが、次のような比較を参考までにお話したい。国防費を対 GNP 比でみた場合日本は 1%以下、NATO は 3~4.5% (英国等は 5%を少し下廻る程度)、米国は 5.3%、ソ連は 13%である。このような数字については米国民や議会は公平な分担であるとはなかなか理解しないものである。(中略)

軍事、政治や経済の側面は、それぞれ分離して考えることはできない。安全保障については日本が自ら決定すべきことであるが、日本が日米安保体制の下において責任を十分分担することを決定することを出来ない場合には、日米両国間の他の分野に好ましからざる波及があると考えられる。(中略)

長年にわたって日米間では友好協力関係を維持してきたが、今月日本が行う決定が今後の日米関係の展開の鍵となろう⁴⁷。

結果として、日本政府が閣議決定した 1981 年度防衛予算政府案の前年度比伸び率は 7.6144%に留まった。これを受けて国務省は、「この日本の防衛費の数字を、日本が自ら設定した目標と比べ、あるいは先進工業国間における安全保障負担の公平化の原則からみた場合、日本政府の決定に失望せざるを得ない」とする声明を発表した⁴⁸。

こうして 1981 年度の防衛予算をめぐる日米関係が紛糾し、米国政府による「失望」の表明にまで至った背景には、米国政府内における政策対立も影を落としていた。防衛費の増額を日本に厳しく迫った急先鋒がブラウン国防長官であったことは、上述の通りである。そして、ブラウンの強硬姿勢を傍らから強力に後押ししたのは、国防次官のコマーであった。実はコマーは、日本政府が 1979 年末に閣議決定した 1980 年度の防衛予算政府案をめぐるも、それが全く不十分であるとして、「防衛庁は必要とされるものを獲得するだけの影響力を欠いており、米国は継続的に圧力を掛けなければならない」とブラウンに訴えていた⁴⁹。

⁴⁶ Telegram 323418, Secretary of State to Tokyo, "Defense Budget Negotiations," December 6, 1980, Box 41, Country File, Brzezinski Material, JCL.

⁴⁷ 外務大臣発大河原大使宛「総理・ブラウン国防長官会談」1980 年 12 月 12 日、外務省開示文書 2006-121。

⁴⁸ 『朝日新聞』1981 年 1 月 1 日。

⁴⁹ Memorandum, Komer to Brown, December 30, 1979, DNSA: JA00619.

そして、負担分担問題をめぐって対日圧力行使の必要を確信するコマーにとって、米国側における「過剰な期待」を強く戒め、時には日本の立場に理解を示すことも躊躇しないマンスフィールド駐日大使の姿勢は我慢ならないものであった⁵⁰。1980年3月には累次のブラウン宛の覚書において、「あたかも日本の防衛支出規模に満足しているかのような印象を与える」「防衛費増額問題をめぐるマンスフィールド駐日大使の消極姿勢は、米国政府の政策に反するばかりでなく、日本を混乱させかねない」と訴え、カーター大統領を通じてマンスフィールドに翻意を迫ることを提案している⁵¹。

マンスフィールドとコマーの立場の違いは、日本政府が1981年度防衛予算の概算要求枠について前年度比伸び率9.7%の特別枠を設定したことの受け止め方に鮮明に表れている。日本政府の決定を受けて本省宛に発出した7月30日付の電報においてマンスフィールドは、「我々のメッセージを日本は明確に理解している」と述べ、『『米国の圧力』に対する怒りを凝集させかねないような手荒いまねを避けること』が肝要であると指摘して従来の立場を改めて確認している⁵²。しかし、コマーは同日付の覚書において、「日本国内のインフレーションを考慮すれば9.7%という数字は実質的にはせいぜい前年度比1.5から2%程度の増加率であり」「防衛庁の中期業務見積もりから想定される防衛費と比べれば、大幅な減額である」と述べて、日本政府の決定に不満を爆発させていたのであった⁵³。

翌7月31日、上院外交委員会に出席したコマーは議会有力者を前にして、日本の防衛支出について「ただ乗り」と評し、さらに「米軍は日本の本土有事に自動的に巻き込まれるわけではない (we do not “program” U.S. forces for the ground defense of Japan)」と述べるなど、「大方の議員の意見よりも急進的で、米国政府の公式見解を大きく踏み越える」主張を展開したのであった。同席した国務次官補（東アジア太平洋担当）のリチャード・ホルブルック (Richard Holbrooke) は幾度も政府の公式見解について説明を試みたものの、その度にコマーが話を遮って反論をしたため、遂にホルブルックはその場での対応を断念し、機会を改めて上院議員と話し合いの場を設けることにしたという⁵⁴。

この顛末を伝えたホルブルックの電報に、マンスフィールドは次のように返信している。

手に負えないようなレトリックや、日本の努力と経済政策に関する誤った情報の横行を許し、表立って日本を打ちのめすようなまねは、健全な二国間関係の維持という我々の最優先の利益と真っ向から対立する。(中略) 現段階で、上院議員や国防総省職員によ

⁵⁰ 例えば、1980年3月の大使公邸における記者会見でマンスフィールドは、日本が着実な防衛努力をしているとして、「①日本の防衛費が、西欧並みの計算でいくとGNP比で一・五%になっている②今後はGNP比よりも総額が問題だ③日本の防衛費は絶対額で世界の六、七位にあり、北大西洋条約機構(NATO)諸国の伸び率を上回っている④日本は防衛力の近代化のため対潜、防空能力の増強に努力している」などの点を指摘したと報じられている。『朝日新聞』1980年3月14日。

⁵¹ Memorandum, Komer to Brown, “Japan’s Defense Spending,” March 3, 1980, DNSA: JA00644; Memorandum, Komer to Brown, March 28, 1980, DNSA: JA00658.

⁵² Telegram 13305, Tokyo to Secretary of State, “Japanese Defense Issue,” July 30, 1980, DNSA: JA00720.

⁵³ Komer to Ross, “Background on Japanese Defense Spending,” July 30, 1980, DNSA: JA00719.

⁵⁴ Telegram 204591, Secretary of State to Tokyo, “Japanese Defense Issue,” August 1, 1980, DNSA: JA00728.

って表立って批判がなされることは、時機尚早であり逆効果である。またそもそも、コマーが用いている統計は、真偽のほどが極めて疑わしい。(中略) 私にはとてもしっくりとくる理屈であるが、仮に 9.7%以上の増加率が認められたとして、もしそれが「米国の圧力」への対応としてなされたことが明らかになったならば、野党勢力は一致団結してしまうだろう。(中略) 事を荒立てずに防衛費増額問題からスポットライトを外し、防衛庁自身に任せれば、彼らは自ずと、より多くの予算を獲得するのではないだろうか⁵⁵。

コマーとブラウンの取り組みにもかかわらず日本政府の 1981 年度防衛予算案が前年度比伸び率で約 7.6%の水準に留まり、そのことに国務省も「失望」を表明せざるを得なかったことは先に述べた通りである。その間、1980 年 11 月の大統領選挙でカーターは再選を逃し、翌年 1 月のレーガン政権の発足をもってコマーも政策決定の場から退いた。日米の負担分担問題は、次期政権へと持ち越されたのであった。

3. レーガン政権の発足と対日政策の転換

レーガン政権は、日米の負担分担問題をどのように捉えていたか。そのことをみる上で、国家安全保障担当大統領補佐官のリチャード・アレン (Richard Allen) が 1981 年 3 月初旬に『朝日新聞』のインタビューに応じて語った内容は有用である⁵⁶。

まず、対ソ政策についてアレンは、「ソ連の政策は平和を追求していない」「政策としてのデタントは死滅した」との基本認識を示し、レーガン政権による国防予算増額の決定がソ連の軍事力増強に対峙するためのものであることを説明する。いわゆる「力による平和」の観点に根差した対ソ戦略である。その上でアレンは、レーガン政権が「アジアに高い優先順位を置いている」と語り、日本や韓国といった地域の同盟国とのパートナーシップを再確認するとともに、対ソ戦略の観点から中国との関係を拡大し、またインドシナ地域におけるソ連の影響力の拡大に対抗するために ASEAN 諸国と強力な関係を築く方針を披歴している。特に対日政策については、「日本がパートナーの役割を完遂する」ことを期待し、日米の間で公平な負担分担を実現するという政策目標の実現に向けて日本が「ステップをとると確信する」と述べていた。ここに明らかのように、安全保障面における日本の役割の拡大は、レーガン政権にとって対外戦略上の不可欠の前提であった。同盟の負担分担の推進を図るという米国の対日政策上の基本目標には、与野党の政権交代を経ても変わりはないのであった。

とはいえ、問題はいかにして日米の間で望ましい負担分担を実現するのかという方法論にあった。明らかであったのは、防衛費の水準に焦点を当てたカーター政権のアプローチ

⁵⁵ Telegram 13898, Tokyo to Secretary of State, "Japanese Defense Issue," August 8, 1980, DNSA: JA00733.

⁵⁶ 『朝日新聞』1981 年 3 月 9 日。

では望む結果を得られないということである。カーター政権期の教訓について、レーガン政権内では早くから次のような認識が共有されていた。

共通の安全保障問題に関して日本がより一層の貢献をしなければならないということについて、米国政府当局者の間には広く見解の一致がある。しかしながら、この点についてわが国が日本に申し入れをする際には、わが国として日本にいかなる役割を望むのかという包括的な観点よりも、[防衛]支出の水準に目を奪われてしまいがちであった。そのために日米の間には種々の誤解が生じ、米国の支離滅裂さを印象付けるとともに、日本は鈍重であるとの認識が米国内に広まることを助長してきた⁵⁷。

「支離滅裂」となったカーター政権の教訓を踏まえて、レーガン政権として日米の負担分担問題についていかなるアプローチを採るのか。この点についても、先のインタビュー記事においてアレンは重要なことを語っている。同記事は、3月下旬の伊東正義外相の訪米に始まる一連の日米会談に備えて、レーガン政権が「対日基本政策のワク組みの検討に着手」していると、国務省筋の証言を伝えているが、以下のアレンの発言は、まさにその対日政策枠組みの要点を捉えたものであった。

われわれは、日本が同盟に寄与する上で、制度、憲法、伝統の制約があることを認識している。それ故に、日本の貢献が責任を公平に負担し、すでに述べたような制約と両立することを確実にする方法を発見しなければならない。(中略)われわれは防衛にこだわっていない。(中略)防衛はわれわれの同盟の構成要素のひとつに過ぎない。もし防衛という言葉を広い意味で理解すれば、開発途上国、または戦略的に重要な開発途上国への経済援助、そして同盟の理念にかなう経済政策や相互防衛、他国への寄与といった政策も含まれる⁵⁸。

ここでアレンが披歴したのは、日本との負担分担交渉においては軍事面のみならず政治、経済面での日本の取り組みも勘案し、包括的な観点から日米の負担分担のあり方を模索するとの政策枠組みである。この発言がアレン個人のものでなくレーガン政権の方針を反映したものであったことは、東アジア担当の国務次官補に指名されたジョン・ホルドリッジ(John Holdridge)が、アレクサンダー・ヘイグ(Alexander Haig)国務長官に宛てた覚書の、次の一節からも確認できる。

わが国の安全保障戦略に日本を一層参与させるにあたって、各種の防衛協力のみならず対外援助や政治的支援の役割も加味した、より広い枠組みの中で安全保障問題を取り

⁵⁷ Briefing Paper, Department of State, "A Framework for Security Burden Sharing," March 16, 1981, DNSA: JA00836.

⁵⁸ 『朝日新聞』1981年3月9日。

扱う方針をとることについて、われわれは初めて合意に達した。これにより、例えば昨年における防衛支出水準のように、一つの案件に固執して摩擦が生じる可能性を減らすことができるばかりでなく、安全保障関連のあらゆる分野において取り組みを最大化させるべく圧力をかけることが可能になる⁵⁹。

こうした政策枠組みの下で日本に期待する安全保障上の役割について、国務省の文書は次の四つに整理している。

- 日本本土をより効果的に守り、また日本の経済安全保障が必要とする北西太平洋のシーレーンを防衛することができるように自衛隊を強化すること。
- 明確な定義に基づく相互に了解された軍事的な役割と任務、接受国支援（ホスト・ナショナル・サポート）、共同作戦計画の改善、技術協力の拡充といった核心的な分野において日米防衛協力を促進すること。
- 戦略的に重要な国々に対する日本の開発援助を質と量の両面で拡充すること。
- 共通の利益に関わる問題について日本の一層の外交的な支持を促すこと⁶⁰。

こうしてレーガン政権が発足後の間もない時期に新たな対日政策方針の策定に漕ぎ着けることができた背景には、マンズフィールドの果たした役割が大きい。与野党の政権交代を跨いで駐日大使に留任したマンズフィールドは、レーガンの大統領就任直後の 1981 年 1 月 26 日付で、「米国の対日政策」と題した大統領宛の公電を発出している。その内容に感銘を受けたアレン大統領補佐官が関係閣僚にも広く配布したように、マンズフィールドの公電はレーガン政権の対日政策の形成に決定的な影響を与えた。マンズフィールドは同公電において、同盟の負担分担問題をめぐって、次のような意見を開陳している。

われわれが安全保障上いかなる課題を抱えており、それに共同で対処すべく如何なる提案を行うかについて、より広い文脈の中で防衛問題をめぐる議論の焦点を定め直すべきである。そうすることにより、日本の GNP や国家予算に占める防衛費の割合といった本質的に非生産的な議論からわれわれは静かに身を引くことができるであろうし、日本も総合安全保障という観点から構想している事柄について、日本国民やわが国に対して説明できるようになるだろう。また、日本が如何なる役割と任務を負うべきであり、どの分野で取り組みが不足しているかということについて、さらには如何にして安全保障の負担が公平に分担されるかということについてのわれわれの見解を、はるかに明確に

⁵⁹ Memorandum, Holdridge to Haig, "Your Meeting with Japanese Foreign Minister Ito, March 23, 11:00 A.M.," March 17, 1981, DNSA: JA00842.

⁶⁰ Briefing Paper, "A Framework for Security Burden Sharing."

定義することができるようになるだろう⁶¹。〔傍点引用者〕

カーター政権の後半期を通じて、負担分担問題をめぐる日米交渉の焦点が日本の防衛費増額問題に収斂し、「非生産的」な議論の末に両国の信頼関係を損ねる結果となったことの反省を踏まえて、マンズフィールドは「より広い文脈」の中で負担分担問題の焦点を定め直すことを提案したのであった。日本に期待する安全保障上の役割について、日本の国情を斟酌しつつ明確に定義する必要があることを説く点で、マンズフィールドの提言はかつてスナイダーが国防総省に提出した報告書と地続きである。カーター政権での政策対立を経て、レーガン政権の下で対日政策が転換されるまでの米国政府内の政治過程は、いわば知日派の主張が米国政府の政策方針として正式に採用されるまでの過程でもあった。

おわりに

レーガン政権による対日政策の転換が、すぐさま日米の負担分担問題に解決をもたらしたわけではない。むしろ、日本に中曽根政権が発足するまでの日米関係は、負担分担問題をめぐっていささか混乱含みであった。例えば、1981年5月の日米首脳会談の直後には、日米の「同盟関係」を謳った共同声明の文言について、鈴木首相が「軍事的意味合いは持っていない」と記者会見で説明して外務省との足並みの乱れを露呈し、外相の辞任に発展する一幕があった。鈴木首相は首脳会談後、ワシントンのナショナル・プレスクラブで演説した際に、一千海里にわたってシーレーン防衛を担う意図を自ら表明してもおり、一連の対応は整合を欠くものであった。それはおそらく、負担分担問題をめぐる日米の実務者協議の進展に、鈴木首相自身が戸惑っていたことの結果であるだろう。その後、1980年代を通じて日米の安全保障関係が盤石たり得た背景として、中曽根首相の存在が大きかったことは疑いない。

とはいえ、以上の展開は、鈴木政権期においても少なくとも実務者のレベルにおいて、負担分担問題をめぐる日米協議が重要な進展をみせたことを示してもいる。1981年5月の日米首脳会談は、シーレーン防衛をめぐる鈴木首相の発言に加えて、共同声明に次の一節を盛り込んだ点でも画期的であった。そこには、周辺海空域における防衛力の増強、在日米軍駐留経費分担の拡大、そして「世界の平和と安定の維持のために重要」な地域に対する政府開発援助の拡充の三つが、日米の負担分担問題の焦点であることが端的に示されている。

総理大臣と大統領は、日米相互協力及び安全保障条約は、日本の防衛並びに極東にお

⁶¹ Memorandum, Allen to Reagan, "Ambassador Mansfield's Cable to You," January 28, 1981, Box 8, Executive Secretariat, NSC: Country File, White House Staff and Office Files, Ronald Reagan Library, Simi Valley, California.

ける平和及び安定の基礎であるとの信念を再確認した。両者は、日本の防衛並びに極東の平和及び安定を確保するに当たり、日米両国間において適切な役割の分担が望ましいことを認めた。総理大臣は、日本は、自主的にかつその憲法及び基本的な防衛政策に従って、日本の領域及び周辺海・空域における防衛力を改善し、並びに在日米軍の財政的負担をさらに軽減するため、なお一層の努力を行うよう努める旨述べた。(中略)

両者は、世界の平和と安定の維持のためには開発途上国の政治的、経済的及び社会的安定が不可欠であることを確認した。総理大臣は、日本政府が新中期目標の下で政府開発援助の拡充に努め、また、同政府が世界の平和と安定の維持のために重要な地域に対する援助を強化していくと述べた⁶²。

こうして防衛費に限らず政府開発援助の拡充や在日米軍駐留経費分担の拡大といった日本の取り組みも勘案し、「より広い文脈」の中で日米の負担分担問題の焦点を定め直すとの姿勢を両国が共有したことは、その後「ロン＝ヤス関係」の下で日米の安全保障関係が進展を遂げるための確かな基礎になったといえるだろう。

⁶² 「鈴木総理大臣とレーガン＝アメリカ合衆国大統領との共同声明」1981年5月8日、外務省編『わが外交の近況』第26号(1982年9月)465-468頁。

第IV部

レーガン政権期のアメリカをめぐる研究動向

第 13 章

文献案内

——レーガン政権期の政治・軍事を中心に

進藤 裕之

はじめに

本書は、1980年代のアメリカの安全保障・軍事の歴史に関心がある方々を対象として編まれた論文集であるので、さらにその分野の理解を深めたいと思われる読者には、収録された個々の論文の注釈等に記された文献を参照されたい。それらの文献に加えて、1980年代のアメリカの安全保障・軍事の全般的な研究として、以下にいくつかの代表的な文献を紹介する。本書のテーマに関わる文献を網羅的に取り上げているわけではないが、特にこれから1980年代のアメリカの安全保障・軍事に関する知見を深めたい読者の参考になることを期待している。なお、和文文献についての情報は比較的容易に入手できると思われるので、本章ではロナルド・レーガン（Ronald Reagan）政権および同政権の外交・国防政策を取り上げた洋書のみを対象として、特に重要な必読文献に絞って紹介したい。

1. 回想録

多くの歴代大統領と同様に、レーガン大統領も回想録を出版しており¹、事後的に書かれたものとしての限界があるものの、自らの政権を本人がどのように回顧したのかが窺えて興味深い。一次史料的な価値がある出版物として、レーガンの日記がある²。レーガン大統領図書館に所蔵されている日記の原典を、歴代大統領の研究で著名なダグラス・ブリンクリー（Douglas Brinkley）が編さんしたものであり、1981年1月26日から1989年1月20日までの記入を適宜抜粋した内容である。

レーガン政権の主要な閣僚も、それぞれ回想録を出版した。安全保障政策に関連したものとしては、ジョージ・シュルツ（George Shultz）国務長官³、キャスパー・ワインバーガー（Caspar Weinberger）国防長官のほか⁴、海軍長官を務めたジョン・レーマン（John Lehman）

¹ Ronald Reagan, *Ronald Reagan: An American Life* (Simon & Schuster, 1990).

² Ronald Reagan (Douglas Brinkley, ed.) *The Reagan Diaries* (HarperCollins, 2007).

³ George P. Shultz, *Turmoil and Triumph: My Years as Secretary of State* (Charles Scribner's Sons, 1993).

⁴ Caspar Weinberger, *Fighting for Peace: Seven Critical Years in the Pentagon* (Warner Books, 1990).

も回想録を残している⁵。また、コリン・パウエル (Colin Powell) の回想録は⁶、ジョージ・H・W・ブッシュ (George H.W. Bush) 政権で統合参謀本部議長を務めた時期の記述が最も注目されがちであるが、レーガン政権で 1987 年から 1989 年にかけて国家安全保障担当補佐官を務めた時期の内容も興味深い。

2. 評伝・人物研究

レーガンの人物研究は順次、彼の任期満了による大統領退任後から間もなく発表され、レーガン政権の研究において欠かせない資料である。代表的なものとして、ルー・キャノン (Lou Cannon) による著作が挙げられよう⁷。キャノンは長年レーガンを担当したジャーナリストであり、同書は軍事を含むレーガンの対外政策の他に、内政についても詳細に取り上げた力作である。なお、1980 年代を対象としたものではないが、キャノンはカリフォルニア州知事在任中のレーガン、つまり 1967 年から 1975 年の同氏を取り上げた作品も発表しており、レーガンの政治思想や対外認識が形成された過程を知る上で非常に有用である⁸。最近では、軍事史家のマックス・ブート (Max Boot) による著作が発表され⁹、高い評価を得ている。

また、レーガンの側近を取り上げた研究も相次いで出版されており、例えばレーガン政権の第 1 期において大統領首席補佐官を、第 2 期において財務長官を務めたジェイムズ・ベーカー (James Baker) を取り上げた、有力なジャーナリストの手による共著がある¹⁰。側近の視点から見たレーガンの意思決定や政策志向を理解する上で、同書をはじめとする文献は大いに参考になるだろう。

3. レーガン政権期の対外政策研究

レーガンの対外政策に焦点を当てた著作も順次発表されている。例えば、レーガンの外交全般を射程に収めたものとして、著名なジャーナリストであるドン・オーバードーファー (Don Oberdorfer) が 1990 年代初頭に上梓した作品が挙げられる¹¹。同書を筆頭に、レー

⁵ John F. Lehman, Jr, *Command of the Seas* (Charles Scribner's Sons, 1993).

⁶ Colin Powell, with Joseph Persico, *My American Journey* (Random House, 1995).

⁷ Lou Cannon, *President Reagan: The Role of a Lifetime* (Touchstone/Simon and Schuster, 1991).

⁸ Lou Cannon, *Governor Reagan: His Rise to Power* (Public Affairs, 2003).

⁹ Max Boot, *Reagan: His Life and Legend* (Liveright, 2024).

¹⁰ Peter Baker and Susan Glasser, *The Man Who Ran Washington: The Life and Times of James A. Baker III* (Doubleday, 2020).

¹¹ Don Oberdorfer, *The Turn, from Cold War to the New Era: The United States and the Soviet Union, 1983-1990* (Poseidon Press, 1991).

ガンがその対ソ姿勢を在任中に転換したことは大きな論点であり続けてきたが、一方で転換の過程や背景に着目した研究も登場している¹²。レーガンの国防政策、特に軍拡に焦点を当てた研究も発表されており、例えばアメリカ政治・軍事史を専門とするダニエル・ワールズ (Daniel Wirls) の著作が高く評価されている¹³。

米ソ冷戦が収束した過程の視点から、レーガンの位置付けや役割を取り上げた作品も数多く発表されている。冷戦末期に関する詳細な文献案内はその分野の専門家に譲るが、例えば冷戦史研究の第一人者であるジョン・ルイス・ギャディス (John Lewis Gaddis) の研究はその嚆矢であろう¹⁴。また、政治学者・歴史学者であると同時に豊富な実務経験を有するレイモンド・ガーソフ (Raymond Garthoff) による研究は¹⁵、米ソ関係がデタントから再び対立に転向する過程を詳細に分析したものとして名声を博している。

4. 1980年代のアメリカの軍事行動を扱う諸研究

アメリカが1980年代に実行した個別の軍事行動については、その前後の時代に比べて小規模のものであったためもあって、個別の紛争を取り上げた研究はあまり見当たらないが、個々の地域に対するアメリカの外交および国防政策を分析した著作の中で検討されることが多い。例えば、1980年代のアメリカの中東政策を分析した研究として、ピーター・ハーン (Peter Hahn) による一連の研究がある¹⁶。ハーンの研究においては、アメリカの中東政策全般の他、レバノン介入やリビアへの空爆、イスラム原理主義の脅威の台頭に対するアメリカの初期の対応など、個別の争点についても綿密に考察されている。

また、いくつかの紛争については個別の著作も散見される。中でもグレナダ侵攻作戦の背景と実行について、フィリップ・クキエルスキ (Philip Kukielski) の著作は¹⁷、基本的に事実関係を中心としているものの、手際よく整理されており、同作戦の理解に欠かせない文献である。

¹² Beth A. Fisher, *The Reagan Reversal: Foreign Policy and the End of the Cold War* (University of Missouri Press, 2000); James Mann, *The Rebellion of Ronald Reagan: A History of the End of the Cold War* (Viking Penguin, 2009).

¹³ Daniel Wirls, *Buildup: The Politics of Defense in the Reagan Era* (Cornell University Press, 1992).

¹⁴ John Lewis Gaddis, *The United States and the End of the Cold War: Implications, Reconsiderations, Provocations* (Oxford University Press, 1992).

¹⁵ Raymond L. Garthoff, *Détente and Confrontation: American-Soviet Relations from Nixon to Reagan*, Revised Edition (The Brookings Institution, 1994).

¹⁶ Peter L. Hahn, *Crisis and Crossfire: The United States and the Middle East Since 1945* (Potomac Books, 2005); Peter L. Hahn, *Missions Accomplished?: The United States and Iraq Since World War I* (Oxford University Press, 2011).

¹⁷ Philip Kukielski, *The U.S. Invasion of Grenada: Legacy of a Flawed Victory* (McFarland and Inc., 2019)

初 出 一 覧

- 第 I 部 総論——転換期としての 1980 年代
- 第 1 章 戦争史研究会（防衛研究所戦史研究センター、2021 年 1 月 29 日）での講演原稿を基に訳出
- 第 II 部 ベトナム戦争後のアメリカ軍の変革と実践
- 第 2 章 木下幸祐「将校の育成とミリタリープロフェッショナルリズム——1970 年代の米国陸軍指揮幕僚大学における教育哲学の変化」防衛研究所編『安全保障戦略研究』第 3 巻第 1 号（2023 年 2 月）を基に作成
- 第 3 章 木下幸祐「1980 年代のアメリカ陸軍指揮幕僚大学における教育改革——学究と思索を重視する教育への変革はどのように成し遂げられたのか」防衛研究所編『安全保障戦略研究』第 4 巻第 1 号（2023 年 12 月）を基に作成
- 第 4 章 新福祐一「1980 年代後半におけるアメリカ陸軍の低強度紛争の認識と取組——『平時不測事態作戦』の概念と適用を中心に」防衛研究所編『安全保障戦略研究』第 5 巻第 1 号（2024 年 12 月）を基に作成
- 第 5 章 新福祐一「1980 年代におけるアメリカ軍の LIC 研究——陸軍と空軍の LIC 協同研究を中心に」防衛研究所編『安全保障戦略研究』第 6 巻第 1 号（2025 年 12 月）を基に作成
- 第 6 章 書き下ろし
- 第 7 章 書き下ろし
- 第 8 章 書き下ろし
- 第 III 部 アメリカ外交の展開と同盟関係の発展
- 第 9 章 伊藤頌文「西欧安全保障における「包括化」の胎動と普遍的価値——1970～80 年代の地中海情勢を焦点に」防衛研究所編『安全保障戦略研究』第 4 巻第 2 号（2024 年 3 月）を基に作成

第 10 章 書き下ろし

第 11 章 書き下ろし

第 12 章 書き下ろし

第 IV 部 レーガン政権期のアメリカをめぐる研究動向

第 13 章 書き下ろし

執筆者一覧（執筆順）

ピーター・L・ハーン（Peter L. Hahn） 第1章

オハイオ州立大学 歴史学部 特別教授

進藤 裕之 第1章（翻訳）、第13章

防衛研究所戦史研究センター 戦史研究室 主任研究官

前・国際紛争史研究室長

木下 幸祐 第2章、第3章

陸上自衛隊 教育訓練研究本部

前・防衛研究所戦史研究センター 国際紛争史研究室 所員

新福 祐一 第4章、第5章

防衛研究所戦史研究センター 国際紛争史研究室 所員

小橋 整治 第6章、第7章

元・防衛研究所戦史研究センター 国際紛争史研究室 所員

吉田 ゆかり 第8章

航空自衛隊幹部学校 主任教官

前・防衛研究所戦史研究センター 国際紛争史研究室 主任研究官

伊藤 頌文 第9章、第10章

防衛研究所戦史研究センター 国際紛争史研究室 主任研究官

石原 明德 第11章

防衛研究所戦史研究センター 国際紛争史研究室 所員

石田 智範 第12章

防衛研究所戦史研究センター 国際紛争史研究室 主任研究官

轉換期としての 1980 年代

発行日 令和 8 年 3 月 31 日
編 集 防衛研究所戦史研究センター
発 行 防衛省防衛研究所
〒162-8808
東京都新宿区市谷本村町 5 番 1 号
電話 03-3268-3111 (代表)
ISBN 978-4-86482-164-3

©無断転載を禁ず

NIDS

The 1980s as a Period of Transition: Post-Vietnam War America and the National Security Environment

March 2026

